

升2M-57

78
92

新撰百科全書
第四拾卷

林儀一郎 著
改正
法學
民事訴訟法釋義
全

明治
41 7 8
内交

改正 民事訴訟法釋義目次

第一編 總則	一
第一章 裁判所	一
第一節 裁判所ノ事物ノ管轄	一
第二節 裁判所ノ土地ノ管轄(裁判籍)	二
第三節 管轄裁判所ノ指定	五
第四節 裁判所ノ管轄ニ付テノ合意	六
第五節 裁判所職員ノ廢斥及ヒ恩滿	六
第六節 檢事ノ立會	八
第二章 當事者	九
第一節 訴訟能力	九
第二節 共同訴訟人	一〇
第三節 第三者ノ訴訟參加	一
第四節 訴訟代理人及ヒ輔佐人	一四
第五節 訴訟費用	一七
第六節 保証	二〇
第七節 訴訟上ノ救助	二一
第三章 訴訟手續	三三

第一節 口頭辯論及準備書面	三三
第二節 送達	三〇
第三節 期日及期間	三四
第四節 懈怠ノ結果及原狀回復	三七
第五節 訴訟手續ノ中断及中止	三八
第二編 第一審ノ訴訟手續	四〇
第一章 地方裁判所ノ訴訟手續	四〇
第一節 判決前ノ訴訟手續	四〇
第二節 判決	四八
第三節 兩席判決	五一
第四節 計算事件、財産分別及此ニ類スル訴訟ノ準備手續	五五
第五節 證據調ノ規則	五六
第六節 人證	五九
第七節 鑑定	六六
第八節 書證	六九
第九節 檢證	七四
第十節 當事者本人ノ訊問	七四
第十一節 證據保全	七五
第二章 區裁判所ノ訴訟手續	七六

第一節 通常ノ訴訟手續	七六
第二節 督促手續	七八
第三編 上訴	八一
第一章 控訴	八一
第二章 上告	八七
第三章 抗告	九一
第四編 再審	九四
第五編 證書訴訟及ヒ爲替訴訟	九八
第六編 強制執行	一〇〇
第一章 總則	一〇〇
第二章 金錢ノ債權ニ付テノ強制執行	一〇六
第一節 動産ニ對スル強制執行	一〇六
第一款 通則	一〇六
第二款 有體動産ニ對スル強制執行	一〇六
第三款 債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強制執行	一一二
第四款 配當手續	一二八
第二節 不動産ニ關スル強制執行	一三一
第一款 通則	一三一
第二款 強制競賣	一三一

第三款 強制管理	一四六
第三節 船舶ニ對スル強制執行	一四八
第三章 金銀ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ付テノ強制執行	一五〇
第七編 公債官手續	一五七
第八編 仲裁手續	一六一
民事訴訟法施行條例	一六五

民事訴訟法釋義目次終

民事訴訟法釋義 (二十三年法律第二十九號)

- 註釋
- 一 裁判所ガ、事物ノ管轄ヲナスニ就テハ、裁判所構成法ニ定ムル所ニ從フベキモノトス。
 - 二 訴訟物ノ價額トハ、裁判所ニ訴ヘ出ヅベキ其ノ價額ヲ指ス。
 - 三 前條ノ價ハ、訴ヲナス日ノ價ニ依ルモノニシテ、之ニ依リテ算定スルナリ。
 - 五 第一項ノ債權ノ擔保トハ、例ヘバ金錢ヲ貸シテ、之ガ質物ニ提供セラレタル物件ノ如キヲ云フ。
 - 六 第二項ノ地役、役地等ハ、民法ニ詳解ス。

第一章 總則	
第一節 裁判所ノ管轄	
第一條 裁判所ノ事物ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定ニ從フ	
第二條 訴訟物ノ價額ニ依リ管轄ノ定ムルトキハ以下數條ノ規定ニ從フ	
第三條 訴訟物ノ價額ハ起訴ノ日ニ於ケル價額ニ依リテ算定ス	
第四條 損害賠償及ヒ訴訟費用ハ法律上相牽連スル主タル請求ニ附帶シ一ノ訴ヲ以テ請求スルトキハ之ヲ算入セス	
第五條 一ノ訴ヲ以テ數回ノ請求ヲ爲ストキハ前條第二項ニ掲グルモノヲ除ク外其額ヲ算合ス	
第六條 本訴ト反訴トノ訴訟物ノ價額ハ之ヲ合算セス	
第七條 債權ノ擔保又ハ債權ノ擔保ヲ爲スルタル物權力訴訟物ナルトキハ其債權ノ額ニ依ル	
第八條 債權ノ目的物ノ價額算キトキハ其額ニ依ル	
第九條 地役力訴訟物ナルトキハ要役地ノ地役ニ依リ得ル所ノ價額ニ依ル但地役ノ爲メ承役地ノ價額ノ減シタル額力要役地ノ地役ニ依リ得ル所ノ價額ヨリ多キトキハ其減額ニ依ル	
第十條 賃貸借又ハ永賃借ノ契約ノ有無又ハ其時期力訴訟物ナルトキハ爭アル時期ニ當ル借賃ノ額ニ依ル但一個年借賃ノ二十倍ノ額力右ノ額ヨリ算キトキハ二十倍ノ額ニ依ル	

定トハ、眞偽、其否等ヲ目キ
キスルコト、

八 管轄達トハ、裁判所ハ、
ソレノ事件ヲ裁判スルニ、
管轄アリ、例ハ地方裁判所
ノ管轄ナルニ、區裁判所ニテ
裁判スルカ如キチ云フ。

裁判確定トハ、裁判所ニ於テ
言渡サレタルコトガ、或ル期
間内ニ、不服ナレバ控訴又ハ
上告ヲナスコトヲ得ルモノナ
ルニ、其ノ期間ノ過ぎ去ルト
キハ、其ノ言渡サレタルコト
ハ、始メテ確定シテ、動カス
ベカラザルモノトナルコトヲ
云フ。

第二節 裁判所ノ土地ノ
管轄トハ、裁判所ガ、管
轄ナシ居ル所ノ土地ヲ云

第四 定時ノ供給又ハ收益ニ付テノ權利ガ訴訟物ナルトキハ、一个年收入ノ二十倍ノ額ニ依
ル但收入額ノ期限定マリタルモノニ付テハ其將來ノ收入ノ總額カ二十倍ノ額ヨリ寡キト
キハ其額ニ依ル

第六條 訴訟物ノ價額ハ必要ナル場合ニ於テハ第三條乃至第五條ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ意見ヲ
以テ之ヲ定ム

裁判所ハ申立ニ因リ證據調ナ命シ又ハ職權ヲ以テ檢證若クハ鑑定ヲ命スルコトヲ得

第七條 地方裁判所ノ判決ニ對シテハ其事件カ區裁判所ノ事務ノ管轄ニ屬ス可キ理由ナリ以テ不
服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第八條 事物ノ管轄ニ付キ區裁判所又ハ地方裁判所カ管轄達ナリト宣言シ其裁判確定シタルト
キハ此裁判ハ後ニ其事件ノ繫屬ス可キ裁判所ヲ結束ス

第九條 地方裁判所カ事物ノ管轄達ナリトシテ訴ヲ却下スルトキハ原告ノ申立ニ因リ同時ニ判
決ヲ以テ原告ノ指定シタル自己ノ管轄内ノ區裁判所ニ其訴訟ヲ移送ス可シ

區裁判所カ事物ノ管轄達ナリトシテ訴ヲ却下スルトキハ同時ニ判決ヲ以テ其訴訟ヲ所屬ノ地
方裁判所ニ移送ス可シ

移送ノ申立ハ判決ニ接シテ口頭辯論ノ終結前ニ之ヲ爲ス可シ
移送言渡ノ判決確定シタルトキハ其訴訟ハ移送ヲ受ケタル裁判所ニ繫屬スルモノト看做ス

第十條 第二節 裁判所ノ土地ノ管轄(裁判籍)
人ノ普通裁判籍ハ其住所ニ依リテ定マル

普通裁判籍アル地ノ裁判所ハ其人ニ對スル總テノ訴ニ付キ管轄ヲ有ス但訴ニ付キ專屬裁判籍

ノ。

一〇 人が訴訟ヲナスハ、何
レノ裁判所ニナスベキヤト云
フニ、其ノ人ノ住所ニヨリテ
定マルモノトス。例ハ東京
ニ住ムモノハ、東京ノ裁判所
ヲ以テ、普通ノコトトスルガ
如シ。

一三 内國ニ住所ヲ有セザル
者ノ普通裁判籍トハ、日本帝
國內ノ土地ニ住所ナキ人々ノ
普通裁判所ト云フコト。

一四 第二項ノ私ノ法人トハ
人民ノ私上ノ法人ト云フコト
法人トハ、法律上ノ人ト云フ
コトニテ、會社ノコトキモノ
チ云フ。

一五 營業使用人トハ、商工
業ヲナスニ付キテ、夫等ノ人

ヲ定メサル場合ニ限ル

第十一條 軍人、軍屬ノ裁判籍ニ付テハ兵營地若クハ軍總定所ヲ以テ住所トス但此規定ハ備
備、後備ノ軍籍ニ在ル者及ヒ兵役義務履行ノ爲メノミニ服役スル軍人、軍屬ニ之ヲ適用セシ
第十二條 外國ニ在ル本邦ノ公使及公使館ノ官吏並ニ其家族、從者ノ裁判籍上ノ住所ハ本邦ニ
於テ本人ノ最後ニ有セシ住所ナリトス此住所ナキモノニ付テハ司法大臣ノ命令ヲ以テ豫メ定
ムル東京内ノ區ヲ以テ其住所ナリトス

第十三條 内國ニ住所ヲ有セザル者ノ普通裁判籍ハ本人ノ現在地ニ依リテ定マル若シ其現在地
ノ知レサルカ又ハ外國ニ在ルトキハ其最後ニ有セシ内國ノ住所ニ依リテ定マル

然レトモ外國ニ住所ヲ有スル者ニ對シテハ内國ニ於テ生シタル權利關係ニ限リ前項ノ裁判籍
ニ於テ訴ヲ起スコトヲ得

第十四條 國ノ普通裁判籍ハ訴訟ニ付キ國ヲ代表スル官廳ノ所在地ニ依リテ定マル但訴訟ニ付
キ國ヲ代表スルニ付テノ規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公又ハ私ノ法人及ヒ其資格ニ於テ訴ヘラレ、コトヲ得ル會社其他ノ社團又ハ財團等ノ普通裁
判籍ハ其所在地ニ依リテ定マル此所在地ハ別段ノ定ナキトキハ事務所所在ノ地トス若シ事務
所ナキトキハ多數所ニ於テ取扱ノトキハ其首長又ハ事務擔當者ノ住所ヲ以テ事務所ト看做ス

第十五條 生徒、雇人、營業使用人、職工、習業者其他性質上一定ノ地ニ永ク寓在ス可キ者ニ
對スル財産權上ノ請求ニ付テノ訴ハ其現在地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得

兵役義務履行ノ爲メノミニ服役スル軍人、軍屬ニ對シテハ其兵營地若クハ軍總定所ノ裁判
所ニ前項ノ訴ヲ起スコトヲ得

兵營地若クハ軍總定所ノ裁判
所ニ前項ノ訴ヲ起スコトヲ得

ノ使ヘル人々。
軍艦警備所トハ、軍艦ノ艦籍
アル土地ノコト。
一六 直接ニ取引チナス店舖
トハ、イカニ營業上ノ取引チ
行フ店ト云フコト。
一八 契約ノ成立トハ、或ル
事ガラチ約束スルニ、其ノ事
ノ成立ツコト。
一九 社員タル資格ニ基ク請
求ノ訴トハ、社員タル資格ヲ
以テ、或ル事ヲ請求スルニツ
キテ、之ヲ裁判所ニ訴フルコ
トナリ。
二一 執達吏トハ、裁判上ニ
カカル書類ノ送達、強制執行
等チナス役目ノ人。
二二 第一審裁判所トハ、始
メテ訴訟ヲ裁判スル所。即チ

第十六條 製造、商業其他ノ營業ニ付キ直接ニ取引チ爲ス店舖ヲ有スル者ニ對シテハ其店舖所
在地ノ裁判所ニ營業上ニ關スル訴訟ヲ起スコトヲ得
前項ノ裁判所ハ住家及ヒ農業用建物アル地所ヲ利用スル所有者、用益者又ハ賃借人ニ對スル
訴訟ニ付テモ亦之ヲ適用ス但此訴カ地所ノ利用ニ付テノ權利關係ヲ有スルトキニ限ル
第十七條 内國ニ住所チ有セサル債務者ニ對スル財産權上ノ請求ニ付テノ訴ハ其財産又ハ訴チ
爲シテ請求スル物ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得債權ニ付テハ債務者(第三債務者)ノ
住所ヲ以テ其財産ノ所在地トス又債權ニ付キ物カ擔保ノ責ヲ負フトキハ其物ノ所在地ヲ以テ
財産ノ所在地トス
第十八條 契約ノ成立若クハ不成立ノ確定又ハ其履行若クハ解除、廢罷、解除又ハ其不履行若
クハ不十分ノ履行ニ關スル賠償ノ訴ハ其訴訟ニ係ル義務ヲ履行ス可キ地ノ裁判所ニ之ヲ起ス
コトヲ得
第十九條 會社其他ノ社團ヨリ社員ニ對シ又ハ社員ヨリ社員ニ對シ其社員タル資格ニ基ク請求
ノ訴ハ其會社其他ノ社團ノ普通裁判所アル地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得
第二十條 不正ノ損害ノ訴ハ責任者ニ對シ其行為ノ有リタル地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得
第二十一條 辯護士又ハ執達吏ノ手数料及ヒ立替金ニ付キ委任者ニ對スル訴ハ訴訟物ノ價額ノ
多寡ニ拘ハラズ本訴訟ノ第一審裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得
第二十二條 不動産ニ付テハ其所在地ノ裁判所ハ總テ不動産上ノ訴訟ニ本權並ニ占有ノ訴及ヒ
分割並ニ境界ノ訴ヲ專ラニ管轄ス
地役ニ付テハ本權地所在地ノ裁判所專ラニ之ヲ管轄ス

小事件ニ付テハ、區裁判所ガ
第一審裁判所トナルガ如シ。
第二審トハ、控訴裁判所チ云
フ、控訴院ニアラズ。區裁判
所ノ判決ニ服セザルモノハ、
地方裁判所ニ控訴スルコトヲ
得ルモノニシテ、此ノ場合ニ
於テハ、地方裁判所ハ、控訴
ノ裁判所トナルガ如キ、其ノ
一例ナリ。
二二 不動産ニ付テ、訴ヲ起
スニハ、不動産ノ所在地ノ裁
判所ガ、之ヲ管轄スルモノナ
リ。
二六 管轄裁判所ヲ指定スル
ハ、裁判所構成法ニ定メタル
所ノ外、尙ホ其ノ不動産上ニ
カカル裁判籍ニ訴ヲ起スベキ
場合ニ於テ、不動産ガ、數個

第二十三條 不動産上ノ裁判籍ニ於テハ債權ノ擔保ヲ爲ス從タル物權ニ基ク不動産上ノ訴ニ附
帶シテ同一被告ニ對スル債權ノ訴ヲ起スコトヲ得
不動産上ノ裁判籍ニ於テハ不動産ノ所有者若クハ占有者ニ對スル人権ノ訴ハ不動産ニ加ヘ
タル損害ノ訴ヲ起スコトヲ得
第二十四條 相続他、遺贈其他死亡ニ因リテ效果チ生スル處分ニ基ク請求ノ訴ハ遺產者死亡ノ
時普通裁判籍ノ有セス裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得
相續裁判籍ニ於テハ遺產債權者ヨリ遺產者又ハ相續人ニ對スル請求ノ訴ヲ起スコトヲ得但遺
産ノ全部又ハ一分カ其裁判所ノ管轄區内ニ存在スルトキニ限ル
第二十五條 第二十二條ノ規定ヲ除ク外原告ハ數箇ノ管轄裁判所ノ中ニ就キ選擇チ爲スコトヲ
得
第三節 管轄裁判所ノ指定
第二十六條 管轄裁判所ノ指定ハ裁判所構成法ニ定メタル場合ノ外尙ホ不動産上ノ裁判籍ニ訴
ヲ起ス可キ場合ニ於テ不動産力數箇ノ裁判所ノ管轄區内ニ散在スルトキハ亦之ヲ爲ス
第二十七條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請チ爲ス場合及ヒ其決定チ爲ス裁判所ハ裁判所構成法
第十條ノ規定ニ從フ
第二十八條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ其申請ニ付キ管轄權ヲ有ス
ル裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得
右裁判所ハ口頭辯論ヲ經シテ其申請ヲ決定ス
管轄裁判所ヲ定メタル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

ノ裁判所ノ管轄區域内ニ散在
スルトキニ於テモ、亦之ヲナ
スナリ。

三三 裁判官ハ、職務ノ執行

ヨリ除カル、コトアリ。此ノ
規定ハ、或ヒハ判事其ノ人ガ
勤モスレバ、偏頗ノ慮置ナ
サシコトヲ恐レタルナリ、假
令其ノ憂ナシトスルモ、之ガ
裁判ヲ受クルモノ、無關係ノ
一方ヲシテ疑念ヲ懷カシムル
ノ嫌ヒアレバナリ。

三三 判事ガ、法律ニ依リテ

職務ノ執行ヨリ除斥セラレ
トキト、又、偏頗ノ裁判ナ
サズヤトノ恐レアルトキハ、
當事者ハ、其ノ判事ニ忌避ス
ルコトヲ得ルナリ。忌避トハ
此ノ判事ノ裁判ヲ受クルコト

第四節 裁判所ノ管轄ニ付テノ合意

第二十九條 第一審裁判所ハ當然管轄權ヲ有セサルモ當事者ノ合意ニ因リ管轄權ヲ有ス但此面
ヲ以テ合意ヲ爲シ且其合意カ一定ノ權利關係及ヒ其權利關係ヨリ生スル訴訟ニ係ルトキニ限
ル

第三十條 被告カ管轄權ノ申立ヲ爲サスシテ本案ノ口頭辯論ヲ爲ストキハ亦前條ト同一ノ效
力ヲ生ス

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ第二十九條及ヒ第三十條ノ規定ヲ適用セス

- 第一 財産權上ノ請求ニ非サル訴訟ニ係ルトキ
- 第二 專屬管轄ニ屬スル訴ナルトキ
- 第五節 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避

第三十二條 判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ除斥セラレ可シ

- 第一 判事又ハ其婦カ原告若クハ被告タルトキ又ハ訴訟ニ係ル請求ニ付キ當事者ノ一方若
クハ雙方ト共同權利者共同義務者、若クハ償還債務者ノ關係ヲ有スルトキ
- 第二 判事又ハ其婦カ當事者ノ一方若クハ雙方又ハ其配偶者ト親屬アルトキ但姻族ニ付テ
ハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ
- 第三 判事カ同一ノ事件ニ付キ證人若クハ鑑定人ト爲リテ訊問ヲ受クルトキ又ハ訴訟代理
人タル任ヲ受クルトキ若クハ受ケタルトキ又ハ法律上代理人ト爲ス權利ヲ有スルトキ若
クハ之ヲ有シタルトキ
- 第四 判事カ不服ノ申立アル裁判ヲ前審又ハ仲裁ニ於テ爲スニ當リ判事又ハ仲裁人トシテ

ヲ欲セザルトキニノミ之ガ申
立ヲナシ得ルナリ。

偏頗ナル裁判ヲナスナルベシ
トテ之ヲ忌避スルハ、判事ガ
公平ナラザル裁判ヲナスコト
ヲ疑フニ足ルベキ事情アルト
キニ限リテ、之ヲナスコトヲ
得ルモノナリ。

三六 忌避セラレタル判事ガ、

合議裁判所ニ屬スルモノナル
トキハ、其ノ裁判所ハ、忌避
ニ付テノ申請ヲ裁判スルモノ
ナリ、而シテ其ノ忌避セラレ
タル判事ハ、其ノ裁判ニ參與
スルコトヲ得ザルナリ。合議
裁判所トハ、地方裁判所以上
ノ裁判所ヲ云フ。

三七 忌避ノ申請ニ就テノ裁

判ハ、別ニ口頭辯論ヲナサズ

干與シタルトキ但此場合ニ於テ判事ハ受命判事又ハ受託判事トシテハ職務ノ執行ヨリ除
斥セラレトコト無シ

第三十三條 判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレトキ及ヒ偏頗ノ恐アルトキハ總テ
ノ場合ニ於テ各當事者ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

偏頗ノ忌避ハ判事ノ不公平ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ事情アルトキ之ヲ爲スコト
ヲ得

第三十四條 判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレ、場合ニ於ケル判事ノ忌避ハ其訴訟
ノ如何ナル程度ニ在ルテ問ハス之ヲ爲スコトヲ得

偏頗ノ恐アル場合ニ於テハ原告若クハ被告其覺知シタル忌避ノ原因ヲ主張セシテ判事ノ面
前ニ於テ申立ヲ爲シ又ハ相手方ノ申立ニ對シ陳述ヲ爲シタル後ハ其判事ヲ忌避スルコトヲ得
ス

第三十五條 忌避ノ申請ハ判事所屬ノ裁判所ニ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

忌避ノ原因ハ之ヲ説明スルコトヲ要ス忌避セラレタル判事ノ職務上ノ陳述ハ其説明ノ用ニ充
ツルコトヲ得

原告若クハ被告カ判事ノ面前ニ於テ申立ヲ爲シ又ハ相手方ノ申立ニ對シ陳述ヲ爲シタル後其
判事ニ對シ偏頗ノ忌避ヲ爲ストキハ忌避ノ原因其後ニ生シ又ハ之ヲ其後ニ覺知シタルコトヲ
説明ス可シ

第三十六條 忌避セラレタル判事合議裁判所ニ屬スルトキハ其裁判所忌避ノ申請ヲ裁判ス但忌
避セラレタル判事ハ其裁判ニ參與スルコトヲ得ス

シテ之ヲナスコトヲ得ルモノナリ。而シテ其ノ忌避セラレタル判事ハ、職務上之ガ意見ヲ述ベザルベカラズ。口頭辯論トハ、法廷ニ於テ、一告ト被告ガ、其ノ訴訟ニ付テ、之ヲ辯論スルモノナリ。

三九 忌避セラレタル所ノ判事ハ、忌避事件ノ完結ハルマデハ、總テノ行爲ヲナスベカラズ。然レドモ、偏頗ノタメナリトテ忌避セラレタル判事ナルトキハ、猶豫スベカラザル行爲ヲナスベキモノトセリ。

若シ其裁判所在判事ノ退去ニ因リ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ直近上級ノ裁判所其申請ヲ裁可ス

區裁判所判事忌避セラレタルトキハ上級ノ地方裁判所其申請ヲ裁可ス若シ區裁判所判事カ忌避ノ申請ヲ正當ナリト爲ストキハ裁判ヲ要セス

第三十條 忌避ノ申請ニ付テハ口頭辯論ヲ經シテ之ヲ爲スコトヲ得忌避セラレタル判事ハ先ツ申請ノ理由ニ付キ職務上意見ヲ述フ可シ

第三十一條 忌避ノ申請ヲ正當ナリト宣言スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス其申請ヲ不當ナリト宣言スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 忌避セラレタル判事ハ忌避申請ノ完結スルマテ總テノ行爲ヲ進メ可シ然レトモ偏頗ノ爲ニ忌避セラレタル判事ハ猶豫ス可カラザル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 忌避申請ノ管轄裁判所ハ其申請アラサルモ忌避ノ原因タル事情ニ付キ判事ヨリ申出アルトキ又ハ他ノ事由ヨリシテ判事カ法律ニ依リ除斥セラルル疑アルトモ亦裁判ヲ爲ス

第三十四條 此裁判ハ豫メ當事者ヲ審訊セシメテ之ヲ爲ス又其裁判ハ之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要セス

第三十五條 本節ノ規定ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス

第六節 檢事ノ立會

第四十二條 檢事ハ左ノ訴訟ニ付キ意見ヲ述フル爲メ其口頭辯論ニ立會フ可シ

第一 公ノ法人ニ關スル訴訟

第二 婚姻ニ關スル訴訟

第三 夫婦間ノ財産ニ關スル訴訟

裁判所ガ、之ヲナスベキモノナリ。

四二 普通ノ民事訴訟ニハ、檢事ノ立會スルコトナキモ、或ル場合ニ於テハ、意見ヲ述ブルガ爲メニ、其ノ口頭辯論ニ立會フコトヲナスナリ。其ノ場合ハ、本條ニ之ヲ規定セラレタリ。

七 失踪者トハ、家出ノママニテ、其ノ行方ノ知レザルモノ。相續人虧缺トハ、相續スベキ人ノナキコトヲ云フ。

九 冊審トハ、同一事件ヲ再ビ審理スルコトヲ云フ。一事不再理トテ、一事件ヲ再ビ審理セザルハ、法律ノ原則ナレドモ、或ル場合ニ

第四 親子若クハ養親子ノ分限其他遺テ人ノ分限ニ關スル訴訟

第五 無能力者ニ關スル訴訟

第六 養料ニ關スル訴訟

第七 失踪者及ヒ相續人虧缺ノ遺產ニ關スル訴訟

第八 證書ノ偽造若クハ變造ノ訴訟

第九 再審

檢事ノ陳述ハ當事者ノ辯論終リタルトキ之ヲ爲ス

當事者ハ檢事ノ意見ニ對シ事實ノ更正ノミニ付キ陳述ヲ爲スコトヲ得

第二章 當事者

第一節 訴訟能力

第四十三條 原告若クハ被告カ自ら訴訟ヲ爲シ又ハ訴訟代理人ヲシテ之ヲ爲シシム能力ト法律上代理人ニ依レル訴訟無能力者ノ代表ト法律上代理人カ訴訟ヲ爲シ又ハ一ノ訴訟行爲ヲ爲スニ付テノ特別授權ノ必要トハ民法ノ規定ニ從フ

第四十四條 外國人ハ自國ノ法律ニ從ヒ訴訟能力ヲ有セサルモ本邦ノ法律ニ從ヒ訴訟能力ヲ有スルモノナルトキハ之ヲ有スルモノト看做ス

第四十五條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス既權ヲ以テ訴訟能力、法律上代理人タル資格及ヒ訴訟ノ爲スニ必要ナル授權ニ欠缺ナキヤ否ヤヲ調査ス可シ

裁判所ハ遲滯ノ爲メ原告若クハ被告ノ危ルアリ且其欠缺ノ補正ヲ爲シ得ルモノト認ムルトキハ原告若クハ被告又ハ其法律上代理人ニ其欠缺ノ補正ヲ爲ス條件ヲ以テ一時訴訟ヲ爲スヲ許

於テハ、之ヲ再ビ審理スルコトアリ。之ヲ再審ト云フナリ。

四六 事件ノ緊要スベキ裁判所トハ、或ル事件ノカキテ關スベキ裁判所ト云フコトナリ。

四八 共同訴訟人トシテ、數人がトモニ訴テナシ、又ハ、訴テ受ケルコトヲ得ルモノナリ。之ヲ共同訴訟人ト云フナリ。

一 數人が、一ノ訴訟物ニツイテ、權利ノ共通セルトキ、又ハ、義務ノ共通セル地位ニ立テリシトキ。

二 何レモ同一ナル事實上及ビ法律上ノ原因ニ基ケル請求又ハ義務ガ、訴訟ノ目的物トナルトキ。

スコトヲ得此場合ニ於テ裁判所ハ欠缺補正ノ爲メ相當ノ期間ヲ定メ其期間ノ満了前ニ判決ヲ爲スコトヲ得。但其欠缺ノ補正ハ判決ニ接シテ口頭辯論ノ終結マテ之ヲ追完スルコトヲ得

第四十六條 訴訟無能力者又ハ相續人ノ未定ノ遺産又ハ不分明ナル相續人ニ對シ訴ヲ起ス可キ場合ニ於テ法律上代理人アラサルトキハ其事件ノ緊要ス可キ裁判所ノ裁判長ハ申立ニ因リ遲滞ノ爲ニ危密ノ恐アル場合ニ限リ特別代理人ヲ任ス可シ

右申請ハ亦面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此裁判ハ口頭辯論ヲ經フシテ之ヲ爲シ其裁判ハ申請人ニ之ヲ送達シ又申請ヲ認許シタルトキハ其任セラレタル特別代理人ニモ亦之ヲ送達ス可シ

申請ヲ却下スル裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得
裁判長ヨリ任セラレタル特別代理人ハ法律上代理人又ハ相續人ノ出頭スルマテ訴訟行為ニ付キ法律上代理人ノ權利及ビ義務ヲ有ス

第四十七條 第十五條ニ掲ケタル場合ニ於テ訴訟無能力者カ其現在地又ハ兵營地若クハ軍艦定點所ノ裁判所ニ訴ヲ受ク可キ場合ニ於テ其法律上代理人他ノ地ニ住スルトキハ遲滞ノ爲メ危害ナシト雖モ前條ノ規定ニ從ヒ特別代理人ヲ任スルコトヲ得

此他裁判ニ對シ抗告ヲ許ス規定ヲ除外シ前條ノ規定ヲ適用ス

第二節 共同訴訟人
第四十八條 左ノ場合ニ於テハ共同訴訟人トシテ數人カ共ニ訴ヲ爲シ又ハ訴ヲ受ケルコトヲ得

第一 數人カ訴訟物ニ付キ權利ノ共通若クハ義務ノ共通ノ地位ニ立ツトキ

第二 同一ナル事實上及ビ法律上ノ原因ニ基ク請求又ハ義務カ訴訟ノ目的物トナルトキ

第三 性質ニ於テ同種類ナル事實上及ビ法律上ノ原因ニ基ク同種類ナル請求又ハ義務カ訴訟ノ目的物トナルトキ

第四十九條 共同訴訟人ハ其資格ニ於テハ各別ニ相手方ニ對立シ其一人ノ訴訟行為及ビ懈怠又ハ相手方ヨリ其一人ニ對スル訴訟行為及ビ懈怠ハ他ノ共同訴訟人ニ利害ヲ及ボサス

第五十條 然レトモ總テノ共同訴訟人ニ對シ訴訟ニ係ル權利關係カ合一ノミ確定ス可キトキニ限リ左ノ規定ヲ適用ス

共同訴訟人中ノ或ル人ノ攻撃及ビ防禦ノ方法(證據方法ヲ包含ス)ハ他ノ共同訴訟人ノ利益ニ於テ效ヲ生ス

共同訴訟人中ノ或ル人カ争ヒ又ハ認諾セサルトキト雖モ總テノ共同訴訟人カ悉ク争ヒ又ハ認諾セサルモノト看做ス

共同訴訟人中ノ或ル人ノミカ期日又ハ期間ヲ懈怠シタルトキハ其懈怠シタル者ハ懈怠セサル者ニ代理ヲ任シタルモノト看做ス

然レトモ懈怠シタル共同訴訟人ニハ其懈怠セサル場合ニ於テ爲ス可キ總テノ送達及ビ呼出ヲ爲スコトヲ要ス其懈怠シタル共同訴訟人ハ何時アリトモ其後ノ訴訟手續ニ再ヒ加ハルコトヲ得

第三節 第三者ノ訴訟參加
第五十一條 他人ノ間ニ權利拘束ト爲リタル訴訟ノ目的物ノ全部又ハ一部分ヲ自己ノ爲メニ請求スル第三者ハ本訴訟ノ權利拘束ノ終ニ至ルマテ其訴訟カ第一審ニ於テ緊要シタル裁判所ニ當事人雙ルニ對スル訴(主參加)ヲ爲シテ其請求ヲ主張スルコトヲ得

的物トナルトキ。

性質上ニ於テ、同一ノ種類ニ屬スル所ノ事實上ノ法律上下ノ原因ニ基ケル同一ノ種類ナル請求又ハ義務ガ、訴訟ノ目的物トナレリシトキ。

第三節 第三者ノ訴訟參加
加トハ、當事者以外ノ人が、其ノ訴訟ニツキテ、之ニ參加スルコトヲ云フ

五二 權利拘束トハ、行ヒ得ベキ權利トイヘドモ、之ヲ拘束シテ行ハシメザルコトヲ云フ。

中止ノ申請トハ、裁判ヲ中止スベキ様、之ヲ裁判所ニ申出ゾルコト。

五三 他人ノ間ニ於テ、權利

ノ拘束トナリタル訴訟ニ於テ、之が其ノ一方時テ、權利上、利害ノ關係ヲ有スルモノハ、其ノ訴訟ガ、目下如何ニ進行ヒシヤ、更ニ是等ニ拘ハラズ、權利拘束ノ繼續シツ、アル間ニアテハ、其ノ一方ヲ補助スルガ爲メニ、之ニ附隨スルコト得ルナリ。

五四 從參加トハ、一方ヲ補助スルガ爲メノモノナリ。

五五 從參加人ハ、訴訟ヨリ脱退セルトキト雖モ、其ノ補助シタル原告又ハ被告トノ關係ニ於テハ、其ノ訴訟ノ確定裁判ヲ以テ、之ヲ不當ノモノナリト主張スルコトヲ得ザルナリ。

從參加人ハ其ノ附隨ノトキニ

第三者方原告及ヒ被告ノ共謀ニ因リ自己ノ債權ニ損害ヲ生スルコトヲ主張スルトキモ亦同シ
第五十二 本訴訟ハ第一審 審判スルト上級審ニ繫屬スルトキハ原告被告、若クハ第三者ノ中立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ主參加ニ付テノ權利拘束ノ終ニ至ルマテ之ヲ中止スルコトヲ得

中止ノ申請ハ書面スルコトヲ以テ本訴訟ノ繫屬スル裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得
決定ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
中止ヲ命スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 他人ノ間ニ權利拘束ト爲リタル訴訟ニ於テ其一方ノ勝訴ニ依リ權利上利害ノ關係ヲ有スル者ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハズ權利拘束ノ繼續スル間ハ其一方ヲ補助(從參加)スルガ爲メニ之ニ附隨スルコトヲ得

第五十四條 從參加人ハ其附隨スル時ニ於ケル訴訟ノ程度ヲ妨ケザル限リハ其主タル原告若クハ被告ノ爲ニ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ適用シ且總テノ訴訟行為ヲ有效ニシテ殊ニ主タル原告若クハ被告ノ爲メニ存スル期間内ニ故障、支拂命令ニ對スル異議又ハ上訴ヲ爲ス權利ヲ有ス
從參加人陳述及ヒ行為ト主タル原告若クハ被告ノ陳述及ヒ行為ト相抵觸スル場合ニ於テハ主タル原告若クハ被告ノ陳述及ヒ行為ヲ以テ標準ト爲ス但民法ニ於テ此ニ異ナル規定アルトキハ此限ニ在ラス

第五十五條 從參加人ハ訴訟ヨリ脱退シタルトキト雖モ其補助シタル原告若クハ被告トノ關係ニ於テハ其訴訟ノ確定裁判ヲ不當ナリト主張スルコトヲ得
從參加人ハ其附隨ノ時ノ訴訟ノ程度ニ因リ又ハ主タル原告若クハ被告ノ所爲ニ因リ攻撃及ヒ

訴訟ノ程度ニ因リトハ、從參加人ハ、補助スルべき訴訟ガ、如何ナル程度ニアルカ、其ノ度合ニ依リト云フコト。

五六 從參加人ナスニハ、補助スルべき訴訟ノ屬シ居レル所ノ裁判所ニ之ヲ申請スルモノトス。

此ノ申請書ニハ、訴訟ノ當事者、訴訟ヲ表示シ、又、一定ノ利害關係及ビ附隨セントスル所ノ陳述ヲ開示セザルベカラズ。

五八 從參加人ハ、原告、被告ノ承諾ヲ得テ、其ノ附隨セラル原告又ハ被告ニ代ハリテ、其ノ訴訟ヲ擔任スルコトヲ得ルナリ、此ノ場合ニ於テハ、原告若クハ被告ガ、申立ニ

妨礙ノ方法ヲ適用スルコトヲ妨ケラレルトキ又ハ主タル原告若クハ被告ガ從參加人ノ當時知ラザリシ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ故意又ハ重過失ニ因リ適用セザリトキニ限リ其補助シタル原告若クハ被告ガ訴訟ヲ不十分ニ爲シタルト主張スルコトヲ得

第五十六條 從參加人ハ本訴訟ノ繫屬スル裁判所ニ申請ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
申請ニハ當事者及ヒ訴訟ヲ表示シ又一定ノ利害關係及ビ附隨セントスル陳述ヲ開示ス可シ
申請ハ當事者ニ之ヲ送達ス可シ
從參加人ハ故障、異議又ハ上訴ト併合シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 原告若クハ被告ガ從參加ニ付キ異議ヲ述フルトキハ當事者及ヒ從參加人審訊シタル後決定ヲ以テ參加ノ許否ヲ裁判ス其裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
利害關係ノ存否ニ付キ爭アルトキハ從參加人其關係ヲ説明スルノミナリ以テ參加ヲ許スニ足ル右ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
參加ヲ許サザル裁判確定セサル間ハ從參加人本訴訟ニ立會ハシメ殊ニ總テノ同日ニ之ヲ呼出シ又本訴訟ニ關係アル裁判ヲ爲シタルトキハ從參加人ニ其裁判ヲ送達ス可シ

第五十八條 從參加人ハ當事者雙方ノ承諾ヲ得テ其附隨シタル原告若クハ被告ニ代リ訴訟ヲ擔任スルコトヲ得此場合ニ於テハ其原告若クハ被告申立ニ因リ判決ヲ以テ訴訟ヨリ其原告若クハ被告ヲ脱退セシム可シ

第五十九條 原告若クハ被告若シ敗訴スルトキハ第三者ニ對シ擔保又ハ賠償ノ請求ヲ爲シ得ルノト信シ又ハ第三者ヨリ請求ヲ受ク可キコトヲ恐レル場合ニ於テハ訴訟ノ權利拘束間第三者ニ訴訟ヲ告知スルコトヲ得

トテ、判決ヲ以テ、訴訟ニ
原告又ハ被告ヲ脱退セシムル
モノナリ。

六〇 訴訟告知ヲナスニハ、
訴訟ノ屬シ居ル裁判所ニ向
テ、其ノ訴訟告知ヲナス理由
及ビ訴訟ノ度合ヲ記載シタル
書面ヲ差出シテ、之ヲナスベ
キモノナリ。

第四節 訴訟代理人及ビ
輔佐人、訴訟代理人トハ、
訴訟ヲナス代理人、輔佐
人トハ、原告又ハ被告ハ、
ヲ補助スルモノニシテ、
辯論ヲナスコトヲ得ルモ
ノナリ。

六三 原告又ハ被告ハ、自分
ニテ訴訟ヲササルトキハ、
辯論士ヲ以テ、之ヲ訴訟代理

訴訟ノ告知ヲ受ケタル者ハ更ニ訴訟告知スルコトヲ得
第六十條 訴訟告知ハ訴訟ノ屬スル裁判所ニ其訴訟告知ノ理由及ビ訴訟ノ程度ヲ記載シタ
ル書面ヲ提出シテ之ヲ爲ス可シ
此書面ハ第三者ニ送達スルコトヲ要ス又訴訟告知スル原告若クハ被告ノ相手方ニハ其書面
ヲ送付ス可シ

第六十一條 訴訟ハ訴訟告知ニ拘ハラズ之ヲ續行ス
第三者参加ス可キコトヲ陳述スルトキハ從參加ノ規定ヲ適用ス

第六十二條 第三者ノ名ヲ以テ物ヲ占有スルコトヲ主張スル者其物ノ占有者トシテ被告ト爲リ
タルトキハ本案ノ辯論前第三者ヲ指名シ之ヲ陳述ヲ爲サシムル爲メ其呼出ヲ求ムルトキハ第
三者ノ陳述ヲ爲シ又ハ之ヲ爲ス可キ期日マテ本案ノ辯論ヲ拒ムコトヲ得

第三者カ被告ノ出張ヲ争フトキ又ハ陳述ヲ爲ササルトキハ被告ハ原告ノ申立ニ應スルコトヲ
得
第三者カ被告ノ主張ヲ正當ト認ムルトキハ被告ノ承諾ヲ得テ之ニ代リ訴訟ヲ引受ケルコトヲ
得

第三者カ訴訟ヲ引受ケタルトキハ裁判所ハ被告ノ申立ニ因リ其被告ヲ訴訟ニ脱退セシム可
シ其物ニ付テノ裁判ハ被告ニ對シテモ效力ヲ有シ且之ヲ執行スルコトヲ得

第四節 訴訟代理人及ビ輔佐人
第六十三條 原告若クハ被告自ラ訴訟ヲ爲ササルトキハ辯論士ヲ以テ代理人トシ之ヲ爲ス
辯論士ノ在ラサル場合ニ於テハ訴訟能力者タル親族若クハ雇人ヲ以テ訴訟代理人ト爲シ若シ

人トナス。
若シ辯論士ノ在ラサル場合ニ
於テハ、訴訟能力者タル親族
又ハ雇人ヲ以テ、訴訟代理人
トナス。若シ是等ノ人ノ在
ラザルトキハ、此ノ外ノ訴訟
能力者ヲ以テ、訴訟代理人ト
ナスコトヲ得ルナリ。

區裁判所ノ扱フ事件ハ、重大
ナルモノナクシテ、假令辯論
士ノ在ルトキト雖モ、訴訟能
力者タル親族又ハ雇人ヲ以テ
訴訟代理人トナスコトヲ得ル
ナリ。

六七 訴訟代理人數人アルト
キハ、共同又ハ各別ニテ、之
ヲ代理スルコトヲ得ルモノナ
リ。但シ委任ニハ、之ト相異
ナレド定アルモ、相手方ニ對

此等ノ者ノ在ラザルトキハ他ノ訴訟能力者ヲ以テ訴訟代理人ト爲スコトヲ得
區裁判所ニ於テハ辯論士ノ在ルトキト雖モ訴訟能力者タル親族若クハ雇人ヲ以テ訴訟代理人
ト爲スコトヲ得

第六十四條 訴訟委任ハ裁判所ノ記録ニ備フ可キ書面委任ヲ以テ之ヲ爲ス可シ
私署證書ハ相手方ノ求ニ因リ之ヲ認置ス可シ其認置ハ公證人之ヲ爲シ又相當官吏之ヲ爲スコ
トヲ得

口頭辯論ノ期日又ハ受命判事若クハ受託判事ノ面前ニ於テ口頭委任ヲ爲シ 其陳述ヲ調査ニ記
載セシムルトキハ書面委任ト同一ナリトス

第六十五條 訴訟委任ハ反訴、主參加、附隨、假差押若クハ假處分又ハ強制執行ニ因リ生スル
訴訟行爲ヲ併セ訴訟ニ關スル總テノ訴訟行爲ヲ爲シ及ビ相手方ヨリ辨濟スル費用ノ領收ヲ爲
ス備ヲ授與ス

訴訟代理人ハ特別ノ委任ヲ受ケルニ非サレハ控訴若クハ上告ヲ爲シ、再審ヲ求メ、代人ヲ任
シ、和解ヲ爲シ、訴訟物ヲ拋棄シ又ハ相手方ヨリ主張シタル請求ヲ認諾スル權ヲ有セス

第六十六條 訴訟委任ハ法律上ノ範圍(第六十五條第一項)ヲ制限スルモ其制限ハ相手方ニ對シ
效力ナシ
然レトモ辯論士ニ依レル代理ヲ除ク外ハ各箇ノ訴訟行爲ニ付キ委任ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 訴訟代理人數人アルトキハ共同若クハ各別ニテ代理スルコトヲ得但委任ニ此ト異
ナル定アルモ相手方ニ對シ其效力ナシ
第六十八條 訴訟代理人カ委任ノ範圍内ニ於テ爲シタル訴訟上ノ行爲及ビ不行爲ハ原告若クハ

シテハ其ノ教ナシ。

六九 訴訟代理ヲ委任シタル人カ死亡シ、又ハ、訴訟能力者ガ、若クハ法律上其ノ代理ノ變更、委任ノ廢罷、代理ノ謝絶ニ依ル所ノ委任ガ、消滅シタル場合ニ於テ、之ヲ相手方ニ通知スルニ、其ノ通知ノ到達スルマデハ、相手方ニ對シテ、其ノ效力ヲ有セザルモノナリ。

前項ノ通知書ハ、直接ニ送ルニアラズシテ、原告又ハ被告ヨリ、受訴裁判所ニ差出シ、裁判所ニ於テ、之ヲ一方ノ相手方ニ送達スルモノト定メラレタリ。

被告ニ對シテハ其本人ノ行爲又ハ不行爲ト同一ナリトス。然レトモ代理人ノ事實上ノ陳述ハ其代理人ト共ニ裁判所ニ出頭シタル原告若クハ被告ヨリ即時ニ之ヲ取消シ又ハ更正シタルトキハ限リ其效力ヲ失フ。

第六十九條 委任者ノ死亡、訴訟能力者クハ法律上代理ノ變更、委任ノ廢罷及ヒ代理ノ謝絶ニ因ル委任ノ消滅ハ其消滅ヲ通知スルマテ相手方ニ對シ其效力ナシ。此通知書ハ原告若クハ被告ヨリ受訴裁判所ニ之ヲ差出シ裁判所ハ相手方ニ之ヲ送達ス可シ。代理人ハ謝絶ヲ爲スモ委任者他ノ方法ヲ以テ自己ノ權利ノ防衛ヲ爲ササル間ハ其委任者ノ爲ニ行爲ヲ爲スコトヲ得。

第七十條 委任ノ欠缺ハ原告若クハ被告ノ爲メ其代理人ナキモノト看做ス。裁判所ハ職權ヲ以テ委任ノ欠缺ヲ調査シ委任ナク又ハ適式ノ委任ナク代理人トシテ出頭スル者ニ事情ニ從ヒ費用及ヒ損害ノ保證ヲ立テシメ又ハ之ヲ立テシメスシテ假ニ訴訟ヲ爲スチ計スコトヲ得。

判決ハ欠缺ヲ補正シ又ハ之ヲ補正スル爲メ裁判所ノ適宜ニ定ムル期間ノ満了後ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得但欠缺ヲ補正ハ判決ニ接著スル口頭辯論ノ終結マテ之ヲ追完スルコトヲ得。

第七十一條 原告若クハ被告ハ辯護士ヲ輔佐人ト爲シ又ハ何時ニテモ裁判所ノ取消シ得ヘキ計可ヲ得テ他ノ訴訟能力者ヲ輔佐人トシテ共ニ出頭スルコトヲ得其輔佐人ハ口頭辯論ニ於テ權利ヲ伸張シ又ハ防禦スル爲メ原告若クハ被告ヲ補助スルモノトス。輔佐人ハ陳述ハ原告若クハ被告即時ニ之ヲ取消シ又ハ更正セサルトキハ限リ原告若クハ被告自ラ陳述シタルモノト看做ス。

コトモ裁判所ガ取消シ得ヘキ

許可ヲ得ルトキハ、他ノ訴訟能力者ヲ補助人トナスコトヲ得ルモノニシテ、共ニ法廷ニ出頭スルコトヲ得ルモノトス。而シテ輔佐人ハ、法廷ニ於テ辯論シ、權利ヲ主張シ、又ハ攻撃防禦スルガ爲メニ、原告又ハ被告ヲ補助スルモノトス。

輔佐人ノ爲シタル陳述ハ、原告又ハ被告ニ於テ、即時ニ之ヲ取消シ、又ハ、何等ノ更正チモナサルトキハ限リ、原告若クハ被告ガ、自カラ陳述シタルモノト看做スナリ。故ニ原告又ハ被告ハ、輔佐人ノ陳述ニシテ自己ニ不利ナルカ又ハ、事實ニ相違シタルモノ

第五節 訴訟費用

第七十二條 敗訴ノ原告若クハ被告ハ訴訟ノ費用ヲ負擔シ殊ニ訴訟ニ因リ生シタル費用ヲ相手方ニ辨濟ス可シ但其實用ハ裁判所ノ意見ニ於テ相當ナル權利伸張又ハ權利防禦ニ必要ナリト認ムルニ限ル。

敗訴中ニ訴ヲ取下ケ、請求ヲ拋棄シ又ハ相手方ノ請求ヲ認諾スル原告若クハ被告ハ敗訴ノ原告若クハ被告ニ同シ。

第七十三條 當事者ノ各一方ハ勝訴ト爲リ一分ハ敗訴ト爲ルトキハ其費用ヲ相消シ又ハ割合ヲ以テ之ヲ分擔ス可シ第一ノ場合ニ於テハ各當事者ハ其支出シタル費用ヲ自ラ負擔シ他ノ一方ニ對シ辨濟ヲ請求スルコトヲ得ス。

然レトモ裁判所ハ相手方ノ要求格外ニ過分ナルニ非ス且別段ノ費用ヲ生セザリシトキ又ハ判例事ノ意見、鑑定人ノ鑑定若クハ相互ノ計算ニ因リ要求額ヲ定ムルニ非サレハ容易ニ過分ノ要求ヲ差控ルコトヲ得サリシトキハ當事者ノ一方ニ訴訟費用ノ全部ヲ負擔セシムルコトヲ得。

第七十四條 被告直チニ請求ヲ認諾シ且其作爲ニ因リ訴ヲ起スニ至ラシメタルニ非サルトキハ訴訟費用ハ原告ノ勝訴ト爲リタルニ拘ハラズ其負擔ニ歸ス。

第七十五條 期日若クハ期間ヲ懈怠シ又ハ自己ノ過失ニ因リ期日ノ變更、辯論、ノ延期辯論履行ノ爲ニスル期日ノ指定期間ノ延長其他訴訟ノ遲滞ヲ生セシメタル原告若クハ被告ハ本案ノ勝訴者ト爲リタルニ拘ハラズ此方爲ニ生シタル費用ヲ負擔スヘシ。

第七十六條 裁判所ハ無益ナル攻撃又ハ防禦ノ方法(證據方法ヲ包含ス)ヲ主張シタル原告若クハ被告ヲシテ本案ノ勝訴者ト爲リタルニ拘ハラズ其方法ノ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得。

ナルトキハ、之ヲ取消シ、又ハ更正スルコトヲ得ルナリ、

第五節 訴訟費用トハ、訴訟ヲナスニ付テノ費用ニシテ、例ヘバ訴訟ニ貼付スル印紙代、日當、書類ノ送達料等ノ如キヲ云フ。

七二 訴訟ニ於テ敗訴シタルモノハ、訴訟費用ヲ負擔スルキモノナルコトヲ定ム。

七八 上訴トハ、控訴、上告ノコトキ、上級裁判所ニ出訴スルヲ云フ、即チ區裁判所ノ判決ニ不服者ハ地方裁判所ニ控訴シ、控訴院ノ判決ニ不服者ハ、大審院ニ上告スルガ如キ、其ノ一例ナリ。

八三 裁判所書記、法律上ノ

第七十七條 無益ナル上訴又ハ取下ケタル上訴ノ費用ハ之ヲ提出シタル原告若クハ被告ノ負擔ニ歸ス

第七十八條 上訴ニ因リ裁判ノ全部又ハ一部分ヲ廢棄若クハ破毀スルトキハ訴訟ノ總費用（上訴ノ費用ヲ包含ス）ノ半額ハ本案ノ結局裁判ト併合シテ更ニ之ヲ爲ス可シ
原告若クハ被告カ物審ニ於テ主張スルコトヲ得ヘカリシ事實又ハ攻撃若クハ防禦ノ方法ヲ新ニ提出スルニ因リ勝訴者ト爲ルトキハ其原告若クハ被告ニト訴費用ノ全部又ハ一部分ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七十九條 當事者カ訴訟物ニ付キ和解ヲ爲ストキハ其訴訟ノ費用及ヒ和解ノ費用ハ共ニ相消シタルモノト看做ス但當事者別段ノ合意ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第八十條 法律ノ規定ニ從ヒ費用ニ付キ共同訴訟人ノ連帶義務ノ生ヒサルトキニ限リ其共同訴訟人ハ相手方ニ對シ平等ニ費用ヲ負擔ス然レトモ共同訴訟人ノ訴訟ニ於ケル利害ノ關係者シテ相異ナルトキハ裁判所ハ其利害關係ノ割合ニ從ヒ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得
共同訴訟人中ノ或ル人カ特別ノ攻撃又ハ防禦ノ方法ヲ主張シタルトキハ他ノ共同訴訟人ハ此カ爲ニ生シタル費用ヲ負擔セス

第八十一條 從參加ニ對シ原告若クハ被告カ異議ヲ述フルトキハ其異議ノ決定ニ於テ從參加人ト其原告若クハ被告トノ中間訴訟ノ費用ニ付キ第七十二條乃至第七十八條ノ規定ニ從ヒテ裁判ヲ爲ス可シ
從參加ヲ許シタルトキ又ハ異議ヲ述ヘサルトキハ本訴訟ノ判決ニ於テ從參加人ト相手方ナル原告若クハ被告トノ間ニ從參加ニ因リ生シタル費用ニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從ヒテ裁判受

代理人、辯護士及ビ執達吏ノ

ナセル過失ニ基ツクカ、又ハ懈怠ニヨリテ費用ノ生シタルトキハ、其ノ受託裁判所ハ、其ノ申立ニヨリ、又ハ、職權ヲ以テ、其ノ費用ヲ辨濟スベキコトヲ負擔セシムル決定ヲナスベシ、然レドモ、此ノ決定前ニ於テハ、之ガ關係人チシテ、口頭ヲ以テスルカ、又ハ書面ヲ以テシテ、之ガ過失ニ就テ陳辯ヲナスベキ機會ヲ與フルモノトス。

八五 裁判所ハ、訴訟費用ノ全額ノ裁判ハ、口頭辯論ヲ經ズシテ、之ヲナスコトヲ得ルナリ。

裁判所ハ、裁判所書記ヲシテ費用ノ計算書ノ計算上ニ於ケ

爲ス可シ

第八十二條 費用ノ點ニ限リタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得然レトモ本案ノ裁判ニ對シ許ス可キ上訴ヲ提出シ且追行スルトキニ限リ費用ノ點ニ付キ不服ヲ申立ツルコトヲ得

費用ノ點ニ限リタルトキト雖モ相手方ヨリ提出シタル上訴ニ附帶スル場合ニ於テハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第八十三條 裁判所書記、法律上代理人、辯護士其他ノ代理人及ヒ執達吏ノ過失又ハ懈怠ニ因リ費用ノ生シタルトキハ受託裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其費用ノ辨濟ヲ負擔セシムル決定ヲ爲スコトヲ得但し決定前關係人ニ口頭又ハ書面ニテ陳辯ヲ爲ス機會ヲ與フ可シ
此裁判ハ口頭辯論ヲ經ズシテ之ヲ爲スコトヲ得其決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第八十四條 辨濟ス可キ費用額ノ確定ハ申請ニ因リ訴訟ノ第一審ニ繫屬シタル裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス
申請ハ第七十二條第二項又ハ上訴取下ノ場合チ除ク外執行シ得ヘキ裁判ニ依ルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
申請ニハ費用計算書、相手方ニ付與ス可キ計算書ノ謄本及ヒ各箇費用額ノ説明ニ必要ナル證書ヲ添付ス可シ

第八十五條 費用額確定ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經ズシテ之ヲ爲スコトヲ得
裁判所ハ裁判所書記ニ費用計算書ノ計算上ノ檢査ヲ命スルコトヲ得

検査手数料コトヲ得ルモノナリ。

第六節 保護トハ、訴訟

事件ニ就キテ、裁判所ニ

向テ現金又は有價證券ヲ

納ムルヲ云フ、之ヲ納ム

ルハ、裁判所ニ直接ニ納

ムルニアラズシテ、供託

所ニ供託シテ、之ヲナス

モノトス。

八八 第三號、證書訴訟トハ

證書ヲ目的トシテ、之ヲ訴フ

ルコト、例ヘバ債權證書ニ就

テ、其ノ辨濟ヲナスベキコト

ヲ訴フル場合ノゴトキチ云フ

又爲替訴訟トハ、爲替ニ關ス

ル訴訟ナリ。

九一 凡ソ何人ニ拘ハラズ、

訴訟ヲナストキハ、多少其ノ

裁判所ハ費用額確定ノ決定ヲ爲ス前相手方ニ計算書ヲ付與シテ裁判所ノ定ムル期間内ニ陳述

ヲ爲ス可キ旨ヲ之ニ催告スルコトヲ得此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 當事者ハ訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ割合ニ從ヒ分擔ス可キトキハ裁判所ハ費用額

確定ノ決定ヲ爲ス前相手方ニ裁判所ノ定ムル期間内ニ其費用ノ計算書ヲ差出ス可キ旨ヲ催告

ス可シ此期間ヲ徒過シタル後ハ費用額確定ノ決定ハ相手方ノ費用額額定ス之ヲ爲ス可シ但相

手方ハ後ニ自己ノ費用ヲ以テ其費用額確定ノ申請ヲ爲ス妨ト爲ルコト無シ

第六節 保護

第八十七條 訴訟上、保護ハ當事者カ別段ノ合意ヲ爲ス場合又ハ此法律ニ於テ保護ヲ定ムルコ

トヲ裁判所ノ自由ナル意見ニ任スル場合ヲ除ク外裁判所ノ意見ニ於テ擔保ニ十分ナリトスル

現金又は有價證券ヲ供託シテ之ヲ爲ス

第八十八條 原告又ハ原告ノ從參加人タル外國人ハ被告ニ對シ其求ニ因リ訴訟費用ニ付キ保護

ヲ立ツ可シ

左ノ場合ニ於テハ保護ヲ立ツル義務ヲ生セス

第一 國際條約又ハ原告ノ屬スル國ノ法律ニ依リ本邦人カ同一ノ場合ニ於テ保護ヲ立ツル

義務ナキトキ

第二 反訴ノ場合

第三 證書訴訟及ヒ爲替訴訟ノ場合

第四 公示催告ニ基キ起シタル訴訟ノ場合

第八十九條 裁判所ハ前條第一項ノ場合ニ於テハ保護ヲ立ツ可キ數額ヲ確定ス可シ

費用ヲ要スルモノナリ、然レ

ドモ、自分及ビ其ノ家族ニ於

テ必要欲クベカラザル所ノ生

活上ノ費用ヲ以テ之ヲ割合

ニアラザレバ、訴訟費用ヲ出

スコト能ハザルモノハ、訴訟

上ニ就テ、之ガ救助ヲ求ムル

コトヲ得ルモノナリ、但シ其

ノ目的トスル所ノ權利ヲ伸張

シ、又ハ、防禦ノ輕忽ニアラ

ズ、若クハ見込ナキニアラズ

ト見ユルトキニ限ルモノトス

九三 訴訟上救助ノ申請ハ、

訴訟ノ關係ヲ表明シ、且ツ証

據方法ヲ示シ、其ノ救助ヲ求

ムル裁判所例ヘバ區裁判所ニ

出訴セントセルモノナルトキ

ハ、區裁判所ニ之ヲ差出スベ

キモノトス。

此數額ヲ確定スルニハ被告ノ訴ヲ受ケタルカ爲メ各審級ニ於テ支出ス可キ訴訟費用ノ額ヲ權

準ト爲スコシ

訴訟中ニ保證ノ不足ヲ生シ且追増保證ヲ立ツ可キコトヲ被告カ求ムルトキハ前項ト同一ノ手

續ニ依リ可シ但シ其請求ノ部分カ擔保ニ十分ナルトキハ此限ニ在ラス

第九十條 裁判所ハ保證ヲ立ツ可キ期間ヲ定ム可シ

此期間ノ經過後裁判アルマテニ保證ヲ立テサル場合ニ於テハ被告ノ申立ニ因リ判決ヲ以テ訴

ヲ取下ケタリト宣言シ又原告カ上訴ヲ爲シタルトキハ其上訴ヲ取下ケタリト宣言ス可シ

第七節 訴訟上ノ救助

第九十一條 何人チ問ハス自己及ビ其家族ノ必要ナル生活ヲ害スルニ非サレハ訴訟費用ヲ出タ

スコト能ハサル者ハ訴訟上ノ救助ヲ求ムルコトヲ得但シ其目的トスル權利ノ伸張又ハ防禦ノ輕

忽ナラス又ハ見込ナキニ非スト見ユルトキニ限ル

第九十二條 外國人ハ國際條約又ハ其屬スル國ノ法律ニ依リ本邦人カ同一ノ場合ニ於テ訴訟上

ノ救助ヲ求ムルコトヲ得ルトキニ限リ之ヲ求ムルコトヲ得

第九十三條 訴訟上救助ノ申請ハ訴訟ノ關係ヲ表明シ且證據方法ヲ開示シテ其救助ヲ求ムル審

級ノ裁判所ニ之ヲ提出ス可シ其申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

原告若クハ被告ハ申請ノ提出ト共ニ管轄市町村長ヨリ發シタル證書ヲ出タスコトヲ要ス其證

書ニハ原告若クハ被告ノ身分、職業、財産並ニ家族ノ實況及ヒ其納ム可キ直税ノ額ヲ開示シ

テ訴訟費用支拂ノ無資力ヲ證ス可シ

第九十四條 訴訟上ノ救助ハ各審ニ於テ各別ニ之ヲ付與ス第一審ニ於テハ強制執行ニ付テモ之

此ノ申請書ニハ、市町村長ノ
證明シタル身分、職業、財産
並ニ家族ノ實際ノ狀況及ビ其
ノ納ムべき直税ノ金額ヲ開示
シテ、訴訟費用支拂ノ資力ナ
キコトヲ證明セザルベカラザ
ルモノナリ。

九六 訴訟上ノ救助ヲ受ケタ
ル原告又ハ被告ハ、其ノ死亡
スルト共ニ、其ノ權利ハ消滅
スルモノトス。

九八 訴訟上ノ救助ハ、相手
方ニ生ジタル費用ヲ辨濟スル
義務ニハ、何等ノ影響ヲモ及
ボサルモノトス。

一〇二 訴訟上ノ救助ヲ附與
シ、又ハ、其ノ取消ヲ拒ミ、
若ハハ費用ノ追拂ヲ命ズル
コトヲ拒ム決定ニ對シテハ、

ナ付與スルモノトス

前審ニ於テ訴訟上ノ救助ヲ受ケタルトキハ上級審ニ於テハ無資力ヲ證スルコトヲ要セス相手
方上訴ノ提出シタルトキハ上級審ニ於テハ訴訟上ノ救助ヲ求ムル原告若クハ被告ノ權利ノ伸
張又ハ防禦ノ輕忽アラズ又ハ見込ナキニ非スト見ユルヲ調査スルコトヲ要セス

第九十五條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ受ケタル條件ノ存セザリシトキ又ハ消滅シタルトキハ何時々
リトモ之ヲ取消スルコトヲ得

第九十六條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ受ケタル原告若クハ被告ノ死亡ト共ニ消滅ス

第九十七條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ受ケタル原告若クハ被告ノ爲ニ左ノ效力ヲ生ス

第一 裁判費用(國庫ノ立替金ヲ包含ス)ヲ辨濟スルコトノ假免除

第二 訴訟費用ノ保證ヲ立ツルコトノ免除

第三 送達及ヒ執行行為爲メ爲サシムル爲メ一時無報酬ニテ執達吏ノ附添ヲ求ムル權利

受訴裁判所ハ必要ナル場合ニ於テハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル原告若クハ被告ノ申立ニ因リ又
ハ職權ヲ以テ一時無報酬ニテ辯護士ノ附添ヲ命ズルコトヲ得

第九十八條 訴訟上ノ救助ハ相手方ニ生ジタル費用ヲ辨濟スル義務ニ影響ヲ及ボサス

第九十九條 救助ヲ受ケタル原告若クハ被告ノ爲メ假ニ辨濟ヲ免除シタル裁判費用ハ訴訟費用
ニ付キ確定裁判ヲ受ケタル相手方又ハ原告若クハ上訴ノ取下、抛棄、認諾若クハ和解ニ因リ訴訟
費用ヲ負擔ス可キ相手方ヨリ之ヲ取立ツルコトヲ得

救助ヲ受ケタル原告若クハ被告ニ附添ヒタル執達吏又ハ辯護士ハ同一ノ條件アルトキハ亦自
己ノ權利ニ依リ費用確定ノ方法ヲ以テ其手数料及ヒ立替金ヲ取立ツルコトヲ得

檢事ニ限リテ、抗告ヲナスコ
トヲ得ルナリ。

又、辯護士ノ附添ヲ命ズル決
定ニ對シテハ、上告スルコト
ヲ得ザルナリ。

訴訟上ノ救助ヲ拒ミ、又ハ之
ヲ取消シ、又ハ辯護士ノ附添
ヲ拒ミ、又ハ費用ノ追拂ヲ命
ズル決定ニ對シテハ、原告若
クハ被告ハ、抗告スルコトヲ
得ヘシ。

第三章 訴訟手續トハ、訴
訟ヲナスニ付テ、之ガ手續
ヲ本章ニ規定ス。

第一節 口頭辯論トハ、
法廷ニ於テ、訴訟事件ニ
付キ、之ガ辯論ヲナスコ
ト、準備書面トハ、訴訟
ヲナスニ付キテ、證據書

第九十條 救助ヲ受ケタル原告若クハ被告ハ自己及ヒ其家族ノ必要ナル生活ヲ害セスシテ費用
ノ辨濟ヲ爲シ得ルニ至ルトキハ假免除ヲ得タル數額(第九十七條第一號)ヲ直チニ追拂ヒスル
義務アリ

第九十一條 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後訴訟上救助ノ付與並ニ辯護士ノ附添ノ命令ニ付テ
ノ申請、訴訟上救助ノ取消及ヒ數額追拂ノ義務ニ付キ決定ヲ爲ス

此裁判ハ口頭辯論ニシテ之ヲ爲スコトヲ得

第九十二條 訴訟上ノ救助ヲ付與シ又ハ其取消ヲ拒ミ若クハ費用追拂ヲ命ズルコトヲ拒ム決定ニ
對シテハ檢事ニ限リ抗告ヲ爲スコトヲ得

辯護士ノ附添ヲ命ズル決定ニ對シテハ上告ヲ爲スコトヲ得

訴訟上ノ救助ヲ拒ミ若クハ取消シ又ハ辯護士ノ附添ヲ拒ミ又ハ費用ノ追拂ヲ命ズル決定ニ對
シテハ原告若クハ被告ハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第三章 訴訟手續

第一節 口頭辯論及ヒ準備書面

第九十三條 判決裁判所ニ於ケル訴訟ニ付テノ當事者ノ辯論ハ口頭ナリトス但此法律ニ於テ口頭
辯論ヲ經スシテ裁判ノ爲メコトヲ決定メタルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 口頭辯論ハ書面ヲ以テ之ヲ準備ス

第九十五條 準備書面ニハ左ノ諸件ヲ掲ク可シ

第一 當事者及ヒ其法律上代理人ノ氏名、身分、職業、住所、裁判所、訴訟物及ヒ附屬書
類ノ表示

其ノ他必要ナル書類ヲ
云フ。

一〇七 訴訟ヲナスベキ資格
ニ就テノ證書ノ原本トハ、例
ヘバ債權者ガ、債務ヲ辯濟セ
シメンガ爲メニ、之ヲ裁判所
ニ訴ヘ出テタルガ、其ノ債權
ノ證書ハ、即チ之ガ資格ヲ證
明スベキ原本ナリ。原本トハ
原本又ハ正本ノ寫シナリ。
冒頭トハ、ハジメノコト。終
尾ハ、終ハリ。附寫ハ、ウツス
コト。抄本トハ、或レ要用ノ
一部ヲ抄キ書キセルモノ。
訴訟上其ノ證書ガ、相手方ニ
知ラセラルトキ、又ハ、多數ニ
シテ大部ナルトキハ、其ノ證
書ヲ表示シ、且ツ相手方ニ之
ヲ閲覧セシメントスル旨ヲ附

第二 原告若クハ被告ガ法廷ニ於テ爲サント欲スル申立
第三 申立ノ原因タル事實上ノ關係
第四 相手方ノ事實上ノ主張ニ對スル陳述
第五 原告若クハ被告ガ事實上主張ノ證明又ハ攻撃ノ爲メ用キントスル證據方法及ヒ相手
方ノ申出テタル證據方法ニ對スル陳述
第六 原告若クハ被告又ハ其訴訟代理人ノ署名及ヒ捺印
第七 年月日
第六六條 準備書面ニ於テ提出ス可キ事實ハ證明ニ之ヲ記載ス可シ
此他事實上ノ關係ノ説明並ニ法律上ノ討論ハ書面ニ之ヲ掲クルコトヲ得ス
第六七條 準備書面ニハ訴訟ヲ爲ス可キ資格ニ付テノ證書ノ原本、正本又ハ原本其他總テ原告
若クハ被告ノ手中ニ存スル證書ニシテ書面中ニ申立ノ原因トシテ引用シタルモノノ原本ヲ添
附ス可シ
證書ノ一部分ノミヲ要用トスルトキハ其冒頭、事件ニ關スル部分、終尾、日附、署名及ヒ印
章ヲ附寫シタル抄本ヲ添附スルヲ以テ足ル
證書カ既ニ相手方ニ知ラセラルトキ又ハ大部ナルトキハ其證書ヲ表示シ且相手方ニ之ヲ閲覧セ
シメント欲スル旨ヲ附記スルヲ以テ足ル
第六八條 當事者ノ準備書面及ヒ其附屬書類並ニ相手方ニ付與スル爲ス必要ナル原本ヲ裁判所
書記課ニ提出ス可シ
第六九條 裁判長ハ口頭辯論ヲ閉キ且之ヲ摘算ス

記シ置クベシ。

一〇九 辯論進行トハ、一日
ニテ口頭辯論ノ終ハラザルヲ
以テ、二日以上ニ亘リテ續キ
行フコト。
一一一 各當事者ハ、相手方
ガ、口頭辯論ニテ主張シタル
事實ニ對シテハ、之ト争フベ
キ目的、即チ之ヲ打消サント
スル陳述ヲナスベシ。
口頭辯論ニ於テ、明白ニ争ハ
ザル所ノ事實ニ付テハ、原告
若クハ被告ガ、他ノ陳述ニ
ヨリ之ト争ハントスル意思ノ顯
ハレザルトキハ、明白セルモ
ノト認メラルノナリ。是レ即
チ争フベキ明白ナル陳述ヲナ
スコト能ハサルニ依ルベシト
認メラレタレバナリ。

裁判長ハ發言ヲ許シ又其命ニ從ハサル者ニ發言ヲ禁スルコトヲ得
裁判長ハ事件ニ付キ十分ナル説明ヲ爲サシメ且斷斷ナク辯論ノ終了スルコトニ注意ス又必要
ナル場合ニ於テハ之ヲ辯論進行ノ期日ヲ定ム
裁判所ニ於テ事件ニ付キ十分ナル説明ヲ爲セリト認ムルトキハ裁判長ハ口頭辯論ヲ閉キ及ヒ
裁判所ノ判決並ニ決定ヲ宣讀ス
第一百條 口頭辯論ハ當事者ノ申立ヲ爲スニ因リテ始マル
當事者ノ陳述ハ事實上及ヒ法律上ノ點ニ於ケル訴訟關係ヲ包括ス可シ
口頭陳述ニ換ヘテ書類ヲ採用フルコトヲ許サス文字上ノ旨趣ヲ要用トスルトキハ其要用ナル
部分ニ限リ之ヲ期讀スルコトヲ得
第十一條 各當事者ハ相手方ノ主張シタル事實ニ對シ陳述ヲ爲ス可シ
明カニ争ハサル事實ハ原告若クハ被告ノ他ノ陳述ヨリ之ト争ハントスル意思カ顯レザルトキ
ハ明白シタルモノト看做ス
不知ノ陳述ハ原告若クハ被告ノ自己ノ行爲ニ非ス又自己ノ實驗シタルモノニモ非サル事實ニ
限リ之ヲ許ス此場合ニ於テ不知ヲ以テ答ヘタル事實ハ等ヒタルモノト看做ス
第十二條 裁判長ハ證據上調査ス可キ點ニ關シ相手方ヨリ起ササル疑ノ存スルトキハ其疑ニ
付キ注意ヲ爲スコトヲ得
裁判長ハ問ヲ發シテ不明瞭ナル申立ヲ聲明シ主張シタル事實ノ不十分ナル證明ヲ補充シ證據
方法ヲ申出テ其他事件ノ關係ヲ定ムルニ必要アル陳述ヲ爲サシム可シ
陪審判事ハ裁判長ニ告ケテ問ヲ發スルコトヲ得

一一二 陪席判事トハ、裁判長ノ備ニアリテ、○ヲ聽クトイヘドモ、唯、裁判長ト合議スルニ止マル、然レドモ、本條ニ於テ、裁判長、告ゲタル後、當事者ニ向テ、問ヲ發スルコトヲ得ルナリ。

一一四 訴訟ハ、辯護士ヲ代理人トシテ之ヲナスコトヲ得ルモ、裁判所ニ於テ、事件ノ關係ヲ明瞭ナラシメンガ爲メニ、原告又ハ被告ヲシテ、自身ニ出頭セシムルコトヲ得ルナリ。

一一五 原告又ハ被告ガ、口頭辯論等ニ用ヒタル證書ニシテ、其ノ手中ニ存スルモノアルトキハ、裁判所ハ、之ガ差出ヲ命ズルコトヲ得ルモノナリ。

當事者ハ相手方ニ對シ自ラ問ヲ發スルコトヲ得ス然レトモ其問ヲ發ス可キ時ニ裁判長ニ求ムルコトヲ得
若シ其問ニ對シテ答ヘス又ハ判然答ヘサルトキハ相手方ノ利益ト爲ル可キ答ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

第百十三條 事件ノ指揮ニ關スル裁判長ノ命又ハ裁判長若クハ陪席判事ノ發シタル問ニ對シ辯論ニ與カル者ヨリ不適法ナリトシテ異議ヲ述ヘタルトキハ裁判所ハ其異議ニ付キ直チニ裁判ヲ爲ス

第百十四條 裁判所ハ事件ノ關係ヲ明瞭ナラシムル爲メ原告若クハ被告ノ自身出頭ヲ命スルコトヲ得

第百十五條 裁判所ハ原告若クハ被告ノ採用シタル證書ニシテ其手中ニ存スルモノヲ提出ス可キヲ命スルコトヲ得

裁判所ハ外國語ヲ以テ作りタル證書ニ付テハ其譯書ヲ添附ス可キヲ命スルコトヲ得

第百十六條 裁判所ハ當事者ノ所持スル訴訟記録ニシテ事件ノ辯論及ヒ裁判ニ關スルモノヲ提出ス可キヲ命スルコトヲ得

第百十七條 裁判所ハ檢證及ヒ鑑定ヲ命スルコトヲ得

此手續ハ申立ニ因リ命スル檢證及ヒ鑑定ニ付テノ規定ニ從フ

第百十八條 裁判所ハ一箇ノ訴ニ於テ爲シタル數箇ノ請求又ハ本訴及ヒ反訴ニ付テノ辯論ヲ分離シテ爲ス可キヲ命スルコトヲ得

第百十九條 同一ノ請求ニ關シ數箇ノ獨立ナル攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ提出シタルトキハ裁判所

ハ先ツ辯論ヲ其一二ニ制限ス可キヲ命スルコトヲ得

第百二十條 裁判所ハ同一ノ人又ハ別異ノ人ノ數箇ノ訴訟ニシテ其裁判所ニ繫屬スルモノノ辯論及ヒ裁判ヲ併合ス可キヲ命スルコトヲ得但し其訴訟ノ目的物タル請求ノ一箇ノ訴ニ於テ主張シ得ヘキトキニ限ル

第百二十一條 裁判所ハ訴訟ノ全部又ハ一分ノ裁判カ他ノ繫屬スル訴訟ニ於テ定マル可キ權利關係ノ成リ又ハ不成立ニ繫ルトキハ他ノ訴訟ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止ス可シ

第百二十二條 裁判所ハ民事訴訟法中罰ス可キ行為ノ嫌疑生マルトキハ刑事訴訟手續ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止ス可シ但し其罰ス可キ行為ガ訴訟ノ裁判ニ影響ヲ及ボストキニ限ル

第百二十三條 裁判所ハ分離若クハ併合ニ關シ發シタル命令ヲ取消スコトヲ得

第百二十四條 裁判所ハ閉チタル辯論ノ再開ヲ命スルコトヲ得

第百二十五條 裁判所ハ辯論ニ與カル者日本語ニ通セサルトキハ通事ヲ立會ハシム但し裁判所標成法第百十八條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第百二十六條 裁判所ハ辯論ニ與カル者雙又ハ啞ナルトキ之ニ文字ヲ以テ理會セシムルコトヲ得サル場合ニ限り通事ヲ立會ハシムルコトヲ得

第百二十七條 裁判所ハ相當ノ演述ヲ爲ス能力ノ缺ケタル原告若クハ被告又ハ訴訟代理人若クハ輔佐人ニ其後ノ演述ヲ禁シ且新期日ヲ定メ辯護士ヲシテ演述セシム可キコトヲ命ス可シ

キタルコト。

一二九 口頭辯論ニ就テハ、裁判所ニ於テハ之ガ調査ヲ作成スルモノトス。此ノ調査ニ記載スベキ諸件ハ、左ノ如シ、

第一 自白トハ、自分ガ其ノ事實ヲ有リノママニ白状スルコト。認諾トハ、事實ヲ事實トシテ、認メテ承諾スルコト。放棄トハ、権利ヲ棄ツルコト、和解トハ、互ニ和シテ解ケ合フコトヲ云フ。

第三 証人及ビ鑑定人ガ、法廷ニ於テ申立テタルコト但シ其ノ申立テタルコトガ以前ニ隠カザルモノナルトキ又ハ以前ノ申立ニ異ナル場合ニ限ルモノナリ。

辯護士ニハ本條ノ規定ヲ適用セス

第二百二十八條 辯論ニ與カル者秩序維持ノ爲メ辯論ノ場所ヨリ退斥セヨレタルトキハ申立ニ因リ本人ノ任意ニ退去シタルト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ取扱フコトヲ得但裁判所構成法第一百十條ニ依リ中止シタル場合ハ此限ニ在ラス

前條ノ場合ニ於テ禁止又ハ退斥 命ヲ受ケタル者再ヒ出頭スルトキハ前項ノ方法ヲ以テ之ヲ取扱フコトヲ得

第二百二十九條 口頭辯論ニ付テハ調査ヲ作ル可シ

調査ニハ左ノ諸件ヲ掲グ可シ

第一 辯論ノ場所年月日

第二 判事、裁判書記及ビ立會ヒタル檢察者クハ通事ノ氏名

第三 訴訟物及ビ當事者ノ氏名

第四 出頭シタル當事者、法律上代理人、訴訟代理人及ビ輔佐人ノ氏名若シ原告若クハ被告調席シタルトキハ其調席シタルコト

第五 公ニ辯論ヲ爲シ又ハ公開ヲ禁ジタルコト

第二百三十條 辯論ノ進行ニ付テハ其要領ノミチ調査ニ記載ス可シ

調査ニ記載シテ明確ニス可キ諸件ハ左ノ如シ

第一 自白、認諾、放棄及ビ和解

第二 明確ニス可キ規定アル申立及ビ和解

第三 証人及ビ鑑定人ノ供述但シ其供述ハ以前隠カザルモノナルトキ又ハ以前ノ供述ニ異ナルトキニ限ル

附録トシテ調査ニ添附スル

トハ、附録トシテ附クルモノニシテ、本文ニアラズ、

之ヲ附ケ添ヘタルモノト云フコトナリ。

一三三 受命判事若クハ受託

判事又ハ區裁判所判事が、法廷内ニ於テハ、書記ヲ立會ハシメテ審問チナスハ勿論ナリトイヘドモ、假令法廷外ニ於テ審問スル場合、イヘドモ、亦書記ヲシテ、之ニ立會ハシムルモノトス。

一三四 口頭辯論ノ爲メニ、

規定シタル所ノ方式ハ、之ヲ遵守スルニハ、調査ヲ以テシテノミ證スルコトヲ得ルモノナリ。遵守トハ、違ヒ守ルコト。

ルトキニ限ル

第四 檢證ノ結果

第五 書面ニ作リ調査ニ添附セザル裁判(判決、決定及ビ命令)

第六 裁判ノ言渡

附録トシテ調査ニ添附シ且調査ニ附録トシテ表示シタル書類ニ於ケル記載ハ謄寫ニ於ケル記載ニ同シ

第二百三十一條 前條第一號乃至第四號ニ掲ケタル調査ノ部分ハ法廷ニ於テ之ヲ關係人ニ質問セ

セ又ハ閲覧ノ爲メ之ヲ關係人ニ示ス

調査ニハ前項ノ手續ヲ履ミタルコト及ビ承諾ヲ爲シタルコト又ハ承諾ヲ拒ミタル理由ヲ附記

ス可シ

第二百三十二條 調査ニハ裁判長及ビ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長及ビ書記署名捺印スル場合ニハ其署名捺印スル裁判所書記署名捺印スル可シ

第二百三十三條 受命判事若クハ受託判事又ハ區裁判所判事カ法廷外ニ於テ爲ス審問ニモ亦裁判

所書記ヲ立會ハシム

前四條ノ規定ハ右ノ審問調査ニ之ヲ適用ス

第二百三十四條 口頭辯論ノ爲メ規定シタル方式ノ遵守ハ調査ヲ以テノミ之ヲ證スルコトヲ得

第二百三十五條 此法律ニ從ヒ口頭ヲ以テ訴、抗告、申立、申請及ビ陳述ヲ爲シ又ハ證書ヲ拒ム

場合ニ於テハ裁判所書記ハ其證書ヲ作ル可シ

一三六 裁判所ニ於テ、書類

ノ關係者ニ送達スルニハ、書記ガ、職務上ノ權限ヲ以テ、之ヲナサシムルモノトス。書類ノ送達ハ、何人チシテ之ヲナサシムルヤト云フニ、書記ハ、執達吏ニ送達ヲ施行スルコトヲ委任シ、又ハ其ノ送達ヲ施行スルべき地ヲ管轄スルトコロノ區裁判所ノ書記ニ、此ノ書類ハ、其ノ管内ノ執達吏チシテ之ヲ送達セシメラレンコトヲ委任スベキコトノ囑托ヲナスニヨリテ、何レモ之ヲ送達スルコトヲ得ルモノナリ。書記ハ、或ル場合ニヨリテ、書類ノ送達ハ、郵便ニ依リテ之ヲ行フコトヲ得ベキモノトス。

第二節 送達

第三百三十六條 送達ハ裁判所書記職權ヲ以テ之ヲ爲サシム

裁判所書記ハ執達吏ニ送達ノ施行ヲ委任シ又ハ送達ヲ施行ス可キ地ヲ管轄スル區裁判所ノ書記ニ送達ノ施行ヲ執達吏ニ委任ス可キコトヲ囑託ス。裁判所書記ハ郵便ニ依リテモ亦送達ヲ爲サシムルコトヲ得

第二項ノ場合ニ於テハ執達吏又第三項ノ場合ニ於テハ郵便配達人ヲ以下ニ規定スル執達吏ト爲ス

第三百三十七條 送達ハ其送達ス可キ書類ノ正本又ハ認證シタル謄本ヲ交付ス可キ規定アルトキハ其正本又ハ其謄本ノ交付ヲ以テ之ヲ爲シ其他ノ場合ニ於テハ謄本ノ交付ヲ以テ之ヲ爲ス

原告者クハ被告數人ノ代理人ニ爲シ又ハ同一ナル原告ノ代理人數人中ノ一人ニ爲ス可キ送達ハ謄本又ハ正本ノ一通ヲ交付スルヲ以テ足ル

第三百三十八條 訴訟能刀チ有セサル原告者クハ被告ニ對スル送達ハ其法律上代理人ニ之ヲ爲ス公又ハ私ノ法人及ヒ其資格ニ於テ訴ヘ又ハ訴ヘラレトコトヲ得ル會社又ハ社團ニ對スル送達ハ其首長又ハ事務擔當者ニ之ヲ爲スチ以テ足ル

數人ノ首長若クハ事務擔當者アル場合ニ於テハ送達ハ其一人ニ之ヲ爲スチ以テ足ル

第三百三十九條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對スル送達ハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ之ヲ爲ス

第四百四十二條 囚人ニ對スル送達ハ監獄署ノ首長ニ之ヲ爲ス

第四百四十一條 送達ハ財産權上ノ訴訟ニ付テハ總代理人ニ之ヲ爲シ又商業上ヨリ生シタル訴訟

トス。

若シ郵便ニヨリテ、送達ヲナシタルトキハ、其ノ郵便物ヲ配達シタル郵便配達人ヲ執達吏トナスモノナリ。

一四三 受訴裁判所ノ所在地

ニ住所、居所又ハ事務所チモ有セザルモノナルトキハ、其ノ原告又ハ被告ハ、其ノ所在地ニ假事務所ヲ指定シテ、之ヲ其ノ裁判所ニ屬ケ出テ置クベシ。

若シ此ノ届出チナサレリシトキハ、裁判所書記又ハ其ノ委任ヲ受ケタル吏員ガ、渡スベキ書類チハ、原告又ハ被告ノ名宛チ以テ、郵便ニ附シテ之ヲ送達スルコトヲ得ルモノナリ。此ノ送達ハ、原告者クハ

ニ付テハ代理人ニ之ヲ爲スチ以テ原告者クハ被告ノ本人ニ爲シタルト同一ノ效力チ有ス

第四百四十二條 訴訟代理人アルトキハ送達ハ其代理人委任ノ旨趣ニ依リ原告者クハ被告ノ代理

チ爲ス權チ有スルトキニ限リ其代理人ニ之ヲ爲ス

然レトモ原告者クハ被告ノ本人ニ爲シタル送達ハ其訴訟代理人アルトキト雖モ效力チ有ス

第四百四十三條 受訴裁判所ノ所在地ニ住居チモ事務所チモ有セサル原告者クハ被告ハ其所在地ニ假住所ヲ選定シテ之ヲ届出ツ可シ

假住所選定ノ届出ハ遅クとも最近ノ口頭辯論ニ於テ之ヲ爲シ又其前ニ書面チ差出ストキハ其書面チ以テ之ヲ爲ス可シ

前項ノ届出チ爲サレトキハ裁判所書記又ハ其委任ヲ受ケタル吏員交付ス可キ書類チ原告者クハ被告ノ名宛ニテ郵便ニ付シテ送達ヲ爲スコトヲ得此送達ハ其書類ノ原告者クハ被告ニ到達スルト否トチ問ハス又何時ニ到達スルトチ問ハス郵便ニ付シタル時チ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百四十四條 送達ハ何レノ地チ問ハス送達チ受ク可キ人ニ出會ハタル地ニ於テ之ヲ爲スコトチ得然レトモ其人カ其地ニ住居又ハ事務所チ有スルトキ其住居又ハ事務所ノ外ニ於テ之ヲ爲シタル送達ハ其受取チ拒マサリシトキニ限リ效力チ有ス

第四百三十八條 第二項ノ場合ニ於テ特別ノ事務所アルトキハ其事務所ノ外ニ於テ法律上代理人

又ハ首長若クハ事務擔當者ニ爲シタル送達ハ其受取チ拒マサリシトキニ限リ效力チ有ス

第四百四十五條 送達チ受ク可キ人ニ住居ニ於テ出會ハサルトキハ其住居ニ於テスル送達ハ成長

シタル同居ノ親族又ハ雇人ニ之ヲ爲スコトヲ得

被告ニ到達スルト、否ラザル
トナ開ハズ、又、何日到達ス
ルモノナルトニ拘ハラズ、郵
便ニ附シタルトキナ以テ、之
ガ送達ヲナシタルモノト着
スナリ。

一五〇 日曜日一般ノ祝祭
日ハ休暇ノレドモ、裁判官ノ
許可ヲ得ルトキハ、執達吏ハ
之ガ送達ヲナスコトヲ得ルモ
ノナリ。
以上ノ送達ハ、郵便ニ附シテ
ナストコロノ送達ヲ除クノ外
ハ、夜間ニ行フベキ送達ニモ
之ヲ適用ス。夜間ト云ヘルハ
日出ヨリ日没ニ至ルマデノ間
ヲ云フ。故ニ、日ノ長短ニヨ
リテハ、其ノ時間ニ長短アル
コト勿論ナリ。

元來公休ノ日ニハ、書類ノ送
達ヲナスベカラザルモノナル
ドモ、裁判官ノ許可ヲ得テ、
之ヲ行フモノナレバ、送達ノ
際ハ、其ノ許可ヲ得タル命令
ハ、認證シタル贈本ヲ交付ス
ベキモノトス。
本條ノ規定ヲ守ラザル送達ヲ
ナストキハ、之ヲ拒ミテ受取
ラザルモ差支ナシ。然レドモ
之ヲ受取リタルトキニ限り、
其ノ効力アルモノトス。
一五七 公示送達トハ、公ノ
告示ヲ以テ、送達セルモノト
スルコト。是ハ、如何ナル場
合ニ適用スルヤト云フニ、原
告又ハ被告ノ所在地ノ知レザ
ルトキ、又ハ、外國ニ於テ爲
スベキ送達ニ付テハ、之ガ規

此規定ニ從ヒ送達ヲ施行スルコトヲ得サルトキハ其送達ハ交付ス可キ書類ヲ其他ノ市町村長
ニ預置キ送達ノ告知書ヲ作り之ヲ住居ノ戸ニ貼附シ且近隣ニ住居スル者二人ニ其旨ヲ口頭ヲ
以テ通知シテ之ヲ爲スコトヲ得
第四百四十六條 住居ノ外ニ事務所ヲ有スル人ニ對スル送達ハ事務所ニ於テ之ニ出會ハサルトキ
ハ其事務所ニ在ル營業使用人ニ之ヲ爲スコトヲ得此規定ハ辯護士ニモ亦之ヲ適用ス但此場合
ニ於ケル送達ハ筆生ニモ亦之ヲ爲スコトヲ得
第四百四十七條 第四百三十八條第二項ノ場合ニ於テ法律上代理人又ハ首長若クハ事務擔當者ニ事
務所ニ於テ出會ハズ又此等ノ者受取ニ付キ差支アルトキハ送達ハ事務所ニ在ル他ノ役員又ハ
雇人ニ之ヲ爲スコトヲ得
第四百四十八條 前二條ノ規定ニ從ヒ送達ヲ施行スルコトヲ得サルトキハ第四百四十五條第二項ニ
準シ送達ヲ爲スコシ但住居ニ於ケル送達ヲ施行スルコトノ明白ナルトキニ限ル
前項ノ場合ニ於テハ送達告知書ノ貼附ハ事務所又ハ住居ノ戸ニ之ヲ爲ス
第四百四十九條 法律上ノ理山ナクシテ送達ノ受取ヲ拒ムトキハ交付ス可キ書類ヲ送達ノ場所ニ
差置ク可シ
第五百十條 日曜日及ヒ一般ノ祝祭日ニハ執達吏ノ爲ス可キ送達ハ裁判官ノ許可ヲ得ルトキニ
限リ之ヲ施行スルコトヲ得
前項ノ規定ハ郵便ニ付テ爲ス送達ヲ除ク外ハ夜間ニ爲ス可キ送達ニ之ヲ適用ス夜間トハ日
没ヨリ日出マテノ時間ヲ謂フ
右ノ許可ハ受取裁判官ノ裁判長又ハ送達ヲ爲ス可キ地ヲ管轄スル區裁判官ノ判事之ヲ與ヘ又

ハ受命判事若クハ受託判事ノ完結ス可キ事件ニ在テハ判事之ヲ與フ
許可ノ命令ハ認證シタル贈本ヲ以テ送達ノ際ニ之ヲ交付ス可シ
本條ノ規定ヲ遵守セザル送達ハ之ヲ受取リタルトキニ限リ効力ヲ有ス
第五百十一條 送達ニ付テハ之ヲ施行スル吏員ハ送達ノ場所、年月日時、方法及ヒ受取人ノ受
取證シテ送達吏ノ署名捺印ヲ具備スル證書ヲ作ルコトヲ要ス
受取人受取ヲ拒ミ若クハ受取證ヲ出ダスコトヲ拒ミタルトキ又ハ受取證ヲ作ルコト能ハサル
旨ヲ述フルトキハ之ヲ送達證書ニ記載ス可シ
第四百十三條第三項ノ場合ニ於テハ郵便ニ付シタル吏員ノ報告書ヲ以テ送達ノ證ト爲スニ足
ル
第五百十二條 外國ニ在ル本邦ノ公使及ヒ公使館ノ官吏或ハ其家室、從者ニ對シテ送達ハ外務
大臣ニ囑託シテ之ヲ爲ス
第五百十三條 前條ノ場合ヲ除ク外、外國ニ於テ施行ス可キ送達ハ外國ノ管轄官廳又ハ外國ニ
駐在スル帝國ノ公使又ハ領事ニ囑託シテ之ヲ爲ス
第五百十四條 出陣ノ軍隊又ハ行務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ對スル送達ハ上班前
令官廳ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得
第五百十五條 前條ノ場合ニ於テ必要ナル囑託書ハ受取裁判官ノ裁判長之ヲ爲ス
送達ハ囑託ヲ受ケタル官廳又ハ官吏ノ送達施行證ノ證書ヲ以テ之ヲ證ス
第五百十六條 原告若クハ被告ノ所在地知レサルトキ又ハ外國ニ於テ爲ス可キ送達ニ付テハ其
規定ニ從フコト能ハス若クハ之ニ從フモ其效ナキコトヲ豫知スルトキハ其送達ハ公ノ告示ヲ

法部省 (三三) 事
民

定ニ從フコト能ハズ、又假令其ノ規定ニ從フトキト雖モ、其ノ効ナキコトヲ豫知スルトキハ、ココニ始メテ、公示送達ヲナスモノトス。

一五九 期日ハ、裁判長ガ日ト時トヲ定ムルナリ。例ヘバ口頭辯論ノ期日ハ、來ル五月十日午前九時トシテ、之ヲ原告及ビ被告ニ通告スルガ如キ即チ其ノ一例ナリ。

一六〇 一般ノ祝祭日トハ、曆ニ掲ゲラレタル祝日、祭日ニシテ紀元節、天皇節等ノ祝日、神武天皇祭、春季皇祖祭ト云ヘルガ如キ、即チ是レナリ。

以テ之ヲ爲スコトヲ得
第五百十七條 公示送達ハ原告若クハ被告ノ申立ニ因リ裁判所ノ命ヲ以テ裁判所書記之ヲ取扱フ
此送達ハ交付ス可キ書類ヲ裁判所ノ揭示板ニ貼附シテ之ヲ爲ス判決及ヒ決定ニ在テハ裁判ノ部分ノミヲ貼附ス可シ
右ノ外裁判所ハ送達ス可キ書類ノ抄本一箇又ハ設備ノ新聞紙ニ一回又ハ數回掲載ス可キヲ命スルコトヲ得其抄本ニハ裁判所、當事者並ニ訴訟物及ヒ送達ス可キ書類ノ要旨ヲ掲クルコトヲ要ス
第五百十八條 公示送達ハ書類ノ貼附ヨリ十四日ヲ經過シタル日ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス然レトモ裁判所ハ公示送達ヲ命スルニ際シ此ヨリ長キ期間ヲ必要トスルトキハ相當ナル期間ヲ定ムルコトヲ得
同一ノ事件ニ付キ同一ノ原告若クハ被告ニ對シテ爲ス其後ノ公示送達ハ貼附ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
第三節 期日及ヒ期間
第五百十九條 期日ハ裁判長日及ヒ時ヲ以テ之ヲ定ム
第六十條 期日ハ已ムテ得サル場合ニ限リ日曜日及ヒ一般ノ祝祭日ニ之ヲ定ムルコトヲ得
第六十一條 期日ニ付テノ呼出ハ裁判長ノ命ニ從ヒ裁判所書記正本ノ送達ヲ以テ之ヲ爲ス但在廷シタル者ニ期日ヲ定メ出廷ヲ命シタルトキハ之ヲ送達スルコトヲ要セス
第六十二條 期日ハ裁判所内ニ於テ之ヲ開リ但臨檢又ハ裁判所ニ出頭スルニ義務アル人ノ

ノニシテ、其ノ當日、裁判所ニ於テ、裁判官ガ、何々ノ事件ト呼ブトキ、始メテココニ其ノ期日ニ達シタルモノトセリ。

故ニ、其ノ期日ノ終ハリ、即チ其ノ日ノ終ハルモ、原告又ハ被告ガ、辯論ヲナサザルトキハ、期日ニ出頭セザルモノト看做サルナリ。

一六五 期間トハ、何日ヨリ何日ニ至ルマテ何月又ハ何日ノ間ト云フコト。又、之ガ計算チナスニ、時ヲ以テスルモノハ、其ノ時ヨリ起算スルモノナレドモ、日ヲ以テ計算スルモノハ、始メノ日ハ算入セザルナリ。

一六六 一日ノ期間トハ、二

間其他裁判所内ニ於テ爲スコトヲ得サル行爲ヲ要スルトキハ此限ニ在ラズ
第六十三條 期日ハ事件ノ呼上ヲ以テ始マル

原告若クハ被告ガ期日ノ終ニ至ルマテ辯論ヲ爲サザルトキハ期日ヲ忘リタルモノト看做ス
第六十四條 裁判所又ハ裁判長ノ定ムル期間ノ進行ハ期間ヲ定メタル書類ノ送達ヲ以テ始マリ又其送達ヲ要セザル場合ニ於テハ期間ノ首渡ヲ以テ始マル但期間指定ノ際ヨリ起算ノ定メタルトキハ此限ニ在ラズ
第六十五條 期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ又日ヲ以テスルモノハ初期ヲ算入セズ
第六十六條 一日ノ期間ハ二十四時トシ一個月ノ期間ハ三十日トシ一年ノ期間ハ曆ニ從フ

期間ノ終カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルトキハ其日ヲ期間ニ算入セズ
第六十七條 法律上ノ期間ハ裁判所ノ所在地ニ住居セザル原告若クハ被告ノ爲メ其住居地ト裁判所所在地トノ距離ノ割合ニ應ジ海陸路八里毎ニ一日ヲ伸長シ八里以外ノ端數三里ヲ超ユルトキモ亦同シ

裁判所ハ外國又ハ島嶼ニ於テ住所ヲ有スル原告若クハ被告ノ爲メ特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得
第六十八條 期間ノ進行ハ裁判所ノ休暇ニ依リテ停止ス其期間ノ殘餘ノ部分ハ休暇ノ終ヲ以テ其進行ヲ始メ期間ノ初カ休暇 當ルトキハ其期間ノ進行ハ休暇ノ終ヲ以テ始マル
前項ノ規定ハ不變期間及ヒ休暇事件 期間ニハ之ヲ適用セス
不變期間ハ此法律ニ於テ不變期間トシテ掲ケタル期間ニ限ル

十四日間、一ヶ月ノ期間ハ、三十日、一ヶ年ノ期間ハ、層ニ從フモノトス。
若シ此ノ期間ノ終ハリガ、日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當レルトキハ、其ノ日ハ、期間ニ算入セラレザルナリ。
一六八 不變期間トハ、一定シテ動カズカラザル期間ヲ云フ。即チ法律ニ於テ、何日ノ期間ハ、民事訴訟法ニ於テハ、特ニ不變期間トシテ掲ゲタル期間ニ限レモノナリ。
第四節 懈怠ノ結果及ビ原狀回復ノ懈怠トハ、期日、期間等ヲ怠リタルガ爲メニ、或ヒハ訴訟行爲ヲナス權利ヲ失フコト。

假事件トハ裁判所構成法第二百二十八條第百二十九條ニ掲ケタル事件ヲ謂フ
第六十九條 期日ノ變更、辯論ノ延期、辯論續行ノ期日ノ指定ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但申立ニ因レル期日ノ變更ハ合意ノ場合ヲ除ク外顯著ナル理由アルトキニ限り之ヲ許ス
第七十條 期間ハ不變期間ヲ除ク外當事者ノ合意ノ申立ニ因リ之ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得
裁判所又ハ裁判長ノ定ムル期間及ビ法律上ノ期間ハ合意ナキモ申立ニ因リ減縮ナル理由アルトキハ之ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得然レトモ法律上ノ期間ノ短縮又ハ伸長ハ此法律ニ特定シタル場合ニ限り之ヲ許ス
伸長ニ係ル新期間ハ前期間ノ満了ヨリ之ヲ起算ス
第七十一條 期日ノ變更又ハ期間ノ短縮若クハ伸長ニ付テノ申請ノ理由ハ之ヲ説明ス可シ其申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
申請ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
同一期日ノ再度ノ變更又ハ同一期間ノ再度ノ伸長ハ相手方ノ承諾書ヲ提出ヒサルトキハ相手方ヲ審訊シタル後ニ限り之ヲ許スコトヲ得又相手方カ異議ヲ述フルトキハ願者ナル差支ノ理由及ビ其差支ヲ除去スルコトノ特別ナル困難ヲ生ジタルコトヲ證明スルトキニ限り之ヲ許スコトヲ得訴訟代理人ノ差支ニ原因スル期日ノ再度ノ變更又ハ期間ノ再度ノ伸長ハ相手方ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ許サス
期日ノ變更又ハ期間ノ伸長ニ付テノ申請ヲ却下スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

其ノ失ヒタルハ之ガ結果ナリ。原狀回復トハ、一旦失ヒタル權利ト雖モ、正當ノ事由アルトキハ、原ノ姿ニ回復スルコトヲ得ルナリ。
一七四 天災ニ依ルカ、假令天災ニアラズト雖モ、避クベカラザル事變ニ遭遇シ、之ガ爲メニ不變期間ヲ守ルコト能ハザル原告又ハ被告ガ、之ガ申立ヲナスニヨリテ、原狀回復ヲ許サルナリ。
一七五 原狀回復ノ申立ハ、十四日ノ期間内ニ之ヲナスベキモノトス。

第七十二條 本節ニ於テ裁判所及ヒ裁判長ニ與ヘタル權ハ受命判事又ハ受託判事モ亦其定ヘキ期日及ヒ期間ニ付キ之ヲ行フコトヲ得
第四節 懈怠ノ結果及ビ原狀回復
第七十三條 訴訟行爲ヲ怠リタル原告若クハ被告ハ其訴訟行爲ヲ爲ス權利ヲ失フ但此法律ニ於テ追完ヲ許ストキハ此限ニ在ラス
法律上懈怠ノ結果ハ當然生スルモノトス但此法律ニ於テ失權ヲ爲サシムルコトニ付キ相手方ノ申立ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス
第七十四條 天災其他避クベカラザル事變ノ爲メニ不變期間ヲ遵守スルコトヲ得サル原告若クハ被告ニハ申立ニ因リ原狀回復ヲ許ス
原告若クハ被告カ故障期間ヲ懈怠シタルトキハ其過失ニ非スシテ職席判決ノ送達ヲ知ラザリシ場合ニ於テモ亦之ニ原狀回復ヲ許ス
第七十五條 原狀回復ハ十四日ノ期間内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス
右期間ハ障礙ノ止ミタル日ヲ以テ始マル此期間ハ當事者ノ合意ニ因リ之ヲ伸長スルコトヲ得
懈怠シタル不變期間ノ終ヨリ起算シテ一ヶ年ノ満了後ハ原狀回復ヲ申立ツルコトヲ得ス
第七十六條 原狀回復ハ追完スル訴訟行爲ニ付キ裁判ヲ爲ス權アル裁判所ニ書面ヲ差出シテ之ヲ申立ツ可シ
書面ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

モノナリ。此ノ期間ハ、當事者ノ合意、例ハ原告、被告ガ、互ニ協議シテ合體シ、其ノ意見ヲ同シクスルガタメニ伸ハスコトヲ得ザルモノト定メラレタリ。

然レドモ懈怠セル不聽期間ノ終ハリヨリ起算シテ、一ケ年ヲ経過セルトキハ、原狀回復ヲ申立ツルコトヲ得ザルモノナリ。

第五節 訴訟手續ノ中断

トハ、例ハ原告若クハ被告ノ死亡シタルガタメニ、其ノ承繼人が、訴訟手續ヲ受ケ繼グニ至ルマデハ、此ノ訴訟ヲ其ノマニ中止シ置クコトヲ云フ。訴訟手續ノ中止トハ

第一 原狀回復ノ原因タル事實

第二 原狀回復ノ疏明方法

第三 懈怠シタル訴訟行為ノ追完

即時抗告ノ提出ヲ懈怠シタルトキハ原狀回復ノ申立ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ抗告裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百七十七條 原狀回復ノ申立ニ付テハ訴訟手續ハ追完スル訴訟行為ニ付テハ訴訟手續ト之ヲ併合スルニ裁可シ先ツ申立ニ付テハ辯論及ヒ裁判ノミニ其訴訟手續ヲ制限スルコトヲ得申立ノ許否ニ關スル裁判及ヒ其裁判ニ對スル不服ノ申立ニ付テハ追完スル訴訟行為ニ於テ行ハル可キ規定ヲ適用スルニ付テモ申立ヲ爲シタル原告若クハ被告ハ故障ヲ爲スコトヲ得ス原告回復ノ費用ハ申立人ノ之ヲ負擔ス但相手方ノ不當ナル異議ニ因リ生シタルモノハ此限ニ在ラス

第五節 訴訟手續ノ中断及ヒ中止

第百七十八條 原告若クハ被告ノ死亡シタル場合ニ於テハ承繼人カ訴訟手續ヲ受繼グマテ之ヲ中断ス

受繼ヲ遲滞シタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ受繼及ヒ本案辯論ノ爲メ其受繼人ヲ呼出ス承繼人期日ニ出頭セザルトキハ申立ニ因リ相手方ノ主張シタル承繼人自白シタルモノト看做シ且裁判所ハ關席判決ヲ以テ承繼人訴訟手續ヲ受繼キタリト宣渡ス又本案ノ辯論ハ故障期間ノ滿了後始メテ之ヲ爲シ又其期間内ニ故障ヲ申立テタルトキハ其完結後始メテ之ヲ爲ス

第百七十九條 原告若クハ被告ノ財産ニ付キ破産ノ開始シタル場合ニ於テ訴訟手續カ破産財團

例ハ、原告又ハ被告ガ戰時兵役ニ服スルトキ、

又ハ官廳ノ布令、戰爭其ノ他ノ事變ニヨリ、受訴裁判所ト交通ノ絶エタル地ニアルトキハ、受訴裁判所ハ、其ノ申立ニヨルカ、又ハ、職權ヲ以テ、是等ノ障碍ノ消除スルニ至ルマデ、其ノ訴訟手續ノ中止ヲ命ズルガ如キ、其ノ一例ナリ。

一八三 訴訟代理人ヲ以テ、

訴訟ヲナス場合ニ於テ、原告若クハ被告ハ、死亡又ハ訴訟能力ヲ失ヒ、若クハ法律上ノ代理人ガ死亡シ、又ハ、其ノ代理權ノ消滅スルトキハ、委任ガ、消滅シタルコトノ通知

ニ關スルトキハ破産ニ付テノ規則ニ從ヒ手續ヲ受繼キ又ハ破産手續ヲ停止スルマテ之ヲ中断ス

第百八十條 原告若クハ被告カ訴訟能力ヲ失ヒ又ハ其法律上代理人カ死亡シ又ハ其代理權カ原告若クハ被告ノ訴訟能力ヲ得ル前ニ消滅シタルトキハ訴訟手續ハ法律上代理人又ハ新法律上代理人カ其任職ヲ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ訴訟手續ヲ續行セントスルコトヲ其代理人ニ通知スルマテ之ヲ中断ス

第百八十一條 原告若クハ被告ノ死亡ニ因リ中断スル場合ニ於ケル訴訟手續ノ受繼ニ關シ遺言ニ付管理人ヲ任置スルトキハ前條ノ規定又遺言ニ付キ破産ヲ開始スルトキハ第百七十九條ノ規定ヲ適用ス

第百八十二條 戰爭其他ノ事故ニ因リ裁判所ノ行務ヲ止メタルトキハ此事情ノ繼續間訴訟手續ヲ中断ス

第百八十三條 訴訟代理人ヲ以テ訴訟ヲ爲ス場合ニ於テ原告若クハ被告カ死亡シ又ハ訴訟能力ヲ失ヒ又ハ法律上代理人カ死亡シ又ハ其代理權カ消滅スルトキハ委任消滅ノ通知ニ因リ訴訟手續ヲ中断ス

訴訟手續ノ受繼ニ付テハ第百七十八條、第百八十條、第百八十一條ノ規定ニ從フ

第百八十四條 原告若クハ被告カ戰時兵役ニ服スルトキ又ハ官廳ノ布令、戰爭其他ノ事變ニ因リ受訴裁判所ト交通ノ絶エタル地ニ在ルトキハ受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ障碍ノ消除スルマデ訴訟手續ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

第百八十五條 訴訟手續中止ノ申請ハ受訴裁判所ニ之ヲ提出ス其申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコ

ニヨリテ、訴訟手續ヲ中断ス
スルモノトス。

一八六 訴訟手續ノ中断ハ、
中止ハ、如何ナル結果ヲ生ズ
ルヤト云フニ、是ハ、各期間
ノ進行スルコトヲ止メ、且ツ
中断又ハ中止ノ終ハリタル後
ハ、更ニ前ノ期間ニ就テ、其
ノ進行ヲ始ムルコトヲ効力
ナ有スルナリ。

一八八 當事者ニ於テハ、訴
訟手續ヲ休止スベキ合意ヲナ
スコトヲ得ルモノトス。而シ
テ假令合意ストイヘドモ、不
變期間ノ進行ニツイテハ、何
等ノ影響ヲモ及ボサルモノ
トス。

若シ口頭辯論ノ期日ニ於テ、
當事者双方トモニ出頭セザル

トナリ

此裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十六條 訴訟手續ノ中断及ヒ中止ハ各期間ノ進行ヲ止メ及ヒ中断又ハ中止ノ終リタル後
更ニ全期間ノ進行ヲ始ムル効力ヲ有ス

中断及ヒ中止ノ間本案ニ付キ爲シタル原告若クハ被告ノ訴訟行爲ハ他ノ一方ニ對シ其効力ナ
シ

口頭辯論ノ終結後ニ生ズタル中断ハ其辯論ニ基キテ爲スコトヲ得且ツ其効力ヲ妨グルコト無シ

第百八十七條 中断シ又ハ中止シタル訴訟手續ノ受領及ヒ本節ニ定メタル通知ハ原告若クハ被
告ヨリ其書面ヲ受領裁判所ニ送付シ裁判所ハ相手方ニ之ヲ送達ス可シ

第百八十八條 當事者ハ訴訟手續ヲ休止ス可キ合意ヲ爲スコトヲ得其合意ハ不變期間ノ進行ニ
影響ヲ及ボサス

口頭辯論ノ期日ニ於テ當事者雙方出頭セザルトキハ訴訟手續ハ其一方ヨリ更ニ口頭辯論ノ期
日ヲ定ム可キコトヲ申立ツルマテ之ヲ休止ス

一 年内ニ前項ノ申立ヲ爲サザルトキハ本訴及ヒ反訴ヲ取下ケタルモノト看做ス

第百八十九條 本ノ規定其他此法律ノ規定ニ基キ訴訟手續ノ中止ヲ命ル裁判ニ對シテハ抗
告ヲ爲スコトヲ得又其中止ヲ拒ム裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二章 第一節 第一審ノ訴訟手續

第一節 地方裁判所ノ訴訟手續
第一節 判決前ノ訴訟手續

トキハ、訴訟手續ハ、其ノ一
方ヨリシテ更ニ口頭辯論ノ期
日ヲ定ムベキコトヲ申立ツル
ニ至ルマテ、之ヲ休止スルモ
ノナリ。

若シ一ケ年以内ニ於テ、前項
ノ申立ヲナサザルトキハ、本
訴及ヒ反訴ヲ取り下ゲタルモ
ノト看做スナリ。

一九〇 地方裁判所ニ訴ヲナ
スニハ、訴狀ヲ以テスベキモ
ノトス。
此ノ訴狀ニハ、左ノ諸件ヲ備
ヘザルベカラス。

第一 原告被告及ビ訴ヲ受
クベキ裁判所ヲ表示スルコ
ト。

第二 訴ヲナス所ノ一定ノ
目的、例ハ家屋明け渡シト

第百九十條 訴ノ提起ハ訴狀ヲ裁判所ニ送付シテ之ヲ爲ス

此訴狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 當事者及ヒ裁判所ノ表示

第二 起シタル請求ノ一定ノ目的及ヒ其請求ノ一定ノ原因

第三 一定ノ申立

此他訴狀ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒ之ヲ作り且裁判所ノ管轄カ訴訟物ノ價額ニ依
リ定マル場合ニ於テ訴訟物カ一定ノ金額ニ非ザルトキハ其價額ヲ掲ク可シ

第百九十一條 同一ノ被告ニ對スル原告ノ請求數箇アル場合ニ於テ其各請求ニ付キ受審裁判所
カ管轄權ヲ有シ且法律ニ於テ同一種類ノ訴訟手續ヲ許ストキハ原告ハ其請求ヲ一箇ノ訴ニ併
合スルコトヲ得但民法ノ規定ニ反スルトキハ此限ニ在ラス

第百九十二條 訴狀カ第百九十條第一號乃至第三號ノ規定ニ適セザルトキハ相當ノ期間ヲ定メ
裁判長ノ命令ヲ以テ其期間内ニ欠缺ヲ補正ス可キコトヲ命ス若シ原告此命ニ從ハザルトキハ
其期間ノ満了後訴狀ヲ差戻ス可シ

此差戻ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第百九十三條 訴狀カ第百九十條第一號乃至第三號ノ規定ニ適フルトキハ口頭辯論ノ期日ヲ定
メテ之ヲ被告ニ送達ス可シ

第百九十四條 訴狀ノ送達ト口頭辯論ノ期日トノ間ニハ少ナクモ二十日ノ時間ヲ存スルコト
ヲ要ス

外國ニ於テ送達ヲ施行ス可キトキハ裁判長相當ノ時間ヲ定ム

カ、貸金ノ請求トカノ類及
ヒ其ノ請求ヲナス原因、例
ヘバ貸金ニ付テハ、其ノ期
日ヲ経過スルモ、辨濟ヲ受
ケザルニ依ルカ如キモノナ
ク。

第一 一定ノ申立トハ、例
ヘバ貸金ノ元利ナ一時ニ辨
濟ヲ受ケンドスルガ如キナ
ク。

一九五 訴訟物ノ權利拘束ト
ハ、訴訟ヲ起シタル其ノ目的
物ニ於ケル權利ヲ拘束シテ動
カシメザルコト。

一九九 訴狀ヲ送達スルトキ
ニ於テ、十四日ノ期間内ニ於
テ、之ガ答辯書ヲ差出スベキ
コトヲ被告ニ催告スベキモノ
トス。

第九十五條 訴訟物ノ權利拘束ハ訴狀ノ送達ニ因リテ生ス
權利拘束ハ左ノ效力ヲ有ス

第一 權利拘束ノ繼續申原告若クハ被告ヨリ同一ノ訴訟物ニ付キ他ノ裁判所ニ於テ本訴又
ハ反訴ヲ以テ請求ヲ爲シタルトキハ相手方ハ權利拘束ノ抗辯ヲ爲スコトヲ得

第二 受訴裁判所ノ管轄ハ訴訟物ノ價額ノ増減、住所ノ變更其他管轄ヲ定ムル事情ノ變更
ニ因リテ變換スルコト無シ

第三 原告ハ其ノ原因ヲ變更スルノ權利ナシ但變更シタル訴ニ對シ本案ノ口頭辯論前被告
カ異議ヲ訴ヘサルトキハ此限ニ在ラス

第九十六條 原告カ訴ノ原因ヲ變更セシテ左ノ諸件ヲ爲ストキハ被告ハ異議ヲ述フルコト
ヲ得ス

第一 事實上又ハ法律上ノ申述ヲ補充シ又ハ更正スルコト
第二 本案又ハ附帶請求ニ付キ訴ノ申立ヲ擴張シ又ハ減縮スルコト

第九十七條 訴ノ原因ニ變更ナシトスル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立タルコトヲ得ス
第九十八條 訴ノ全部又ハ一部分ニ付キ被告ノ第一口頭辯論ノ始マルマテハ被告ノ承諾
ナクシテ之ヲ取下ケ又其後口頭辯論ノ終結ニ至ルマテハ被告ノ承諾ヲ受ケ之ヲ取下ケルコト
ヲ得

訴ノ取下ハ口頭辯論ニ於テ之ヲ爲ササルトキハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコト
訴狀ヲ既ニ送達シタル場合ニ於テハ訴取下ノ書面ハ之ヲ被告ニ送達ス可シ

二〇三 裁判長ハ、申立ニヨ

リ、其ノ命令ヲ以テ、答辯書
差出シノ期間十四日ヲハ、相
當ニ短縮又ハ伸長スルコトヲ
得ルモノナリ。又、訴狀ノ送
達ト、口頭辯論ノ期日トノ間
ニハ、少ナクモ二十日間ヲ置
クコトヲ規定セラルレドモ、
其ノ時間ヲ切迫セル危險ノ場
合ニ限リ、二十四時マテニ短
縮スルコトヲ得ルナリ。

前項ニ掲ゲタル時間ノ短縮ハ
之ガ爲メニ答辯書ヲ差出スコ
トヲ得ザルトキト雖モ、之ヲ
ナスコトヲ得ルモノトス。
以上ノ如クナルトキハ、本法
第九十七條ニ規定セラレタ
ルモノニ抵觸スルノ恐レアリ
ト雖モ、此ノ規定ヲ妨ゲザル

適法ナル取下ハ權利拘束ノ總テノ效力ヲ消滅セシムル結果ヲ生ス
取下ケタル訴ヲ再ヒ起シタルトキハ被告ハ前訴訟費用ノ辨濟ヲ受ケルマテ應訴ヲ拒ムコトヲ
得

第九十九條 訴狀送達ノ際十四日ノ期間内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ被告ニ催告ス可シ
答辯書ニハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ヲ適用ス

第一百條 訴カ管轄裁判所ニ於テ權利拘束ト爲リタルトキハ被告ハ原告ニ對シ其裁判所ニ反
訴ヲ起スコトヲ得

然レトモ財產權上ノ請求ニ非サル請求ニ係ル反訴又ハ目的物ニ付キ專屬管轄ノ規定アル反訴
ハ若シ其反訴カ本訴ナルトキ其裁判所ニ於テ管轄權ヲ有スコトヲ得

反訴ニ對シテハ更ニ反訴ヲ爲スコトヲ得ス
第二百一條 反訴ハ答辯書若クハ特別ノ書面ヲ以テ又ハ口頭辯論中相手方ノ面前ニ於テ口頭
以テ之ヲ爲スコトヲ得

然レトモ答辯書差出ノ期間内ニ差出シタル書面ヲ以テ起サレル反訴ハ被告ノ請求ノ全部又ハ
一部分相殺ヲ爲スコトヲ得

得サリシコトヲ説明スルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ許ス
第二百二條 訴ニ關スル此法律ノ規定ハ反訴ニ之ヲ適用ス但其規定ニ因リ差異ノ生ス可キトキ
ハ此限ニ在ラス

第二百三條 裁判長ハ申立ニ因リ其命令ヲ以テ第九十九條ニ定メタル期間ヲ相當ニ短縮若ク

ハ此限ニ在ラス

ナリ。

二〇六 妨訴ノ抗辯トハ、本條ニ於テ、其ノ事ヲ規定セラレタリ。

第一 無訴權トハ、訴フルニトノ權利ナキモノヲ云フナリ。

第二 裁判所管轄トハ、區裁判所ニ係ル事件ナルニ地方裁判所ニ於テスルガ如キヲ云フ。

第三 權利ヲ拘束セラレキモノニアラザルニ、之ヲ拘束シタルガ如キヲ云フ。

第四 訴訟ヲナスニハ、之ガ能力ヲ要ス、然レニ其ノ欠クルコトアルカ、又ハ、法律上代理ノ欠クル所アルカノ類。

ハ伸長シ又第九十四條ニ定メタル時間ヲ切迫ナル危險ノ場合ニ限リ二十四時マテニ短縮スルコトヲ得

前項時間ノ短縮ハ此方爲メ答辯書ヲ差出スコトヲ得サルトキト雖モ亦之ヲ爲スコトヲ得

本條ノ規定ハ第六十七條ニ掲ケタル規定ヲ妨ケス

第二百四條 各當事者ハ訴狀又ハ答辯書ニ掲ケザリシ事實上ノ主張若クハ證據方法又ハ申立ニ付キ相手方カ豫メ穿鑿ヲ爲スニ非サレハ陳述ヲ爲ス能ハスト豫知スル事項アルトキハ口頭辯論ノ前ニ書面ニテ申出ス可シ但其書面ヲ相手方ニ送達スル時間及ヒ相手方チシテ必要ナル穿鑿ヲ爲ス時間ヲ得セシム可シ

口頭辯論ノ延期ヲ爲ストキハ裁判所ハ爾後必要ナル準備書面ヲ差出スコキ期間ヲ定ムルコトヲ得

第二百五條 口頭辯論ハ一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス

第二百六條 妨訴ノ抗辯ハ本案ニ付テノ被告ノ辯論前同時ニ之ヲ提出ス可シ

左ニ掲ケタルモノヲ妨訴ノ抗辯トス

第一 無訴權ノ抗辯

第二 裁判所管轄ノ抗辯

第三 權利拘束ノ抗辯

第四 訴訟能力ノ欠缺又ハ法律上代理ノ欠缺ノ抗辯

第五 訴訟費用保證ノ欠缺ノ抗辯

第六 再訴ニ付キ前訴訟費用未済ノ抗辯

第七 延期ノ抗辯

本案ニ付キ被告ノ口頭辯論ノ始マリタル後ハ妨訴ノ抗辯ハ被告ノ有效ニ擔塞スルコトヲ得サルモノナルトキ又ハ被告ノ過失ニ非スシテ本案ノ辯論前ニ其抗辯ヲ主張スル能ハサリシコトヲ疎明スルトキニ限リ之ヲ主張スルコトヲ得

第二百七條 被告カ妨訴ノ抗辯ニ基キ本案ノ辯論ヲ拒ムトキ又ハ裁判所カ申立ニ因リ若クハ辯論ヲ以テ別ニ辯論ヲ命スルトキハ其抗辯ニ付キ別ニ辯論ヲ爲シ及ヒ判決ヲ以テ裁判ヲ爲スコシ

妨訴ノ抗辯ヲ棄却スル判決ハ上訴ニ關シテハ終局判決ト看做ス但裁判所ハ申立ニ因リ本案ニ付キ辯論ヲ爲スコキ命スルコトヲ得

第二百八條 裁判所ハ計算事件、財産分別及ヒ此ニ類スル訴訟ニ於テハ口頭辯論ヲ延期シ準備手續ヲ命スルコトヲ得但妨訴ノ抗辯アリタルトキハ其完結後之ヲ爲ス

第二百九條 攻撃及ヒ防禦ノ方法(反訴、抗辯、再抗辯等)ハ第二百一條ニ規定スル制限ヲ以テ判決ニ接合スル口頭辯論ノ終結ニ至ルマテ之ヲ提出スルコトヲ得

第二百十條 被告ヨリ時機ニ後レテ提出シタル防禦ノ方法ハ裁判所カ若シ之ヲ許スニ於テハ訴訟ヲ遅延ス可ク且被告ハ訴訟ヲ遅延セシメントスル故意ヲ以テ又ハ甚シキ怠慢ニ因リ早ク之ヲ提出セザリシコトノ心證ヲ得タルトキハ申立ニ因リ之ヲ却下スルコトヲ得

第二百十一條 訴訟ノ進行中ニ争ト爲リタル權利關係ノ成立又ハ不成立カ訴訟ノ裁判ノ全部又ハ一分ニ影響ナクホストキハ判決ニ接合スル口頭辯論ノ結定 至ルマテ原告ハ訴ノ申立ノ擴張ニ依リ又被告ハ反訴ノ提起ニ依リ判決ヲ以テ其權利關係ヲ確定セシメ申立シルコトヲ得

第五 訴訟費用ニ付テ之ヲ保證セルニ、其ノ欠クル所アルガ如キヲ云フ。

二〇八 裁判所ニ於テハ、計算事件、財産分別及ヒ之ニ類スル所ノ訴訟ニ付テハ、口頭辯論ノ延期ヲナシ、以テ準備ニ付キテ、事ガ手續ヲナスコトヲ命ズルヲ得ルナリ。但シ妨訴ノ抗辯アリタルトキニ於テハ、其ノ事ノ完結終結シタル後、之ヲナスベシ。

二一〇 被告ヨリ差出シタル防禦ノ方法ハ、其ノ時機ニ後レタルモノナルトキ、裁判所ニ於テ、若シ之ヲ許スニ於テハ、訴訟ヲ遅延セシムルノミナラズ、且被告ハ、故意ニ其ノ訴訟ヲ遅延セシメントス

レヲ以テカ、又ハ、甚ダシキ
怠慢ノ爲メニシテ、速ニ之ヲ
若出サレシコトノ心證ヲ得
タルモノナルトキハ、由立ニ
ヨリテ、之ヲ却下スルコトヲ
得ルモノナリ。

二一四 證據方法トハ、證據
トナルベキモノヲ裁判所ニ提
出スルコト。證據抗辯トハ、
證據トシテ提出セラレタルモ
ノニ付テ、抗辯ナナスコトナ
リ。

二一九 地方慣習法トハ、或
ル地方ニ限リテ、古來ヨリノ
習ハシアルコト。商慣習トハ
商業上ニ於テ、古來ヨリ一般
ニ仕來リシ習ハシ。

二二〇 疏明トハ、事物ニツ
イテ、之ヲ明ラカニスルコト

得

第二百十二條 訴狀其他ノ準備書面ニ於テ主張セラル請求ノ權利拘束ハ口頭辯論ニ於テ其請求
ヲ主張シタル時ヲ以テ始マル

第二百十三條 各當事者ハ事實上ノ主張ヲ證明シ又ハ之ヲ辯駁セン爲ニ用井ントスル證據方法
ヲ開示シ且相手方ヨリ開示シタル證據方法ニ付キ陳述ス可シ

各箇ノ證據方法ニ付テノ證據申出及ヒ之ニ關スル陳述ハ第六節乃至第十節ノ規定ニ從フ
第二百十四條 證據方法及ヒ證據抗辯ハ判決ニ接スル口頭辯論ノ終結ニ至ルマテ之ヲ主張ス
ルコトヲ得

證據方法及ヒ證據抗辯ノ時機ニ後レタル提出ニ付テハ第二百十條ノ規定ヲ準用ス
第二百十五條 證據調立ニ證據決定ヲ以テスル特別ノ證據調手續ノ命令ハ第五節乃至第十節ノ
規定ニ從フ

第二百十六條 當事者ハ訴訟ノ關係ヲ表明シ證據調ノ結果ニ付キ辯論ヲ爲ス可シ
受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ證據調ヲ爲シタルトキハ當事者ハ證據調ニ關スル審問調
書ニ基キ其結果ヲ演述ス可シ

第二百十七條 裁判所ハ民法又ハ此法律ノ規定ニ反セサレ限リハ辯論ノ全旨趣及ヒ或ル證據調
ノ結果ヲ斟酌シ事實上ノ主張ヲ眞實ナリト認ム可キヤ否ヤチ自由ナル心証ヲ以テ判斷ス可シ

第二百十八條 裁判所ニ於テ顯著ナル事實ハ之ヲ證スルコトヲ要セス
第二百十九條 地方慣習法、商慣習及ヒ規約又ハ外國ノ規行法ハ之ヲ證ス可シ裁判所ハ當事者
カ其證明ヲ爲スト否トニ拘ハラズ職權ヲ以テ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得

第二百二十條 此法律ノ規定ニ依リ事實上ノ主張ヲ疏明ス可キトキハ裁判官ナシテ其主張ヲ眞
實ナリト認メシム可キ證據方法ヲ申出ツルヲ以テ是ル但即時ニ爲スコトヲ得サル證據調ハ疏
明ノ方法トシテハ之ヲ許サス

第二百二十一條 裁判所ハ事件ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス自ラ又ハ受命判事若クハ受託判
事ニ依リ訴訟又ハ或ル争點ノ和解ヲ試ムル權アリ和解ヲ試ムル爲ニハ當事者ノ自身出頭ヲ命
スルコトヲ得

第二百二十二條 判決ヲ受ク可キ事項ノ申立ハ書面ニ基キ之ヲ爲スコトヲ要ス
書面ニ掲ケサル申立アルトキハ調書ニ附録トシテ添附ス可キ書面ヲ差出シテ之ヲ爲スコトヲ
要ス

重要ノ點ニ於テ以前申立テタルモノト異ナル申立ニ付テモ亦同シ
本條ノ規定ヲ遵守セサルトキハ申立ナキモノト看做ス

第二百二十三條 前條ノ申立テ除ク外書面ニ掲ケサル重要ナル陳述又ハ其書面ノ旨趣ト重要ノ
點ニ於テ差異ノ存スル事項ハ其差異カ附加、削除其他ノ變更ニ係ルヲ問ハス申立ニ因リ又ハ
職權ヲ以テ調書若クハ其附録トシテ添附ス可キ爲メ差出シタル書面ニ依リテ之ヲ明確ニス可
シ

第二百二十四條 當事者ハ訴訟記録ヲ閱覽シ且裁判所書記ナシテ其正本、抄本及ヒ謄本ヲ附與
セシムルコトヲ得

裁判長ハ第三者カ權利上ノ利害ヲ疎明スルトキニ限リ當事者ノ承諾ナクシテ訴訟記録ノ閱覽
及ヒ其抄本並ニ謄本ノ付與ヲ許スコトヲ得

二二四 訴訟記録ヲ閱覽シ
ハ、訴訟ヲナシタルニ付キ、
裁判所ニ於テ、書記ガ、其ノ
副本ヲ筆記シタルモノアレバ

之ヲ覽ルコト。抄本トハ被キ書、附本トハ寫シ。

二二五 訴訟ハ、口頭辯論等ヲ起テ、雙方ノ當事者又ハ訴訟代理人ニ於テ、最早辯論スベキコトヲモナク、且シ證據方法モナク、既ニ成熟セルトキハ、裁判所ハ、終局判決ヲ以テ、之ガ裁判ヲナス。

又同時ニ辯論及ビ裁判ヲナスガ爲メニ、併合シタル所ノ數個ノ訴訟中一ノミガ、裁判ヲナスニ熟セルモノナルトキハ、亦之ガ終局判決ヲナスベシ。

二二四 裁判所ニ於テ、判決ノ言渡ヲナスニハ、判決主文ヲ明瞭シテ之ヲナスモノトセリ。又缺席判決ノ言渡ニ付テ

判決、決定、命令ノ草案及ヒ其準備ニ供シタル書類並ニ評議又ハ裁判ニ關スル書類ハ其原本ナルト附本ナルトヲ問ハス之ヲ閱覽スルコトヲ許サス。

第二節 判決

第二百二十五條 訴訟力裁判ヲ爲スニ熟スルトキハ裁判所ハ終局判決ヲ以テ裁判ヲ爲ス。同時ニ辯論及ビ裁判ヲ爲ス爲メ併合シタル數箇ノ訴訟中一ノミ裁判ヲ爲スニ熟スルトキモ亦同シ。

第二百二十六條 一ノ訴ヲ以テ起シタル數箇ノ請求中一箇又ハ一箇ノ請求中一ノ分又ハ反訴ヲ起シタル場合ニ於テハ本訴若クハ反訴ノミ裁判ヲ爲スニ熟スルキハ裁判所ハ終局判決(一)分判決)ヲ以テ裁判ヲ爲ス。

然レトモ裁判所ハ事件ノ事情ニ從ヒテ一分判決ヲ相當トセサルトキハ之ヲ爲ササルコトヲ得。第二百二十七條 各箇ノ獨立ナル攻撃若クハ防禦ノ方法又ハ中間ノ争カ裁判ヲ爲スニ熟スルトキハ中間判決ヲ以テ裁判ヲ爲スコトヲ得。

第二百二十八條 請求ノ原因及ヒ數箇ニ付キ争アルトキハ裁判所ハ先ツ其原因ニ付キ裁判ヲ爲スコトヲ得。請求ノ原因ヲ正當ナリトスル判決ハ上訴ニ關シテハ終局判決ト看做シ其判決確定ニ至ルマテ爾後ノ手續ヲ中止ス然レトモ裁判所ハ申立ニ因リ其數箇ニ付キ辯論ヲ爲スコキヲ命スルコトヲ得。

第二百二十九條 口頭辯論ノ際原告其訴ヘタル請求ヲ放棄シ又ハ被告之ヲ認諾スルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ其放棄又ハ認諾ニ基キ判決ヲ以テ却下又ハ敗訴ノ言渡ヲ爲スコシ。

ハ、主文ヲ作ラザル前トイハドモ、之ヲナスコトヲ得ルナリ。缺席判決トハ、例ヘバ原告若シハ被告ガ、口頭辯論ノ期日ニ出頭セザルヲ以テ、其ノ出頭セル原告若クハ被告ガ申立テ至當ノモノト認メテ、之ヲ判決スルヲ云フ。

二二五 判決ヲ言渡スニハ、當事者又ハ其ノ一方ノ法廷内ニアルト否ラザルトニ拘ハラズ、言渡ノ能力ヲ有スルモノナリ。

言渡サレノルル 決ニ基ツキ、訴訟手續ヲ履行シ、又ハ、他ニ其 判決ニ使用スルコトノ原告若クハ被告ノ情ハ、此ノ民事訴訟法ニ特ニ定メラレタル場合ヲ除ク外、其ノ判決

二百三十條 判決ハ辯論ヲ經タル總テノ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ包括ス。然レトモ數箇ノ獨立ナル攻撃又ハ防禦ノ方法中其一箇 適切ナリトルトキハ裁判所ハ他ノ方法ニ付テ判斷スル義務ナシ。

二百三十一條 裁判所ハ申立テサル事物ヲ原告若クハ被告ニ歸セシムル權ナシ。裁判所ハ終局判決ヲ爲ス場合ニ於テハ訴訟費用ノ負擔ニ限リ申立アラサルモノ判決ヲ爲スコシ。然レトモ一分判決ヲ爲ス場合ニ於テハ費用ノ裁判ノ後ノ判決ニ讓ルコトヲ得。

二百三十二條 判決ハ其基本ルル口頭辯論ニ隨席シタル判事ニ限リ之ヲ爲ス。二百三十三條 判決ハ口頭辯論ノ終結スル期日又ハ直チニ指定スル期日ニ於テ之ヲ言渡ス但シ其期日ハ七日ヲ過クルコトヲ得ス。

二百三十四條 判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス。關帝判決ノ言渡ハ其主文ヲ作ラサル前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得。裁判ノ事由ヲ言渡スコトヲ至當ト認ムルトキハ判決ノ言渡ト同時ニ其事由ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告グ可シ。

二百三十五條 判決ノ言渡ハ當事者又ハ其一方ノ在廷スルト否トニ拘ハラズ其效力ヲ有ス。言渡アリタル判決 基キ訴訟手續ヲ履行シ又ハ他ニ其判決ヲ使用スル原告若クハ被告ノ情ハ此法律ニ特定シタル場合ヲ除ク外相手方ニ其判決ヲ送達スルト否トニ拘ハラサルモノトス。二百三十六條 判決ニハ左ノ諸件ヲ掲グ可シ。

- 第一 當事者及ヒ其法律上代理人ノ氏名、身分、職業及ヒ住所
- 第二 事實及ヒ争點ノ摘要但シ其摘要ハ當事者ノ口頭陳述ニ基キ殊ニ其提出シタル申立ヲ表

ヲ相手方ニ送達スレト否ラザ
ルトニ拘ハリズ。

二三八 原告若クハ被告ハ、
判決ノ送達アラシキコトヲ裁判
所ニ申立タルコトヲ得ルモノ
ナリ。此ノ申立アリタルトキ
ニ於テハ、判決ノ正本ヲ送達
スルモノトス。

二三九 未ダ判決ノ言渡サナ
カズ。又ハ未ダ判決ノ原本ニ
判事ヲ署名捺印セザレバ、其ノ正
本、抄本及ヒ謄本ヲ附與スル
コトヲ得ザレナリ。

判決ノ正本、抄本、謄本ニハ
裁判所書記ハ署名捺印ナシ
且ツ之ニ裁判所ノ印ヲ押シテ
之ヲ證スルモノトス。
二四一 裁判所ハ、當事者ノ

示シテ之ヲ爲ス

第三 裁判ノ理由

第四 判決主文

第五 裁判所ノ名稱、裁判ヲ爲シタル判事ノ官氏名

第二百三十七條 判決ノ原本ニハ裁判、爲シタル判事署名捺印ス可シ附席判事署名捺印スルニ
差支アルトキハ其事由ヲ開示シテ裁判長其旨ヲ附記シ裁判長差支アルトキハ官等最高官階
席判事ノ附記ス

判決ノ原本ハ言渡ノ日ヨリ起算シテ七日内ニ裁判所書記ニ之ヲ交付ス可シ

裁判所書記ハ言渡ノ日及ヒ原本領收ノ日ヲ原本ニ附記シ且其附記ニ署名捺印ス可シ

第二百三十八條 各當事者ハ判決ノ送達アラシキコトヲ申立タルコトヲ得其申立アリタルトキハ
判決ノ正本ヲ送達ス可シ

第二百三十九條 未ダ判決ノ言渡サズ又ハ未ダ判決ノ原本ニ署名捺印セザレバ、裁判所書記ハ
其正本、抄本及ヒ謄本ヲ付與スルコトヲ得

裁判所書記ハ判決ノ正本、抄本及ヒ謄本ニ署名捺印シ且裁判所ノ印ヲ捺シテ之ヲ認證ス可シ

第二百四十條 裁判所ハ其言渡シタル終局判決及ヒ中間判決ノ中ニ包含シタル裁判ニ覆束セ
ラル

第二百四十一條 裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ判決中ノ違算、書損及ヒ此ニ
類スル者ヲ修正ス

此修正ニ付テハ口頭辯論ヲ經シテ裁判ヲ爲スコトヲ得

申立ニ依リテ、又ハ、職權ヲ

以テ、何時ニ於テモ、判決中

ニアル勘定違ヒ、書キ損及

ヒ之ニ類スル著シキ誤リアル

トキハ、之ヲ更正スルモノナ

リ。

此ノ更正チナスハ、口頭辯論

ヲ經ルコトナクシテ、裁判ヲ

ナスコトヲ得ルモノナリ。

右ノ如キ更正ノ申立ナ却下ス

ルトキニ於テハ、上訴チナス

コトヲ得ザレナリ。然レドモ

更正ノ宣言スル所ノ決定ニ對

シテハ、即時抗告チナスコト

ヲ得ルモノトス。

第三節 缺席判決トハ、

例ヲ舉ゲテ述ベシニ、債

權ノ辯論ヲ請求セルモノ
アリテ訴訟ヲ提起シタル

右更正ノ申立チ却下スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス更正ノ宣言スル決定ニ對シテ

ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百四十二條 主タル請求者クハ附帶ノ請求又ハ費用ノ全部若クハ一分ノ裁判ヲ爲スニ際シ

脱漏シタルトキハ申立ニ因リ追加ノ裁判ヲ以テ判決ヲ補充ス可シ

判決ノ言渡後直チニ追加裁判ノ申立チ爲ササルトキハ遅クモ判決ノ正本ヲ送達シタル日ヨ

リ起算シテ七日ノ期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

追加ノ判ノ申立アルトキハ即時ニ又ハ新期日ヲ定メテ口頭辯論ヲ爲サシム可シ其辯論ハ訴訟

ノ完結セザル部分ニ限リ之ヲ爲ス

第二百四十三條 判決ヲ更正シ又ハ補充スル裁判ハ判決ノ原本及ヒ正本ニ之ヲ追加シ若シ正本

ニ之ヲ追加スルコトヲ得サルトキハ更正又ハ補充ノ裁判ノ正本ヲ作ル可シ

ニ之ヲ追加スル判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限リ確定力ヲ有ス

第二百四十四條 判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限リ確定力ヲ有ス

第二百四十五條 口頭辯論ニ基キ爲ス裁判所ノ決定ハ之ヲ言渡スコトヲ要ス

第二百三十三條、第二百三十四條ノ規定ハ裁判所ノ決定ニ之ニ準用シ又第二百三十五條、第

二百三十九條及ヒ第二百四十條ノ規定ハ裁判所ノ決定及ヒ裁判長並ニ受命判事又ハ受託判事

ノ命令ニ之ヲ準用ス

言渡チ爲ササル裁判所ノ決定及ヒ言渡チ爲ササル裁判長並ニ受命判事又ハ受託判事ノ命令ハ
職權ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達ス可シ

第三節 關席判決
第二百四十六條 原告若クハ被告口頭辯論ノ期日ニ出席セザル場合ニ於テハ出席シタル相手方

二、裁判所ヨリ期日ヲ定
メテ之ガ口頭辯論ヲナス
ベキコトノ書類ヲ原告、
被告ニ送達セリ。然レニ
被告ハ、其ノ期日ニ出頭
セズ、唯、原告ノ出頭
セルヲ以テ、裁判官ハ、
原告ノ訴訟ヲ理由アル正
當ノモノト認メテ、ココ
ニ被告敗訴ノ判決ヲ下ス
ガ如キ、即チ其ノ一例ナ
リ。

ノ申立ニ因リ、開席判決ヲ爲ス
第二百四十七條 出頭セサル一方カ原告ナルトキハ、裁判所ハ、開席判決ヲ以テ其訴ノ却下ヲ言渡
ス可シ
第二百四十八條 出頭セサル一方カ被告ナルトキハ、裁判所ハ、被告カ原告ノ事實上ノ口頭供述ヲ
自由シタルモノト看做シ、原告ノ請求ヲ正當ト爲ストキハ、開席判決ヲ以テ被告ノ敗訴ヲ言渡シ
其請求ヲ正當ト爲ササルトキハ、其訴ノ却下ヲ言渡ス可シ
第二百四十九條 延期シタル口頭辯論ノ期日又ハ口頭辯論ヲ續行スル爲ニ定ムル期日、亦第二
百四十六條ノ辯論期日ニ同シ
第二百五十條 原告若クハ被告出頭スルモ辯論ヲ爲ササルトキ又ハ辯論ヲ爲サスシテ任意ニ
退廷シタルトキハ、出頭セサルモノト看做ス
第二百五十一條 原告若クハ被告カ本案ノ辯論ヲ爲シタルトキハ、各箇ノ事實、證書又ハ發問ニ
付キ陳述ヲ爲ス又ハ任意ニ退廷スルモ本節ノ規定ヲ適用セス
第二百五十二條 左ノ場合ニ於テハ、開席判決ノ申立ヲ却下ス然レトモ出頭シタル原告若クハ被
告ハ、口頭辯論ノ延期ヲ申立ツルコトヲ得
第一 出頭シタル原告若クハ被告カ裁判所ノ職權上調査ス可キ事情ニ付キ必要ナル證明ヲ
爲ス能ハサルトキ
第二 出頭セサル原告若クハ被告ニ口頭上事實ノ供述又ハ申立ヲ適當ナル時期ニ書面ヲ以
テ通知セサルトキ
辯論ヲ延期シタルトキトハ出頭セサル原告若クハ被告ハ、新期日ニ呼出ラ可シ

サハルトキ、又ハ、辯論ヲナ
サズシテ、自分勝手ニ法廷ヲ
退キタルトキハ、之ヲ以テ出
頭セザルモノト看做サルナ
リ。
二五五 缺席判決ヲ受ケタル
原告又ハ被告ハ、其ノ判決ニ
對シテ、故障ノ申立ヲナスコ
トヲ得ルナリ。
此ノ故障ハ、判決ヨリ十四日
間以内ニ申立ツベシ。此ノ期
間ハ不變期間ニシテ、缺席判
決ノ送達アリタルトキヨリ起
算スルモノナリ。
二五七 判然許スベカラザ
ル故障又ハ判然法律上ノ方式
ニ適セザルモノ、若クハ其ノ
期間ノ經過シタル後ノ故障ニ
付テハ、裁判長ハ、命令ヲ以

第二百五十三條 開席判決ノ申立ヲ却下スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得又其決定
ヲ取消シタルトキハ出頭セザリシ原告若クハ被告ヲ新期日ニ呼出サスシテ開席辯論ヲ爲ス
第二百五十四條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ、職權ヲ以テ開席判決ノ申立ニ付テノ辯論ヲ延期ス
ルコトヲ得
第一 出頭セサル原告若クハ被告カ合式ニ呼出サレザリシトキ
第二 出頭セサル原告若クハ被告カ天災其他避ク可カラサル事變ノ爲ニ出頭スル能ハサル
コトノ眞實ト認ム可キ事情アルトキ
出頭セザリシ原告若クハ被告ハ新期日ニ之ヲ呼出ス可シ
第二百五十五條 開席判決ヲ受ケタル原告若クハ被告ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ツルコトヲ得
故障申立ノ期間ハ十四日トス此期間ハ不變期間ニシテ開席判決ノ送達ヲ以テ始マル
故障申立ハ判決ノ送達前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得
外國ニ於テ送達ヲ爲ス可キトキ又ハ公ノ告示ヲ以テ之ヲ爲ス可キトキハ、裁判所ハ開席判決ニ
於テ故障期間ヲ定メ又ハ後日決定ヲ以テ之ヲ定ム此決定ハ口頭辯論ヲ經スシテ爲スコトヲ得
第二百五十六條 故障申立ハ開席判決ヲ爲シタル裁判所ニ書面ヲ差出シテ之ヲ爲ス
此書面ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス
第一 故障ヲ申立テラレタル開席裁判ノ表示
第二 其判決ニ對スル故障ノ申立
此書面ニハ本案ニ付テノ口頭辯論準備ノ爲ニ必要ナル事項アルトキモ亦之ヲ掲グ可シ
第二百五十七條 判然許スベカラザル故障又ハ判然法律上ノ方式ニ適セス若クハ其期間ノ經過

テ之ヲ却下スルモノト定メラレタリ。

二六〇 裁判官ニ於テ、故障ヲ適法ト認メタルトキハ、其ノ訴訟ハ、缺席判決前ノ程度ニ渡スルモノナレバ、要スルニ、缺席判決ヲ受ケザルト同一ノモノトナルベキヲ以テ更ニ訴訟ヲ續行スルコトヲ得ルモノナリ。

二六一 缺席判決前ノ程度ニ渡シ、新タニ辯論ヲナシ、之ニヨリテ爲スベキ判決ガ、缺席判決ト相同ジキモノナルトキハ、裁判官ハ、缺席判決ヲ維持スルコトヲ言渡シ、若シ其ノ符合セザル場合ニ於テハ、新タナル判決ニ於テ、缺席判決ヲ廢棄スルナリ。

後ニ起シタル故障ハ、裁判長ノ命令ヲ以テ之ヲ却下ス可シ此却下ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百五十八條 前條ノ場合ヲ除ク外裁判所ハ故障申立ノ書面ニ相手方ニ送達シ且故障ニ付キ口頭辯論ノ新期日ヲ定メ當事者ノ雙方ヲ呼出ス可シ

第二百五十九條 裁判所ハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否又法律上ノ方式ニ從ヒ若クハ其間ニ於テ故障ヲ申立タルヤ否ヲ調査ス可シ

若シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ不適法トシテ棄却ス

第二百六十條 故障ヲ適法トスルトキハ訴訟ハ關席前ノ程度ニ復ス

第二百六十一條 新辯論ニ基キ爲ス可キ判決方關席判決ト符合スルトキハ關席判決ヲ維持スルコトヲ言渡シ其符合セザル場合ニ於テハ新判決ニ於テ關席判決ヲ廢棄ス

第二百六十二條 法律ニ從ヒ關席判決ヲ爲シタルトキハ關席ニ因リテ生シタル費用ハ相手方ノ不當ナル異議ニ因リ生セザルモノニ限リ故障ノ爲メ關席判決ヲ變更スル場合ニ於テモ其關席シタル原告若クハ被告ニ之ヲ負擔セシム

第二百六十三條 故障ヲ申立タル原告若クハ被告口頭辯論ノ期日又ハ辯論延期ノ期日ニ出頭セザルトキハ第二百五十二條及第二百五十四條ニ規定シタル場合ヲ除ク外出頭シタル相手方ノ申立ニ因リ故障ヲ棄却スル新關席判決ヲ言渡ス

新關席判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二百六十四條 故障ノ拋棄及ヒ其取下ニ付テハ控訴ノ拋棄及ヒ其取下ニ付テノ規定ヲ準用ス

第二百六十五條 本節ノ規定ハ反訴又ハ既ニ原因ノ確定シタル請求ノ數額ノ定テ目的トスル訴訟手續ニ之ヲ準用ス

中間訴訟ノ辯論ノ爲メ期日ヲ定メタルトキハ其關席訴訟手續及ヒ關席判決ハ其中間訴訟ヲ完結スルニ止マリ本節ノ規定ヲ之ニ準用ス

第四節 計算事件、財産分別及ヒ此ニ類スル訴訟ノ準備手續

第二百六十六條 計算ノ當否、財産ノ分別又ハ此ニ類スル關係目的トスル訴訟ニ於テ計算書又ハ財産目録ニ對シ許多ノ争アル請求ヲ生シ又ハ許多ノ争アル異議ノ生シタルトキハ受訴裁判所ハ受命判事ノ面前ニ於ケル準備手續ヲ命スルコトヲ得

第二百六十七條 準備手續ヲ命スル決定ヲ言渡スニ際シ裁判長ハ受命判事ヲ指定シ決定施行ノ期日ヲ定ム可シ若シ裁判長此期日ヲ定メザルトキハ受命判事之ヲ定ム又受命判事其委任ヲ施行スルニ差支アルトキハ裁判長更ニ他ノ判事ヲ任ス

第二百六十八條 準備手續ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ諸件ヲ明確ニス可シ

第一 如何ナル請求ヲ爲スヤ及ヒ如何ナル攻撃、防禦ヲ主張スルヤ

第二 如何ナル請求及ヒ如何ナル攻撃、防禦ノ方法ヲ争フヤ又ハ之ヲ争ハサルヤ

第三 争ト爲リタル請求及ヒ争ト爲リタル攻撃、防禦ノ方法ニ付テハ其實質上ノ關係及ヒ當事者ノ表示シタル證據方法、主張シタル證據抗辯、證據方法並ニ證據抗辯ニ關シテ爲シタル陳述及ヒ提出シタル申立

此手續ハ受訴裁判所ニ於テ訴訟又ハ中間訴訟方判決又ハ證據決定ヲ爲スニ熟スルマテ之ヲ續行ス可シ

第二百六十九條 原告若クハ被告カ期日ニ於テ受命判事ノ面前ニ出頭セザルトキハ受命判事ハ

其ノ口頭辯論ノ期日ヲ定メ、

二七〇 受訴裁判所ニ於テハ準備手續ノ終結セル後ニ於テ

二六六 計算ノ當否、財産ノ分別又ハ之ニ類スル所ノ關係目的トシテ、訴訟ヲ起シタルトキ、其ノ訴訟ニ於テ、計算書又ハ財産目録ニ對シテ種々ナル事ノ起ルベキ請求ヲ生ズルカ、又ハ、種々ノ争アル異議ノ生シタルトキハ、受訴裁判所ハ、受命判事ノ面前ニ於ケル準備手續ヲ命スルコトヲ得ルモノナリ。

二六八 準備手續ニ於テハ、調書ヲ以テ、規定セラレタル諸種ノ事件ヲ最モ明確ニセザルベカラズ、其ノ諸件ハ、本條ニ之ヲ定ム。

二七〇 受訴裁判所ニ於テハ準備手續ノ終結セル後ニ於テ其ノ口頭辯論ノ期日ヲ定メ、

二六六 計算ノ當否、財産ノ分別又ハ之ニ類スル所ノ關係目的トシテ、訴訟ヲ起シタルトキ、其ノ訴訟ニ於テ、計算書又ハ財産目録ニ對シテ種々ナル事ノ起ルベキ請求ヲ生ズルカ、又ハ、種々ノ争アル異議ノ生シタルトキハ、受訴裁判所ハ、受命判事ノ面前ニ於ケル準備手續ヲ命スルコトヲ得ルモノナリ。

二六八 準備手續ニ於テハ、調書ヲ以テ、規定セラレタル諸種ノ事件ヲ最モ明確ニセザルベカラズ、其ノ諸件ハ、本條ニ之ヲ定ム。

其ノ期日ヲ當事者ニ通知スベキモノトス。

二七一 當事者ハ、口頭辯論ニ於テ、準備手續ニ於ケル其ノ結果ナハ、調書ニ就キテ、之ヲ述アルモノトス。

原告又ハ被告ガ、裁判所ニ出頭セザルトキハ、準備手續ニ於テ争ハザルトコロノ請求ニ就テハ、一分ノ判決ヲ以テ、之ヲ完シ終結スベキモノトス。尙ホ其ノ他ニ就テハ、申立アルトキハ、缺席判決ヲナスベキモノトセリ。

二七三 證據調ヲナスハ、受託裁判所ニ於テ、之ヲナスハ通常ノコトトシテ、之ヲ法律ニ定メタル所ノ場合ニ限リテ、

前條ノ規定ニ依リ調書ヲ以テ出頭シタル原告若クハ被告ノ提供ナリ且新期日ヲ定メ出頭セザル原告若クハ被告ニハ調書ノ原本ヲ附與シテ新期日ニ之ヲ呼出ス可シ

原告若クハ被告ガ新期日ニモ亦出頭セザルトキハ送達ヒシ調書ニ掲ケタル相手方ノ事實上ノ主張ヲ明白シタリト看做シ其主張ニ付テノ準備手續ハ完結シタルモノトス

第二百七十條 受託裁判所ハ準備手續ノ終結後ニ口頭辯論ノ期日ヲ定メ之ヲ當事者ニ通知ス可シ

第二百七十一條 當事者ハ口頭辯論ニ於テ準備手續ノ結果ヲ調書ニ基キ演述ス可シ
原告若クハ被告ガ出頭セザルトキハ準備手續ニ於テ争ハサル請求ハ一分ノ判決ヲ以テ之ヲ完結ス其他ニ付テハ申立ニ依リテ開席判決ヲ爲ス可シ

第二百七十二條 受命判事ノ調書ヲ以テ明確ニス可キ事實又ハ證書ニ付キ陳述ヲ爲サス又ハ之ヲ拒ミタルトキハ口頭辯論ニ於テ之ヲ追完スルコトヲ得ス
請求、攻撃若クハ防禦ノ方法、證據方法及ヒ證據抗辯ニシテ受命判事ノ調書ヲ以テ之ヲ明確ニセザルモノニ付テハ後日ニ至リ始メテ生シ又ハ後日ニ至リ始メテ原告若クハ被告ノ知リタルコトヲ疏明スルトキニ限リ口頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ得

第五節 證據調ノ總則
第二百七十三條 證據調ハ受託裁判所ニ於テ之ヲ爲スヲ以テ通例トス
證據調ハ此法律ニ定メタル場合ニ限リ受託裁判所ノ部員一名ニ之ヲ命シ又ハ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得
此證據調ヲ命スル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ルコトヲ得

受託裁判所ノ部員一名ニ、此

ノ事ハ命シ、又ハ、區裁判所ニ向テ、之ヲ囑託スルコトヲ得ルモノナリ。

此ハ證據調ヲ命ズルニ付テ決定シタルトキ、若シ之レニ不服ヲ唱フレバ、其ノ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルナリ。

二七五 證據調ヲナスニ付キテ、今後幾日ヲ要スルヤ、其ノ時間ノ定マラザル障礙ノアルトキニ於テハ、申立ニヨリテ、相當ノ期間ヲ定ムルモノトス。尙ホ此ノ期間ノ満了後ト雖モ、訴訟手續ヲシテ遲滞セシメザル限リニ於テハ其ノ證據方法ヲ用フルコトヲ得ルモノトセリ。

二八四 當事者ノ一方ハ、受

第二百七十四條 當事者ノ申立タル數多ノ證據中其調フ可キ限度ハ裁判所之ヲ定ム

當事者ノ演述ニ引續キ直チニ證據調ヲ爲サステ受託裁判所ニ於テ新期日ニ之ヲ受命判事若クハ受託判事ノ面前ニ於テ之ヲ爲ス可キトキハ證據決定ニ因リ之ヲ爲ス可シ

第二百七十五條 證據調ニ付キ不定時間ノ障礙アルトキハ申立ニ因リ相當ノ期間ヲ定ム可シ此期間ノ満了後ト雖モ訴訟手續ヲ遲滞セシメザル限リハ其證據方法ヲ用フルコトヲ得

第二百七十六條 證據決定ニハ左ノ諸件ヲ掲ケ可シ
第一 證ス可キ係争事實ノ表示
第二 證據方法ヲ表示殊ニ證人又ハ鑑定人ヲ訊問ス可キトキハ其表示

第三 證據方法ヲ申出タル原告若クハ被告ノ表示
第二百七十七條 證據決定ノ變更ハ其決定ノ施行完結前ニ在リテ新ナル辯論ニ基クトキニ限リ之ヲ申立ルコトヲ得

證據決定ノ施行ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス
第二百七十八條 受託裁判所ノ部員カ證據調ヲ爲ス可キトキハ裁判長證據決定言渡ノ際受命判事ヲ指名シ且證據調ノ期日ヲ定ム可シ其期日ヲ定メザルトキハ受命判事之ヲ定ム

受命判事其命ヲ施行スルニ差支アルトキハ裁判長更ニ他ノ部員ヲ命ス
第二百七十九條 他ノ裁判所ニ於テ證據調ヲ爲ス可キトキハ裁判長ハ其囑託書ヲ發ス可シ

證據調ニ關スル書類ハ原本ヲ以テ受託判事ヨリ受託裁判所書記ニ之ヲ送致シ其書記ハ之ヲ受領シタルコトヲ當事者ニ通知ス可シ
第二百八十條 受命判事又ハ受託判事カ證據調ノ期日ヲ定メタルトキハ其期日及ヒ場所ヲ當

方ガ、證據調ノ期日ニ於テ、裁判所ニ出頭セザルトキハ、其ノ事件ノ程度ニ依リテ、爲シ得ルハ、限リハ、證據調ヲナスベキモノトス。

原告又ハ被告ノ出頭セザルガタメニ、證據調ノ全部又ハ一分ヲナスコトヲ得ザル場合ニ於テハ、其ノ追完、又ハ之レガ補充ハ、之レガ爲メニ、訴訟手續ノ遅滞セザルトキ、又ハ舉證者ガ、其ノ過失ニアラズシテ、期日前ニ於テ、出頭スルコト能ハザリシコトヲ、疏明スルトキニ限リテ、判決ニ至ル口頭辯論ノ終ハルニ至ルマテ、申立ニヨリテ之ヲ命ズルモノトス。

第六節 人證トハ、人ガ

事者ニ通知ス可シ

第二百八十一條 外國ニ於テ爲ス可キ證據調ハ外國ノ管轄官廳又ハ其國駐在ノ帝國ノ公使若シハ領事ニ囑託シテ之ヲ爲ス其囑託ニ付テハ第五百十二條及ヒ第五百十五條ノ規定ヲ準用ス

第二百八十二條 受命判事又ハ受託判事ハ他ノ裁判所ニ於テ證據調ヲ爲ス可キコトノ至當ナル原因ノ爾後ニ生シタルトキハ其裁判所ニ證據調ヲ囑託スルコトヲ得此囑託ヲ爲シタルトキハ當事者ニ之ヲ通知ス可シ

第二百八十三條 受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ證據調ノ際ニ爭ヲ生シ其爭ノ完結スルニ非サレハ證據調ヲ續行スルコトヲ得且其判事之ヲ裁判スル權ヲキトキハ其完結ハ受託裁判所ニ之ヲ爲ス

第二百八十四條 當事者ノ一方又ハ雙方證據調ノ期日ニ出頭セザルトキハ事件ノ程度ニ因リ爲シ得ヘキ限リハ證據調ヲ爲ス可シ

原告若シハ被告ノ出頭セザルカ爲ニ證據調ノ全部又ハ一分ヲ爲スコトヲ得サル場合ニ於テハ其追完又ハ補充ハ此方爲メ訴訟手續ノ遅滞セザルトキ又ハ舉證者其過失ニ非スシテ期日ニ出頭スル能ハザリシコトヲ疏明スルトキニ限リ判決ニ接スル口頭辯論ノ終結ニ至ルマテ申立ニ因リ之ヲ命ズ

第二百八十五條 裁判所ハ事件ノ未タ判決ヲ爲スニ然セスト認ムルトキハ證據調ノ補充ヲ決定スルコトヲ得

第二百八十六條 證據調又ハ其續行ノ爲メ新ニ日ヲ定ムル必要アルトキハ舉證者又ハ當事者雙方前期日ニ出頭セザリシトキト雖モ職權ヲ以テ之ヲ定ム

證據トナルコト。法律ニハ書証ト人證トアリ、書

證ノコトハ、第八節ニ解

説スベシ。

二八九 法律ニ於テ、別段ノ

規定ナキトキニ於テハ、何人トイヘドモ、民事訴訟ニ關シテ、裁判所ニ於テ、證目ヲナス義務アルモノナリ。

二九一 原告若クハ被告ガ、

裁判所ニ向テ、證人ノ喚問ヲ請求セントスルトキハ、其ノ證人ノ住所氏名ヲナシ且ツ證人ノ訊問ヲ受クベキ事實ヲ表示シテ之ヲ請求スベシ。

二九四 法律ノ規定ニ從ヒテ

適法ニ呼ビ出サレタル證人ニシテ、何等ノ正當ノ事由ナクシテ、出頭セザルモノニ對シ

第二百八十七條

受命裁判所ニ於テ證據調ヲ爲ストキハ其期日ハ同時ニ口頭辯論ヲ續行スル期日ナリトス

受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ命シタルトキハ受託裁判所ハ證據決定中ニ併セテ口頭辯論ヲ續行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得若シ之ヲ定メサルトキハ證據調ノ終結後職權ヲ以テ其期日ヲ定メ當事者ニ通知ス可シ

第二百八十八條

舉證者ハ裁判所ノ定ムル期間内ニ證據調ノ費用ヲ豫納ス可シ若シ其期間内ニ豫納セザルトキハ證據調ヲ爲サス但期間ノ満了後ト雖モ豫納シタルトキハ訴訟手續ノ遅滞ヲ生セザル場合ニ限リ證據調ヲ許ス

第六節 人證

第二百八十九條 何人ヲ問ハフ法律ニ別段ノ規定ナキ限リハ民事訴訟ニ關シ裁判所ニ於テ證言スル義務アリ

第二百九十條

官吏、公吏ハ其職ノ後ト雖モ其職務上默秘ス可キ義務アル事情ニ付テハ其所屬又ハ其最後ノ所屬ニ許シ得タルトキニ限リ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得大臣ニ付テハ勅許ヲ得ルコトヲ要ス

此許可ハ證言カ國家ノ安寧ヲ害スル恐アルトキニ限リ之ヲ拒ムコトヲ得

右許可ハ受託裁判所ヨリ之ヲ求メ且證人ニ之ヲ通知ス可シ

第二百九十一條 證人ノ申出ハ證人ヲ指名シ及ヒ證人ノ訊問ヲ受クベキ事實ヲ表示シテ之ヲ爲ス

第二百九十二條 證人ノ呼出狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

ナハ、裁判所ニ於テハ、證人
 ガ出頭セザルガ爲メニ生ジタ
 ル費用ヲ賠償スルコトト、及
 ビ之ニ二十圓以下ノ罰金ヲ言
 渡スベシ。

裁判所ニ於テ、再ビ證人ヲ呼
 ビ出スモ、尙ホ出頭セザル場
 合ニ於テハ、更ニ之ヨリ生ジ
 タル費用ヲ賠償セシムルト、
 且ツ罰金ヲ言渡スベシ。又、
 其ノ證人ヲ拘引セシムルコト
 ナ得ルナリ。

證人ハ、前項ノ決定ニ對シテ
 抗告チナスコトヲ得ルモノナ
 リ。此ノ抗告ノ效力ハ、執行
 ナ停止スルナリ。

二九五 證人ガ、其ノ出頭セ
 ザリシコトヲ、後日、正當ノ
 事由アリテ之ヲ證明シ、且ツ

第一 證人及ロ當事者ノ表示

第二 證據決定ノ旨趣ニ依リ訊問ヲ爲ス可キ事實ノ表示

第三 證人ノ出頭ス可キ場所及ヒ日時

第四 出頭セザルトキハ法律ニ依リ處罰ス可キ旨

第五 裁判所ノ名稱

第二百九十三條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍團ヲ證人トシテ呼出スニハ其所屬ノ長
 官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス其長官又ハ隊長ハ期日ヲ遵守セシムル爲ニ其呼出チ受ケタル
 者ノ調動ヲ許ス可シ若シ軍務上之ヲ許ス能ハサルトキハ其旨ヲ裁判所ニ通知シ且他ノ期日ヲ
 定ムル求テ爲ス義務アリ

第二百九十四條 合式ニ呼出サレタル證人ニシテ正當ノ理由ナク出頭セザル者ニ對シテハ申立
 ナシト雖モ決定ヲ以テ其不登ニ因リ生ジタル費用ノ賠償及ヒ二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ
 證人カ再度出頭セザル場合ニ於テハ更ニ費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡ス可シ又其拘引チ命スル
 コトヲ得

證人ハ右ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ナ有ス
 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍團ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ軍團
 ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス其拘引ニ付テモ亦同シ

第二百九十五條 證人其出頭セザリシコトヲ後日ニ正當ノ事由ヲ以テ辯解スルトキハ罰金及ヒ
 賠償ノ決定ヲ取消ス可シ
 證人ノ不登届及ヒ決定取消ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ得

辯解スルトキハ、罰金及ヒ費
 用賠償ニツキノ決定ヲ取消サ
 ルナリ。

二九七 證人ハ、左ニ掲グル
 所ノモノハ、其ノ證言ヲ拒ム
 コトヲ得ルナリ。

第一 原告若クハ被告又ハ
 其ノ配偶者トノ親族。但シ
 姻族ニ付テハ、假令婚姻ノ
 解除シタル後トイヘドモ、
 親族ト着傲サルトナリ。

第二 原告又ハ被告ト後見
 人トナリテ、其ノ後見人ノ
 下ニアルモノ。

第三 原告若クハ被告ト同
 居スルモノ、又ハ、雇人ト
 シテ之ニ使ハルモノ。

裁判長ハ、先ツ訊問チナス前
 ニ於テ、前項ノモノニ向ヒ證

第二百九十六條 島嶼證人ナルトキハ受命判事又ハ受託判事其所在ニ據テ訊問ヲ爲スヘシ
 各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在中ハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス
 ニ於テ之ヲ訊問ス

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其職務ノ所在地ニ據テ訊問ス

第二百九十七條 左ニ掲グル者ハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 原告若クハ被告又ハ其配偶者ト親族ナルトキ但親族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキ
 ト雖モ亦同シ

第二 原告若クハ被告ト後見ト受クル者

第三 被告若クハ被告ト同居スル者又ハ雇人トシテ之ニ仕フル者

裁判長ハ訊問前ニ前項ノ者ニ證言ヲ拒ム權利アル旨ヲ告グ可シ

第二百九十八條 左ノ場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏トリシ者カ其職務上職務ス可キ義務アル事情ニ關スルト
 キ

第二 醫師、藥劑、種痘、辯護士、公證人、神職及ヒ僧侶カ其身分又ハ職業ノ爲メ委託チ
 受ケタルニ因リテ知りタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

第二 問ニ付テ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ職務ニ關スルカ又ハ其權利刑事上ノ
 既述ノ指ク恐アルトキ

第四 問ニ付テ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ爲メ直接ニ財產權上ノ損害ヲ生セシ
 ム可キトキ

言ヲ拒ムトコロノ權利アル旨
ヲ告グベキモノトス。

三〇〇 證言ヲ拒ミ得ル權利
アル證人ハ、其ノ訊問ノ期日
前ニ於テハ、書面又ハ口頭ヲ
以テシ、又、其ノ期日ニ於テ
ハ、其ノ拒絕ノ原因タル事實
ニ就キテ、之ガ事實ヲ開示シ
且ツ之ヲ説明スベシ。

前項ノ如ク、期日前ニ於テ、
證言ヲ拒ミタル證人ハ、其ノ
期日ニ於テ、出頭スルノ義務
ナキモノナリ。
裁判所書記ハ、証言拒絕ノ書
面ヲ受取り、又ハ、其ノ陳述
ニ付キテ、調査ヲ作りタルト
キハ、之ヲ其ノ當事者ニ通知
スベキモノトス。

三〇四 忌避ヲ申請スルハ、

證人ヲ訊問スル前ニ於テ、之
ヲナスベキモノトス。而シテ
此ノ時限後ニ於テハ、其ノ前
ニ忌避スベキニ付テノ原因ヲ
主張スルコトヲ得ザリシ事由
ヲ説明スルトキニ限リテ、其
ノ證人ヲ忌避スルコトヲ得ル
モノナリ。
證人ヲ忌避セシトスル所ノ申
請ヲナスニハ、書面又ハ口頭
ヲ以テ、之ヲ爲スコトヲ得ル
モノトス。
忌避スベキ原因ニ付テハ、之
ヲ説明スルモノトス。
三〇七 證人トシテ出廷シタ
ルモノハ、訊問前ニ於テ、宣
誓ヲナスベキ場合ニ於テハ、
其ノ證人ハ、自己ノ身心ニ從
ヒ、眞實ヲ述ベズ、眞實ナル

第五 證人カ其技術又ハ職業ノ秘密ヲ公ニスルニ非サレハ答辯スルコト能ハサレトキ
第二百九十九條 證人ハ第二百九十七條第一號及ヒ第二百九十八條第四號ノ場合ニ於テ左ノ事
項ニ付キ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

第一 家族ノ出産、婚姻又ハ死亡

第二 家族ノ關係ニ依リ生スル財物事件ニ關スル事實

第三 證人トシテ立會ヒタル場合ニ於ケル權利行為ノ成立及ヒ旨趣

第四 原告若クハ被告ノ前主又ハ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ關シタル行為
前條第一號、第二號ニ掲ケタル者其歎息スヘキ義務ヲ免除セラントキハ證言ヲ拒ムコト
ヲ得ス

第三百條 證言ヲ拒ム證人ハ其訊問ノ期日前ニ書面又ハ口頭ヲ以テ又ハ期日ニ於テ其拒絕ノ
原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ説明ス可シ

期日前ニ證言ヲ拒ミタル證人ハ期日ニ出頭スル義務ナシ
裁判所書記ハ拒絕ノ書面ヲ受領シ又ハ其陳述ニ付キ調査ヲ作りタルトキハ之ヲ當事者ニ通知
ス可シ

第三百一條 拒絕ノ當否ニ付テハ受訴裁判所當事者ヲ審訊シタル後決定ヲ以テ其裁判ヲ爲ス但
第二百九十八條第一號ノ場合ニ於テ爲シタル拒絕ノ當否ニ付テハ所屬廳ノ職權ニ在リ

原告若クハ被告カ出頭セザルトキハ出頭シタル者ノ申述ヲ斟酌シテ決定ヲ爲ス
右決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

第三百二條 原因ヲ開示セシメテ證言ヲ拒ミ又ハ開示シタル原因ノ察却確定シタル後ニ之ヲ拒

ミタルトキハ申立ヲ要セスシテ決定ヲ以テ證人ニ對シテ拒絕ニ因リテ生シタル費用ノ賠償人
ハ四十圓以下ノ罰金ヲ科ス

證人ハ費用ノ賠償及ヒ罰金ノ言渡ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ
有ス

準備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍中裁判所ニ囑託シ
テ之ヲ爲ス

第三百三條 原告若クハ被告ハ相手方ト相手方ノ證人トノ間ニ第二百九十七條第一號乃至第三
號ノ關係アルトキハ其證人ヲ忌避スルコトヲ得

第三百四條 忌避ノ申請ハ證人ノ訊問前ニ之ヲ爲ス可シ此時限後ハ其前ニ忌避ノ原因ヲ主張ス
ルヲ得ザリシコトヲ説明スルトキニ限リ其證人ヲ忌避スルコトヲ得

忌避ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
忌避ノ原因ハ之ヲ説明スベシ

第三百五條 忌避ノ申請ニ付テハ裁判所ハ口頭辯論ヲ經シテ之ヲ爲スコトヲ得
忌避ノ原因アリト宣旨スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得忌避ノ原因ヲシテ宣旨スル
決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百六條 各證人ニハ其攜帶ス可キ呼出狀其他適當ノ方法ヲ以テ人達ヲラサルコトヲ判然ナ
ラシメタル後訊問前各別ニ宣誓ヲ爲サシム可シ

然レトモ宣誓ハ特別ノ原因アルトキ殊ニ之ヲ爲サシム可キヤ否ニ付キ疑ノ存スルトキハ問
問ノ終ルメテ之ヲ証アルコトヲ得

問ノ終ルメテ之ヲ証アルコトヲ得

問ノ終ルメテ之ヲ証アルコトヲ得

コトヲ陳述シ。何事ヲモ包ミ
隠ラズシテ、又何事ナモ餘計
ノ事ヲ加ヘザル旨ノ誓ヲナス
ベシ。
又前條第二項ノ規定ニ從ヒテ
訊問後ニ於テ、宣誓ヲナスベ
キ場合ハ左トキハ、前項ノ如
ク宣誓スベシ。
三一 証人ノ訊問ハ、後ニ
訊問スベキ証人ノ在ラザル場
所ニ於テ、各別ニ之ヲ爲スベ
キモノトス。
証人ノ供述ガ、イゾレモ相違
セルトキハ、其ノ証人ト証人
ト相對シテ之ヲ陳述セシメ
テ、其ノ如何ヲ見ル。
三一四 証人ハ、自分が陳述
セントスル事ヲバ、書類ニ認
メテ、之ヲ讀ミ上アルコトヲ

第三百七條 証人ハ訊問前ニ宣誓ヲ爲スコキ場合ニ於テハ其心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘
セス又何事ヲモ附加セザル旨ノ誓ヲ宜フ可シ
又訊問後ニ宣誓ヲ爲スコキ場合ニ於テハ其心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ
附加セザル旨ノ誓ヲ宜フ可シ
第三百八條 列事ハ宣誓前ニ相當ナル方法ヲ以テ宣誓者ニ爲シテ之ヲ顯示ス可シ
第三百九條 宣誓ヲ拒ム証人ニ付テハ第三百條乃至第三百二條ノ規定ヲ適用ス
第三百十條 左ノ者ハ宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ爲メ之ニ訊問スルコトヲ得
第一 訊問ノ時未タ滿十六歳ニ達セザル者
第二 宣誓ノ何物ヲ知ラズテ了解スルニ必要ナル精神上ノ發達ノ缺ク者
第三 刑事上ノ判決ニ因リ公權ヲ剝奪スル者又ハ停止ラレタル者
第四 第二百九十七條及第二百九十八條第三號並ニ第四號ノ規定ニ依リ宣誓ヲ拒絕スル
權利アリテ之ヲ行使セザル者但シ第二百九十八條第三號並ニ第四號ノ場合ニ於テハ拒
絶ノ權利ニ關スル事實ニ付キ宣誓ヲ爲スコキコトヲ申立テラレタルトキニ限ル
第五 訴訟ノ成敗ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者
第三百十一條 證人ノ訊問ハ後ニ訊問ス可キ証人ノ在ラザル場所ニ於テ各別ニ之ヲ爲ス
証人ノ供述互ニ相違シタルトキハ之ヲ對質セシムルコトヲ得
第三百十二條 証人ノ訊問ハ証人ニ其姓名、年令、職及ヒ住居ヲ問フヲ以テ開始スル又必
要ナル場合ニ於テハ其事件ニ於テ宣誓ノ信用ニ關スル事情殊ニ當事者トノ關係付テノ問ヲ
爲スコシ

得ズ。然レドモ、當事者ニ於
テ、証人ノ供述上、算數等ニ
關スルモノハ、覺悟ニヨリテ
之ヲ陳述スルコトヲ得ルモノ
トス。
三一七 受訴裁判所ハ、左ノ
場合ニ於テハ、証人ヲ再ビ訊
問スルコトヲ得ルナリ。
第一 証人ヲ訊問セルコトガ
法律ノ規定ニ違ヘルモノナ
ルトキ。
第二 証人ノ訊問ナシタ
ルモ、完全ナラザルトキ。
第三 証人ノ供述ガ、明ラ
カナラズ、又、其ノ主旨ガ
二様ニ解釋シ得ラルノガコ
トキ曖昧ナルトキ。
第四 証人ガ、其ノ宣誓ニ
對シテ、之ガ補充ヲナシ、

第三百十三條 証人ニハ其訊問事項ニ付キ知リタルモノヲ陳述シテ供述セシム可シ
証人ノ供述ヲ明白及ヒ完全ナラシメ且其知リ得タル原因ヲ察覺スル爲メ必要ナル場合ニ於テ
ハ尙ホ他ノ問ヲ發スコシ
第三百十四條 証人ハ其供述ニ換ヘテ書類ヲ朗讀シ其他覺悟ヲ用ヘルコトヲ得ス但算數ノ關係
ニ限り覺悟ヲ用ルコトヲ得
第三百十五條 陪席判事ハ裁判長ニ告ケテ証人ニ問ヲ發スルコトヲ得
當事者ハ証人ニ對シ自ラ問ヲ發スルコトヲ得然レトモ當事者ハ証人ノ供述ヲ明白ナラシム
ル爲ニ其必要ナリトスル問ヲ發セントシ裁判長ニ申立ツルコトヲ得
發問ノ許否ニ付キ異議アルトキハ裁判所ハ直チニ之ヲ裁判ス
第三百十六條 調書ニハ証人カ其訊問ノ前若クハ後ニ宣誓シタルヤ又ハ宣誓セシテ訊問ヲ受
ケタルヤヲ記載ス可シ
第三百十七條 受訴裁判所ハ左ノ場合ニ於テ証人ノ再訊問ヲ命スルコトヲ得
第一 証人訊問ノ法律上ノ規定ニ違ヒタルトキ
第二 証人訊問ノ完全ナラザルトキ
第三 証人ノ供述カ明白ナラス又ハ兩義ニ迷ルトキ
第四 証人カ其供述補充又ハ更正ヲ申立ツルトキ
第五 此他裁判所カ再訊問ヲ必要トスルトキ
第三百十八條 左ノ場合ニ於テ証人ニ依レル證據調ハ受訴裁判所ノ部員一名ニ之ヲ命シ又ハ區
裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

又ハ、前キノ證言ヲ實正セ
ンコトヲ申立テタルトキ。

第五 裁判所ニ於テ、再ビ
訊問スルコトヲ必要ト認メ
タルトキ

三三〇 證人ノ喚問ヲ申立テ
タル所ノ原告若クハ被告ハ、
其ノ證人ノ訊問ヲナスニ至ル
マデノ間ナレバ、之ヲ拋棄ス
ルコトヲ得ルナリ。訊問開示
後ナルトキハ、相手方ノ承諾
ヲ得ルニアラザレバ、之ヲ拋
棄スルコトヲ得ズ。其ノ承諾
ヲ得タルモノハ、之ヲ拋棄ス
ルコトヲ得ルナリ。

三三二 鑑定ニツイテハ、本
條以下ニ規定セラルルガ、別
段ニ規定セザルモノハ、人證
ニ付テノ規定ヲ準用スルモノ

ナリ。鑑定トハ、物件ノ真否
又ハ真偽ヲ鑑定スルコトヲ云
フ。

二四 立會ヲナスベキ鑑定
人ヲ選定スルコトト、其ノ人
員ハ、受訴裁判所ニ於テ、之
ヲ定ムルモノナリ。而シテ其
ノ裁判所ハ、鑑定人ヲ一人
マテニ制限テタルコトヲ得、又
何時ニテモ既ニ任命シタル鑑
定人ニ代ヘテ、他ノ鑑定人ヲ
任ズルコトヲ得バシ。

裁判所ハ、鑑定人トシテ訊問
ヲ受ケルニ、最モ適當ナルモ
ノヲ指名スベキ旨ヲ、其ノ當
事者ニ報告スルコトヲ得ベキ
モノトス。
當事者ニ於テ、一定ノモノヲ
鑑定人トナスコトヲ合意シタ

第一 眞實ヲ探知スル爲メ現場ニ就キ證人ヲ訊問スルノ必要ナルトキ

第二 證人カ疾病其他ノ事由ノ爲メ受訴裁判所ニ出頭スル能ハサルトキ

第三 證人カ受訴裁判所ノ所在地ヨリ遠隔ノ地ニ在リテ其裁判所ニ出頭スルニ付キ不相應
ノ時日及ヒ費用ヲ要スルトキ

第三百十九條 第二百九十四條、第二百九十五條、第三百二條及ヒ第三百九條ニ掲ケタル證人
ニ對スル受訴裁判所ノ權ハ受命判事又ハ受託判事ニモ屬ス

證人カ受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ理由ヲ開示シテ證言ヲ拒ミ又ハ宣誓ヲ拒ミ又ハ職
權若クハ申立ニ因リ發シタル問ニ答フルコトヲ拒ムトキハ此拒絕ノ當否ニ付キ裁判ヲ爲ス權
ハ受訴裁判所ニ屬ス

受命判事又ハ受託判事カ原告若クハ被告ヨリ申立テタル問ヲ發スルコトヲ否ムトキハ原告若
クハ被告ハ其當否ニ付キ受訴裁判所ノ裁判ヲ求ムルコトヲ得

證人ノ再訊問ハ受命判事又ハ受託判事ノ意見ヲ以テ之ヲ命スルコトヲ得

第三百二十條 證人ヲ申出テタル原告若クハ被告ハ其訊問ノ開示マテハ此證據方法ヲ拋棄スル
コトヲ得其後ハ相手方ノ承諾ヲ得ルトキニ限り之ヲ拋棄スルコトヲ得

第三百二十一條 各證人ハ日常ノ辨濟及ヒ其出頭ノ爲ニ旅行ヲ要スルトキハ旅費ノ辨濟ヲ請求
スルコトヲ得

此金額ノ拂渡ハ訊問期日ノ終リタル後直チニ之ヲ求ムルコトヲ得

舉證者ノ豫納シタル金額不足スルトキハ職權ヲ以テ其不足額ヲ取立ツ可シ

第七節 鑑定

第三百二十二條 鑑定ニ付テハ以下數條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケサル限リハ人證ニ付テノ規定
ヲ準用ス

第三百二十三條 鑑定ノ申出ハ鑑定ス可キ事項ヲ表示シテ之ヲ爲ス

第三百二十四條 立會フ可キ鑑定人ノ選定及ヒ其員數ノ指定ハ受訴裁判所之ヲ爲ス其裁判所ハ
鑑定人ノ任命ヲ一名マテニ制限シ又ハ何時ニテモ既ニ任命シタル者ニ代ヘ他ノ鑑定人ヲ任命
スルコトヲ得

裁判所ハ鑑定人トシテ訊問ヲ受ケルニ適當ナル者ヲ指名ス可キ旨ヲ當事者ニ報告スルコトヲ
得

當事者カ一定ノ者ヲ鑑定人ニ爲スコトヲ合意シタルトキハ裁判所ハ其合意ニ從フ可シ然レト
モ裁判所ハ當事者ノ爲ス可キ選定ヲ一定ノ員數ニ制限スルコトヲ得

第三百二十五條 外國ノ書類又ハ產物ノ審査ヲ要スル場合ニ於テ必要ナル能力ヲ有スル本邦人
ノ在ラサルトキハ裁判所ハ外國人ヲ鑑定人ニ任命スルコトヲ得

第三百二十六條 左ニ掲ケル者鑑定ヲ命セラレタルトキハ之ヲ爲ス義務アリ

第一 必要ナル種類ノ鑑定ヲ爲ス爲ニ公ニ任命セラレタル者

第二 鑑定ヲ爲スニ必要ナル學術、技藝若クハ職業ニ當リテ從事スル者又ハ學術、技藝若ク
ハ職業ニ從事スル者ニ公ニ任命セラレ若クハ授權セラレタル者

右ノ外鑑定ヲ爲ス可キ旨ヲ裁判所ニ於テ述べタル者ハ鑑定人タル義務ナキト雖モ鑑定ヲ
爲ス義務アリ

第三百二十七條 鑑定人ハ證人カ證言ヲ拒ムコトヲ得ルト同一ノ原因ニ依リ鑑定ヲ拒ム權利ア

爲ス義務アリ

トキハ、裁判所ハ、其ノ合
意ニ從フベシトス。然レ
ドモ、裁判所ハ、當事ガナ
スベキ所ノ選定ヲ一定 員數ニ
制限シ、即チ多數ヲ命セザ
ルモノナリ。

三三八 鑑定ヲナスベキ義務
アルモノハ、裁判所ニ出頭セ
ズ、又ハ、假令出頭ストイ
ドモ、其ノ鑑定ヲ拒ミタルト
キハ、鑑定人ニ對シテ、之レ
ガ爲メニ生ジタル所ノ費用ヲ
賠償シ、且ツ罰金ヲ言渡スベ
キモノトセリ、然レドモ、鑑
定人ハ、如何ナル場合トイヘ
ドモ、之ヲ拘引スルコトヲ得
ザルモノトス。

官吏、公吏ハ其所屬ニ於テ異議アルトキハ之ヲ鑑定人トシテ訊問スルコトヲ得ス
第三百二十八條 鑑定ヲ爲ス義務アル鑑定人出頭セス又ハ鑑定ヲ拒ミタル場合ニ於テハ其者ニ
對シ此方爲ニ生ジタル費用、賠償及ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但鑑定人ヲ拘引スルコトヲ得ス
第三百二十九條 鑑定人ハ其鑑定ヲ爲ス前ニ其鑑定人タル義務ヲ公平且誠實ニ履行スヘキ旨ノ
誓ヲ宣フ可シ
第三百三十條 受託裁判所ハ其意見ヲ以テ左ノ諸件ヲ定ム可シ
第一 鑑定人ノ意見ハ口頭ニハ書面ニテ之ヲ述ヘシム可キヤ
第二 數名ノ鑑定人ヲ訊問ス可キ場合ニ於テ各意見カ異ナルトキハ共同ニテ鑑定書ヲ作ラ
シム可キヤ又ハ各別ニ之ヲ作ラシム可キヤ
第三 口頭辯論ノ際鑑定人ノ意見又ハ其一名ヲシテ鑑定書ヲ説明セシム可キヤ
第四 鑑定ノ結果カ不十分ナルトキハ同一又ハ他ノ鑑定人ヲシテ再ヒ鑑定ヲ爲サシム可キ
ヤ
第三百三十一條 受託裁判所ハ鑑定人ノ任命ヲ受命判事又ハ受託判事ニ委任スルコトヲ得此場
合ニ於テハ受命判事又ハ受託判事ハ第三百二十四條及ヒ第三百三十條第一號並ニ第二號ノ規
定ニ依リ受託裁判所ニ屬スル權ヲ有ス
第三百三十二條 鑑定人ハ日常、旅費及ヒ立替金ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得
此場合ニ於テハ第三百二十一條ノ規定ヲ準用ス
第三百三十三條 特別ノ智識ヲ要セシ過去ノ事實又ハ事實ニシテ其實驗アル者ノ訊問ニ因リテ
鑑定ス可キトキハ人證ニ付テノ規定ヲ適用ス

所ニ對シテ、此書證ノ申出
ナシタルモノハ、書證ヲ差出
シテ之ヲナス。

三三五 證據ヲ舉ゲテ之ヲ證
據ガテントスルモ、其ノ證據
ガ、相手方ノ手ニアル旨ヲ主
張スルトキハ、裁判所ニ向ヒ
ヒテ、之ガ證據ハ、相手方ニ
アルヲ以テ、之ヲ差出スベキ
旨、相手方ニ命セラレシコト
ヲ申立テ、之ヲナスベキモノ
トス。
三三六 相手方ハ、左ニ掲ケ
ル場合ニ於テ、證據ヲ裁判所
ニ差出スベキ義務アルモノト
ス。

第八節 書證
第三百三十四條 書證ノ申出ハ書證ヲ提出シテ之ヲ爲ス
第三百三十五條 舉證者其使用セントスル證據カ相手方ノ手ニ存スル旨ヲ主張スルトキハ其證
ノ申出ハ相手方ニ其證據ノ提出ヲ命セント申立テ、之ヲ爲ス可シ
第三百三十六條 相手方ハ左ノ場合ニ於テ證據ヲ提出スル義務アリ
第一 舉證者カ民法ノ規定ニ從ヒ訴訟外ニ於テモ證據ノ引渡又ハ其提出ヲ求ムルコトヲ得
ルトキ
第二 證據カ其旨趣ニ因リ舉證者及ヒ相手方ニ共通ナルトキ
第三百三十七條 相手方ハ其手ニ存スル證據ニシテ其訴訟ニ於テ舉證ノ爲メ引用シタルモノヲ
提出スル義務アリ準備書面中ニノミ引用シタルトキト雖モ亦同シ
第三百三十八條 證據ノ提出ヲ命セント申立ニハ左ノ諸件ヲ掲ケ可シ
第一 證據ノ表示
第二 證據ニ依リ證ス可キ事實ノ表示
第三 證據ノ旨趣
第四 證據カ相手方ノ手ニ存スル旨ヲ主張スル理由タル事情
第五 證據ヲ提出ス可キ義務ノ原因ノ表示
第三百三十九條 裁判所ハ證據ニ依リ證ス可キ事由ノ重要ニシテ且申立テ正當ナリト認ムル場
合ニ於テ相手方カ證據ヲ其手ニ存スルコトヲ明白スルトキ又ハ申立ニ對シ陳述セザルトキハ
證據決定ヲ以テ證據ノ提出ヲ命ス

ハ其ノ差出スベキコトヲ求
ムルヲ得ベシ。

第二 證書ガ、其ノ旨趣ニ
ヨリテ、舉證者及ビ相手方
ニ於テ、共ニ通ズルモノナ
ルトキ。

三四一 證書ヲ所持スルコト
ヲ明白シ、又ハ、之ヲ所持セ
ズト申立テザル相手方ガ、其
ノ證書ヲ差出スシメト命令シ
タルニ、之ヲ差出サズ。又ハ
相手方ガ、證書ヲ所持セズト
申立テタルニ拘ハラズ、其ノ
證書ニツキテ、之ガ訊問ヲ受
ケ、其ノ供述ヲ拒ミタルトキ
又ハ其ノ證書ヲ使用スルニ堪
ヘザラシメタルトキ、其ノ事
ノ明瞭ナルニ至ルトキハ、舉
證者ノ差出セル證書ノ原本ヲ

第三百四十條 相手方カ證書ヲ所持セザル旨ヲ申立ツルトキハ此申立ノ眞實ナルヤ否ヲ定
ムル爲メ又ハ證書ノ所ニ穿鑿スル爲メ又ハ舉證者ノ使用ヲ妨グル目的ヲ以テ故意ニ證書ヲ
隠匿シ若クハ使用ニ耐ヘサラシメタルヤ否ヲ穿鑿スル爲メ本章第十節ノ規定ニ從ヒテ相手
方本人ヲ訊問ス可シ

相手方カ官廳ナルトキハ證書カ其官廳ノ保藏ニ係ラス又ハ其所在ヲ開示スルコトヲ得ザル旨
ノ長官ノ證明書ヲ以テ訊問ニ換フ裁判所ハ此證明書ヲ差出サシムル爲メ相當ノ期間ヲ定ム可
シ

第三百四十一條 證書ヲ所持スルコトヲ明白シ又ハ之ヲ所持セズト申立テザル相手方カ其證書
ヲ提出ス可シトノ命ニ從ハス又ハ相手方カ所持セズト申立テタル證書ニ付テ訊問ヲ受ケテ供
述ヲ爲スコトヲ拒ミタルトキ又ハ舉證者ノ使用ヲ妨グル目的ヲ以テ故意ニ證書ヲ隠匿シ若ク
ハ使用ニ耐ヘサラシメタルコトノ明確ナルトキハ舉證者ノ差出シタル證書ノ原本ヲ正當ナル
モノト看做ス若シ原本ヲ差出サルトキハ裁判所ハ其意見ヲ以テ證書ノ性質及ビ旨趣ニ付キ
舉證者ノ主張ヲ正當ナリト認ムルコトヲ得

前條第二項ニ掲ケタル證明書ヲ裁判所ノ定メタル期間内ニ差出サルトキハ相手方タル官廳
ニ對シ前項同一ノ結案ヲ生ス

第三百四十二條 舉證者其使用セントスル證書カ第三者ノ手ニ存スル旨ヲ報スルトキハ證書
ノ申出ハ其證書ヲ取寄スル爲メ期間ヲ定メンコトヲ申立テ之ヲ爲ス

第三百四十三條 第三者ハ舉證者ノ相手方ニ於ケルト同一ナル理由ニ因リ證言ヲ提出スル義務
アリ然レトモ強ク證言ヲ提出セザルコトハ訴テ以テ之ヲ爲スコトヲ得

以テ、正當ナルモノト看做ス
ルモノナリ。若シ其ノ原本
ヲ差出サルトキハ、裁判所
ハ、其ノ意見ヲ以テ、證書ハ
如何ナル性質ノモノナリヤ、
其ノ性質ハ旨趣ニ付キテ、舉
證者ノ主張セル所ヲ以テ、正
當ナルモノト認ムルコトヲ得
ルナリ。

三四五 證書ニ依リテ、之ガ
如何ヲ證明スベキ事實ノ重要
ニシテ、且ツ其ノ申立ガ、第
三百四十二條ノ規定ニ適スル
モノナリトキハ、裁判所ハ、
證書差出シノ期間ヲ定ムルモ
ノトス。

第三者ニ對スル訴訟ノ完結終
結シタルトキ、又ハ、舉證者
ガ、訴ヲ提起シ、訴訟ノ繼續

第三百四十四條 第三百四十二條ニ從ヒ申立テ爲スニハ第三百三十八條第一號乃至第三號及ヒ

第五號ノ要件ヲ履ミ且證書カ第三者ノ手ニ存スルコトヲ疎明ス可シ

第三百四十五條 證書ニ依リ證書ノ重要ニシテ且其申立カ前條ノ規定ニ適スルトキハ
裁判所ハ證書提出ノ期間ヲ定ム可シ

第三者ニ對スル訴訟ノ完結シタルトキ又ハ舉證者カ訴ノ提起、訴訟ノ繼續又ハ強制執行ヲ選
延シタルトキハ相手方ニ前項ノ期間ノ満了前ト雖モ訴訟手續ノ繼續ヲ申立ツルコトヲ得

第三百四十六條 舉證者其使用セントスル證書カ官廳又ハ公吏ノ手ニ存スル旨ヲ報スルトキ
ハ證書ノ申出ハ證書ノ送付ヲ官廳又ハ公吏ニ囑托セラレンコトヲ申立テ之ヲ爲ス

此規定ハ當事者カ法律上ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ助力ナクシテ取寄スルコトヲ得ヘキ證書ニハ
之ヲ適用セス

官廳又ハ公吏カ第三百三十六條ノ規定ニ基キ證書ヲ提出スル義務アル場合ニ於テ其送付ヲ拒
ムトキハ第三百四十二條乃至第三百四十五條ノ規定ヲ適用ス

第三百四十七條 證據決定ヲ爲シタル後第三百四十二條及ヒ第三百四十六條ノ規定ニ從ヒ證書
ヲ申出テタル場合ニ於テ證據取寄ノ手續ノ爲ニ訴訟ノ完結ヲ遲延スルニ至ル可ク且裁判所ニ

於テ原告若クハ被告カ訴訟ノ遲延スル故意ヲ以テ又ハ甚シキ怠慢ニ因リ證書ヲ早く申出テサ
シメコトノ心證ヲ得タルトキハ申立ニ因リ其證書ノ申出ヲ却下スルコトヲ得

第三百四十八條 口頭辯論ノ際證書ヲ提出スルニ於テハ其毀損若クハ紛失ノ恐アリ又ハ他ノ阻
害ナル障礙アルトキハ受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ證書ヲ提出ス可キ旨ヲ命スルコトヲ得
受命判事又ハ受託判事ハ證書ノ明確書及ヒ其原本ヲ調書ニ添附シ又證書ノ一分ノミ必要ナル

又ハ強制執行ヲ遲延シタルト
キハ、相手方ニ向ヒテ、前項
ノ期間ノ満了ノ前トイヘド
モ、訴訟手續ノ繼續ヲ申立ツ
ルコトヲ得ルモノナリ。

三五二 公正證書又ハ檢眞チ
經タル所ノ私署證書ヲ偽造又
ハ變造ナリト旨ヒ得ルモノハ
其ノ證書ノ眞實ノモノナリヤ
否ヤニ付テ、之ヲ確定センコ
トノ申立ヲナスベキモノトス
前項ノ場合ニ於テハ、裁判所
ハ、其ノ證書ノ眞實ナリヤ、
否ヤニ付キテ、中間判決ヲ以
テ、其ノ申立ヲ裁決スベキモノ
トス。

三五三 私署證書ニ付キテ、
其ノ眞實ノモノナリヤ、否ヤ
ノ旨ヒヲ生ジタルトキハ、裁

トキハ第七條第二項ノ規定ニ從ヒテ作リタル抄本チ之ニ添附ス可シ

第三百四十九條 公正證書ハ正本又ハ認證ヲ受ケタル謄本チ以テ之ヲ提出スルコトヲ得然レト
モ裁判所ハ認證者ニ正本ノ提出ヲ命スルコトヲ得私署證書ハ原本チ以テ之ヲ提出ス可シ若シ
當事者力提出セサル原本、眞止ニ付キ一致シ只其證書ノ效力又ハ解釋ニ付テノミ等チ爲スト
キハ謄本チ提出スルチ以テ足ル然レトモ裁判所ハ認證者ニ原本ノ提出ヲ命スルコ
トヲ得

提出シタル謄本ニ換ヘテ正本又ハ原本チ提出ス可キ旨ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ心證チ
以テ謄本ニ如何ナル證據力ヲ付ス可キヤヲ裁判ス

第三百五十條 舉證者ハ證書ヲ提出シタル後ハ相手方ノ承諾ヲ得ルトキニ限リ此證據方法チ
拋棄スルコトヲ得

第三百五十一條 公正證書又ハ檢眞チ經タル私署證書ヲ偽造者クハ變造ナリト主張スル者ハ其
證書ノ眞否ヲ確定センコトノ申立ヲ爲ス可シ

此場合ニ於テハ裁判所ハ其證書ノ眞否ニ付キ中間判決ヲ以テ裁判ヲ爲ス可シ

第三百五十二條 私署證書ノ眞否ニ付キ爭アルトキハ裁判所ハ舉證者ノ申立ニ因リ檢眞チ爲ス
コトヲ得

第三百五十三條 私署證書ノ檢眞ハ總テノ證據方法及ヒ手跡若クハ印章ノ對照ニ因リテ之ヲ爲
證者ノ眞否ヲ證セントスル當事者ハ裁判所ノ定ムル期間内ニ手跡若クハ印章ヲ對照スル爲ニ
適當ナル書類ヲ提出ス可シ

判所ハ、舉證者ノ申立ヲ以テ

之ガ檢眞チナスコトヲ得ルモ
ノナリ。檢眞トハ、眞偽イフ
レナリヤ、之ガ如何チ檢定ス
ルチ云フ。

三五四 裁判所ニ提出シタル
證書ハ、直チニ之テ其ノ差出
人ニ返シ、又、適當ナル場合
ニ於テハ、其ノ謄本チ訴訟記
録ニ留メテ、後之ヲ返スベキ
モノトス。

然レドモ、證書ノ偽造又ハ變
造セルモノナリトテ、之ヲ爭
フトキハ、檢事ノ意見ヲ聽キ
タル後ニ至ラザレバ、之ヲ返
スコトヲ得ズ。

三五七 檢證チ申立ツルニハ
其ノ檢證セラルベキ物ヲ表示
シ、且ツ其ノ證スベキ事實チ

眞正ナリト明白ハ又證明シタル適當ノ對照書類ナキトキハ對照ノ爲メ原告若クハ被告ニ對シ
兼判所ニ於テ一定ノ語辭ノ手記ヲ命スルコトヲ得其手記シタル語辭ハ調査ノ附録トシテ之ニ
添附ス可シ

裁判所ハ手跡若クハ印章ヲ對照シタル結果ニ付キ自由ナル心證チ以テ裁判ヲ爲シ又必要ナル
場合ニ於テハ鑑定チ爲サシメタル後之ヲ爲ス

原告若クハ被告力兼判所ノ定メタル期間内ニ對照書類ヲ提出セサルトキ又ハ對照ス可キ語辭
チ手記ス可キ兼判所ノ命ニ對シ十分ナル解釋チ爲サシテ之ニ從ハサルトキ又ハ書據ヲ總シ
テ手記シタルトキハ證書ノ眞否ニ付テノ相手方ノ主張ハ其他ノ證據ヲ要セスシテ之ヲ眞正ナ
リト看做スルコトヲ得

第三百五十四條 提出シタル證書ハ直チニ之ヲ還付シ又適當ナル場合ニ於テハ其謄本チ記録ニ
留メテ之ヲ還付ス可シ

然レトモ證書ノ偽造又ハ變造ナリト爭フトキハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後ニ非サレハ之ヲ還付
スルコトヲ得ズ

第三百五十五條 公正證書ノ偽造者クハ變造ナルコトヲ眞實ニ反キテ主張シタル原告若クハ被
告ニ惡意若クハ重過失ノ責アルトキハ五十圓以下ノ過料ヲ言渡ス

又私署證書ノ眞止ナルコトヲ眞實ニ反キテ爭フトキハ前項同一ナル條件チ以テ二十圓以下
ノ過料ヲ言渡ス

第三百五十六條 本節ノ規定ハ事件ノ性質ニ於テ許ス限リハ事跡ノ紀念又ハ權利ノ證據ノ爲メ
作リタル標符、界等ノ如キモノニモ之ヲ適用ス

開示シテ以テ之ヲナスベキモノトス。

三六〇 當事者ノ差出シタル許シベキ證據物ヲ取調メタル後、其ノ結果ニヨリテ、之ヲ護スベキ事實ノ眞實ナリヤ、否ヤニ就キテ、裁判所ガ、其ノ心證ヲ得ルニ足ラザルトキハ、申立ニ依ルカ、又ハ、職權ヲ以テ、原告又ハ被告ノ本人ニ就キテ、之ガ訊問ヲナスコトヲ得ルモノナリ。

三六一 裁判所ハ、原告若クハ被告ヲ訊問スルコトヲ決定シ、且ツ原告若クハ被告ノ自身ガ、決定ノ言渡ヲナス場合ニ於テ、法廷ニアルトキハ、直チニ其ノ訊問ヲナスヲ以テ通例ノコトトス。

第九節 檢證

第三百五十七條 檢證ノ申出ハ檢證物ヲ表示シ及ヒ證ス可キ事實ヲ開示シテ之ヲ爲ス。

第三百五十八條 受訴裁判所ハ檢證ヲ爲スニ際シ鑑定人ノ立會ヲ命スルコトヲ得。

第三百五十九條 檢證ヲ爲ス際見シタル事項ハ調査ニ記載シテ之ヲ明確アラシメ又必要ナル場合ニ於テハ調査ノ附録トシテ添附ス可キ圖面ヲ作り之ヲ明確ナラシム可シ。若シ既に記録ニ圖面ノ存スルトキハ之ヲ檢證物ニ對照シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ更正ス可シ。

第十節 當事者本人ノ訊問

第三百六十條 當事者ノ提出シタル許シ可キ證據ヲ調ヘタル結果ニ因リ證ス可キ事實ノ眞否ニ付キ裁判所ガ心證ヲ得ルニ足ラザルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ原告若クハ被告ノ本人ヲ訊問スルコトヲ得。

第三百六十一條 裁判所ハ原告若クハ被告ヲ訊問スルコトヲ決定シ且原告若クハ被告ノ自身ガ決定言渡ノ際在廷スルトキハ直チニ其訊問ヲ爲スヲ以テ通例トス。

第三百六十二條 訊問ヲ受ケル原告若クハ被告ハ供述ニ換ヘテ書類ヲ朗讀シ其他覺悟ヲ用ルルコトヲ得ス但算數ノ關係ニ限リ覺悟ヲ用ルルコトヲ得。

三六五 證據ニハ、何時マテモ存スルコトヲ得ルモノアリ

又ハ、動モスレバ紛失スルノ患ヒアルモノアリ、又其ノ證據ヲ使用シガタキ恐アリ、是等ノ場合ニ於テハ、其ノ證據何時マテモ保全ノルガタメニ、證人又ハ鑑定人ノ訊問又ハ檢證ヲ申立ツルコトヲ得ルモノナリ。檢證トハ、其ノ證據物件ヲ檢スルコト。

三六六 訴訟ガ、既ニ緊屬シタルトキハ、證據保全ノ申請ハ、受訴裁判所ニ之ヲナスベキモノトス。若シ其ノ事件ガ、最モ切迫シテ危險ナル場合ニ於テハ、受訴裁判所ニ申請スルコトヲナサズシテ、訊問ヲ受ケベキモ

第三百六十四條 訴訟無能力者ノ法律上代理人ガ訴訟ヲ爲ストキハ法律上代理人若クハ訴訟無能力者ヲ訊問ス可キ又ハ此等ノ者ヲ共ニ訊問ス可キハ裁判所ノ意見ヲ以テ之ヲ決定ス。

法律上代理人數人アルトキハ其一人ヲ訊問ス可キ又ハ數人ヲ訊問ス可キモ亦前項ニ同シ。

第十一節 證據保全

第三百六十五條 證據ヲ紛失スル恐アリ又ハ之ヲ使用シ難キ恐アルトキハ證據保全ノ爲メ證人若クハ鑑定人ノ訊問又ハ檢證ヲ申立ツルコトヲ得。

第三百六十六條 訴訟ガ既ニ緊屬シタルトキハ此申請ハ受訴裁判所ニ之ヲ爲ス可シ。切迫ナル危險ノ場合ニ於テハ訊問ヲ受ケ可キ者ノ所在地又ハ檢證ス可キ物ノ所在地ヲ管轄スル區域裁判所ニ申請ヲ爲スコトヲ得。

訴訟ノ未タ緊屬セザルトキハ前項ニ記載シタル區域裁判所ニ申請ヲ爲スコトヲ要ス。右申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。

第三百六十七條 申請ニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

- 第一 相手方ノ表示
- 第二 證據ヲ爲ス可キ事實ノ表示
- 第三 證據方法殊ニ證人若クハ鑑定人ノ訊問ヲ爲ス可キトキハ其表示
- 第四 證據ヲ紛失スル恐アリ又ハ之ヲ使用シ難キ恐アル理由ハ之ヲ疎明スル
- 第三百六十八條 申請ニ付テハ決定ハ口頭辯論ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得。
- 申請ヲ許容スル決定ニハ證據ヲ爲ス可キ事實及ヒ證據方法ニ訊問ス可キ證人若クハ鑑定人ノ氏名ヲ記載ス可シ此決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス。

ノテ現在地、又ハ檢證ヲナス
ヘキ物ノ在ル土地ヲ管轄スル
區裁判所ニ向テ、申請ヲナス
コトヲ得ルモノナリ。
訴訟ノ未ダ審問セザルモノナ
ルトキハ、檢證スベキ物ノ所
在地ヲ管轄スル區裁判所ニ向
ヒテ申請ヲナスコトヲ要スル
ナリ。

第一節 通常ノ訴訟手續
トハ、區裁判所ニ於ケル
通常ノ裁訟ニツキテ、其
ノ手續ヲ本節ニ定メラレ
タルモノトス。

三七五 區裁判所ニ訴ヲ提起
シタルモノアリタルトキハ、
裁判所書記ハ、其ノ訴狀ヲ被
告スル手續ヲナスベキモノヘ
ス。

第三百六十九條 證據調ノ期日ニハ申立人ヲ呼出シ又決定及ヒ申請ノ體本ヲ送達シテ其權利防
衛ノ爲ニ相手方ヲ呼出ス可シ
切迫ナル危險ノ場合ニ於テハ適當ナル時間ニ相手方ヲ呼出スコトヲ得サリントキト雖モ證據
調ヲ妨ケルコト無シ

第三百七十條 證據調ハ本章第六節、第七節及ヒ第九節ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス
證據調ノ調書ハ證據調ノ命シタル裁判所ニ之ヲ保存ス可シ各當事者ハ證據調ノ調書ヲ訴訟ニ
於テ使用スル權利アリ

受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ再度ノ證據調ヲ爲シ又ハ既ニ調ヘタル證據ノ補充ヲ
命スルコトヲ得

第三百七十一條 證據調ハ第三百六十五條ノ條件ナキト雖モ相手方ノ承諾ニ因リ之ヲ許ス
コトヲ得

第三百七十二條 申立人カ相手方ヲ指定セザルトキハ申立人自己ノ過失ニ非スシテ相手方ヲ指
定シ能ハサルコトヲ証明スル場合ニ限リ其申請ヲ許ス

申請ヲ許容シタルトキハ裁判所ハ其知レサル相手方ノ權利防衛ノ爲ニ臨時代理人ヲ任スルコ
トヲ得

第二章 區裁判所ノ訴訟手續

第一節 通常ノ訴訟手續

第三百七十三條 區裁判所ノ通常ノ訴訟手續ニ付テハ區裁判所ノ構成又ハ第一編及ヒ本節ノ規
定ニ依リ差異ノ生セザル限リハ地方裁判所ノ訴訟手續ニ付テノ規定ヲ適用ス

三七六 原告若クハ被告ハ、

申立及ヒ事實上ノ主張ニシテ
豫メ之ヲ通知スルニアラザレ
バ、相手方ニ於テ、之ニ對シ
テ、陳述ヲスルコトヲ得ベカ
ラザルモノナリ、口頭辯論ノ
前ニ於テ、之ヲ直接ニ相手方
ニ通知スルコトヲ得ルモノナ
リ。

三七七 口頭辯論ヲ開クベキ

期日ハ、訴狀ノ送達トノ間ニ
於テ、少ナクトモ、三日ノ期
間ヲ放置スルコトヲ要スルモ
ノトス。然レドモ、若シ急迫
セシ場合ニ於テハ、此ノ期間
ヲ二十四時ニ短縮スルコトヲ
得ルナリ。

若シ外國ニアルモノニ此ノ送
達ヲナスベキモノナルトキハ

第三百七十四條 訴ハ書面又ハ口頭ヲ以テ裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三百七十五條 起訴アリタルトキハ裁判所書記ハ訴狀ヲ被告ニ送達スル手續ヲ爲ス

準備書面ノ交換ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第三百七十六條 原告若クハ被告ハ申立及ヒ事實上ノ主張ニシテ豫メ通知スルニ非ラザレハ相
手方ニ於テ之ニ對シ陳述ヲ爲シ得ヘカラザルモノナリ口頭辯論ノ前直接ニ相手方ニ通知スルコ
トヲ得

第三百七十七條 口頭辯論ノ期日ト訴狀送達トノ間ニ少ナクトモ三日ノ時間ヲ存スルコトヲ要
ス急迫ナル場合ニ於テハ此時間ヲ二十四時マテニ短縮スルコトヲ得

送達ヲ外國ニ於テ爲スコトキハ事情ニ應ジテ時間ヲ定ム可シ

第三百七十八條 當事者ハ通常ノ裁判日ニ於テハ豫メ期日ノ指定ナクシテ裁判所ニ出頭シ訴訟
ニ付キ辯論ヲ爲スコトヲ得

此場合ニ於テ訴ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ之ヲ爲ス

第三百七十九條 數箇ノ妨訴ノ抗辯ヲ本案ノ辯論前同時ニ提出ス可キ規定ハ裁判所管轄違ノ抗
辯ニ限リ之ヲ適用ス

被告ハ妨訴ノ抗辯ニ基キ本案ノ辯論ヲ拒ム權利ナシ然レトモ裁判所ハ職權ヲ以テ右抗辯ニ付
キ分離シタル辯論ヲ命スルコトヲ得

第三百八十條 第二百二十二條、第二百六十六條乃至第二百七十二條ノ規定ハ區裁判所ノ訴
訟手續ニ之ヲ適用セス

然レトモ原告若クハ被告ノ申立及ヒ陳述ハ裁判所ノ意見ニ從ヒ訴訟關係ヲ十分ニ明確ナラシ

準備に應ジテ、適當ナル時間
ヲ定ムベキモノトス。

三八二 一定ノ金額ノ支拂、
其ノ他ノ代替物若クハ有價証
券ノ一定セル數量ヲ給付スベ
キコトヲ以テ、其ノ目的トナ
ス請求ニ付テハ、債權者ハ、
通常ノ訴訟手續ニ依ルコトナ
クシテ、督促手續ニヨリテ、
債務者ニ對シテ、條件附ノ支
拂命令ヲ發セラレシコトヲ申
立ツルコトヲ得ルナリ。

▲爲メ必要ナルモノニ限リ調査ヲ以テ之ヲ明確ナラシム可シ
第三百八十一條 訴訟ヲ起サントスル者ハ和解ノ爲メ請求ノ目的物ヲ開示シテ相手方ヲ其普通裁
判籍ヲ有スル區裁判所ニ呼出ス可キコトヲ申立ツルコトヲ得其申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之
ヲ爲スコトヲ得
當事者雙方出頭シ和解ノ調ヒタルトキハ調査ヲ以テ之ヲ明確ナラシム可シ
和解ノ調ヒタルトキハ當事者雙方ノ申立ニ因リ其訴訟ニ付キ直チニ辯論ヲ爲ス此協合ニ於ケ
ル既ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ之ヲ爲ス
相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ヒタルトキハ此カ爲ニ生シタル費用ハ訴訟費用ノ一分ト看做
ス
第二節 督促手續
第三百八十二條 一定ノ金額ノ支拂其他ノ代替物若クハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ目的ト
スル請求ニ付キ債權者ハ通常ノ訴訟手續ニ依ラスシテ督促手續ニ依リ條件附ノ支拂命令ヲ債
務者ニ對シテ發センコトヲ申立ツルコトヲ得
申請ノ旨趣ニ依リハ申請者反對給付ヲ爲スニ非サレハ請求ヲ主張スルコトヲ得サルトキ又ハ
支拂命令ノ送達ヲ外國ニ於テ爲シ若クハ公示送達ヲ以テ爲スコキトキハ督促手續ヲ許サス
第三百八十三條 支拂命令ハ區裁判所之ヲ發ス
此命令ハ區裁判所ノ第一審ノ事物ノ管轄ノ制限ナキモノト看做シ通常ノ訴訟手續ニ於ケル既
ノ提起ニ付キ普通裁判籍又ハ不動産上裁判籍ノ屬ス可キ區裁判所ノ管轄ニ專屬ス
第三百八十四條 支拂命令ヲ發スルコトノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

ニ給付ヲナスニアラザレバ、
請求ヲ主張スルコトヲ得ザル
モノナルトキ、又ハ、支拂命
令ノ送達ヲ外國ニ於テナシ、
又ハ、公示送達ヲ以テナスベ
キコト、即チ是ナリ。

三八六 支拂命令ハ、豫メ債
務者ヲ審訊スルコトヲクシテ
之ヲ發スルヲ得ルナリ。其ノ
證據ノ有無ハ、固ヨリ問ハザ
ルナリ。

支拂命令書ニハ、當事者及ビ
裁判所ノ表示、請求ノ一定ノ
金額、目的物及ビ原因ノ表示
若シ其ノ請求ノ數個ナルトキ
ハ、其ノ一個ゴトノ一定ノ數
額、目的物及ビ原因ノ表示ヲ
記載シ、且ツ即時ノ強制執行
ヲ避ケンコトヲ欲スルトキハ

此申請ハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 當事者及ビ裁判所ノ表示

第二 請求ノ一定ノ數額、目的物及ビ原因ノ表示若シ請求ノ數個ナルトキハ其各箇ノ一定
ノ數額、目的物及ビ原因ノ表示

第三 支拂命令ヲ發センコトノ申立

第三百八十五條 裁判所ハ申請ヲ調査シ其申請カ前三條ノ規定ニ適當セス又ハ申請ノ旨趣ニ於
テ請求ノ理由ナク又ハ現時理由ナキコトノ顯ハルトキハ其申請ヲ却下ス
請求ノ一分ノミニ付キ支拂命令ヲ發スルコトヲ得サルトキハ亦其申請ヲ却下ス然レトモ數箇
ノ請求中或ルモノニ理由ナクシテ其他ノモノニ理由ノリト見ユルトキハ其理由アリト見ユル
モノニ限リ申請ヲ許容ス
右却下ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得然レトモ通常ノ訴訟手續ニ依リ既追スル
ヲ妨グルコト無シ

第三百八十六條 支拂命令ハ豫メ債務者ヲ審訊セシメテ之ヲ發ス
支拂命令ニハ第三百八十四條第一號及ビ第二號ニ掲ケタル申請ノ要件ヲ記載シ且即時ノ強制
執行ヲ避ケンコトヲ欲セハ此命令送達ノ日ヨリ十四日ノ期間内ニ請求ヲ満足セシメ及ビ其手續ノ
費用ニ付キ定ムル數額ヲ債權者ニ樂済ス可ク又ハ裁判所ニ異議ヲ申立シ可キ旨ノ債務者ニ對
スル命令ヲ記載ス可シ
前項ノ期間ハ爲替ヨリ生スル請求ニ付テハ二十四時間其他ノ請求ニ付テハ申立ニ因リ三日
ヲニ之ヲ短縮スルコトヲ得

此ノ命令書ノ送達ノ日ヨリシテ、十四日ノ期間内ニ請求ヲ満足セシメ、及び其ノ手續ノ費用ニ付キテ、定ムル所ノ數額ヲ債權者ニ辨償スベク、又ハ、裁判所ニ異議ヲ申立ツベキ旨、債務者ニ對シテ、之ヲ記載スベシ。

前項ニ掲ゲタル十四日ノ期間ハ、爲警ヨリ生ズル請求ニ就テハ、二十四時間、其ノ他ノ請求ニ就テハ、申立ニヨリテ之ヲ三日マテニ短縮スルコトヲ得ルモノナリ。

三三八 債務者ハ、支拂命令ヲ受ケタルトキハ、其ノ命令書ニ記載セル所ノ期間内ニ於テ、書面又ハ口頭ヲ以テ、異議ノ申立ヲナスコトヲ得ルモ

第三百八十七條 權利拘束ノ效力ハ支拂命令ヲ債務者ニ送達スルヲ以テ始マレ

支拂命令ノ送達ハ之ヲ債權者ニ通知ス可シ

第三百八十八條 債務者ハ支拂命令ニ對シ書面又ハ口頭ヲ以テ異議ヲ申立テ爲スコトヲ得

第三百八十九條 債務者カ請求ノ全部又ハ一分ニ對シ適當ナル時間ニ異議ヲ申立ツルトキハ支拂命令ノ效力ヲ失フ然レトモ權利拘束ノ效力ヲ存ス

數額ノ請求中或ルモノニ對シ異議ヲ申立テタルトキハ支拂命令ハ其他ノ請求及ヒ之ニ相當スル費用ノ部分ニ付キ效力ヲ存ス

第三百九十條 適當ナル時間ニ異議ヲ申立テタル場合ニ於テ請求ヲ付キ起ス可キ訴カ區裁判所ノ管轄ニ屬スルトキハ其訴ハ支拂命令ノ送達ト同時ニ區裁判所ニ之ヲ起シタルモノト看做ス其口頭辯論ノ期日ハ第三百七十七條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ定ム

第三百九十一條 請求ニ付キ起ス可キ訴カ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テハ適當ナル時間ニ異議ヲ申立アリタルコトヲ債權者ニ通知ス可シ

債權者其通知書ノ送達アリタル日ヨリ起算シ一個月ノ期間内ニ管轄裁判所ニ訴ヲ起サザルトキハ權利拘束ノ效力ヲ失フ

第三百九十二條 督促手續ノ費用ハ適當ナル時間ニ異議ヲ申立アリタル場合ニ於テハ起ス可キ訴訟ノ費用ノ一分ト看做ス

前條ノ場合ニ於テ期間内ニ訴ヲ起サザルトキハ手續ノ費用ハ債權者ノ負擔ニ歸ス

第三百九十三條 支拂命令ハ其命令中ニ掲ケタル期間ノ經過後債權者ノ申請ニ因リ之ヲ假ニ執行シ得ヘキコトヲ宣言ス但假執行ノ宣言前債務者異議ヲ申立テザルトキニ限ル

ノナリ。

三八六 債務者ガ、請求ノ全部又ハ一部ニ付キテ、異議ヲ申立ツルトキハ、支拂命令ハ之ガ爲メニ效力ヲ失フモノトス。然レドモ權利拘束ノ效力ハ、存續スルモノナリ。

三九六 控訴ハ、區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル所ノ終局判決ニツイテ、不服ナルトキ之ヲナスモノトス。故ニ、區裁判所ノ判決ニ對シテ、不服アルトキハ地方裁判所ニ控訴シ、地方裁判所ノ判決(第一審)ニ對シテ、不服アルモノハ、控訴院ニ控訴スルコトヲ得ルモノナリ。

三九八 缺席判決ニ對シテ其

右假執行ノ宣言ハ支拂命令ニ付テ可キ執行命令ヲ以テ之ヲ爲ス其執行命令ニハ債權者ニ於テ計算スル手續ノ費用ヲ掲ケ可シ

第三百九十四條 執行命令ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル區裁判所同一ナリトス其執行命令ニ對テハ第三百九十五條乃至第三百九十四條ノ規定ニ從ヒテ故障ヲ申立ツルコトヲ得請求カ區裁判所ノ管轄ニ屬セザルトキハ區裁判所ハ其故障ヲ法律上ノ方式及ヒ期間ニ於テ申立テタルモノトシ付辯論及ヒ裁判ヲ爲ス此場合ニ於テハ第三百九十一條第二項ニ定ムル期間ハ故障ヲ許ス判決ノ確定ヲ以テ始マル

第三百九十五條 時期ニ後レテ申立テタル異議ハ命令ヲ以テ之ヲ却下ス

此却下ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三章 上訴

第一節 控訴

第三百九十六條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル終局判決ニ對シテ之ヲ爲ス

第三百九十七條 終局判決前ニ爲シタル裁判ハ亦控訴裁判所ノ判斷ヲ受ク但此法律ニ於テ不服ヲ申立ツルコトヲ得スト期記シタルトキ又ハ抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルトキハ此限ニ在ラス

第三百九十八條 缺席判決ニ對シテハ期日ヲ懈怠シタル者ヨリ控訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得但故障ヲ許サザル缺席判決ニ對シテハ懈怠ナカクシコトヲ理由トスルトキニ限リ控訴

期日ヲ懈怠シタルモノヨリシ
テ、控訴ヲ以テ、不服ヲ申立
ツルコトヲ得ザルモノナリ。
但シ故障ヲ許サル所ノ缺席
判決ニ對シテハ、少シモ懈怠
ナカリシコトヲ理由トスルト
キニ限リテ、控訴ヲ以テ、之
ガ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル
モノナリ。

四〇〇 控訴期間ハ、一ヶ月
トス。此ノ期間ハ、不變期間
ニシテ、判決ノ送達ヲ以テ始
マルナリ。故ニ、第一審ノ判
決ニ對シテ、不服アルモノハ
其ノ判決ノ送達アリタルトキ
ヨリ一ヶ月以内ニ控訴ヲナス
ベシ。

四〇二 判然計スベカラザル
控訴、又ハ、判然法律上ノ方

ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第三百九十九條 控訴ハ口頭辯論ノ前ニ於テハ被告控訴人ノ承諾ナクシテ之ヲ取下クルコトヲ

得
控訴ノ取下ハ上訴權ヲ喪失スル結果ヲ生ス
第四百條 控訴期間ハ一ヶ月トス此期間ハ不變期間ニシテ判決ノ送達ヲ以テ始マル

判決ノ送達前ニ提起シタル控訴ハ無効トス
第二百四十二條ノ規定ニ從ヒ控訴期間内ニ追加裁判ヲ以テ判決ヲ補充シタルトキハ控訴期間

ノ進行ハ最初ノ判決ニ對スル控訴ノ付テモ追加裁判ノ送達ヲ以テ始マル
第四百一條 控訴ノ提起ハ控訴狀ヲ控訴裁判所ニ送付シテ之ヲ爲ス

此控訴狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス
第一 控訴セラルル判決ノ表示

第二 此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス者ノ陳述
此控訴狀ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ作り且判決ニ對シ如何ナル程度

テ不服ナルヤ及ヒ判決ニ付キ如何ナル變更ヲ爲ス可ヤノ申立ヲ掲ケ若シ新ニ主張メント
ル事實及ヒ證據方法アルトキハ其新ナル事實及ヒ證據方法ヲ掲ケ可シ

第四百二條 判然計ス可カラザル控訴又ハ判然法律上ノ方式ニ適セス若クハ其期間ノ經過後
起シタル控訴ハ裁判長ノ命令ヲ以テ之ヲ却下ス

此却下ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
第四百三條 控訴狀ノ送達ト口頭辯論ノ期日トノ間ニ存スルコトヲ要スル時間ニ付テハ第四百九

式ニ適合セス、若クハ控訴期
間ノ經過後ニ起シタル所ノ控
訴ハ、裁判長ガ、之ヲ却下ス
ルコトヲ命令ス。

以上ノ如ク却下セラレタルト
キハ、即時抗告ヲナスコトヲ
得ルナリ。

四〇七 控訴ノ答辯書ニハ、
新ナル事實、又ハ證據方法
ヲ掲ゲ、又ハ、附帶ノ控訴ヲ
ナス旨ノ陳述ヲ掲ゲタルモノ
ナルトキハ、之ヲ裁判所ヨリ
控訴人ニ送達スベキモノトセ

リ。答辯書トハ、控訴人ガ、
控訴狀ヲ裁判所ニ差出シタル
トキハ、裁判所ハ、其ノ控訴
狀ヲ被控訴人ニ送達セラル、
モノナルヲ以テ、一定ノ期日
内ニ於テ、控訴人ガ、之ニ答

十四條ノ規定ヲ適用シ答辯書ヲ差出ス可キ期間ノ備付テハ第四百九十九條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テモ亦第二百三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得
第四百四條 答辯書ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ作り且被控訴人ノ一定ノ申立

及ヒ其主張セントスル新ナル事實及ヒ證據方法ヲ掲ケ可シ
第四百五條 被控訴人ハ自己ノ控訴ヲ放棄シタルトキ又ハ控訴期間ノ經過シタルトキト雖モ附

帶控訴ヲ爲スコトヲ得
第四百六條 左ノ場合ニ於テハ附帶控訴ハ其效力ヲ失フ

第一 控訴ヲ不適法トシテ判決ヲ以テ棄却シタルトキ
第二 控訴ヲ取下ケタルトキ

然レトモ被控訴人ガ訴訟期間内ニ附帶控訴ヲ爲シタルトキハ之ヲ獨立ノ控訴ト看做ス
第四百七條 答辯書ニ新ナル事實若クハ證據方法ヲ掲ケ又ハ附帶控訴ヲ爲シ旨ノ陳述ヲ掲ケタ

ルトキハ之ヲ控訴人ニ送達ス可シ
第四百八條 右ノ外控訴ノ訴訟手續ニハ地方裁判所ノ第一審ノ訴訟手續ノ規定ヲ準用ス但本章

ノ規定ニ依リ差異ノ生スルモノハ此限ニ在ラス
第四百九條 當事者ノ雙方ヨリ控訴ヲ起シタルトキハ其兩控訴ニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ同時ニ爲

スヲ以テ通例トス
第四百十條 口頭辯論ハ其期日ニ於テ被控訴人、控訴期間ノ未タ經過セザルトキハ其申立ニ因

リ期間ノ満了マテ之ヲ延期ス

續ヘキガ爲メ、答辯書ヲ差
出スベキモノナリ。

四二 當事者ハ、其ノ控訴
ノ申立、ビ不服ヲ申立テラレ
タル裁判、當否ヲ明確ナラシ
ムルガ爲メニ、必要缺クベカ
ラザルトキハ、第一審ニ於ケ
ル口頭辯論ノ際、其ノ辯論ノ
結果ニツキテ、之ヲ演述スベ
キモノトス。

右ノ演述ノ正確ナラザルト、
又ハ完全ナルモノニアラザル
トキハ、裁判長ハ、其ノ之ヲ
正實又ハ之ガ補充ヲナサシメ
又、必要缺クベカラザル場合
ニ於テハ、再ビ之ガ辯論ヲナ
サシムルモノトス。

四一七 事實又ハ證據ニ就キ
テ、第一審ニ於テ爲サレシ

兩席判決ヲ受ケタル原告若クハ被告ヨリ其判決ニ對シ故障ヲ申立テ相手方ヨリ控訴ヲ起シテ
ルトキハ控訴ニ付テノ辯論及ヒ裁判、故障ノ完結メテ職權ヲ以テ之ヲ延期ス

第四百一十一條 控訴裁判所ニ於ケル訴訟ハ不服ノ申立ニ因リ定マリタル範圍内ニ於テ更ニ之ヲ
辯論ス

第四百十二條 當事者ハ其控訴ノ申立及ヒ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ當否ヲ明確ナラシムル
爲メ必要ナル限リハ口頭辯論ノ際第一審ニ於ケル辯論ノ結果ヲ演述ス可シ
演述ノ不正確又ハ不完全ナル場合ニ於テハ裁判長ハ其更正若クハ補充ヲ爲サシメ又必要ナル
場合ニ於テハ辯論ヲ再開シテ之ヲ爲サシム可シ
第四百十三條 訴ノ變更ハ相手方ノ承諾アルトキト雖モ之ヲ許サス
第四百十四條 妨訴ノ抗辯ハ職權ヲ以テ調査ス可カラザルモノニシテ且原告若クハ被告力其過
失ニ非スシテ第一審ニ於テ提出シ能ハサレシコトヲ證明スルトキニ限リ之ヲ主張スルコトヲ
得

本案ノ辯論ハ妨訴ノ抗辯ニ基キ之ヲ拒ムコトヲ得然レトモ裁判所ハ職權ヲ以テ妨訴ノ抗辯
ニ付キ分離シタル辯論ヲ命スルコトヲ得

第四百十五條 當事者ハ第一審ニ於テ主張セザリシ攻撃防禦 方法殊ニ新ナル事實及ヒ證據方
法ヲ提出スルコトヲ得

第四百十六條 新ナル請求ハ第九十六條第二號及ヒ第三號ノ場合又ハ相殺スルコトヲ得ヘキ
モノニシテ且原告若クハ被告力其過失ニ非スシテ第一審ニ於テ提出シ能ハサレシコトヲ證明
スルトキニ限リ之ヲ起スコトヲ得

陳述、又ハ拒ミタリ、陳述ヲ
ハ、第二審ニ於テ、之ヲナス
コトヲ得ルナリ。

四一九 控訴裁判所ニ於テ、
控訴狀ヲ受理シタルトキハ、
控訴ノ許スベキヤ否ヤ、又、
此ノ控訴ハ、法律上ノ形式ニ
從ヒ、又ハ、其ノ期間内ニ於
テ起シタルモノナルヤ、否ヤ
ニ付テハ、職權ヲ以テ、之ガ
調査ヲナシ、若シ此ノ要件ノ
一タモ缺ケルモノアルトキハ
判決ヲ以テ、適法ニアラザル
控訴トシテ、之ヲ棄却スルモ
ノナリ。

四二二 控訴裁判所ハ、本條
ニ規定セル場合ニ於テハ、尙
ホ辯論ヲ必要トスルトキ、其
事件ヲ第一審裁判所 差戻ス

第四百十七條 事實又ハ證據ニ付キ第一審ニ於テ爲サレシ陳述又ハ拒ミタル陳述ハ第二審ニ
於テ之ヲ爲スコトヲ得

第四百十八條 第一審ニ於テ爲シタル裁判上ノ自白ハ第二審ニ於テモ亦其效力ヲ有ス

第四百十九條 控訴裁判所ハ控訴ノ許ス可キヤ否ヤ又控訴ヲ法律上ノ方式ニ從ヒ若クハ其期間
ニ於テ起シタルヤ否ヤハ職權ヲ以テ調査ス可シ若シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ控訴
ヲ不適法トシテ棄却ス可シ

第四百二十條 第一審ノ裁判ハ變更ヲ申立テタル部分ニ限リ之ヲ變更スルコトヲ得

第四百二十一條 第一審ニ於テ是認シ又ハ非認シタル請求ニ關スル總テノ争點ニシテ申立ニ從
ヒ辯論及ヒ裁判ヲ必要トスルモノハ第一審ニ於テ此等點ニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ爲サレトキ
ト雖モ控訴裁判所ニ於テ其辯論及ヒ裁判ヲ爲ス

第四百二十二條 控訴裁判所ハ左ノ場合ニ於テ事件ニ付キ尙ホ辯論ヲ必要トスルトキハ其事件
ヲ第一審裁判所ニ差戻ス可シ

第一 不服ヲ申立テラレタル判決カ兩席判決ナルトキ
第二 不服ヲ申立テラレタル判決カ兩席判決ニ對スル故障ヲ不適法トシテ棄却シタルモノ
ナルトキ
第三 不服ヲ申立テラレタル判決カ妨訴ノ抗辯ノミニ付キ裁判ヲ爲シタルモノナルトキ
第四 請求力其原因及ヒ數額ニ付キ争アル場合ニ於テ不服ヲ申立テラレタル判決力先ツ其
原因ニ付キ裁判ヲ爲シタルモノナルトキ

第五 不服ヲ申立タル判決カ證據訴訟及ヒ爲替訴訟ニ於テ敗訴ノ被告ニ別訴訟ヲ以テ進行

ベキモノトス。

四二四 控訴裁判所ニ於テ、控訴ノ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ、控訴ヲ棄却スベキコトヲ言渡スベシ。

四二八 控訴人ガ、口頭辯論ノ期日ニ出頭セザルトキハ、出頭シタル被控訴人ノ申立ニ依リテ、缺席判決ヲ以テ、控訴ヲ棄却スルコトヲ言渡スベキモノトス。

四二九 被控訴人ガ、口頭辯論ノ期日ニ出頭セザル場合ニ於テ、控訴人ノ出頭セルアリテ、缺席判決ノ申立ヲナストキハ、第一審ノ判決ニ於テ、之ガ證據トナリタルモノニ抵觸セザルトコロノ控訴人ガナセル事實上ノ陳述ニツキテ

チ爲ス權ヲ留保シタルモノナルトキ

第四百二十三條 第一審ニ於テ訴訟手續ニ付テノ規定ニ違背シタルトキハ控訴裁判所ハ其判決及ヒ違背シタル訴訟手續ノ部分ヲ廢棄シ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得。

第四百二十四條 控訴ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ控訴ノ棄却ヲ言渡スコトヲ得。

第四百二十五條 判決ヲ控訴人ノ不利益ニ變更スルコトハ相手方カ控訴又ハ附帶控訴ノ方法ヲ以テ判決ニ付キ不服ヲ申立テタル部分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得。

第四百二十六條 第二百十條ノ規定ニ從ヒテ防禦ノ方法ヲ却下スルトキハ其防禦ノ方法ヲ主張スル權ハ之ヲ被告ニ留保スコトヲ得。

判決ニ此留保ヲ掲ケザルトキハ第二百四十二條ノ規定ニ從ヒテ判決ノ補充ヲ申立ツルコトヲ得。

留保ヲ掲ケタル判決ハ上訴及ヒ強制執行ニ付テハ終局判決ト看做ス。

第四百二十七條 防禦ノ方法ニシテ被告ニ其主張ヲ留保スルモノニ付テハ其訴訟ハ第二審ニ繫屬ス爾後ノ手續ニ於テ訴ヲ以テ主張シタル請求ノ理由ナカリシコトノ顯ハルトキハ前判決ヲ廢棄シテ其訴ヲ棄却シ且申立ニ因リ判決ニ基キ支拂ヒタルモノ又ハ給付シタルモノヲ返還ス可キコトヲ言渡シ且費用ニ付キ裁判ヲ爲スコトヲ得。

第四百二十八條 控訴人カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セザルトキハ出頭シタル被控訴人ノ申立ニ因リ關席判決ヲ以テ控訴ノ棄却ヲ言渡スコトヲ得。

第四百二十九條 被控訴人口頭辯論ノ期日ニ出頭セザル場合ニ於テ出頭シタル控訴人ヨリ關席判決ノ申立ヲ爲ストキハ第一審裁判ノ證據ト爲リタルモノニ抵觸セザル控訴人ノ事實上ノ叙

ハ、被控訴人ガ、之ヲ自白セ

ルモノト看做シ、且ツ第一審裁判所ノ事實上ノ確定ヲ補充シ、若クハ之ヲ辯駁スルガ爲メニ、控訴人ノ申立テタルトコロノ適法ノ證據調ベハ、既ニ之ヲナシ、及ビ其ノ結果ヲ得タルモノト看做シテ、缺席判決ヲナスベキモノトス。

四三二 上告ハ、地方裁判所及ビ控訴院ノ第二審ニ於テ、ナシタル終局判決ニ對シテ、之ヲナスモノトセリ。

四三四 上告ヲナスニハ、此ノ裁判ハ、法律ニ違背セルモノナルコトヲ理由スルトトキニ限りテ、之ヲナスコトヲ得ルモノナリ。故ニ、上告ハ、事實ノ如何ニアラズ、法律上

述ハ被控訴人之ヲ自白シタルモノト看做シ且第一審裁判所ノ事實上ノ確定ヲ補充シ若クハ辯駁スル爲メ控訴人ノ申立テタル適法ノ證據調ベハ既ニ之ヲ爲シ及ヒ其結果ヲ得タルモノト看做シ關席判決ヲ爲ス

第四百三十條 判決中ノ事實ノ摘示ニ付テハ前審ノ判決ヲ引用スルコトヲ得。

第四百三十一條 控訴裁判所ノ書記ハ控訴狀ノ提出ヨリ二十四時間ニ第一審裁判所ノ書記ニ訴訟記録ノ送付ヲ請求ス可シ。

控訴完結ノ後其記録ハ第二審ニ於テ爲シタル判決ノ認證アル體本ト共ニ第一審裁判所ノ書記ニ之ヲ返還スコトヲ得。

第二章 上告

第四百三十二條 上告ハ地方裁判所及ビ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル終局判決ニ對シテ之ヲ爲ス。

第四百三十三條 終局判決前ニ爲シタル裁判ハ亦上告ノ裁判所ノ判斷ヲ受ク但此法律ニ於テ不服ヲ申立ツルコトヲ得スト明記シタルトキハ又ハ抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルトキハ此限ニ在ラス。

第四百三十四條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得。

第四百三十五條 法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス。

第四百三十六條 裁判ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法律ニ違背シタルモノトス。

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ

ノ如何ニアルモノナリ。
四三九 前條ノゴトク、上告ハ法律ニ違背セル裁判ナルコトヲ以テ理由トスルトキニ限リ之ヲナスコトヲ得ルモノナリガ、法律ニ違背セル裁判トハ、如何ナルモノナク云フヤ、即チ法則ヲ適用スルコトヲナサズ、又ハ、不當ニ適用シタルトキハ、之ヲ以テ、法律ニ違背シタルモノトス。
四三七 上告期日ハ、一ヶ月トスルヲ以テ、第二番ノ判決ノ送達アリタルトキヨリ起算シテ、三十日以内ニ之ヲ提起セザルベカラズ、此ノ期間ハ不變期間ニシテ、判決ノ送達ヲ以テ始マルナリ。
四三九 上告裁判所ニ於テ、

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラレタル判事カ裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除外ノ理由ト主張シタルモ其效ナカリシトキハ此限ニ在ラス
第三 判事カ忌避セラレ且忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラヌ判決ニ參與シタルトキ
第四 裁判所カ其管轄又ハ管轄違フ不當ニ認メタルトキ
第五 訴訟手續ニ於テ原告若クハ被告カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレザリシトキ
第六 訴訟手續ノ公行ニ付テノ規定ニ違背シタル口頭辯論ニ基キ裁判ト爲シタルトキ
第七 裁判ニ理由ヲ付セザルトキ
第四百三十七條 上告期間ハ一ヶ月トス此期間ハ不變期間ニシテ判決ノ送達ヲ以テ始マル
第四百三十八條 上告ノ提起ハ上告狀ヲ上告裁判所ニ差出シテ之ヲ爲ス
此上告狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス
第一 上告セラルル判決ノ表示
第二 此判決ニ對シ上告ヲ爲ス旨ノ陳述
此他上告狀ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ作り特ニ判決ニ對シ如何ナル程度ニ於テ不服ナルヤ及ヒ判決ニ付キ如何ナル程度ニ於テ被毀ヲ爲ス可キヤノ申立ヲ掲ケ且法則ヲ適用セス若クハ不當ニ適用シタルコトヲ上告ノ理由トスルトキハ其法則ノ表示又ハ訴訟手續ニ付テノ規定ニ違背シタルコトヲ上告ノ理由トスルトキハ其欠缺ヲ明カニスル事實ノ表示又ハ法律ニ違背シテ事實ヲ確定シ若クハ遺脱シ若クハ提出シタリト看做シタルコトヲ上告ノ理

上告ヲ受ケタルトキハ、上告人ヲ呼ビ出シ、其ノ陳述スル所ヲ聽キ、上告ヲ許スベカラザルモノトスルトキハ又法律上ノ方式及ビ期間ニ於テ起サザルトキ、又ハ第四百三十四條ノ規定ニ依ラザルトキハ、判決ヲ以テ、其ノ上告ヲ塞却セラルトナリ。
若シ上告人が、呼出シノ期間ニ出頭セザルトキハ、上告裁判所ニ於テハ、其ノ上告ヲ取り下ゲタルモノト看做スベキナリ。然レドモ、若シ其ノ上告人が、出頭セザリシコトヲ期日ヨリ七日ノ期間内ニ於イテ、十分ナル理由ヲ以テ之ヲ辯解シタルトキハ、更ニ其ノ期日ヲ定ムルナリ。

由トスルトキハ其事實ノ表示ヲ掲ケ可シ
第四百三十九條 上告裁判所ハ上告人ヲ呼ビ出シ其陳述ヲ聽キ上告ヲ許ス可カラサルモノナルトキ又ハ法律上ノ方式及ビ期間ニ於テ起サザルトキ又ハ第四百三十四條ノ規定ニ依ラザルトキハ判決ヲ以テ之ヲ塞却ス可シ
上告人カ呼出ノ期間ニ出頭セザルトキハ上告ヲ取下ケタルモノト看做ス但出頭セザリシコトヲ期日ヨリ七日ノ期間内ニ十分ナル理由ヲ以テ辯解シタルトキハ更ニ期日ヲ定ム
第四百四十條 上告狀ノ送達ト口頭辯論ノ期日トノ間ニ存スルコトヲ要スル時間ニ付テハ第四百九十四條ノ規定ヲ適用シ答辯書ヲ差出ス可キ期間ノ備告ニ付テハ第四百九十九條ノ規定ヲ適用ス
前項ノ場合ニ於テモ亦第二百三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得
第四百四十一條 答辯書ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ作り且一定ノ申立ヲ掲ケ可シ
第四百四十二條 被上告人ハ附帶上告ヲ爲スコトヲ得
此附帶上告ニ付テハ附帶控訴ノ規定ヲ適用ス
第四百四十三條 答辯書ニ附帶上告ヲ爲ス旨ノ陳述ヲ掲ケタルトキハ之ヲ上告人ニ送達ス可シ
第四百四十四條 右ノ外上告ノ訴訟手續ニハ地方裁判所ノ第一審ノ訴訟手續ノ規定ヲ適用ス但本章ノ規定ニ依リ差異ノ生スルモノハ此限ニ在ラス
第四百四十五條 上告裁判所ハ當事者ノ爲シタル申立ノミニ付テ調査ヲ爲ス
第四百四十六條 上告裁判所ハ裁判ヲ爲スニ付テ控訴裁判所カ其裁判ノ證據トシタル事實ヲ提

四四一 上告ヲ以テ、理由アルモノトスルトキハ、其ノ上告ニツキテ、不服ヲ申立テテタル判決ヲ破棄スルモノトス此ノ破棄ト云フハ、第二審ノ判決ヲ全部不當ノモノトスルニアリテ、何レカノ第二審裁判所ニ移サレ、モヘトス。故ニ其ノ移サレタル裁判所ニ於テ、再ビ之ガ審理ヲナスモノナリ。

準トス此事實ノ外、第四百三十八條第三項ニ掲ケタル事實ニ準リ之ヲ斟酌スルコトヲ得
證據調ヲ必要トスルトキハ上告裁判所ハ之ヲ命ス可シ
第四百四十七條 上告ヲ理由アリトスルトキハ不服ヲ申立テラレタル判決ヲ破棄ス可シ
訴訟手續ニ關スル規定ニ違背シタルニ因リ判決ヲ破毀スルトキハ其違背シタル部分ニ限リ訴訟手續ヲモ亦破毀ス可シ
第四百四十八條 判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ第四百五十一條ノ規定ヲ除ク外更ニ辯論及ヒ裁判ヲ爲サシムル爲メ事件ヲ控訴裁判所ニ差戻シ又ハ之ヲ他ノ同等ナル裁判所ニ移送ス可シ
事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ新口頭辯論ニ基キ裁判ヲ爲スコトヲ要ス
第四百四十九條 當事者ハ破毀セラレタル判決ノ以前ニ於ケル口頭辯論ニ當リ提出スルコトヲ得ヘカシシ事項ヲ新口頭辯論ニ際シ提出スル權利アリ
第四百五十條 事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ上告裁判所ノ爲シタル法律ニ係ル判断ニシテ判決ヲ破毀スル基本ト爲シタルモノヲ以テ新ナル辯論及ヒ裁判ノ基本ト爲ス義務アリ
第四百五十一條 上告裁判所ハ左ノ場合ニ於テ事件ニ付キ裁判ヲ爲スコシ
第一 確定シタル事實ニ法律ヲ適用スルニ當リ法律ニ違背シタル爲ニ判決ヲ破毀シ且其事件カ裁判ヲ爲スニ熟スルトキ
第二 無訴權ノ爲メ又ハ裁判所ノ管轄違ナル爲ニ裁判ヲ破毀スルトキ
第四百五十二條 上告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ
第四百五十三條 裁判カ其理由ニ於テ法律ニ違背シタルトキト雖モ他ノ理由ニ因リ裁判ノ正當

ガ爲メニ、判決ヲ破棄シ、且ツ其ノ事件カ、裁判ヲナスニ熟セルトキ。
第二 訴權ナキガ爲メ、又ハ裁判所ノ管轄違ヒナルガ爲メニ、其ノ裁判ヲ破毀スルトキ。
四五三 上告ヲ以テ、理由ナキモノトスルトキハ、其ノ上告ヲ棄却スベキモノトス。
四五五 訴訟手續ニ關スル申請ヲバ、口頭辯論ヲナサズシテ、却下シタル裁判ニ對シ、其ノ他此ノ法律ニ於テ、特ニ定メラレタル所ノ場合ニ限リテ、抗告ヲナスコトヲ得ルモノナリ。

ナルトキハ上告ヲ棄却ス可シ
第四百五十四條 左ノ諸件ニ關スル控訴ノ規定ハ上告ニ之ヲ準用ス
第一 關席判決ニ對スル不服ノ申立
第二 控訴ノ取下
第三 當事者ノ雙方ヨリ控訴ヲ起シタル場合ニ於ケル訴訟手續及ヒ控訴ト故障トナ同時ニ爲シタルトキノ訴訟手續
第四 口頭辯論ノ延期
第五 口頭辯論ノ際ニ於ケル當事者ノ演述
第六 妨訴ノ抗辯ニ付テノ辯論
第七 控訴ヲ起シタル者ノ不利發ト爲ル裁判ヲ爲スコカラサルコト
第八 記録ノ送付及ヒ返還
第三章 抗 告
第四百五十五條 抗告ハ訴訟手續ニ關スル申請ヲ口頭辯論ヲ經スシテ却下シタル裁判ニ對シ其
他此法律ニ於テ特ニ掲ケタル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
第四百五十六條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲ス
抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ其裁判ニ因リ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生シタルトキニ非サレハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス
第四百五十七條 抗告ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ裁判長ノ屬スル裁判所ニ抗告狀ヲ差出シテ之ヲ爲ス

直上級ノ裁判所ガ、其ノ裁判ヲナスモノナリ。

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ其ノ裁判ニ依リテ、新タナル獨立ノ抗告理由ニ生ジタルトキニアラザレバ、更ニ之ガ抗告ヲナスコトヲ得ザルモノナリ。

四五九 不服ヲ申立テラレタル裁判ヲナシタル裁判所又ハ裁判長ガ、再ビ其ノ事件ニ付テ考案ヲ運ラシ、又ハ、新タナル提供ニ基キテ、抗告ヲ以テ其ノ理由アルモノトナストキハ、之ガ不服ノ點ヲ更正シ、又理由ナキモノナリトスルトキハ、裁判所又ハ裁判長ハ、之ガ意見ヲ附シテ、三日ノ期間内ニ於テ、抗告ヲバ、

訴訟カ區裁判所ニ繫屬シ若クハ管テ繫屬シタルトキ又ハ證人、鑑定人ヨリ若クハ證書ヲ提出スル義務アリト宣言ヲ受ケタル第三者ヨリ抗告ヲ爲ストキハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第四百五十八條 抗告ハ新ナル事實及ヒ證據方法ヲ以テ憑據ト爲スコトヲ得

第四百五十九條 不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ裁判長カ再度ノ考案若クハ新ナル提供ニ基キ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ裁判所又ハ裁判長ハ意見ヲ付シテ三日ノ期間内ニ抗告ヲ抗告裁判所ニ送付シ又適當トスル場合ニ於テハ訴訟記録ヲ送付ス可シ

第四百六十條 抗告ハ此法律ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ニ限り執行停止ノ效力ヲ有ス然レトモ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ裁判長ハ抗告ニ付テノ裁判アルマテ其執行ノ中止ヲ命スルコトヲ得

抗告裁判所ハ抗告ニ付テノ裁判ヲ爲ス前ニ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ執行中止ヲ命スルコトヲ得

第四百六十一條 抗告ハ急迫ナル場合ニ限り直チニ抗告裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

抗告裁判所ハ裁判ヲ爲ス前ニ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ裁判長ノ意見及ヒ記録ヲ要求スルコトヲ得

抗告裁判所ハ事件ヲ急迫ナラスト認ムルトキハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ裁判長ニ其事件ヲ送付シ且其旨ヲ抗告人ニ通知ス可シ

第四百六十二條 抗告裁判所ハ口頭辯論ヲ經シテ裁判ヲ爲スヲ以テ通例トス

抗告裁判所ハ抗告人ト反對ノ利害關係ヲ有スル者ニ抗告ヲ通知シテ書面上ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得

陳述ハ口頭ヲ以テ抗告ヲ爲シ得ヘキ場合ニ於テハ亦口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

抗告裁判所ハ口頭辯論ノ爲ニ當事者ヲ呼出スコトヲ得

第四百六十三條 抗告裁判所ハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又法律上ノ方式ニ從ヒ若クハ其期間ニ於テ提出シタルヤ否ヤヲ職權ヲ以テ調査ス可シ

若シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ抗告ヲ不合法トシテ棄却ス可シ

第四百六十四條 抗告ヲ適法ニシテ且理由アリトスルトキハ抗告裁判所ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ棄却シテ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ裁判長ニ委任シテ裁判ヲ爲サシムルコトヲ得

抗告裁判所ノ裁判ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ裁判長ニ之ヲ通知ス可シ

第四百六十五條 受命判事若クハ受託判事ノ裁判又ハ裁判所書記ノ處分ノ變更ヲ求ムルニハ先ツ受訴裁判所ノ裁判ヲ求ム可シ

抗告ハ受訴裁判所ノ裁判ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ハ大審院ニモ亦之ヲ適用ス

第四百六十六條 即時抗告ノ場合ニ於テハ左ノ特別ノ規定ニ從フ

抗告ハ七日ノ不變期間内ニ之ヲ爲スコシ其期間ハ裁判ノ送達ヨリ始マリ第二百五十三條、第六百八十條及ヒ第七百六十九條第三項ノ場合ニ於テハ裁判ノ言渡ヨリ始マル抗告裁判所ニ抗告ヲ提出シタルトキハ急迫ナラスト認メタル場合ニ於テモ亦不變期間ヲ保存ス

四六六 即時抗告ヲナスニ付テノ規定ハ、本條ノ定ムル所ノモノニシテ、七日ノ不變期間内ニ於テ、之ヲナスベキモノトス。其ノ期間ハ、裁判ノ送達アルタルトキヨリ始マル

抗告裁判所ニ送附シ、又適當トスル場合ニ於テハ、訴訟記録ヲ送附スルモノトス。

四六一 抗告裁判所ニ於テハ口頭辯論ヲ經ズシテ、裁判ヲナスヲ以テ、通例ト定メラレタリ。

然レドモ、抗告裁判所ニ於テハ、抗告人ト反對ノ利害關係アルモノニハ、抗告ヲ通知シテ、書面ヲ以テ、之ガ陳述ヲナサシムルコトヲ得ルモノナリ。

四六六 即時抗告ヲナスニ付テノ規定ハ、本條ノ定ムル所ノモノニシテ、七日ノ不變期間内ニ於テ、之ヲナスベキモノトス。其ノ期間ハ、裁判ノ送達アルタルトキヨリ始マル

モノニシテ、本法第二百五十三條、六百八十條、七百六十九條第三項ノ場合ニ於テハ、裁判ノ言渡ヨリ始マルモノナリ。又、抗告裁判所ニ抗告ヲ提出シタルトキハ、急迫ナラズト認めタル場合ニ於テモ、亦不變期間ヲ保存スルモノナリ。

再審ヲ求ムルトコロノ訴ニ付テハ、其ノ要件ノ存スルトキハ、不變期間ノ満チ了リタル後ト雖モ、此ノ訴ノ爲メニ、定メタル期間内ニ於テハ、抗告ヲナスコトヲ得ベキモノトス。

前條第一項ノ場合ニ於テハ、抗告ガ、提出スルガ爲メニ、定メタル方法ニヨリ、不變期

再審ヲ求ムル訴ニ付テノ要件存スルトキハ不變期間ノ満了後ト雖モ此訴ノ爲メ定メタル期間内ハ抗告ヲ爲スコトヲ得

前條第一項ノ場合ニ於テハ抗告提出ノ爲メ定メタル方法ニ依リ不變期間内ニ受訴裁判所ノ裁判ヲ求ムルコトヲ要ス受訴裁判所ハ其申請ヲ正當ト認めサルトキハ之ヲ抗告裁判所ニ送付ス可シ

第四編 再審

第四百六十七條 確定ノ終局判決ヲ以テ終結シタル訴訟ハ取消ノ訴又ハ原狀回復ノ訴ニ因リ之ヲ再審スルコトヲ得

當事者ノ一方又ハ雙方ヨリ此兩訴ヲ起シタルトキハ原狀回復ノ爲ニ付テノ辯論及ヒ裁判ノ取消ノ爲ニ付テノ裁判カ確定スルマテ之ヲ中止ス可シ

第四百六十八條 左ノ場合ニ於テハ取消ノ訴ニ因リ再審ヲ求ムルコトヲ得

- 第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ
- 第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラレタル判事カ裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請ハ上訴ヲ以テ除外ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ此限ニ在ラス
- 第三 判事カ忌避セラレ且忌避ノ申請カ理由アリト認めラレタルニ拘ハラズ裁判ニ參與シタリシトキ
- 第四 訴訟手續ニ於テ原告若クハ被告カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレザリシトキ

第一號及ヒ第三號ノ場合ニ於テ上訴若クハ故障ヲ以テ取消ヲ主張シ得ヘカリシトキハ取消ノ訴ヲ許サス

間内ニ於テ、受訴裁判所ノ裁判ヲ求ムルコトヲ要スルモノトス。受訴裁判所ハ、其ノ申請ヲ以テ、正當ノモノナリト認めザルトキハ、之ヲ抗告裁判所ニ送附スベキモノト定メラレタリ。

四六七 確定ノ終局判決トハ裁判ノ確定シタルモノ。此ノ判決ヲ以テ、終結セル所ノ訴訟ハ、取消ノ訴又ハ原狀回復ノ訴アルヲ以テ、之ヲ再審スルコトヲ得ルモノナリ。

當事者ノ雙方又ハ一方ヨリシテ、取消ノ訴、原狀回復ノ訴ヲ起シタルトキハ、原狀回復ノ爲メニツキテノ辯論及ヒ裁判ハ、取消ノ訴ニ付テノ裁判ガ、確定スルニ至ルマテ、之

第四百六十九條 左ノ場合ニ於テハ原狀回復ノ訴ニ因リ再審ヲ求ムルコトヲ得

- 第一 刑法ニ掲ケタル職務上ノ義務ニ違背シタル罪ヲ訴訟ニ關シテ判決カ確定シタルトキ
 - 第二 原告若クハ被告ノ法律上代理人若クハ訴訟代理人又ハ相手方若クハ其法律上代理人若クハ訴訟代理人カ罰セラル可キ行為ヲ訴訟ニ關シテ爲シタルトキ
 - 第三 判決ノ證據ト爲リタル證書カ偽造又ハ變造ナリシトキ
 - 第四 證人若クハ鑑定人カ供述ニ因リ又ハ通事カ判決ノ證據ト爲リタル通譯ニ因リ偽證ノ罪ヲ犯シタルトキ
 - 第五 判決ノ證據ト爲リタル刑事上ノ判決カ他ノ確定ト爲リタル刑事上ノ判決ヲ以テ廢止若クハ破毀セラレタルトキ
 - 第六 原告若クハ被告カ同一ノ事件ニ付テノ判決ニシテ前ニ確定ト爲リタルモノヲ發見シ其判決カ不服ヲ申立テラレタル判決ト牴觸スルトキ
 - 第七 相手方若クハ第三者ノ所爲ニ依リ以前ニ提出スルコトヲ得ザリシ證書ニシテ原告若クハ被告ノ利益ト爲ル可キ裁判ヲ爲スニ至ラシム可キモノヲ發見シタルトキ
- 第一號乃至第四號ノ場合ニ於テハ罰セラル可キ行為ニ付テ判決カ確定ト爲リタルトキ又ハ證據欠缺外ナル理由ヲ以テ刑事訴訟手續ノ開始若クハ實行ヲ爲シ得サルトキニ限り再審ヲ求ムルコトヲ得

第四百七十條 原狀回復ノ訴ハ原告若クハ被告カ自己ノ過失ニ非スシテ前訴訟手續ニ於テ殊ニ故障又ハ控訴若クハ附帶控訴ニ依リ原狀回復ノ理由ヲ主張スルコト能ハザリシトキニ限り

中止スベキモノトス。

四六八 第二、法律上、職權ヲ執行スルコトヲ得ザルモノトシテ、除外セラレタル判事ガ、裁判ニ參與シタルトキ、但シ忌避ヲ申請ハ、上訴ヲ以テ、除外ノ理由ヲ主張シタルモ、其ノ効力ノナカリシトキニ於テハ、再審ノ訴ヲナス理由トナラズ。

第七 相手方又ハ第三者ノ所爲ノタメニ、以前ニ差出スコトヲ得ザリシ證書ニシテ、原告又ハ被告ノ利益トナルベキ裁判ヲナスニ至ラシムベキモノヲ發見シタルトキ。

四七二 再審ヲ求ムル所ノ訴ハ、不服ヲ申立テラレタル裁判

之ヲ爲スコトヲ得

第四百七十一條 不服ヲ申立テラレタル判決前ニ同一ノ裁判所又ハ下級ノ裁判所ニ於テ爲シタル裁判ニ關スル不服ノ裁判ハ再審ヲ求ムル訴ト共ニ之ヲ主張スルコトヲ得但不服ヲ申立テラレタル裁判カ其裁判ニ根據スルトキニ限ル

第四百七十二條 再審ヲ求ムル訴ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所ノ管轄ニ專屬ス

同一ノ事件ニ付キ一方ハ下級ノ裁判所又一方ハ上級ノ裁判所ニ於テ爲シタル數箇ノ判決ニ對スル訴ハ上級ノ裁判所ノ管轄ニ專屬ス

督促手續ニ依リテ區裁判所ノ發シタル執行命令ニ對シ再審ヲ求ムル訴ハ其命令ヲ發シタル區裁判所ノ管轄ニ專屬ス然レトモ其請求カ區裁判所ノ管轄ニ屬セザルトキハ請求ニ付テノ訴訟ヲ管轄スル裁判所ニ專屬ス

第四百七十三條 訴ノ提起及ヒ其後ノ訴訟手續ニハ以下數條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケサル限りハ其訴ニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ爲スコトヲ得ル所ノ訴訟手續ニ關スル規定ヲ準用ス

第四百七十四條 訴ハ一ヶ月ノ不變期間内ニ之ヲ起ス可シ
此期間ハ原告若クハ被告カ不服ノ理由ヲ知リタル日ヲ以テ始マル若シ原告若クハ被告カ判決ノ確定前ニ不服ノ理由ヲ知リタルトキハ判決ノ確定ヲ以テ始マル
判決確定ノ日ヨリ起算シテ五ヶ年ノ滿了後ハ訴ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ第四百六十八條第四號ノ場合ニ之ヲ適用セス此場合ニ於テ其訴ノ提起ノ期間ハ原告若クハ被告又ハ其法律上代理人カ送達ニ因リ判決アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始

判ヲナシタル裁判所ノ管轄ニ專屬スルナリ。

同一ノ事件ニ就キテ、一方ハ下級ノ裁判所、一方ハ、上級ノ裁判所ニ於テ、爲シタル所ノ判決ニ對シテ、再審ヲ求ムルノ訴ヲサントスルニハ、其ノ管轄ハ、上級ノ裁判所ニ專屬ス。

督促手續ニヨリテ、區裁判所ヨリ發シタル執行命令ニ對シテ、再審ヲ求ムルノ訴ハ、其ノ命令ヲ發シタル區裁判所ノ管轄ニ專屬スルモノナリ。然レドモ、其ノ請求ガ、區裁判所ノ管轄ニ屬セザルトキハ、請求ニ就テノ訴ハ管轄スル裁判所ニ專屬スルナリ。

四七四 再審ノ訴ハ、一ヶ月

マ

第四百七十五條 訴狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 取消又ハ原狀回復ノ訴ヲ起ス旨ノ陳述
第二 取消又ハ原狀回復ノ訴ヲ起ス旨ノ陳述

此他訴狀ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ作り且不服ノ理由ノ表示、此理由及ヒ不變期間ノ遵守ヲ明白ナラシムル事實ニ付テノ證據方法又如何ナル程度ニ於テ不服ヲ申立テラレタル判決ヲ廢棄若クハ破毀スコキヤノ申立又本案ニ付キ更ニ如何ナル裁判ヲ爲スコキヤノ申立ヲモ撰ビ可シ

第四百七十六條 判然許ス可カラサル訴又ハ判然法律上ノ方式ニ適セス若クハ其期間ノ經過後ニ起シタル訴ハ裁判長ノ命令ヲ以テ之ヲ却下ス可シ

此却下ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
第四百四十七條 原告ハ口頭辯論ノ期日ニ於テ相手方ノ陳述ノ有無ニ拘ハラズ再審ヲ求ムル理由及ヒ法律上ノ期間ノ遵守ヲ明白ニスル事實ヲ疏明ス可シ

第四百七十八條 許ス可カラサル訴又ハ法律上ノ方式ニ適セス若クハ其期間ノ經過後ニ起シタル訴ハ職權ヲ以テ判決ニ因リ不適法トシテ之ヲ棄却ス可シ
第四百七十九條 本案ニ付テノ辯論及ヒ裁判ハ不服申立ノ理由ノ存スル部分ニ限り更ニ之ヲ爲ス可シ

裁判所ハ本案ニ付テノ辯論前ニ再審ヲ求ムル理由及ヒ許否ニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本案ニ付テノ辯論ハ再審ヲ求ムル理由及ヒ許否ニ付テノ辯論ノ進行ト看做

ノ不變期間内ニ於テ、之ヲ起
スベキモノトス。

此ノ一ヶ月ノ期間ハ、原告又
ハ被告ガ、不服ノ理由ヲ知リ
タル日ヲ以テ始マルモノトナ
ス。若シ原告又ハ被告ガ、判
決ノ確定前ニ於テ、其ノ不服
ノ理由ヲ知リタルトキハ、判
決ノ確定ヲ以テ、始マルモノ
ナリ。

判決ガ、確定ノ日ヨリ五ヶ年
ヲ経過シタルトキハ、再審ノ
訴ヲナスコトヲ得ザルモノト
ス。

四七六 判然計スベカラザル
訴又ハ判然計上ノ方式ニ適
セザルモノニアラズ、又ハ、其
ノ期間ノ経過ヲ了スルナリ
タル後ニ起セル再審ノ訴ニツ

ス

第四百八十條 原告ノ不利益ト爲ル判決ノ變更ハ相手方カ再審ヲ求ムル訴ヲ起シテ變更ヲ申
立テタルトキニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百八十一條 訴カ上告裁判所ニ屬スルトキハ上告裁判所ハ再審ヲ求ムル理由及ヒ其許否ニ
付テノ辯論ノ完結カ係事案ノ確定及ヒ辭酌ニ繫ルトキト雖モ其完結ヲ爲スコトヲ得

第四百八十二條 上訴ハ訴ニ付キ裁判ヲ爲シタル裁判所ノ判決ニ對シ一般ニ爲スコトヲ得ヘキ
トキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第四百八十三條 第三者カ原告及ヒ被告ノ共謀ニ因リ第三者ノ債權ヲ詐害スル目的ヲ以テ判決
ヲ爲サシメタリト主張シ其判決ニ對シ不服ヲ申立ツルトキハ原狀回復ノ訴ニ因レル再審ノ規
定ヲ準用ス

此場合ニ於テハ原告及ヒ被告ヲ共同被告ト爲ス

第五編 證書訴訟及ヒ爲替訴訟

第四百八十四條 一定ノ金額ノ支拂其他ノ代替物若シハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ目ト
スル請求ハ其請求ヲ起ス理由タル總テノ必要ナル事實ヲ證書ニ依リ證スルコトヲ得ヘキトキ
ハ證書訴訟ヲ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

第四百八十五條 訴狀ニハ證書訴訟トシテ訴フル旨ノ陳述ヲ掲ケ且證書ノ原本又ハ原本ヲ添フ
ルコトヲ要ス

第四百八十六條 本案ノ辯論ハ妨訴ノ抗辯ニ基キ之ヲ拒ムコトヲ得然レトモ裁判所ハ申立ニ
因リ又ハ職權ヲ以テ此抗辯ニ付キ辯論ノ分離ヲ命スルコトヲ得

キテハ、裁判長ハ、命令ヲ以

テ之ヲ却下スルモノトス。

前頁ノ如ク却下セラレタルニ

對シテハ、即時抗告ヲナスコ
トヲ得ルモノナリ。

四八二 再審ノ訴ガ、上告裁
判所ニ屬スルトキハ、上告裁
判所ニ於テハ、其ノ再審ヲ求
ムル理由及ビ之ヲ許スベキナ
ル理由及ビ之ヲ許スベキナ
其ノ議論ノ完結ガ、其ノ争ニ
係ル事件ノ確定及ヒ辭酌ニ
カカルトキト雖モ、其ノ完結
ヲナスベキモノトス。

四八二 一定ノ金額ノ支拂
ヒ、其ノ他ノ代替物、又ハ、
有價證券ニ付テ、一定ノ數量
ノ給付ヲ以テ、之ヲ目的トス
ルコトヲ請求ス、其ノ請求

第四百八十七條 反訴ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

證書ノ眞偽及ヒ第四百八十四條ニ掲ケタル以外ノ事實ニ關シテハ證書ノミヲ以テ適法ノ證據
方法ト爲スコトヲ得

證書ノ申出ハ證書ノ提出ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第四百八十八條 原告ハ口頭辯論ノ終結ニ至ルマテハ被告ノ承諾ヲ要セスシテ通常ノ手續ニテ
訴訟ヲ廢止シメテ證書訴訟ヲ止ムルコトヲ得

第四百八十九條 訴ヲ以テ主張シタル請求カ理由ナシト見エ又ハ被告ハ抗辯ニ因リ理由ナシト
見ユルトキハ原告ノ請求ヲ却下ス可シ

證書訴訟ヲ許ス可カラザルトキ殊ニ適法ノ證據方法ヲ以テ原告ノ義務タル證據ヲ申出テ又
ハ完全ニ之ヲ舉ケザル場合ニ於テハ被告カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セズ又ハ法律上ノ理由ナキ
異議若クハ證書訴訟ニ於テ許サレル異議ノミヲ以テ訴ニ對シ抗辯シタルトキト雖モ此訴訟ニ
於テハ其訴ヲ許サレルモノトシテ之ヲ却下ス可シ

第四百九十條 證書訴訟ニ於テ適法ノ證據方法ヲ以テ被告ノ義務タル證據ヲ申出テ又ハ完
全ニ之ヲ舉ケザルトキハ被告ノ異議ハ證書訴訟ニ於テ許サレルモノトシテ之ヲ却下ス可シ

第四百九十一條 主張シタル請求ヲ争ヒタル被告ニハ敗訴ノ言渡ヲ受ケタル總テノ場合ニ於テ
ハ權利ノ行使ヲ留保ス可シ

判決ニ此留保ヲ掲ケザルトキハ第二百四十二條ノ規定ニ依リ判決ノ補充ヲ申立ツルコトヲ得
留保ヲ掲ケタル判決ハ上訴及ヒ強制執行ニ於テハ之ヲ終局判決ト看做ス

第四百九十二條 被告ニ權利ノ行使ヲ留保シタルトキハ訴訟ハ通常ノ訴訟手續ニ於テ廢止ス

手起スニツキテノ理由タル總
テノ必要ナル事トナシ、或ル
證書ニ依リテ、之ヲ證スルコ
トヲ得ベキトモ、之ハ、證書訴訟
ヲ以テ、之ヲ主張スルコトヲ
得ルモノトス。

四八五 證書訴訟ノ訴狀ニハ
其ノ訴ノ陳述ヲ掲ゲ、且ツ之
ニ其ノ證書ノ原本又ハ謄本ヲ
添フルコトヲ要ス。

四八九 證書訴訟ノ訴ヲ以テ
主張セル請求ガ、裁判所ニ於
テ、理由ナキモノト見ルカ、
又ハ、被告ノ抗辯ニヨリテ、
理由ナキモノト見ユルトキハ
原告ノ請求ヲ却下スベキモノ
トス。

證書訴訟ヲ許スベカラザルト
キ、殊ニ、適法ナル證據方ハ

此手續ニ於テ證書訴訟ヲ以テ主張シタル請求ノ理由ナカリシコトノ顯ハルトキハ前判決ヲ
廢棄シ原告ノ請求ヲ却下シ且其生セシメタル費用ノ全部又ハ一分ノ辨濟ヲ原告ニ言渡シ又前
判決ニ基キ被告ヨリ支拂ヒ又ハ給付シタルモノノ辨濟ヲ申立ニ因リ原告ニ言渡シ可シ
右手續ニ於テ原告若クハ被告カ出頭セサルトキハ兩席判決ニ關スル規定ヲ適用ス
第四百九十三條 第四百二十六條及ヒ第四百二十七條ノ規定ハ證書訴訟ニ之ヲ適用ス
第四百九十四條 商法ニ規定シタル手形ニ因ル請求ヲ證書訴訟ヲ以テ主張スルストキハ爲替訴訟
トシテ以下二條ニ掲グル特別ノ規定ヲ適用ス
第四百九十五條 爲替ノ訴ハ支拂地ノ裁判所又ハ被告カ其普通裁判籍ヲ有スル地方ノ裁判所ニ
之ヲ起スコトハ得

數人ノ爲替義務者カ共同ニテ訴ヲ受クヘキトキハ支拂地ノ裁判所又ハ被告ノ各人カ其普通裁判
籍ヲ有スル地ノ裁判所各之ヲ管轄ス
第四百九十六條 訴狀ニハ爲替訴訟トシテ訴フル旨ヲ掲グルコトヲ要ス
訴ノ許シ可キモノナルトキハ直チニ口頭辯論ノ期日ヲ定ム
口頭辯論ノ期日ト訴狀送達トノ間ニハ少ナクモ二十四時ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス

第六編 強制執行
第一章 總則
第四百九十七條 強制執行ハ確定ノ終局判決又ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル終局判決ニ因リテ之
ヲ爲ス
第四百九十八條 判決ハ適法ナル故辭ノ申立又ハ適法ナル上訴ノ提起ニ付キ定メタル期間ノ滿

ニヨリテ、原告ノ義務タルベ
キ證據ヲ申出ザルコトナク、
又ハ、完全ニ之ヲ舉證セザル
場合ニ於テハ、被告ガ、口頭
辯論ノ期日 出頭スルコトナ
ク、又ハ、法律上ニ於テ、理
由ナキ異議若クハ證書訴訟ニ
於テ、許サザル異議ノミヲ以
テ、訴ニ對シテ、抗辯ヲナシ
タルトキト雖モ、此ノ證書訴
訟ニ於テハ、其ノ訴ヲ許サザ
ルモノトナシテ、之ヲ却下ス
ルモノトス。

四九四 商法ニ規定セル所ノ
手形ニ依レル請求ヲ、證書訴
訟ヲ以テ、之ヲ主張スルトキ
ハ、之、爲替訴訟トシテ、本
條以下ニ掲グル特別ナル規定
ヲ適用スルナリ。

了前ニハ確定セザルモノトス
判決ノ確定ハ故辭若クハ上訴ヲ其期間内ニ申立若クハ提起スルニ因リ之ヲ遮斷ス
第四百九十九條 原告若クハ被告カ判決ノ確定ニ付キ證明書ヲ求ムルトキハ第一審裁判所ノ書
記ハ記録ニ基キ之ヲ付與ス
訴訟カ續ホ上級審ニ於テ廢止中ナルトキハ上級裁判所ノ書記ハ判決ノ確定ト爲リタル部分ノ
一ニ付キ證明書ヲ付與ス
判決ニ對シテ上訴ノ提起ナキ場合ニ非サレハ證明書ヲ付與スルコトヲ得サルトキニ限リ上訴ヲ
管轄スル裁判所ノ書記カ不變期間内ニ上訴ノ提起ナキコトヲ認メタル證明書ヲ以テ足ル
第五百條 原狀回復又ハ再審ヲ求ムル申立アルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保證ヲ立テシメ又
ハ保證ヲ立テシメシテ強制執行ヲ一時中止ス可キコトヲ命シ又ハ保證ヲ立テシメ強制執行
ヲ爲ス可キコトヲ命シ及ヒ保證ヲ立テシメ其爲シタル強制處分ヲ取消ス可キヲ命スルコトヲ
得
保證ヲ立テシメシテ爲ス強制執行ノ停止ハ其執行ニ因リ償フコト能ハサル損害ヲ生ス可キ
コトヲ證明スルトキニ限リ之ヲ許ス
右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得其裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
第五百一條 左ノ判決ニ付テハ口頭辯論ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲ス可シ
第一 認諾ニ基キ敗訴ヲ言渡ス判決
第二 證書訴訟又ハ爲替訴訟ニ於テ言渡ス判決
第三 同一審ニ於テ同一ノ原告若クハ被告ニ對シ本案ニ付キ言渡シタル第二又ハ其後ノ判

四九七 強制執行トハ、確定ノ終局判決ニ依ルカ、又ハ、假執行ノ宣言ヲ附シタル終局判決ニ依リテ、之ヲナスモノナリ。即チ是等ニ依リテ、或ル財産ヲ差押スルガ如キナ云フ。

四九九 原告若クハ被告ガ、判決ノ確定ニ就キテ、之ガ證明書ヲ求ムルトキハ、第一審裁判所ノ書記ハ、訴訟記録ニ基ツキテ、之ヲ附與スルモノナリ。若シ其ノ訴訟ガ、尙ホ上級審ニ於テ繫屬中ナルトキニ於テハ、上級裁判所ノ書記ハ、判決ノ確定トナリタル部分ノミニ就キテ、之ガ證明書ヲ附與スルモノトス。

席判決

- 第四 假差押又ハ假處分ヲ取消ス判決
- 第五 差料ヲ拂フ義務ヲ言渡ス判決但訴ノ提起後ノ時間及ヒ其提起前最後ノ三個月間、爲ニ支拂フ可キモノナルトキニ限ル
- 第五百二條 左ノ場合ニ於テハ申立ニ因リ假執行ノ宣言ヲ爲ス可シ
 - 第一 總テノ住家其他ノ建物又ハ其或ル部分ノ受取、明渡、使用、占據若クハ修繕ニ關シ又ハ賃借人ノ家具若クハ所持品ヲ賃借人ノ差押ヘタルコトニ關シ賃借人ト貸借人トノ間ニ起リタル訴訟
 - 第二 占有ノミニ係ル訴訟
 - 第三 雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一箇年以下ノ契約ニ關リ起リタル訴訟
 - 第四 左ニ掲ケタル事項ニ付キ旅人ト旅店若クハ飲食店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル訴訟
 - イ 賄料又ハ宿料又旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ運送料
 - ロ 旅店若クハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲メ預ケタル手荷物、金錢又ハ有價物
 - 第五 其他財産權上ノ請求ニ關シ金額又ハ價額ニ於テ二十圓ヲ超過セサル訴訟但其他物ノ價額ニ付テハ第三乃至第六條ノ規定ヲ適用ス
- 第五百三條 前二條ニ掲ケタル外左ノ場合ニ於テハ財産權上ノ請求ニ關スル判決ニ限リ債權者ノ申立ニ因リ假執行ノ宣言ヲ爲ス可シ

判決ニ對シテ、上訴ヲ提起スルコトナキ場合ニアラザレバ證明書ヲ附與スルコトヲ得ザルトキニ限リ、上訴ヲ管轄スル裁判所ノ書記ガ、上訴ノ期間内ニ於テ、上訴スルコトヲナサザルコトヲ認メタル證明ヲ以テ足レリ。

五〇一 左ニ掲ケル判決ニ付テハ、裁判官ハ、職權ヲ以テ其執行ノ宣言ヲナスベキモノトシ

- 第一 債權者カ執行ノ前ニ保證ヲ立テント申出ツルトキ
- 第二 債權者カ判決ノ確定ト爲ルマテ執行ヲ中止セス償ヒ難キ損害又ハ計リ難キ損害ヲ受テ可キコトヲ証明シタルトキ
- 第五百四條 債務者カ判決ノ確定ト爲ル前ニ判決ヲ執行セハ回復スルコトヲ得サル損害ヲ受テ可キコトヲ証明シタルトキハ其申立ニ因リ左ノ宣言ヲ爲ス可シ
 - 第一 第五百一條ノ場合ニ於テハ判決ヲ假ニ執行ス可カラサルコト
 - 第二 第五百二條及ヒ第五百三條ノ場合ニ於テハ債權者ノ假執行ノ申立ヲ却下スルコト
 - 第五百五條 總テノ場合ニ於テ裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ債權者豫メ保證ヲ立ツルトハ假執行ヲ爲シ得ヘキ旨ヲ宣言スルコトヲ得
 - 債權者カ執行ノ前ニ保證ヲ立ツルコトヲ申出テサルトキハ債權者ノ申立ニ因リ債權者ニ保證ヲ立テシメ又ハ供託ヲ爲サシメテ執行ヲ免カルコトヲ許ス可シ
 - 第五百六條 假執行ニ關スル申立ハ判決ニ接スル口頭辯論ノ終結例ニ之ヲ爲ス可シ
 - 第五百七條 假執行ニ付テノ裁判ハ判決本文ニ之ヲ掲ケ可シ
 - 第五百八條 職權ヲ以テ判決ノ假執行ヲ宣言ス可キ場合ニ於テ假執行ニ付テノ裁判ヲ爲サルトキ又ハ判決ノ假執行ヲ宣言ス可キ債權者ノ申立ヲ看過シタルトキハ第二百四十二條及ヒ第二百四十三條ノ規定ニ從ヒ判決ノ補充ヲ爲スコトヲ得
 - 第五百九條 第一審又ハ第二審ノ判決ニシテ假執行ノ對言ナカリシモノ又ハ條件附ノ假執行ノ宣言アリタルモノハ上訴ヲ以テ不服ヲ申立テサレ部分ニ限リ口頭辯論ノ進行中ニ爲シタル原告若クハ被告ノ申立ニ因リ上級審ニ於テ其判決ニ假執行ノ宣言ヲ付ス可シ

シタルトキ。

第五 養料ノ支拂チナスベキコトヲ言渡ス所ノ判決。但シ訴ノ提起後ノ時間及ビ其ノ提起前、最後ノ三ヶ月間ノタメニ支拂フベキモノナルトキニ限レリ。

五〇五 總テノ場合ニ於テ、裁判官ガ、債務者ノ申立ニヨリテ、債権者ガ、保メ保證ヲ立ツルトキハ、假執行チナスベキ旨ノ宣言チナスコトヲ得ルモノトス。

債権者ガ、執行チナス前ニ於テ、保證ヲ立ツルコトヲ申出テザルトキハ、債務者ノ申立ニヨリテ、債務者ニ保證ヲ立ツシメ、又ハ、供託チナスコトヲ、之ガ執行ヲ免ガル、ト

第五百十條 本案ノ裁判又ハ假執行ノ宣言チ廢棄若クハ破毀又ハ變更スル判決ノ言渡アルトキ

ハ假執行ハ其廢棄若クハ破毀又ハ變更チ爲ス限度ニ於テ效力ヲ失フ

假執行ノ宣言アリタル本案ノ判決ヲ廢棄若クハ破毀又ハ變更スルトキハ判決ニ基キ被告ノ支拂又ハ給付シタルモノノ辨濟ヲ被告ノ申立ニ因リ判決ヲ以テ原告ニ言渡ス可シ

第五百十一條 第二審ニ於テハ申立ニ因リ先ツ假執行ニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ爲ス可シ

口頭辯論ノ延期ニ付テハ第四百十條ノ規定ハ此場合ニ於テハ之ヲ適用セス

第二審ニ於テ假執行ニ付キ爲シタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五百十二條 假執行ノ宣言チ付シタル判決ニ對シテ故障ヲ申立又ハ上訴ヲ起シタルトキハ第五百條ノ規定ヲ適用ス

第五百十三條 本編ノ規定ニ從ヒ原告若クハ被告ニ保證ヲ立ツル義務ヲ負ハシメ若クハ保證ヲ立テ又ハ供託チ爲スコトヲ許シタル場合ニ於テハ原告若クハ被告ハ其普通裁判籍チ有スル地ノ區裁判所又ハ執行裁判所ニ保證ヲ立テ又ハ供託チ爲スコトヲ得

保證ヲ立テ又ハ供託チ爲シタルコトニ付テハ求ニ因リ證明書チ付與ス可シ

第五百十四條 外國裁判所ノ判決ニ因リ強制執行ハ本邦ノ裁判所ニ於テ執行判決ヲ以テ其適法ナルコトヲ言渡シタルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

執行判決ヲ求ムル訴ニ付テハ債務者ノ普通裁判籍チ有スル地ノ區裁判所又ハ地方裁判所チ管轄シ又普通裁判籍チ有スル地ノ區裁判所又ハ第十七條ノ規定ニ從ヒテ債務者ニ對スル訴チ管轄スル裁判所

チ管轄ス

第五百十五條 執行判決ハ裁判ノ當否ヲ調査セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

トヲ得ルモノトス。

五一一 本編ニ定ムル所ノ強制執行ノ規定ニ從ヒテ、原告若クハ被告ニ保證ヲ立ツベキ義務ヲ負ハシメ、若クハ保證ヲ立テ、又ハ、供託チナスコトヲ許シタル場合ニ於テハ、原告若クハ被告ハ、其ノ普通裁判籍チ有スル地ノ地ノ區裁判所又ハ執行裁判所ニ保證ヲ立テ、又ハ、供託チナスコトヲ得ルナリ。

保證ヲ立ツルカ、又ハ、供託チナシタルニ付テ、其ノ求メアルトキハ、之ガ證明書チ付與スベキモノトス。

五二六 強制執行チナスニハ判決文ニ執行スベキコトヲ附シタル判決ノ正本ニヨリテ之

執行判決ヲ求ムル訴ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ却下ス可シ

第一 外國裁判所ノ判決ノ確定ト爲リタルコトヲ證明セザルトキ

第二 本邦ノ法律ニ依リ強テ爲サシムルコトヲ得サル行爲ヲ執行セシム可キトキ

第三 本邦ノ法律ニ從ハハ外國裁判所チ管轄權チ有セザルトキ

第四 敗訴ノ債務者本邦人ニシテ應訴セザリシトキ但訴訟チ開始スル呼出又ハ命令チ受訴裁判所所屬ノ國ニ於テ又ハ法律上ノ共助ニ依リ本邦ニ於テ本人ニ送達セザリシトキニ限ル

第五 國際條約ニ於テ相互チ保セザルトキ

第五百十六條 強制執行ハ執行文チ付シタル判決ノ正本ニ基キ之ヲ爲ス

執行力アル正本ハ第一審裁判所ノ書記又訴訟カ上級裁判所ニ繫屬スルトキハ其裁判所ノ書記

チ付與ス

執行力アル正本チ求ムル申立ハ口頭チ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五百十七條 執行文ハ判決ノ正本ノ末尾ニ之チ付記ス

其文式左ノ如シ

前記ノ正本ハ被告某若クハ原告某ニ對シ強制執行ノ爲メ原告某若クハ被告某ニ之チ付與ス

執行文ニハ裁判所書記署名捺印シ且裁判所ノ印チ押ス可シ

第五百十八條 執行力アル正本ハ判決ノ確定シタルトキ又ハ假執行ノ宣言アリタルトキニ限リ

之チ付與ス

判決ノ執行ハ其旨趣ニ從ヒ保證ヲ立ツルコトニ繫ル場合ノ外他ノ條件ニ繫ル場合ニ於テハ債

チ行フナリ。

執行力ヲ有スル正本ハ、何レ

ヨリ得ルヤト云フニ、第一審

裁判所ノ書記カ、又ハ、訴訟

ガ、上級裁判所ニ繫出スルモ

ノナルトキハ、其ノ裁判所ノ

書記ガ、之ヲ附與ス

執行力ヲ有スル正本ヲ求ムル

ニハ、口頭ヲ以テ、之ヲ申立

ツルコトヲ得ルナリ。

五二七 執行文ハ、判決ノ正

本ノ末尾ニ之ヲ附記スルモノ

トス。

執行文ニハ、裁判所書記ガ、

署名、捺印ヲナシ、且ツ之ニ

其ノ裁判所ノ印ヲ押スベキモ

ノトス。

五二八 執行力ヲ有スル正本

ハ、判決ノ確定セルトキ、又

權者カ證明書ヲ以テ其條件ヲ履行シタルコトヲ證スルトキニ限り執行力アル正本ヲ付ハスル

コトヲ得

第五百十九條 執行力アル正本ハ判決ニ表示シタル債權者ノ承繼人ノ爲ニ之ヲ付與シ又ハ判決

ニ表示シタル債權者ノ一般ノ承繼人ニ對シ之ヲ付與スルコトヲ得但其承繼方裁判所ニ於テ明

白ナルトキ又ハ證明書ヲ以テ之ヲ證スルトキニ限ル

此承繼方裁判所ニ於テ明白ナルトキハ之ヲ執行文ニ記載ス可シ

第五百二十條 第五百十八條第二項及ヒ第五百十九條ノ場合ニ於テ執行力アル正本ハ裁判長ノ

命令アルトキニ限り之ヲ付與スルコトヲ得

裁判長ハ其命令前ニ書面又ハ口頭ヲ以テ債權者ヲ審問スルコトヲ得

右命令ハ執行文ニ之ヲ記載ス可シ

第五百二十一條 第五百十八條第二項及ヒ第五百十九條ニ依リ必要ナル證明ヲ爲ス能ハサルト

キハ債權者ハ判決ニ基キ執行文ノ付與ニ付キ第一審ノ受訴裁判所ニ訴ヲ起スコトヲ得

第五百二十二條 執行文ノ付與ニ對シ債權者カ異議ヲ申立テタルトキハ其執行文ヲ付與シタル

裁判所書記ノ屬スル裁判所之ヲ裁判ス

裁判長ハ其裁判前ニ何處分ヲ爲スコトヲ得殊ニ保證ヲ立テシメ若クハ之ヲ立テシメスシテ強

制執行チ一時ニ停止シ又ハ保證ヲ立テシメテ強制執行ヲ履行ス可キヲ命スルコトヲ得

第五百二十三條 債權者カ執行力アル正本ノ數通ヲ求メ又ハ前ニ付與シタル正本ヲ返還セスシ

テ更ニ同一裁判ノ正本ヲ求ムルトキハ裁判長ノ命令アルトキニ限り之ヲ付與スルコトヲ得其

裁判長ハ其命令前ニ書面又ハ口頭ヲ以テ債權者ヲ審問スルコトヲ得

ハ假執行ノ宣言アリタルトキ

ニ限リテ、之ヲ付與セラレ、

モノニシテ、其ノ他之ヲ附與

セラレズ。

判決ノ執行ガ、其ノ旨趣ニ從

ヒ、保證ヲ立ツルコトニカカ

ル場合ノ外、他ノ條件ニカカ

ル場合ニ於テハ、債務者ガ、

證明書ヲ以テ、其ノ條件ヲ履

行セルトキニ限リテ、執行力

ヲ有スル正本ヲ附與スルコト

ヲ得ベシ。

五二二 執行文ヲ附與シタル

ガ、之ニ對シテ債務者ガ、異

議ヲ申立テタルトキニ於イテ

ハ、其ノ執行文ヲ附與セル裁

判所書記ノ屬シ居レル裁判所

ガ、之ヲ裁判ス。

前項ノ場合ニ於テ、裁判長ハ

相手方ヲ審訊セスシテ執行力アル正本ノ數通ヲ付與シ又ハ更ニ正本ヲ付與シタルトキハ其旨

ヲ相手方ニ通知ス可シ

正本ノ數通ヲ付與シ又ハ更ニ正本ヲ付與シタルトキハ其旨ヲ明記ス可シ

第五百二十四條 執行力アル正本ノ付與前ニ判決ノ原本ニ原告ノ爲メ若クハ被告ノ爲ニ之ヲ付

與スル旨且之ヲ付與スル日時ヲ記載ス可シ

第五百二十五條 執行力アル正本ノ效力又ハ之ヲ付與シタル裁判所ノ管轄内ニ止マラス總テ本

邦ノ裁判區域内ニ及フモノトス

第五百二十六條 債權者ハ一箇ノ地又ハ一箇ノ方法ニテ強制執行ヲ爲スモ完全ナル辨濟ヲ得ル

能ハサルトキハ數通ノ執行力アル正本ニ基キ數箇ノ地又ハ數箇ノ方法ニテ同時ニ強制執行ヲ

爲ス權利ヲ有ス

第五百二十七條 債權者ハ執行ヲ爲ス可キ地ヲ管轄スル區裁判所ノ所在地ニ住居チモ事務所チ

モ有セサルトキハ其所在地ニ假件所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ届出ツ可シ

第五百二十八條 強制執行ハ之ヲ求ムル者及ヒ之ヲ受クル者ノ氏名ヲ行決又ハ之ニ附記スル執

行文ニ表示シ且判決ヲ既ニ送達シ又ハ同時ニ送達シタルトキニ限り之ヲ始ムルコトヲ得

判決ノ執行カ其旨趣ニ從ヒ債權者ノ證明スヘキ事實ノ到來ニ緊ルトキ又ハ判決ノ執行力判決

ニ表示シタル債權者ノ承繼人ニ對シ爲スコキトキハ執行ス可キ判決ノ外尙ホ之ニ附記スル執

行文ヲ強制執行ヲ始ムル前ニ送達スルコトヲ要ス

若シ證明書ニ依リ執行ヲ付與シタルトキハ亦其證書ノ原本ヲ強制執行ヲ始ムル前ニ送達シ又

ハ同時ニ送達スルコトヲ要ス

其ノ裁判ヲナス前ニ、假處分
ヲナスコトヲ得ルナリ。殊ニ
保證ヲ立テシメ、又ハ、之ヲ
立テシメズシテ、強制執行ヲ
一時ニ停止シ、又ハ、保證ヲ
立テシメテ、強制執行ノ續行
ヲナサシムルコトヲ得ルナリ
トス。

五二五 執行力ヲ有スル正本
ノ效力ハ、之ヲ附與シタル裁
判所ノ管轄内ニ止スルコトナ
ク、スベテ日本帝國内ノ裁判
區域内ニ及ブ

五二六 債權者ニシテ、一箇
ノ地又ハ一箇ノ方法ノミニテ
ハ、假令強制執行ヲナシ得ル
トスルモ、完全ニ其ノ辨濟ヲ
受クルコト能ハザルトキハ、
數通ノ執行力アル正本ニ基テ

第五百二十九條 請求ノ主張カ或ル日時ノ到來ニ繫ルトキハ其日時ノ滿了後ニ限リ強制執行ヲ
始ムルコトヲ得

若シ執行力債權者ヨリ保證ヲ立ツルコトニ繫ルトキハ債權者カ保證ヲ立テタルコトニ付テノ
公正ノ證明書ヲ提出シ且其原本ヲ既ニ送達シ又ハ同時ニ送達シタルトキニ限リ其執行ヲ始ム
ルコトヲ得

第五百三十條 豫備、後備ノ軍艦ニ在ラザル軍人、軍屬ニ對シテ爲ス強制執行ハ其上班司令
官屬ニ通知ヲ爲シタル後ニ限リ之ヲ始ムルコトヲ得

此官屬ハ債權者ノ求ニ因リ通知ノ受取證ヲ付與ス可シ

第五百三十一條 強制執行ハ此法律ニ於テ別段ノ規定ナキトキニ限リ執達吏之ヲ實施ス

債權者ハ強制執行ヲ委任スル爲ニ區裁判所書記ノ補助ヲ求ムルコトヲ得

裁判所書記ノ委任シタル執達吏ハ債權者ノ委任シタルモノト看做ス

第五百三十二條 執達吏ハ債權者ノ委任ニ因リテ爲ス行爲及ヒ職務上ノ義務ノ違背ヨリシテ債
權者其他ノ關係人ニ對シ損害ヲ生セシメタルトキハ第一ニ其責ニ任ス

第五百三十三條 債權者執行力アル正本ヲ交付シテ強制執行ヲ委任シタルトキハ執達吏ハ特別
ノ委任ヲ受ケサルトキト雖モ支拂其他ノ給付ヲ受取リ其受取リタルモノニ付キ有效ニ受取ノ
證書ヲ作り之ヲ交付シ且債務者ニ於テ其義務ヲ完全ニ盡シタルトキハ執行力アル正本ヲ債務
者ニ交付スルコトヲ得

第五百三十四條 執達吏ハ執行力アル正本ヲ所持スルヲ以テ債務者及ヒ第三者ニ對シ強制執行
及ヒ前條ニ掲ケタル行爲ヲ實施スル權利ヲ有ス債權者ハ此等ノ者ニ對シ委任ノ欠缺又ハ制限

キテ、數箇ノ地又ハ數箇ノ方
法ヲ以テ、同時ニ強制執行ヲ
ナス權利ヲ有スルナリ。

五三一 強制執行ヲナスハ、
此ノ民事訴訟法ニ於テ、別段
ニ何等ノ規定ナキトキニ限リ
テ、執達吏ハ、之ヲ實施スル
ナリ。

債權者ハ、強制執行ノ委任ヲ
ナスガ爲メニ、區裁判所書記
ノ補助ヲ求ムルコトヲ得ルナ
リ。

裁判所書記ガ、委任シタル所
ノ執達吏ハ、債權者ノ委任セ
ルモノト看做スナリ。

五三五 執達吏ハ、強制執行
ヲナスニ付キテ、必要ナル場
合ニ於テハ、債務者ノ倉庫ニ
立入り、住居ヲ捜シ、且ツ其

ヲ主張スルコトヲ得

執達吏ハ其正本ヲ携帶シ關係人ノ求アルトキハ其資格ヲ證スル爲ニ之ヲ示ス可シ

第五百三十五條 執達吏ハ債務者カ其義務ヲ完全ニ盡シタルトキハ執行力アル正本及ヒ受取ノ
證ヲ之ニ交付シ又其義務ノ一分ヲ盡シタルトキハ執行力アル正本ニ其旨ヲ附記シ且受取ノ證
ヲ債務者ニ交付ス可シ

債務者カ後ニ債權者ニ對シ受取ノ證ヲ求ムル權利ハ前項ノ規定ニ因リテ妨ケラル、コト無シ

第五百三十六條 執達吏ハ執行ノ爲メ必要ナル場合ニ於テハ債務者ノ住居倉庫及ヒ債權者ヲ捜索
シ又ハ閉鎖シタル戸扉及ヒ錠閉ヲ開カシムル權利ヲ有ス

抵抗ヲ受クル場合ニ於テハ強達吏ハ威力ヲ用井且警察上ノ援助ヲ求ムルコトヲ得若シ兵力ヲ
要スルトキハ之ヲ執行裁判所ニ申出ツ可シ

第五百三十七條 執達吏ハ執行行爲ヲ爲スニ際シ抵抗ヲ受クルトキ又ハ債務者ノ住居ニ於テ執
行行爲ヲ爲スニ際シ債務者又ハ成長シタル其家族若クハ雇人ニ出會ハサルトキハ成丁者二人
又ハ市町村若クハ警察ノ官吏一人ヲ證人トシテ立會ハシム可シ

第五百三十八條 強制執行ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル各人ニハ其求ニ因リ執達吏ノ記録ノ閱覽
ヲ許シ及ヒ記録中ニ存スル書類ノ原本ヲ付與スルコトヲ要ス

第五百三十九條 夜間及ヒ日曜日及ヒ一般ノ祝祭日ニハ執行裁判所ノ許可アルトキニ限リ執行
行爲ヲ爲スコトヲ得

右許可ノ命令ハ強制執行ノ際ニ之ヲ示ス可シ

第五百四十條 執達吏ハ各執行行爲ニ付キ調書ヲ作ル可シ

ノ所有セル債権(ハコノ領)ヲ
モ捜索シ、又ハ、閉テタル所、
閉テビ債権ヲ開カシムル權利
ヲ有スルナリ。故ニ之ヲ命ゼ
ラレタルトキハ、直チニ之ヲ
開カザルベカラザルモノト
ス。

若シ強制執行ノトキ、抵抗シ
テ執行ヲナスコト能ハザラシ
ムルトキハ、執達吏ハ、威力
ヲ用ヒ、且ツ警察官ニ告ゲテ
其ノ援助ヲ求ムルコトヲ得ル
ナリ。若シ兵力ヲ要セザルベ
カラザルトキハ、之ヲ執行裁
判所ニ申出ヅベシ。

五三七 執達吏ガ、執行ヲナ
スニ際シ、抵抗ヲ受クルトキ
又ハ債務者ノ住居ニ於テ、執
行ヲナスニ際シ、債務者又ハ

此調査ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 第一 調査ヲ作リタル場所、年月日
- 第二 執行行為ノ目的物及ヒ其重要ナル事情ノ略記
- 第三 執行ニ與カリタル各人ノ表示
- 第四 右各人ノ署名捺印
- 第五 調査ヲ其各人ニ讀聞セ又ハ閱覽セシメ其承諾ノ後署名捺印ヲ爲シタルコトノ開示
- 第六 執達吏ノ署名捺印

第四號及ヒ第五號ノ要件ヲ具備スルコト能ハサルトキハ其理由ヲ記載ス可シ

第五百四十一條 執行行為ニ關スル備告其他ノ通知ハ執達名口頭ヲ以テ之ヲ爲シ且調査ニ之ヲ
記載ス可シ

若シ口頭ヲ以テ備告又ハ通知ヲ爲ス能ハサルトキハ第三百二十九條、第四百十條及ヒ第四百十
五條乃至第四百十九條ノ規定ヲ適用シテ其調査ノ謄本ヲ送達シ又別ニ送達證ヲ作ラザルトキ
ハ調査ニ其送達ヲ爲シタルコトヲ記載ス可シ

若シ強制執行ノ地ニ於テモ執行裁判所ノ管轄内ニ於テモ送達ヲ爲ス能ハサルトキハ備告又ハ
通知ヲ受ク可キ者ニ郵便ヲ以テ調査ノ謄本ヲ送達シ且之ヲ郵便ニ付シタルコトヲ調査ニ記載
ス可シ

第五百四十二條 執行行為ノ際債務者ニ爲ス可キ送達及ヒ通知ハ債務者ノ所在明カナラザルト
キ又ハ外國ニ在ルトキハ之ヲ必要トセス

第五百四十三條 此法律ニ於テ裁判所ニ在カセタル執行行為ノ處分又ハ其行為ノ共力ハ執行裁

成長シタル債務者ノ家族若ク

ハ其ノ家ノ雇人ガモナキトキ
ハ、他ノ成丁者二人、即チ成
年ニ達セル男子二人、又ハ、
市町村若クハ警察ノ官吏一人
チ之ガ證人トシテ立會ハシム
ルモノトス。

五四二 強制執行行為ニ際
シ、債務者ニナスベキトコロ
ノ送達及ヒ通知ハ、債務者ノ
所在ノ明カナラザルトキ、
又ハ外國ニ在ルトキハ、之ヲ
必要トセザルナリ。

五四四 強制執行ノ方法、又
ハ執行ニ際シテ、執達吏ガ、
守ルベキ所ノ手續ニ關スル申
立及ビ異議ニ就テニ、執行裁
判所ガ、之ガ裁判ヲナスベキ
モノトス。又執行裁判所ニ於

判所トシテ區裁判所ノ管轄ニ屬ス

法律ニ於テ別段ニ裁判所ヲ指定セザル各箇ノ場合ニ於テハ執行手續ヲ移ス可キ地又ハ之ヲ爲
シタル地ヲ管轄スル區裁判所ヲ以テ執行裁判所ト看做ス

執行裁判所ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

第五百四十四條 強制執行ノ方法又ハ執行ニ際シ執達吏ノ遵守ス可キ手續ニ關スル申立及ヒ異
議ニ付テハ執行裁判所之ヲ裁判ス又執行裁判所ハ第五百二十二條第二項ニ定メタル命令ヲ發
スル權ヲ有ス

執達吏ガ執行委任ヲ受クル拒ミ若クハ委任ニ從ヒ執行行為ヲ實施スルコトヲ拒ミタルトキ
又ハ執達吏ノ計算セシ手数料ニ付キ異議アルトキハ執行裁判所ハ之ヲ裁判スル權ヲ有ス

第五百四十五條 判決ニ因リテ確定シタル請求ニ關スル債務者ノ異議ハ訴ヲ以テ第一審ノ受審
裁判所ニ之ヲ主張ス可シ

右ノ異議ハ此法律ノ規定ニ從ヒ遲クモ異議ヲ主張スルコトヲ要スル口頭辯論ノ終結後ニ其
原因ヲ生シ且故障ヲ以テ之ヲ主張スルコトヲ得ザルトキニ限り之ヲ許ス

債務者ガ數箇ノ異議ヲ有スルトキハ同時ニ之ヲ主張スルコトヲ要ス

第五百四十六條 前條ノ規定ハ第五百十八條第二項及ヒ第五百十九條ノ場合ニ於テ債務者ガ執
行文付與ノ際證明シタリト認メラレ、ル事實ノ到來ニシテ此ニ因リ判決ノ執行ヲ爲シ得ヘキ
モノヲ争ヒ又ハ認メラレタル承認ヲ争フトキハ亦之ヲ准用ス但此場合ニ於テ第五百二十二條
ノ規定ニ從ヒ執行文ノ付與ニ對シ異議申立ツル債務者ノ權ハ此ガ爲ニ妨ケラレルコト無シ

第五百四十七條 強制執行ノ續行ハ前二條ノ場合ニ於ケル異議ノ訴ノ提起ニ因リテ妨ケラレル

テハ、第五百二十二條第二項ニ定メタル命令ヲ發スル權ヲ有スルモノナリ。

執行吏ガ、強制執行ノ委任ヲ受クルコトヲ拒ミ、又ハ、其ノ委任ニ從ヒ、執行スルコトヲ拒ミタルトキ、又或ヒハ、執達吏ノ計算モル手数料ニ付キテ、異議ヲ生ズルモノナルトキハ、執行裁判所ニ於テ、之ガ裁判ヲナス權ヲ有スルモノナリ。

五四五 判決ニヨリ確定セル請求ニ關シ、其ノ債務者ガ、異議アルトキハ、第一審ノ受訴裁判所ニ向テ、訴ヲ以テ之ヲ主張スベシ。

前項ノ異議ハ、此ノ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ、遅クモ

コト無シ

然レトモ異議ノ爲メ主張シタル事情カ法律上理由アリト見エ且事實上ノ點ニ付キ疎明アリタルトキハ受訴裁判所ハ申立ニ因リ判決ヲ爲スニ至ルマテ保證ヲ立テシメ若クハ之ヲ立テシメスシテ強制執行ヲ停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保證ヲ立テシメ強制執行ヲ續行ス可キコトヲ命ジ又ハ其爲シタル執行處分ヲ保證ヲ立テシメテ取消ス可キヲ命スルコトヲ得

右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲シ又急迫ナル場合ニ於テハ裁判長之ヲ爲スコトヲ得急迫ナル場合ニ於テハ執行裁判所モ亦此權利ヲ行使スルコトヲ得此場合ニ於テハ執行裁判所ハ受訴裁判所ノ裁判ヲ提出セシムル爲ニ相當ノ期間ヲ定ム可シ此期間ヲ徒過シタルトキハ債權者ノ申立ニ因リ強制執行ヲ續行ス

第五百四十八條 受訴裁判所ハ異議ノ訴ニ付キ裁判スル判決ニ於テ前條ニ掲ケタル命令ヲ發シ又ハ既ニ發シタル命令ヲ取消シ之ヲ變更シ若クハ之ヲ認可スルコトヲ得

判決中前項ニ掲ケル事項ニ限リ職權ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲ス可シ
右裁判ニ對スル不服ニ付テハ第五百十一條ノ規定ヲ準用ス
第五百四十九條 第三者ガ強制執行ノ目的物ニ付キ所有權ヲ主張シ其他目的物ノ讓渡若クハ引渡ヲ妨クル權利ヲ主張スルトキハ訴ヲ以テ債權者ニ對シ其強制裁判ニ對スル異議ヲ主張又債務者ニ於テ其異議ヲ正當ナリトセサルトキハ債權者及債務者ニ對シテ之ヲ主張ス可シ
右訴ヲ債權者及債務者ニ對シテ起ストキハ之ヲ共同被告ト爲ス
右訴ハ執行裁判所ノ管轄ニ屬ス然レトモ訴訟物カ區裁判所ノ管轄ニ屬セザルトキハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄ス

異議ヲ主張ストコトヲ要スル口頭辯論ヲナス其ノ終結ノ後コ於テ、其ノ原因ノ發生シ、且テ故障ヲ以テ、之ガ主張ヲナスコトヲ得ザリシトキニ限リテ許スベキモノトス。

又、債務者ニシテ、數個ノ異議ヲ有スルモノナルトキハ、同時ニ之ガ主張ヲナスベキコトヲ要スベシ。

五四九 債權者ガ、債務者ノ財産ヲ差押ヘタルニ、第三者ニ於テ、其ノ差押ヘ物件ニ付キテ、之ガ所有權ヲ主張シ、其ノ他目的物ノ讓渡シ、又ハ引渡ヲ妨ケルトコロノ權利ヲ主張スルトキハ、債權者ニ對シ、訴ヲ以テ其ノ強制裁判ニ對スル異議ヲ主張スベシ。

強制執行ノ停止及ヒ既ニ爲シタル執行處分ノ取消ニ付テハ第五百四十七條及ヒ第五百四十八條ノ規定ヲ準用ス但執行處分ノ取消ハ保證ヲ立テシメシテ之ヲ爲スコトヲ得

第五百五十條 強制執行ハ左ノ再類ヲ提出シタル場合ニ於テ之ヲ停止シ又ハ之ヲ制限ス可シ

- 第一 執行ス可キ判決若クハ其假執行ヲ取消ス旨又ハ強制執行ヲ許サス旨ヲ宣言シ若クハ其停止ヲ命ジタル旨ヲ記載シタル執行力アル裁判ノ正本
- 第二 執行又ハ執行處分ノ一時ノ停止ヲ命ジタル旨ヲ記載シタル裁判ノ正本
- 第三 執行ヲ免カルル爲メ保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲シタル旨ヲ記載シタル公正ノ證明書
- 第四 執行ス可キ判決ノ後ニ債權者ガ擔保ヲ受ケ又ハ義務履行ノ猶豫ヲ承諾シタル旨ヲ記載シタル證書

第五百五十一條 前條第一號及ヒ第三號ノ場合ニ於テハ既ニ爲シタル執行處分ヲモ取消ス可ク第四號ノ場合ニ於テハ既ニ爲シタル執行處分ヲ一時保持セシム可ク第二號ノ場合ニ於テハ其裁判ヲ以テ從前ノ執行行為ノ取消ヲ命セザルトキニ限リ既ニ爲シタル執行處分ヲ一時保持セシム可シ

第五百五十二條 強制執行ノ開始後ニ債務者カ死亡スルトキハ強制執行ハ遺産ニ對シ之ヲ續行ス可シ債務者ノ知ルコトヲ要スル執行行為ヲ實施スル場合ニ於テ相續人アラザルトキ又ハ相續人ノ所在明カナラザルトキハ執行裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ遺産又ハ相續人ノ爲メ特別代理人ヲ任ス可シ

第五百五十三條 強制執行ノ開始後ニ月主タリシ債務者カ其地位ヲ辭シ又ハ之ヲ失ヒタルトキハ此變更ノ生セシ當時債務者ノ所持シタル財産ニ付キ前條ノ規定ヲ準用ス

又、債務者ニ於テ、其ノ異議
サ以テ、正當ナルモノトナ
ハルトキハ、債權者及ビ債務
者ニ對シテ、之ヲ主張スベキ
モノトス。
右ノ如ク、訴ヲ以テ、債權者
及ビ債務者ノ兩者ニ對シテ、
起スモノナルトキハ、之ヲ共
同被告トスルナリ。
右ノ訴ハ、執行裁判所ノ管轄
ニ屬スルナリ、然レドモ、訴
訟物が、區裁判所ノ管轄ニ屬
セザルトキハ、執行裁判所ノ
所在地ヲ管轄スル地方裁判所
ノ管轄トナル。

第五百五十四條 強制執行ノ費用ハ必要ナリシ部分ニ限リ債務者ノ負擔ニ歸ス此費用ハ強制執
行ヲ受クル請求ト同時ニ之ヲ取立ツ可シ
強制執行ノ基本タル判決ヲ廢棄若クハ破毀シタルトキハ其費用ハ之ヲ債務者ニ辨濟ス可シ
第五百五十五條 執行ノ爲メ官廳ノ援助ヲ必要トスルトキハ裁判所ハ其援助ヲ官廳ニ求ム可シ
第五百五十六條 豫備ノ後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對シ兵營及ヒ軍事用醫舎又ハ軍艦
ニ於テ強制執行ヲ爲ス可キトキハ債權者ノ申立ニ因リ執行裁判所ハ管轄ノ軍事裁判所又ハ所
屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス
囑託ニ因リ差押ヘタル物ハ債務者ノ委任シタル執達吏ニ之ヲ交付ス可シ
第五百五十七條 外國ニ於テ強制執行ヲ爲ス可キ場合ニ於テ其外國官廳カ本邦裁判所ニ法律上
ノ共助ヲ爲ス可キトキハ債權者ノ申立ニ因リ第一審ノ受訴裁判所ハ之ヲ外國官廳ニ囑託ス可
シ
外國駐在ニ本邦領事ニ依リ強制執行ヲ爲シ得ヘキトキハ第一審ノ受訴裁判所ハ之ヲ其領事ニ
囑託ス可シ
第五百五十八條 強制執行ノ手續ニ於テ口頭辯論ヲ經スシテ爲スコトヲ得ル裁判ニ對シテハ即
時抗告ヲ爲スコトヲ得
第五百五十九條 強制執行ハ左ノ諸件ニ付テモ亦之ヲ爲スコトヲ得
第一 抗告ヲ以テノ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル裁判
第二 執行命令
第三 駁ノ提後受訴裁判所ニ於テ又ハ受命判事若クハ受託判事ノ面前ニ於テ爲シタル和
解

更ノ生シタル當時、債務者ノ
所有シタル財産ニ付テハ、遺
産トシテ之ヲ繼承スルコトヲ
得ルナリ。
第五百四 強制執行ニ要シタル
費用ハ、最も必要ナリシ部分
ニ限リテ、債務者ガ、之ヲ負
擔スベキモノトス。此ノ費用
ハ、強制執行ヲ受クルト同時
ニ之ヲ取立ツルナリ。
強制執行ノ基本トナル判決
ガ、廢棄スルカ、又ハ、破毀
セラレタルトキハ、其ノ費用
ハ、之ヲ債務者ニ辨濟セザル
ベカラズ。
五六二 公證人ノ作リタル執
行力アル正本トハ、公證人ガ
例ヘバ甲乙兩者ノ債權者、債
務者ノ間ニ金錢ノ貸借成立シ

第四百三十八條ノ規定ニ從ヒ區裁判所ニ於テ爲シタル和解
第五 公證人カ其權限内ニ於テ成規ノ方式ニ依リ作りタル證書但一定ノ金額ノ支拂又ハ他
ノ代替物若クハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作りタル證書
ニシテ直チニ強制執行ヲ受ク可キ旨ヲ記載シタルモノニ限ル
第五百六十條 前條ニ掲ケタル債務者義ニ因レル強制執行ニハ第五百六十條乃至第五百五十
八條ノ規定ヲ準用ス但第五百六十一條、第五百六十二條ノ規定ニ因リ差異ノ生スルトキハ此
限ニ在ラス
第五百六十一條 執行命令ニハ其命令ヲ發シタル後債權者又ハ債務者ニ於テ承繼アル場合ニ限
リ執行文ヲ附記スルコトヲ要ス
請求ニ關スル異議ハ執行命令ノ送達後ニ生シタル原因ニ基クトキニ限り之ヲ許ス
執行文付與ニ付テノ訴又ハ請求ニ關シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付與ノ際到來シタリト認
メタル承繼ヲ爭フ訴ハ執行命令ヲ發シタル區裁判所之ヲ管轄ス但其請求セ區裁判所ノ管轄ニ
屬セザルモノナルトキハ管轄地方裁判所ニ其訴ヲ起シ可シ
第五百六十二條 公證人ノ作リタル執行力アル正本ハ其證書ヲ保存スル公證人之ヲ付與ス
執行文付與ニ關スル異議ニ付テノ裁判及ヒ更ニ執行文付與ニ付テノ裁判ハ公證人職務上ノ仕
所ヲ有スル地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス
請求ニ關スル異議ノ主張ニ付テハ第五百四十五條第二項ニ規定シタル制限ニ從ハス
執行文付與ニ付テノ訴又ハ請求ニ關シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付與ノ際證明シタリト認

タルヲ以テ、此ノ兩者ガ、公
證人ナシテ債權證書ヲ作成
シメ、且ツ此ノ證書ハ、強制
執行ヲナスベキ效力アルモノ
ナリ、ノコトヲ記入セルモノ
ヲ云フ。此ノ正本ハ、其ノ證
書ヲ保存スル所ノ公證人ガ之
ヲ附與スルナリ。
執行文ヲ附與スルニ付テノ異
議ノ場合ニ於テ、其ノ裁判及
ビ更ニ執行文附與ニ付テノ裁
判ハ、公證人ガ、職務上ノ住
所即チ公證役場ノ地ヲ管スル
區裁判所ニ於テ、之ヲナスモ
ノナリ。
請求ニ關スル異議ヲ主張スル
ニ就テハ、第五百四十五條第
二項ニ規定セラレタル制限ニ
依リテ要セズ。

メタル事實ノ到來ニ係リ此ニ因リテ證書ノ執行ヲ爲シ得ヘキモノヲ爭訴フハ債務者カ本邦ニ
於テ普通裁判籍ヲ有スル地ノ裁判所又ハ此裁判所ナキトキハ第十七條ノ規定ニ從ヒテ債務者
ニ對シテ起シ得ヘキ裁判所之ヲ管轄ス
第五百六十三條 本編ニ定メタル裁判籍ハ專屬ナリトス
第二章 金錢ノ債權ニ付テノ強制執行
第一節 動産ニ對スル強制執行
第一條 通則
第五百六十四條 動産ニ對スル強制執行ハ差押ヲ以テ之ヲ爲ス
差押ハ執行力アル正本ニ掲ケタル請求ヲ債權者ニ辨濟スル爲メ及ビ強制執行ノ費用ヲ償フ爲
ニ必要ナルモノノ外ニ及ホスコトヲ得ス
差押フ可キ物ヲ換價スルモ強制執行ノ費用ヲ償フテ剩餘ヲ得ル見込ナキトキハ強制執行ヲ爲
スコトヲ得ス
第五百六十五條 第三者カ差押ヲ受ク可キ物ニ付キ物上ノ擔保權ヲ有スルモ差押ヲ妨グルコト
ヲ得フ然レトモ第五百四十九條ノ規定ニ從ヒテ以テ實得金ニ付キ優先ノ辨濟ヲ請求スル權
利ハ此方爲ニ妨ケラレルコト無シ
此場合ニ於テ請求ノ爲メ主張シタル事情カ法律上理由アリト見エ且事實上一點ニ付キ証明ア
リタルトキハ裁判所ハ實得金ノ供託ヲ命ス可シ但此事項ニ付テハ第五百四十七條及ヒ第五百
四十八條ノ規定ヲ準用ス
第二條 有體動産ニ對スル強制執行

執行文ヲ付與セルニ付テノ既
又ハ、請求ニ關シ、之ガ異議
ヲ主張スル既、又ハ、執行文
ヲ付與スルトキ、證明シタル
モノナリト認メタル事實ノ到
達スルニ係リ、之ガ爲メニ、
證書ノ執行ヲナシ得ベキモノ
ヲ爭フ所ノ既ハ、債務者ガ、
本邦ニ於テ、普通裁判籍ヲ有
スル地ノ裁判所又ハ此ノ裁判
所ナキトキハ、第十七條ノ規
定ニ從ヒテ、債務者ニ對シ、
訴ヲ起シ得ベキ裁判所ガ、之
ヲ管轄スルモノナリ。
五七〇 左ニ掲ケルモノハ、
之ガ差押ヲナスコトヲ得ザル
ナリ。

第一 衣服、寢具及ビ飲食
器其ノ他、娯、養等ノ如キ

第五百六十六條 債務者ノ占有中ニ在ル有體動産ノ差押ハ執達吏其物ヲ占有シテ之ヲ爲ス
其物ハ債務者ノ承諾アルトキ又ハ其運搬ヲ爲スニ付キ重大ナル困難アルトキハ之ヲ債務者ノ
保管ニ任ス可シ此場合ニ於テハ封印其他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスルトキニ限リ其效力ヲ
生ス
執達吏ハ債務者ニ其差押ヲ爲シタルコトヲ通知ス可シ
第五百六十七條 前條ノ規定ハ債務者又ハ物ノ提出ヲ拒マサル第三者ノ占有中ニ在ル物ノ差押
ニ付テモ亦之ヲ準用ス
第五百六十八條 果實ハ未タ土地ヨリ離レサル前ト雖モ之ヲ差押フルコトヲ得然レトモ其差押
ハ通常ノ成熟時期ノ前一个月内ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
蓋ハ其多分カ爾ヲ成造スル爲メ掲リ置ト爲リタル後ニ非サレハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
第五百六十九條 差押ノ效力ハ差押物ヨリ生スル天然ノ産出物ニモ當然及フモノトス
第五百七十條 左ニ掲ケル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
第一 衣服、寢具、家具及ヒ厨具但此物カ債務者及ヒ其家族ノ爲メ缺ク可カラサルトキニ
限ル
第二 債務者及ヒ其家族ニ必要ナル一个月間ノ食料及ヒ薪炭
第三 技術者、職工、勞役者及ヒ醫藥ニ在テハ其營業上缺ク可カラサル物
第四 農業者ニ在テハ其農業上缺ク可カラサル農具、家畜、肥料及ヒ次ノ收穫マテ農業ヲ
續行スル爲メ缺ク可カラサル農産物
第五 文武ノ官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、辯護士、公證人及ヒ醫師ニ本ヲ

臺所道具、面シテ是等ノ物ハ、債務者及ビ其家族ガ、生活ニ缺クベカラザルトキニ限ル、故ニ、例ヘバ夏時ニ於テ、冬季用ノ衣服ヲ差押フルガ如キハ、素ヨリ差支ヘナシ。

第三 技術者トハ、機械製造家、彫刻者等ノ如キ者、勞役者トハ、勞動ニ服スル者、隱退トハ產婆ニテ、是等ノ人々ハ、其ノ營業ヲナスニ付テ、必要缺クベカラザル物。

第五 文官、武官、神社ニ奉職スル者、僧侶、公立、私立ノ學校等ノ教師、辯護士、公證人及ビ醫師ニアリテハ、其ノ職業ヲ執行スル

ハ其職業ヲ執行スル爲メ缺クベカラザル物或ニ身分相當ノ衣服第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及ビ公立私立ノ教育場教師ニ在テハ第六百十八條ニ規定スル職務上ノ収入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂メテノ日數ニ應ジテ之ヲ計算ス

第七 藥舖ニ在テハ調劑ヲ爲ス爲メ缺クベカラザル器具及ヒ藥品

第八 勳章及ヒ名譽ノ證據

第九 寶印其他職業ニ必要ナル印

第十 神像、佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物

第十一 系譜

第十二 債務者又ハ其家族ノ未ダ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未ダ公ニセサル著述ノ稿本

第十三 債務者及ヒ其家族カ學校ニ於テ使用ニ供スル書籍

然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除ク外之ヲ差押フルコトヲ得

第五百七十一條 差押物保存ノ爲メ特別ノ處分ヲ必要トスルトキハ執達吏ハ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコシ若シ此カ爲ニ費用ヲ要スルトキハ債權者ヲシテ之ヲ豫納セシメ又債權者數名關係スルトキハ其要求額ノ割合ニ從ヒテ其各債權者ヨリ之ヲ豫納セシム可シ

第五百七十二條 執達吏ハ差押ヲ實施シタル後債權者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セスシテ以下數條ノ規定ニ從ヒテ公ノ競買方法ヲ以テ其差押物ヲ買却スコシ

ニ缺クベカラザル物及ヒ身分相當ノ衣服類。

第十一 系譜トハ、祖先ノ系圖ヲ書キアラハシタルモノ。

五七五 財產差押 日ト、競賣ノ日トノ間ニ於テハ、少ナクモ七日ノ期間ヲ置クコトヲ要ス。但シ差押ノ債權者、執行力ヲ有スル正木ニ依リテ配當ヲ要請スル債權者及ビ債務者ハ、此ノ期間ヲ短縮シテ早ク競買ナサンコトヲ合意シタルトキ、又ハ、差押ヘタル物ヲ永ク貯蔵スルニ付キ、其ノ費甚ダ多キノミナラズ、或ハ其ノ物ノ價額ノ著シク減少スルガ爲メニ、其ノ危害ヲ避ケンガ爲メニ、早ク競買ヲ

第五百七十三條 競買ス可キ物ノ中ニ高價ノモノ有ルトキハ執達吏ハ適當ナル鑑定人ヲシテ其評價ヲ爲サシム可シ

第五百七十四條 差押債權者ニ引渡スコシ

第五百七十五條 差押ノ日ト競賣ノ日トノ間ニハ少ナクモ七日ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス但差押債權者、執行力アル正木ニ因リ配當ヲ要求スル債權者及ヒ債務者競買ナ更ニ早ク爲サンコトヲ合意シタルトキ又ハ差押物ヲ永ク貯蔵スルニ付キ不相應ノ費用若クハ其物ノ價格ノ著シク減少スル危害ヲ避ケン爲メ競買ヲ早ク爲スコトノ必要ナルトキハ此限ニ在ラス

第五百七十六條 競賣ハ差押ヲ爲シタル市町村ニ於テ之ヲ爲ス但差押債權者及ヒ債務者カ他ノ地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ合意シタルトキハ此限ニ在ラス

第五百七十七條 最高價競買ノメノ競落ハ其價額ヲ三回呼上ケタル後之ヲ爲ス

競落物ノ引渡ハ代金ト引換ヘ之ヲ爲ス

最高價競買人競買條件ニ定メタル支拂期日又ハ其定ナキトキハ競買期日ノ終ル前ニ代金ノ支拂ヲ爲シテ物ノ引渡ヲ求メサルトキハ更ニ其物ヲ競買スコシ此場合ニ於テハ前ノ最高價競買人ハ競買ニ加ハルコトヲ得ス且再度ノ競落代價力最初ノ競落代價ヨリ低キトキハ不足ヲ擔任

ス可シ其高キトキハ剩餘ヲ請求スルコトヲ得ス

第五百七十八條 競買ハ賣得金ヲ以テ債權者ニ辨濟ヲ爲シ及ヒ強制執行ノ費用ヲ償フニ足ルニ

ナスコトヲ必要ナリトスル
キハ、此ノ期間ヲ短ダスル
トナ得ルナリ。

五七八 競買チナスニハ、賣
得金ヲ以テ、債權者ニ債權金
額ノ辨別チナシ、及ビ強制執
行ノ費用ヲ償フニ足ル金額ニ
達スルトキハ、直チニ之ヲ止
ルモノトス。

五七九 執達吏ガ、競買チ行
ヒテ、其ノ賣得金ヲ受取りタ
ルトキハ、之ヲ以テ、債務者
ヨリ支拂チナシタルモノト看
做サルナリ。然レドモ、債
權者ヨリ債務者ニ向テ、保證
キ立テ、又ハ供託チナシテ、
之ガ執行ヲ免ガルコトヲ許
シタルトキハ、此ノ限りニア
ラズ。

至ルトキハ直チニ之ヲ止ム可シ

第五百七十九條 執達吏賣得金ヲ領收シタルトキハ債務者ヨリ支拂チ爲シタルモノト看做ス但
保證チ立テ又ハ供託チ爲シテ執行ヲ免カルコトヲ債務者ニ許シタルトキハ此限ニ在ラス

第五百八十條 金銀物ハ其金銀ノ實價ヨリ以下ニ競落スルコトヲ許サス其實價マテニ競買チ
爲ス者ナキトキハ執達吏ハ金銀ノ實價ニ達スル價額ヲ以テ適宜ニ之ヲ賣却スルコトヲ得

第五百八十一條 執達吏有價證券ヲ差押ヘタルトキハ相場アルモノハ賣却日ノ相場ヲ以テ適宜
ニ之ヲ賣却シ其相場ナキモノハ一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ競買ス可シ

第五百八十二條 有價證券ノ記名ナルトキハ執行裁判所ハ買主ノ氏名ニ書換チ爲サシメ及ヒ此
カ爲メ必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リ爲ス權ヲ執達吏ニ與フルコトヲ得

第五百八十三條 無記名ノ證券ニシテ記名ニ換ヘ又ハ他ノ方法ニ依リ流通ヲ止メタルモノナル
トキハ執行裁判所ハ其流通回復ヲ爲サシメ及ヒ此カ爲メ必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リテ爲ス
權ヲ執達吏ニ與フルコトヲ得

第五百八十四條 土地ヨリ離レサル前ニ差押ヘタル果實ノ競買ハ其成熟ノ後始メテ之ヲ爲スコ
トヲ許ス執達吏ハ競買ノ爲メ其收穫ヲ爲サシムル權利アリ

第五百八十五條 差押債權者執行力アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者又ハ債務者ノ申立ニ
因リ執行裁判所ハ前數條ノ規定ニ依ラス他ノ方法又ハ他ノ場所ニ於テ差押物ノ賣却ヲ爲スコ
キ旨又ハ直達ニ依ラス他ノ者チシテ競買チ爲サシム可キ旨ヲ命スルコトヲ得

第五百八十六條 執達吏ハ既ニ差押ヘタル物ニ付キ他ノ債權者ノ爲メ更ニ差押ノ手續ヲ爲スコ
トナ得ス

五八〇 金銀物ノ競買チナス

トキハ、其ノ金銀ノ實價、即
チ賣シノ價ヨリ以下ニ競落ス
ルコトヲ許サルナリ。而シ
テ其ノ實價マテニ競買チナス
モノナキトキハ、執達吏ハ、
金銀ノ實價ニ達スル價額ヲ以
テ、適宜ノ方法ニテ、之ヲ賣
却スルコトヲ得ルナリ。

五八一 執達吏ガ、有價證券
ヲ差押ヘタルトキハ、其ノ相
場ニ變動アルモノハ、賣却日
ノ相場ヲ以テ、之ヲ賣リ、其
ノ相場ナキモノハ、一般ノ規
定ニ從ヒテ、之ヲ競買チナス
ベシ。

五八四 土地ニ定着セル物ガ
未ダ其ノ土地ヨリ離レザル前
ニ差押ヘタル果實ノ競買ハ、

トナ得ス

執達吏ハ既ニ差押チ爲シタル執達吏ニ差押調査ノ閲覧ヲ求メテ物ノ照査チ爲シ未ダ差押ニ係
ラサル物アルトキハ之ヲ差押ヘ既ニ差押チ爲シタル執達吏ニ差押調査ヲ交付シ且總テノ差押
物ヲ競買ニ付ス可キコトヲ求ム可シ若シ差押フ可キ物アラサルトキハ照査調査ヲ作リ既ニ差
押チ爲シタル執達吏ニ之ヲ交付ス可シ

前項ノ求ニ因リ執行ニ關スル債務者ノ委任ハ既ニ差押チ爲シタル執達吏ニ法律上移轉ス
假差押ニ係ル物、付テハ本條ノ規定ヲ適用セス

第五百八十七條 前條ニ掲ケタル物ノ照査手續ハ配當要求ノ效力チ生シ又既ニ爲シタル差押カ
取消ト爲リタルトキハ差押ノ效力チ生ス

第五百八十八條 適當ナル期間經過スルモ執達吏競買チ爲ササルトキハ差押債權者及ヒ執行力
アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者ハ一定ノ期間内ニ競買チ爲スコトヲ催告シ其催告
ノ效アラサルトキハ相當ノ命令アラソコトヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得

第五百八十九條 民法ニ從ヒ配當ヲ要求シ得ヘキ債權者ハ執行力アル正本ニ因ラスニテ賣得金
ノ配當ヲ要求スルコトヲ得

第五百九十條 前條ノ配當要求ハ其原因ヲ開示シ且裁判所ノ所在地ニ住居チモ事務所チモ有
セサル者ハ假住所ヲ選定シ執達吏ニ之ヲ爲スコシ

第五百九十一條 第五百八十六條第二項及ヒ第五百九十條ノ場合ニ於テ執達吏ハ配當要求ノ有
リタルコトヲ配當ニ與カル各債權者及ヒ債務者ニ通知スヘシ

執行力アル正本ニ因ラスニテ配當ヲ要求スル債權者アルトキハ債權者ハ執達吏ノ通知アリテ

此ノ債權賣スルトキハ、何ノ價額モナキモノナレバ、其ノ價額ヲ生ズルニ至ルベキ成熟ノ後マデ、之ヲ購置スルモノナリ。此ノ場合ニ於テハ、執達吏ハ、其ノ收獲チナサシムル權ヲ有ス。

差押チナシタル債、競賣ニ付テハ、全ク購トナリタル後之チナスコトヲ許ス。

五八八 差押物ニ付テ、適當ナル期間ヲ經過スルモ、執達吏ニ於テ、競賣チナサレルトキハ、差押ノ債權者及ビ執行力チ有スル正本ニ依リテ、配當チ要求スル債權者ハ、一定ノ期間内ニ於テ、其ノ競賣ノ報告チナス且ツ其ノ報告ノ効アラザルトキハ、相當ノ命令

ヨリ三日ノ期間内ニ其債權ヲ認諾ス可キ否ヤヲ執達吏ニ申出ツ可シ。債權者カ認諾セザルコトハ執達吏ヨリ通知アリタルトキハ債權者ハ其通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ債權者ニ對シテ其債權ヲ確定ス可シ。

第五百九十二條 配當ノ要求ハ競賣期日ノ終ニ至ルマテ之ヲ爲スコトヲ得ス。

第五百九十三條 賣得金ヲ以テ配當ニ與カル各債權者ヲ満足セシムルニ足ラサル場合ニ於テ債權者間ニ配當ノ協議調ハサルトキハ其賣得金ヲ供託ス可シ。

數多ノ債權者ノ爲メ同時ニ金錢ヲ差押ヘタルトキ之ヲ以テ各債權者ヲ満足セシムルニ足ラサル場合ニ於テモ亦同シ。

右ノ場合ニ於テ執達吏ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ツ可ク其届書ニハ執行手續ニ關スル書類ヲ添附ス可シ。

第三款 債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強制執行

第五百九十四條 第三者(第三債務者)ニ對スル債權者ノ債權ニシテ金錢ノ支拂又ハ他ノ有體物若クハ有價證券ノ引渡若クハ給付目的トスルモノノ強制執行ハ執行裁判所ノ差押命令ヲ以テ之ヲ爲ス。

第五百九十五條 執行裁判所トシテハ債權者ノ普通裁判籍チ有スル地ノ區裁判所若シ此區裁判所ナキトキハ第十七條ノ規定ニ從ヒテ債權者ニ對スル裁判管轄スル區裁判所管轄權チ有ス。

第五百九十六條 債權者ハ差押命令ノ申請ニ差押フ可キ債權ノ種類及ヒ數額ヲ開示ス可シ。右申請ノ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。

第五百九十七條 差押命令ハ債權者ノ第三債務者(ハ)債權者ノ審訊ヲ經シテ之ヲ發ス。

アランコトヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得ルナリ。

五八九 民法ニ從ヒテ、配當ノ要求チナシ得ベキ債權者ニ於テハ、執行力チ有スル正本ニ依ルコトナクシテ、賣得金ノ配當チ要求スルコトヲ得ルナリ。

五九三 賣得金ヲ以テ、配當ニ與カル各債權者ニ満足セシムル程ノ金額ナキトキハ、債權者間ニ於テ、配當ノ協議調ハサベクハ可ナレドモ、若シ之ガ調ハザルトキハ、其ノ賣得金ヲ供託スベシ。

數多ノ債權者ノ爲メニ、同時ニ金錢ノ差押チナシタルトキ之ヲ以テ、各債權者ヲ満足セシムルニ足ラザル場合ニ於テ

第五百九十八條 金錢ノ債權ヲ差押フ可キトキハ裁判所ハ第三債務者ニ對シ債權者ニ支拂チ爲スコトヲ禁ジ又債權者ニ對シ債權ノ處分殊ニ其取立チ爲スコカラサルコトヲ命ス可シ。

差押命令ハ債權者ヲ以テ第三債務者及ヒ債權者ニ之ヲ送達シ又債權者ニハ其送達シタル旨ヲ通知ス可シ。

差押ハ第三債務者ニ對スル送達チ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス。

第五百九十九條 抵當アル債權ノ差押ノ場合ニ於テハ債權者ハ債權者ノ承諾ヲ要セスシテ其債權ノ差押ヲ登記額ニ記入スル權利アリ。

此記入ノ申請ハ裁判所ニ之ヲ爲スコシ其申請ハ差押命令ノ申請ト之ヲ併合スルコトヲ得。

裁判所ハ義務ヲ負フタル不動産ノ所有者(第三債務者)ニ差押命令ヲ送達シタル後記入ノ手續チ爲スコシ。

第六百條 差押ヘタル金錢ノ債權ニ付テハ差押債權者ノ選擇ニ從ヒ代位ノ手續ヲ要セスシテ之ヲ取立ツル爲メ又ハ支拂ニ換ヘ券面額ニテ差押債權者ニ之ヲ轉付スル爲メ命令アランコトヲ申請スルコトヲ得。

右命令ノ送達ニ付テハ第五百九十八條第二項ノ規定ヲ準用ス。

第六百一條 支拂ニ換ヘ券面額ニテ債權者ヲ轉付スル命令アル場合ニ於テハ其債權ノ存スル限リハ第五百九十八條第二項ノ手續ヲ爲スニ因リ債權者ハ債權ノ辨別チ爲シタルモノト看做ス。

第六百二條 取立ノ爲メノ命令ハ其債權ノ全額ニ及フモノトス但執行裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ差押債權者ノ審訊シテ差押額チ其債權者ノ要求額マテニ制限シ其超過スル額ノ處分殊ニ取立チ爲スコトヲ得其制限シタル部分ニ限リ債權者ハ配當要求チ爲スコトヲ得ス。

モ、亦同シ。

右ノ場合ニ於テ、執達吏ハ、其ノ事情ヲ執行裁判所ニ届ケテ出ベク、且ツ其ノ届書ニハ執行手續ニ關セル書類ヲ添付スルモノトス。

五九四 第三者トアルハ第三債務者ナシ。今一例ヲ舉ゲテ之ヲ述ベシニ、甲者ガ、乙者ニ對シテ債權ヲ有スルヲ以テ乙者ハ、甲者ニ對シテ債務者トナル。然ルニ、乙者ハ、丙者ニ債權ヲ有スルモノトスルトキハ、丙者ハ、第三債務者トナルガ如キ、即チ此ノ例ナリ。

五九八 金銀ノ債權ヲ差押ノベキトキハ、裁判所ハ、第三債務者ニ對シテ、債務者ニ支拂

右ノ可ハ第三債務者及ヒ債權者ニ通知ス可シ

第六百三條 手形其他裏書ヲ以テ移轉スルコトヲ得ル證券ニ關シテ債權ノ差押ハ執達吏其證券ヲ占有シテ之ヲ爲ス

第六百四條 俸給又ハ此ニ類スル繼續收入ノ債權ノ差押ハ債權額ヲ限トシテ差押後ニ收入ス可キ金額ニ及ブモノトス

第六百五條 職務上收入ノ差押ハ債務者ノ轉官兼任又ハ増俸ニ因ル收入ニモ亦及ブモノトス

第六百六條 債權者ハ債權ニ關スル所持ノ證券ヲ差押債權者ニ引渡シ義務アリ債權者ハ差押命令ニ基キ強制執行ノ方法ヲ以テ其證券ヲ債務者ヨリ取上ケシムルコトヲ得

第六百七條 第五百五條第二項ニ從ヒテ債務者ニ保證ヲ立テシメ又ハ供託ヲ爲サシメテ執行ヲ免カル、コトヲ許ス可キトキハ差押ヘタル金銀債權ニ付テハ取立ノ命令ノミヲ爲ス可シ但此命令ハ第三債務者ヲシテ債務額ヲ供託セシムル效力ノミヲ有ス

第六百八條 債權者取立ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ執行裁判所ニ届出ツ可シ

第六百九條 差押債權者ハ第三債務者ヲシテ差押命令ノ送達ヨリ七日ノ期間内ニ書面ヲ以テ左ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

第一 債權ノ認諾ノ有無及ヒ其限度並ニ支拂ヲ爲ス意思ノ有無及ヒ其限度

第二 債權ニ付キ他ノ者ヨリ請求ノ有無及ヒ其限度

第三 債權力既ニ他ノ債權者ヨリ第三差押ヘラレタルコトノ有無及ヒ其請求ノ種類

右ノ陳述ヲ求ムル債權者ハ之ヲ送達證書ニ記載ス可シ第三債務者陳述ヲ怠リタルトキハ此ニ因リテ生スル損害ニ付キ其實ニ任ス

拂チナズヲ禁ツ、又、債務者ニ對シテ、債權ノ處分、殊ニ其ノ取立チナズベカラズト命ズベシ。

差押命令ハ、職權ニテ第三債務者及ヒ債務者ニ之ガ送達ヲナシ、又債權者ニハ、其ノ送達セル旨ノ通知ヲナス。

差押ハ、第三債務者ニ對スル送達ヲ以テ、之ヲシタルモノト見做スモノトス。

六〇四 俸給又ハ之ニ類スル所ノ繼續シツ、收入スルモノハ、債權金額ヲ限度トナシテ、差押ノ後ニ收入スベキ金額ニ及ブナリ。

六〇九 差押チナシタル債權者ハ、第三債務者ヲシテ差押命令ノ送達ヨリ七日ノ期間内

第六百十條 債權者カ命令ノ旨趣ニ基キ第三債務者ニ對シテ訴ヲ起スニ至リタルトキハ一般ノ規定ニ從ヒテ管轄ヲ有スル裁判所ニ其訴ヲ爲シ且債務者内國ニ在リテ住所ノ知レタルトキハ其訴訟ノ之ニ告知ス可シ

第六百十一條 債權者カ取立チ爲ス可キ債權ノ行用ヲ怠リタルトキハ此カ爲メ債務者ニ生シタル損害ノ責ニ任ス

第六百十二條 債權者ハ命令ニ因リ取立ノ爲メ取得シタル權利ヲ拋棄スルコトヲ得但此カ爲メ其請求ヲ書ヒラレ、コト無シ

此拋棄ハ裁判所ニ届書ヲ差出シテ之ヲ爲ス但其謄本ハ第三債務者及ヒ債務者ニ之ヲ送達ス可シ

第六百十三條 差押ヘタル債權カ條件附若クハ有期ナルトキ又ハ反對給付ニ繫リ若クハ他ノ理由アリテ其取立ノ困難ナルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ取立ニ換ヘ他ノ換價方法ヲ命スルコトヲ得

債務者内國ニ在リテ住所ノ知レタルトキハ其申立ヲ許ス決定前ニ之ヲ訊問ス可シ

第六百十四條 有體物ノ引渡又ハ給付ノ請求ニ對スル強制執行ハ以下數條ノ規定ヲ斟酌シテ第五百九十八條乃至第六百十二條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス

第六百十五條 有體動産ノ請求ノ差押ニ付テハ其動産ヲ債權者ノ委任シタル執達吏ニ引渡ス可キコトヲ命ス可シ

右動産ノ換價ニ付、ハ差押物ノ換價ニ關スル規定ヲ適用ス

第六百十六條 不動産ノ請求ノ差押ニ付テハ債權者ノ申立ニ因リ其不動産ヲ不動産所在地ノ區

ニ於テ、書面ヲ以テ、左ニ記
載シ、陳述ヲナサシメ、申立
テ、裁判所ニ申立テ、コトヲ
得ルナリ。

- 第一 此ノ債權ニ付テ、
スルヤ否ヤト其ノ金額ノ
度並ニ支拂ヲナス所ノ意
アリヤ、無キヤト其ノ限
度
- 第二 此ノ債權ニ付キテ、
他ヨリ請求アリヤ、否ヤ、
若シ有リタリトセバ、其ノ
限度
- 第三 此ノ債權ガ、既ニ他
ノ債權者ヨリ差押ヘラレ
ルコトアリヤ、否ヤ、及
其ノ請求ノ種類
- 第六一 債權者ガ、取立ヲ
スニ付キテ、其ノ債權ノ行
テ、怠リタルトキハ、之ガ爲メ

裁判所ヨリ命シタル保管人ニ引渡ス可キコトヲ命ス可シ
引渡シタル不動産ニ付テ、強制執行ノ不動産ニ對スル強制執行ニ付テ、規定ニ從ヒテ之ヲ爲
ス

- 第六百十七條 有體物ノ引渡又ハ給付ノ請求ニ付テハ、支拂ニ換ヘ轉付スル命令ヲ爲スコトヲ得
ス
- 第六百十八條 左ニ掲ケル債權ハ、之ヲ差押フルコトヲ得ス
- 第一 法律上ノ養料
- 第二 債務者カ、捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ熱意ニ因リ受ケル繼續ノ収入但債務者及ヒ其
家族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル
- 第三 下士、兵卒ノ給料並ニ恩給及ヒ其遺族ノ扶助料
- 第四 出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ屬スル軍人、軍屬ノ職務上ノ収入
- 第五 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ収入、恩給及ヒ其遺
族ノ扶助料
- 第六 職工、勞務者又ハ雇人カ其勞力又ハ役ノ務爲ニ受ケル報酬
- 第一號、第五號、第六號ノ場合ニ於テ職務上ノ収入、恩給其他ノ収入カ一年間ニ三百圓ヲ
超過スルトキハ、其超過ノ半額ヲ差押フルコトヲ得
- 第六百十九條 數名ノ差押債權者ノ爲メ同時ニ爲スコキ債權ノ差押ニ付テハ、前數條ノ規定ヲ準
用ス
- 第六百二十條 執行力アル正本ヲ有スル債權者及ヒ民法ニ從ヒ、當ノ要求ヲ爲シ得ヘキ債權者

ニ若シ其ノ債務者ニ損害ヲ生
セシメタルトキハ、其ノ損害
ノ責ニ任ズルモノトス。

- 六一八 本條ニハ、差押フ
カラザル債權ヲ定メラレタル
ナリ。
 - 第二 債務者ガ、義捐建設
所ヨリカ、又ハ、第三者ノ
惠ミニヨリテ、受ケル所ノ
繼續シツ、アル収入。但シ
此ノ限度ハ、債務者及ヒ其
ノ家族ノ生活ノ爲メニ必要
ナルモノトス。
 - 第三 下士卒ノ給料ト其ノ
遺族ノ扶助料。
 - 第四 出陣即チ戰場ニ出テ
居ル軍隊又ハ勞務ニ服シ
タル軍艦ノ乗組員ニ屬スル
軍人、軍屬ノ職務上ニ於ケ
- ハ差押債權者カ取立ヲ爲シ其旨ヲ執行裁判所ニ届出ツルマテ又ハ執達吏カ賣得金ヲ領收スル
マテ配當ヲ要求スルコトヲ得但執行アル正本ニ因ラズシテ配當ヲ要求スル債權者ニ付テハ、第
五百九十條及ヒ第五百九十一條第二項第三項ノ規定ヲ適用ス
- 支拂ニ換ヘテノ轉付ノ命令アリタル後ハ配當ノ要求ヲ爲スコトヲ得ス
 - 右配當要求ハ職權ヲ以テ之ヲ第三債務者、債務者及ヒ差押債權者ニ送達シ又既ニ爲シタル差
押力取消ト爲リタルトキハ執行力アル正本ニ因リ要求シタル債權者ノ爲メ要求ノ順序ニ因リ
差押ノ效力ヲ生ス
 - 第六百二十一條 金錢ノ債權ニ付キ配當要求ノ送達ヲ受ケタル第三債務者ハ債務額ヲ供託スル
權利アリ
 - 第三債務者ハ配當ニ與カル債權者ノ求ニ因リ債務額ヲ供託スル義務アリ
 - 第三債務者債務額ヲ供託シタルトキハ其事情ヲ裁判所ニ届出ツ可シ
 - 第六百二十二條 請求カ不動産ニ關スルトキハ第三債務者ハ其不動産所在地ノ區裁判所カ差押
債權者又ハ第三債務者ノ申立ニ因リ命シタル保管人ニ事情ヲ開示シ且送達セラレタル命令ヲ
添ヘ其不動産ヲ引渡ス權利ヲ有ス又ハ、債權者ノ求ニ因リ之ヲ引渡ス義務アリ
 - 第六百二十三條 第三債務者カ取立手續ニ對シテ義務ヲ履行セザルトキハ差押債權者ハ訴ヲ以
テ之ヲ履行セシムルコトヲ得
 - 執行力アル正本ヲ有スル各債權者ハ共同訴訟人トシテ原告ニ加ハル權利アリ
 - 訴ヲ受ケタル第三債務者ハ原告ニ加ハラサル債權者ヲ共同訴訟人トシテ呼出アランコトヲ口
頭辯論ノ第一期日マテニ申立ツルコトヲ得

ル取入。

六一九 數人ノ差押債權者ノ爲メニ、同時ニ爲スベキ債權ノ差押ニ付テハ、前ニ規定セラルタル數條ヲ準用ス。

六二一 金錢ノ債權ニ付キ、配當要求ノ送達ヲ受ケタル所ノ第三債務者ハ、其ノ債務額ヲ供託スルノ權利アリ。

第三債務者ハ、配當ニ與カル或レ債權者ノ求ニヨリテ、債務額ヲ供託スルノ義務アルモノトス。

第三債務者ニシテ、債務額ヲ供託シタルトキハ、其ノ事情ヲバ、裁判所ニ照ケ出ブルモノトス。

六二二 請求ガ、不動産ニ關スルモノナルトキハ、第三債

右ノ場合ニ於ケル裁判ハ呼出テ受ケタル債權者ニ利害ヲ及ボス效力アリ

第六百二十四條 差押債權者取立手續ヲ怠リタルトキハ執行力アル正本ニ因リ要求シタル各債權者ハ一定ノ期間内ニ取立ヲ爲スコトヲ催告シ其催告ノ效アラサルトキハ執行裁判所ノ許可ヲ得テ自ら取立ヲ爲スコトヲ得

第六百二十五條 不動産ヲ目的トセス又前數條ニ掲ケタル以外ノ財産權ニ對スル強制執行ニ付テハ本款ノ規定ヲ準用ス

若シ第三債務者ナキトキハ差押ハ債務者ニ權利ノ處分ヲ禁スル命令ヲ送達シタル日時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
右ノ場合ニ於テハ裁判所ハ特別ノ處分殊ニ其權利ノ管理若シハ讓渡ヲ命スルコトヲ得

第四款 配當手續

第六百二十六條 配當手續ハ動産ニ對スル強制執行ニ際シ競賣期日又ハ金錢執行ノ日ヨリ十四日ノ期間内ニ債權者間ノ協議調ハサル爲メ金額ヲ供託シタルトキ之ヲ爲ス

第六百二十七條 裁判所ハ事情届書ニ基キ七日ノ期間内ニ元金、利息、費用其他附帶ノ債權ノ計算書ヲ差出ス可キ旨ヲ各債權者ニ催告ス可シ

第六百二十八條 前條ノ期間満了後裁判所ハ配當表ヲ作ル可シ
右期間ヲ遵守セサル債權者ノ債權ハ配當表ヲ作ルニ際シ配當要求並ニ届書ノ旨趣及ヒ其憑據書類ニ依リ之ヲ計算ス但後ニ債權額ヲ補充スルコトヲ許サス

第六百二十九條 裁判所ハ配當表ニ關スル陳述及ヒ配當實施ノ爲メ期日ヲ指定シ其期日ニハ各債權者及ヒ債務者ヲ呼出ス可シ但債務者ノ所在明カナラサルトキ又ハ外國ニ在ルトキハ呼出

務者ハ、其ノ不動産ノ所在地

ノ區裁判所ガ、差押債權者

ハ第三債務者ノ申立ニ因リ、

命シタル所ノ保管人ニ之ガ事

情ヲ開示シ、且ツ送達セラレ

タル所ノ命令ヲ遵ヘテ、其ノ

不動産ヲ引渡スベキ權利ヲ有

スルナリ。又ハ、差押債權者

ノ求ニ依リテ、之ヲ引渡スベ

キ義務ヲ負フ。

六二六 差押ヲナシテ、之ヲ

競賣シタル金錢ハ、如何ニ配

當スルヤ、其ノ手續ハ、動産

ニ對スル強制執行ニ際シ、競

賣期日又ハ金錢執行ノ日ヨリ

十四日ノ期間内ニ於テ、債權

者ノ間ニ於テ、協議ノ調ハザ

ルガ爲メニ、金錢ノ供託ヲナ

スルトキ、之ヲナスベキモ

ヲ爲スコトヲ要ス

配當表ハ各債權者及ヒ債務者ニ照覽セシムル爲メ選クトモ、期日ノ三日前ニ裁判所書記課ニ之ヲ備置ケ可シ

第六百三十條 期日ニ於テ異議ノ申立ナキトキハ配當表ニ從ヒテ其配當ヲ實施ス可シ
停止條件附ノ債權ノ配當額ハ仍ホ之ヲ供託シ民法ニ從ヒテ條件ノ成否ニ依リ後ニ之ヲ支拂ヒ

又ハ更ニ配當ス可シ

第五百九十一條 第三項ノ場合又ハ假差押ノ場合ニ於テ未タ確定セサル債權者其他異議アル債權ノ配當額ハ仍ホ之ヲ供託ス可シ

配當實施ニ付テハ調書ヲ作ル可シ

第六百三十一條 異議ノ申立アルトキハ他ノ債權者ハ直チニ陳述ヲ爲スコシ若シ關係人異議ヲ

正當ナリト認ムルトキ又ハ他ノ方法ニ於テ合意スルトキハ之ニ從ヒ配當表ヲ更正シテ配當ヲ

實施ス可シ

異議ノ完結セサルトキハ異議ナキ部分ニ限り配當ヲ實施ス可シ

第六百三十二條 期日ニ出頭セサル債權者ハ配當表ノ實施ニ同意シタルモノト看做ス

若シ期日ニ出頭セサル債權者カ他ノ債權者ヨリ申立テタル異議ニ關係ナキモノトキハ其債權

者ハ異議ヲ正當ナリト認メサルモノト看做ス

第六百三十三條 期日ニ於テ異議ノ完結セサルトキハ異議ヲ申立テタル債權者ハ他ノ債權者ニ

對シ訴ヲ起シタルコトヲ期日ヨリ七日ノ期間内ニ裁判所ニ證明ス可シ若シ其期間ヲ徒過シタ

ル後ハ裁判所ハ異議ニ拘ハラズ配當ノ實施ヲ命ス可シ

ノトス。

六二九 裁判所ハ、配當表ニ關スル陳述及ビ配當ヲ實施スルガ爲メニ、之ガ期日ヲ指定シ、其ノ期日ニ於テハ、各債權者及ビ債務者ヲ呼ビ出スベキモノトス。但シ債務者ノ所在ノ明ラカナラザルトキ、又ハ外國ニ居留セルトキハ、之ガ呼出シヲナスコトヲ要スレナリ。

配當表ハ、各債權者ト債務者ヲシテ閲覧セシムルガ爲メニ遅クモ期日ノ三日前ニ於テ、裁判所書記課ニ之ヲ備へ置クベキモノトス。

六三〇 期日ニ於テ、異議ノ申立ヲナサザルトキハ、配當表ニ從ヒテ、以テ其ノ配當ヲ

第六百三十四條 異議ヲ申立テタル債權者前條ノ期間ヲ過リタルトキト雖モ配當表ニ從ヒテ配當ヲ受クタル債權者一對シテ優越權ヲ主張スル權利ハ配當實施ノ爲メ消スルコト無シ

第六百三十五條 異議ヲ申立テタル債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之ヲ管轄スレトモ訴訟物カ區裁判所ノ管轄ニ屬セザルトキハ其配當裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄スル若シ數箇ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ一ノ訴ヲ地方裁判所カ管轄スルトキハ其他ノ訴ヲモ亦之ヲ管轄スル但各債權者總テノ異議ニ付キ配當裁判所ノ裁判ヲ受ク可キコトヲ合意シタルトキハ此限ニ在ラス

第六百三十六條 異議ニ付キ裁判ヲ爲ス判決ニハ配當額ノ係争部分ヲ如何ナル債權者ニ如何ナル數額ヲ以テ支拂フ可キヲ決定ス可キ若シ之ヲ定ムルコトヲ適當トセザルトキハ判決ニ於テ新ナル配當表ノ調製及ヒ他ノ配當手續ヲ命ス可シ

第六百三十七條 異議ヲ申立テタル債權者カ口頭辨論ノ期日ニ出頭セザルトキハ異議ヲ取下ケタルモノト看做ス旨ノ闕席判決ヲ爲ス可シ

第六百三十八條 前二條ノ判決確定ノ證明アルトキハ配當裁判所ハ其判決ニ基キ支拂又ハ他ノ配當手續ヲ命ス

第六百三十九條 裁判所ハ配當表ニ依リテ左ノ手續ヲ爲シ配當ヲ實施ス可シ

債權全部ノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ其所持スル執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシムル之ヲ債權一分ノミノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシムル之ニ

ナスベキモノトス。

停止條件附ノ債權ヲ配當スル金額ハ、仍ホ之ヲ供託スルモノニシテ、民法ノ規定ニ從ヒテ、條件ノ成ルト成ラザルトニ附キ、後ニ之ヲ支拂ヒ、又ハ、更ニ配當ヲナスベキモノトス。

執行力アル正本ニ依ラズシテ配當ヲ要求スル債權者アルトキハ、債權者ハ、執達吏ノ通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ於テ、其ノ債權ヲ認諾スベキヤ、否ヤヲ執達吏ニ申出ヅルモノニシテ、此ノ場合ト、又ハ假差押ノ場合ニ於テ、未ダ確定セザル債權者其ノ他、異議アル債權ノ配當額ハ、仍ホ之ヲ供託スベシ。

配當額ヲ記入シテ返還シ且配當支拂證ヲ交付スルト同時ニ右債權者ヨリ金額ヲ證明シタル受取書ヲ差出サシムル之ヲ債務者ニ交付ス可シ

期日ニ出頭セザル債權者ノ配當額ハ仍ホ之ヲ供託ス可シ
右ノ手續ヲ爲シタルトキハ調書ニ記載シテ之ヲ明確ニス可シ

第二節 不動産ニ關スル強制執行

第一款 通則

第六百四十條 不動産ニ關スル強制執行ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ爲ス

第一 強制競賣

債權者ハ自己ノ選擇ニ依リ一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ執行セシムルコトヲ得

強制管理ハ假差押ノ執行ノ爲ニモ之ヲ爲ス

第六百四十一條 不動産ニ對スル強制執行ニ付テハ其不動産所在地ノ區裁判所執行裁判所トシテ之ヲ管轄ス若シ其不動産數箇ノ區裁判所ノ管轄區内ニ散在スルトキハ第二十六條ノ規定ヲ適用ス

強制執行ハ申立ニ因リテ裁判所之ヲ爲ス

第二款 強制競賣

第六百四十二條 強制競賣ノ申立ニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 債權者、債務者及ヒ裁判所ノ表示

第二 不動産ノ表示

配當手實施スルニ付テハ、之ガ調査ヲ作ルベキモノトス。

六三七 債権者ハ、配當ニ付キテ、協議ヲ申立ツルコトヲ得ルモノニシテ、之ヲ申立テタル債権者ハ、口頭辯論ノ期日ニ出頭スルモノナルガ、若シ出頭セザルトキハ、異議ヲ取リ下ゲタルモノト看做スモノナリ。故ニ、其ノ旨ヲ以テ缺席判決ヲナスベシ。

六四〇 不動産ニ關スル強執行ハ、強制競賣ト、強制管理トノ方法ニ依ルモノト定メタリ。

六四一 不動産ニ對スル強制執行ニ付テハ、其ノ不動産ノ所在地ノ區裁判所ガ、執行裁判所トシテ、之ガ管轄ヲナス

第三 競賣ノ原因タル一定ノ債權及ヒ其執行ヲ得ヘキ一定ノ債權名義第六百四十三條 申立ニハ執行力アル正本ノ外左ノ證據ヲ附添ス可シ

第一 登記簿ニ債務者ノ所有トシテ登記シタル不動産ニ付テハ登記判事ノ認證書

第二 登記簿ニ登記アラサル不動産ニ付テハ債務者ノ所有タルコトヲ證ス可キ證書

第三 地所ニ付テハ國都市町村、字、番地、地目、反別若クハ坪數、土地臺帳ニ登錄シタル地價及ヒ其地所ニ付キ納ム可キ一年ノ租稅其他ノ公課ヲ證ス可キ證書

第四 建物ニ付テハ國都市町村、字、番地、構造ノ種類、建坪及ヒ其建物ニ付キ納ム可キ一年ノ公果ヲ證ス可キ證書

第五 地所建物ニ付キ貸貸借アル場合ニ於テハ其期限並ニ其借賃ヲ證ス可キ證書

第六 第三號及ヒ第四號ノ要件ニ付テハ債權者公簿ヲ主管スル官廳ニ其證明書ヲ求ムルコトナリ

第四號及ヒ第五號ノ要件ヲ證明スル能ハサルトキハ債權者ハ競賣申立ノ際其取調ヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得但此場合ニ於テハ裁判所ハ執達更ニシテ其取調ヲ爲サシム可シ

強制管理ノ爲メ既ニ不動産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ其執行記録ニ第一號乃至第五號ノ要件ヲ記載シタルモノ有ルトキハ其證書ヲ添附スルコトヲ要セス

第六百四十四條 競賣手續ノ開始決定ニハ同時ニ債權者ノ爲メ不動産ヲ差押フルコトヲ宣言ス可シ

差押ハ債務者カ不動産ノ利用及ヒ管理ヲ爲スコトヲ妨ケス

差押ハ其決定ヲ債務者ニ送達スルニ因リ其效力ヲ生ス此送達ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

モノトス。若シ其ノ不動産ガ數箇ノ區裁判所ノ管轄區域内ニ散在スルトキハ、第二十六條ノ規定ヲ適用シテ、其ノ之ヲ定ムルナリ。

六四二 申立ヲナスニハ、執行力アル正本ノ外ニ、左ノ證書ヲ添附スベシ

第一 債務者ノ所有トシテ登記簿ニ登記シタル不動産ニ付テハ、登記判事ノ認證書ヲ添附スベシ

第二 登記簿ニ登記セザル不動産ニ付テハ、債務者ノ所有タルコトヲ證スベキ證書ヲ添附スベシ

第三 地所ハ、其ノ所在ノ國都市町村、字、番地、地目、反別又ハ坪數、土地臺

第六百四十五條 裁判所ハ競賣手續開始ノ決定ヲ爲シタル不動産ニ付キ強制競賣ノ申立アルモ更ニ開始決定ヲ爲スコトヲ得ス

右申立ハ執行記録ニ添附スルニ因リ配當要求ノ效力ヲ生シ又既ニ開始シタル競賣手續取消ト爲リタルモ第六百四十九條第一項ノ規定ヲ害セザル限リハ開始決定ヲ受ケタル效力ヲ生ス

假差押ノ命令アリタル不動産ニ付テハ本條ノ規定ヲ適用セス

第六百四十六條 配當要求ハ其原因ヲ開始シ且裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有セザル者ハ假住所ヲ選定シテ執行裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

右要求ハ競落期日ノ終ニ至ルマテ之ヲ爲スコトヲ得

第六百四十七條 執行裁判所ハ前二條ノ申立及ヒ要求アリタルコトヲ利害關係人ニ通知ス可シ執行力アル正本ニ因ラスシテ配當ヲ要求スル債權者アルトキハ債務者ハ右通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ其債權ヲ認諾スルヲ否ヤチ裁判所ニ申出ツ可シ

債務者カ認諾セザルコトヲ裁判所ヨリ通知アリタルトキハ債權者ハ其通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ債務者ニ對シ訴ヲ起シ其債權ヲ確定ス可シ

第六百四十八條 左ニ掲グル者ヲ競賣手續ニ於テノ利害關係人ト爲ス

第一 差押債權者及ヒ執行力アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者

第二 債務者

第三 登記簿ニ記入アル不動産上權利者

第四 不動産上權利者トシテ其債權ヲ證明シ執行記録ニ備フ可キ届出ヲ爲シタル者

第六百四十九條 差押債權者ノ債權ニ先ツ債權ニ關スル不動産ノ負擔ヲ競落人ニ引受ケシム

帳簿ノ簿價、租其ノ他ノ
公ニ此ノ土地ニ課セラレ
アル金額等ノ證明書。
第五 地所、建物ニ付キ、
貸貸借アル場合ニ於テハ、
其ノ期限ト其ノ借貸ノ証
スベキ證書。

六四六 配當ノ要求チナサン
トスルニハ、其ノ原因ヲ明ラ
カニ開示シ、且ツ裁判所ノ所
在地ニ住居チモ、事務所チモ
有セザルモノナルトキハ、假
住所ヲ指定シテ、之ヲ執行裁
判所ニ届ケ置クベシ。
右ノ要求ハ、裁判ノ期日ノ終
ハリニ至ルマテ、之ヲナスコ
トヲ得ルモノナリ。
六四八 競賣手續ニ於ケル利
害關係人トハ、左ノ如シ。

ルカ又ハ賣却代金ヲ以テ其負擔ヲ辨済スルニ足ル見込アルトキニ非サレハ賣却ヲ爲スコトヲ
得ス
不動産ノ上ニ存スル一切ノ先取特權及抵當權ハ賣却ニ依リテ消滅ス
留置權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競落人ハ其留置權ヲ以テ擔保スル債權ヲ辨済スル
責ニ任ス
質權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競落人ハ其質權ヲ以テ擔保スル債權及質權者ニ對シ
ニ優先權ヲ有スル者ノ債權ヲ辨済スル責ニ任ス(民法施行法第五十一條ヲ以テ改正)

第六百五十二條 權利ヲ取得スル第三者其取得ノ際差押又ハ競賣ノ申立アリタルコトヲ知リタル
トキハ差押ノ效力ニ對シ其善意ナリシコトヲ主張スルコトヲ得ス
若シ不動産カ差押ノ原因タル債權ノ爲メ義務ヲ負擔スルトキハ差押後所有ノ移轉シタル場合
ニ限リ新所有者其取得ノ際差押又ハ競賣ノ申立アリタルコトヲ知ラサルトキト雖モ競賣手續
ヲ履行ス可シ
競賣申立ノ取下ニ因リテ差押ハ消滅ス
第六百五十一條 裁判所ハ競賣手續開始ノ決定ヲ爲ス際職權ヲ以テ競賣ノ申立アリタルコトヲ
登記簿ニ記入ス可キ旨ヲ登記判事ニ囑託ス可シ
登記判事ハ前項ノ囑託ニ從ヒテ記入ヲ爲ス可シ
第六百五十二條 登記判事ハ前條ニ掲ケタル記入ヲ爲シタル後登記簿ノ謄本ヲ裁判所ニ送付シ
不動産上權利者ヨリ差出シタル證書アルトキハ其抄本ヲ送付ス可シ
第六百五十三條 謄本知ルニ於テハ手續ノ開始ヲ妨ク可キ事實カ登記判事ノ通知ニ依リ顯ハル

第一 差押債權者及ビ執行
力チ有スル正本ニ依リテ、
其ノ配當ヲ要求スル所ノ債
權者。

第二 債務者
第三 登記簿ニ不動産上ノ
權利者トシテ記入セラレタ
ル者。

第四 不動産上ノ權利者ト
シテ、之カ債權ノ證明チナ
シ、執行ノ記録ニ備フベキ
届出チナシタル者。

六五一 裁判所ガ、競賣手續
開始ノ決定チナスニ際シテ、
職權ヲ以テ、競賣ノ申立アリ
タルコトヲ登記簿ニ記入スベ
キ旨ヲ登記判事ニ囑託スベキ
モノトス。
登記判事ハ、前項ニ規定シタ

ルトキハ裁判所ハ其事情ニ因リ直チニ手續ヲ取消シ又ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル期間内ニ
其障礙ノ消滅シタルコトヲ證明ス可キコトヲ債權者ニ命ス可シ其期間内ニ此證明ヲ爲ササル
トキハ期間ノ満了後職權ヲ以テ手續ヲ取消スヘシ
第六百五十四條 裁判所ハ競賣開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ租稅其他ノ公課チ主管スル官廳ニ
通知シ其不動産ニ對スル債權ノ有無及ヒ限度チ申出シ可キコトヲ期間チ定メテ備告スヘシ
第六百五十五條 裁判所ハ登記判事及ヒ租稅其他ノ公課チ主管スル官廳ヨリ通知チ受ケタル鑑
定人チシテ不動産ノ評價ヲ爲サシメ且ツ評價額ヲ以テ最低競賣價額ト爲ス
第六百五十六條 裁判所ハ最低競賣價額ヲ以テ差押債權者ノ債權ニ先ダツ不動産上ノ總テノ負
擔及ヒ手續ノ費用ヲ辨済シテ剩餘アル見込ナシトスルトキハ差押債權者ニ其旨ヲ通知ス可シ
右通知ヨリ七日ノ期間内ニ差押債權者カ前項ノ負擔及ヒ費用ヲ辨済シテ剩餘アル可キ價額チ
定ム且其價額ニ應スル競賣人ナキ場合ニ於テハ自ラ其價額ヲ以テ買受ク可キ旨ヲ申立テ十分
ナル保證チ立テサルトキハ競賣手續ヲ取消ス可シ
第六百五十七條 裁判所ハ前條第一項ノ債權及ヒ費用ヲ辨済シ剩餘チ得ル見込アルトキ又ハ差
押債權者前條第二項ノ申立チ爲レ十分ナル保證チ立テタルトキハ職權ヲ以テ競賣期日及ヒ競
落期日ヲ定メテ之チ公告ス
第六百五十八條 競賣期日ノ公告ニハ左ノ諸件チ具備スルコトヲ要ス

第一 不動産ノ表示
第二 租稅其他ノ公課
第三 貸貸借アル場合ニ於テハ其期限並ニ借貸

ル囑託ヲ受ケタルトキハ、之
ガ記入ヲナスベシ。

**六五五 裁判所ハ、登記簿
及ビ租税其ノ他ノ公ニ課セラ
ルベキ金額等ニ付キテ、之ヲ
主管スル所ノ官廳ヨリ通知ヲ
受ケタル鑑定人ヲシテ、其ノ
不動産ノ評價ヲナサシメ、此
ノ評價セシ金額ヲ以テ、最低
ノ競買價額トナス。**

**六五六 裁判所ニ於テ、最低
競買價額ヲ以テ、差押チナシ
タル債權者ノ債權ニ先キダチ
テ、不動産上ニ於ケル總テノ
負擔ト其ノ手續ノ費用トヲ辨
濟シテ、其ノ他ニ餘リナシト
スルトキハ、差押債權者ニ其
ノ旨ヲ通知スルモノトス。此
ノ通知ヨリ七日ノ期間内ニ於**

第四 強制執行ニ因リ競買ヲ爲ス旨

第五 競買期日ノ場所、日時及ビ競買ヲ爲ス可キ執達吏ノ氏名並ニ住所

第六 最低競買價額

第七 競落期日ノ場所及ビ日時

第八 執行記録ヲ閲覧シ得ヘキ場所

第九 登記簿ニ記入ヲ要セサル不動産上權利ヲ有スル者其債權ヲ申出シ可キ旨

第十 利害關係人競買期日ニ出頭ス可キ旨

第六百五十九條 競買期日ハ公告ノ日ヨリ少ナクトモ十四日ノ後タル可シ

此期日ハ裁判所ノ意見ヲ以テ裁判所内又ハ其他ノ場所ニ於テ執達吏ヲシテ之ヲ開カシム

第六百六十條 競落期日ハ競買期日ヨリ七日ヲ過クルコトヲ得ス

此期日ハ裁判所ニ於テ之ヲ開ク

第六百六十一條 競買期日ノ公告ハ左ノ箇所ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第一 裁判所ノ揭示板

第二 不動産所在地ノ市町村ノ揭示板

此他公告ハ裁判所ノ意見ニ從ヒ一箇又ハ數箇ノ新聞紙ニ掲載スルコトヲ得

第六百六十二條 最低競買價額ヲ除ク外本款ニ掲ケタル要却條件ノ變更ハ利害關係人ノ合意ヲ

得タルトキニ限り之ヲ許ス但此合意ハ競買期日ニ至ルマテ之ヲ爲スコトヲ得

第六百六十三條 競買期日ヲ開キタル後執達吏ハ執行記録ヲ各人ノ閲覧ニ供シ又特別ノ要却條

件アルトキハ之ヲ告知シ且競買價額申出シ能ハス可シ

テ、差押ノ債權者ガ、前ノ如

キ負擔及ビ其ノ費用ヲ辨濟シ
テ、餘リアレベキ價額ヲ定メ
且ツ其ノ價額ニ應ズル競買人
ノ之ヲキ適合ニ於テハ、自カ
ラ其ノ價額ヲ以テ、買ヒ受ク
ルベキ旨ヲ申立テ、十分ナル保
證ヲ立テザルトキハ、前ノ競
買手續ヲ取り消スベキモノト
ス。

**六五九 不動産ヲ競買スル期
日ハ、公告ヲナシタル日ヨリ
少ナクトモ十四日ノ後ニ於テ
スベキモノトス。**

此ノ期日ハ、裁判所ノ意見ニ
依リテ、裁判所内又ハ其他
ノ場合ニ於テ、執達吏ヲシテ
之ヲ開カシムルナリ。

六六三 競買期日ヲ開キタル

第六百六十四條 利害關係人カ該ル競買人ヨリ保證ヲ立テシメント申立ツルトキハ其競買

人カ保證トシテ競買價額十分ノ一ニ當ル金額ヲ現金又ハ有價證券ヲ以テ直チニ執達吏ニ預ク

ルトキニ非サレハ其競買ヲ許サス

右申立ハ競買價額ノ申出アリタル後直チニ之ヲ述フルコトヲ要ス其中立ハ同一ナル競買人ノ

其後ノ競買ニ付テモ亦效力アリ

第六百六十五條 競買ヲ許サレタル各競買人ハ更ニ高價ノ競買ノ許アルマテ其申出タル價額

ニ付キ拘束ヲ受ケルモノトス

競買ハ競買價額ヲ申出シ可キ價額後滿一時間ヲ過クルニ非サレハ終局スルコトヲ得ス

第六百六十六條 執達吏ハ最高價競買人ノ氏名及ビ其價額ヲ呼上ケタル後競買ノ終局ヲ告知ス

可シ他ノ各競買人ハ右ノ告知ニ因リ其競買ノ資格ヲ免カレ且預ケタル保證アルトキハ即時ニ

其返還ヲ求ムル權利アリ

第六百六十七條 競買ニ付キ作ル可キ圖書ニハ左ノ諸件ヲ備具スルコトヲ要ス

第一 不動産ノ表示

第二 差押債權者ノ表示

第三 執行記録ヲ各人ノ閲覧ニ供シタルコト又特別要却條件アルトキハ之ヲ告知シタルコ

ト

第四 競買價額ノ申出ヲ備告シタル日時

第五 總テノ競買價額並ニ其申出人ノ氏名住所又ハ許ス可キ競買ノ申出ナキコト

第六 競買終局ヲ告知シタル日時

後、執達吏ニ於テハ、執行記
録ヲ各人ノ隠匿ニ供シ、又、
特別ノ賣却條件アルトキハ、
之ヲ告知スルモノニシテ、且
競買價額ノ申出ヲ催告スベキ
モノトス。

六六四 利害關係人が、或レ
競買人ヨリ保證ヲ立テシメン
コトヲ申立ツルトキハ、其ノ
競買人が、其ノ保證トシテ、
競買價額十分ノ一ニ相當スル
金額ヲバ、現金又ハ有價證券
ヲ以テ、直チニ執達吏ニ之ヲ
預クルトキニアラザレバ、其
ノ競買ヲ許サズ。
右ノ申立ハ、競買價額ノ申立
テアリタル後ニ於テ、直チ
之ヲ送アルコトヲ要スルモノ
トス。其ノ申立ハ、同一ナル

第七 申立ニ因リ競買ノ爲メ保證ヲ立テタルコト、又ハ申立アルモ保證ヲ立テサル爲メ其
競買ヲ許サレコト

第八 最高價競買人ノ氏名及ヒ其價額ヲ呼上ケタルコト
最高價競買人及ヒ出願シタル利害關係人ハ調査ニ署名捺印ス可シ若シ此等ノ者調査ノ作成前
ニ退席シタルトキハ其旨ヲ附記ス可シ
競買ノ保證ノ爲メ預リタル金額又ハ有價證券ヲ返還シタルトキハ執達吏ハ受取證ヲ取り之ヲ
調査ニ添附ス可シ

第六六十八條 執達吏ハ調査及ヒ總テ競買ノ保證ノ爲メ預リタル金額又ハ有價證券ニシテ返
還セザルモノハ三日内ニ裁判所書記ニ之ヲ渡ス可シ

第六六十九條 最高價競買人執行裁判所ノ所在地ニ住居チモ事務所チモ有セザルトキハ其所在
地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ届出ツ可シ若シ之ヲ怠リタルトキハ第四百四十三條第三
項ノ規定ヲ準用ス
住所ノ選定ハ執達吏ニ口述シ其調査ヲ作ラシメテ之ヲ爲スコトヲ得

第六七十條 競買期日ニ於テ許ス可キ競買價額ノ申出ナキトキハ第六百四十九條第一項ノ規
定ヲ害セザル限リハ裁判所ハ其意見ヲ以テ最低競買價額ヲ相當ニ低減シ新競買期日ヲ定ム可
シ若シ其期日ニ於テ仍ホ許ス可キ競買價額ノ申出ナキトキモ亦同シ
新競買期日少ナクトモ十四日ノ後タル可シ

第六七十一條 裁判所ハ競買期日ニ出願シタル利害關係人ニ競買ノ許可ニ付キ陳述ヲ爲サザ
レバ可シ

競買人ノ其後ノ競買ニ付テ
モ、亦其ノ効力ヲ有スルモノ
トス。

六六八 執達吏ハ、最高價ノ
競買人ノ氏名及ヒ其ノ價額ヲ
呼ビ上ゲタル後、競買ノ終局
ヲ告知スベキモノトス。而シ
テ他ノ各競買人ハ、右ノ告知
ニ依リテ、其ノ競買ノ義務ヲ
免カレ、ノミナラズ、且ツ前
ニ預ケタル保證アルトキハ、
即時ニ之ヲ返還シ米々ベキ權
利アルモノトス。
六六八 執達吏ハ、調査及ヒ
總テノ競買ノ保證ノ爲メニ、
預リタル所ノ金額又ハ有價證
券ニシテ、之ヲ返還セザルモ
ノハ、三日以内ニ於テ、裁判
所書記ニ之ヲ送スベキモノト

競買ノ許可ニ付テノ異議ハ期日ノ終ニ至ルマテ之ヲ申立ツ可シ既ニ申立テタル異議ニ對スレ
陳述ニ付テモ亦同シ

第六七十二條 競買ノ許可ニ付テノ異議ハ左ノ理由ニ基クコトヲ要ス
第一 強制執行ヲ許ス可カラサルコト又ハ執行ヲ續行ス可カラサルコト
第二 最高價競買人賣買契約ヲ取結ビ若クハ其不動産ヲ取得スル能力ナキコト
第三 法律上ノ賣却條件ニ抵觸シテ競買ヲ爲シタルコト又ハ總テノ利害關係人ノ合意ヲ得
スシテ法律上ノ賣却條件ヲ變更シタルコト

第四 競買期日ノ公告ニ第六百五十八條ニ掲ケタル要件ノ記載ナキコト
第五 競買期日ノ公告ハ法律上規定シタル方法ニ依リ之ヲ爲ササルコト
第六 第六百五十九條ニ規定シタル期間ヲ存セザリシコト

第七 第六百六十五條第二項及ヒ第六百六十六條第一項ノ規定ニ違背シタルコト
第八 第六百六十四條ノ規定ニ違背シ最高價競買人ナリト呼上ケタルコト

第六百七十三條 異議ハ他ノ利害關係人ノ權利ニ關スル理由ニ基テハ之ヲ許サズ
第六百七十四條 裁判所ハ異議ノ申立テ正當トスルトキハ競買ヲ許サズ
第六百七十五條 第一號乃至第八號ニ掲ケタル事項ノ一アルトキハ職權ヲ以テモ競買ヲ許サズ
但第一號ノ場合ニ於テハ競買シタル不動産カ讓渡スコトヲ得サルモノナルトキ又ハ競買ノ後
ノ停止ヲ爲シタルトキニ限リ第二號ノ場合ニ於テハ能力若クハ資格ノ欠缺カ除去セラレサル
トキニ限リ第三號ノ場合ニ於テハ利害關係人手續ノ續行ニ付キ承認セザルトキニ限リ

第六百七十五條 競買ノ不動産ヲ競買ニ付シタル場合ニ於テ或ル不動産ノ賣得金ヲ以テテ償還

ス。

六六九 高價競買人が、執行裁判所ノ所在地ニ於テ、住居ヲモ、事務所ヲモ有セザルトキハ、其ノ所在地ニ於テ。假ニ住所ヲ檢定シ、其ノ旨ヲ裁判所ニ届ケ出ヅルモノトス。若シ之ヲ怠リタルトキハ、第四百四十三條第三項ノ規定ヲ適用ス。

此ノ住所ノ撰定ハ、之ヲ執達吏ニ口述シ、其ノ調査ヲ作ラシメテ、之ヲナスコトヲ得ルモノトス。

六七〇 裁判所ハ、競落期日ニ於テ、出頭シタル利害關係人ニ、競落ノ許可ニ付キテ、陳述ヲナサシムルモノトス。競落ノ許可ニ付テ、異議ヲ申

者ニ辨濟ヲ爲シ及ヒ強制執行ノ費用ヲ償フニ足ルヘキトキハ他ノ不動産ニ付テハ競落ヲ許サス

此場合ニ於テ債務者ハ其不動産中賣却ス可キモノヲ指定スルコトヲ得

第六百七十六條 第六百七十二條及ヒ第六百七十四條ノ規定ニ從ヒテ全ク競落ヲ許ササル場合ニ於テ更ニ競買ヲ許ス可キトキハ職權ヲ以テ新競買期日ヲ定ム可シ

新競買期日ハ少ナクとも十四日ノ後タル可シ

第六百七十七條 前條ノ規定ニ從ヒテ新競買期日ヲ定ムル場合ノ外競落ヲ許シ又ハ許ササル決定ノ言渡ヲ爲ス可シ

競落期日ノ調査ニ付テハ第二百二十九條乃至第三百三十二條及ヒ第三百三十四條ノ規定ヲ準用ス

第六百七十八條 競買期日ト競落期日トノ間 天災其他ノ事變ニ因リ不動産カ著シク毀損シタルトキハ最高價競買人タル呼上ヲ受ケタル者ハ其許可ヲ取消ス權利アリ其毀損ノ著シキヤ否ヤハ裁判所事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第六百七十九條 競落ヲ許ス決定ニハ競買ヲ爲シタル不動産、競落人及ヒ競落ヲ許シタル競買價額ヲ據ケ又特別ノ賣却條件ヲ以テ競落ヲ爲シタルトキハ其條件ヲモ掲ケ可シ

右決定ハ之ヲ言渡ス外尙ホ裁判所ノ揭示板ニ揭示シテ公告ス可シ

第六百八十條 利害關係人ハ競落ノ許可ニ付テノ決定ニ因リ損失ヲ被ル可キ場合ニ於テハ其決定ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

競落ヲ許ス可キ理由ナキコト又ハ決定ニ據ケタル以外ノ條件ヲ以テ許ス可キコトヲ主張スル競落人又ハ競落ヲ求メ之ヲ許ス可キコトヲ主張スル競買人モ亦即時抗告ヲ爲スコトヲ得

立テントスルトキハ、其ノ異議ハ期日ノ終ハリニ至ルマテ、之ヲ申立テ得ルコトヲ得ルモノナリ。既ニ申立テタル異議ニ對スル陳述ニ付テモ、亦相同シキモノトス

六七八 競落ノ期日ハ、競買期日ヨリ七日ヲ過ケルコトヲ得ザルモノナレドモ、若シ其ノ期日内ニ於テ、天災其他ノ事變ニ依リ、不動産ガ、著シク毀損シタルトキハ、最高價ノ競買人タル呼上ヲ受ケタルモノガ、其ノ許可ヲ取消スベキ權利ヲ有ス。且ツ其ノ毀損ノ著シキヤ、否ラザルヤハ、裁判所ハ、事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ムルモノトス

六八〇 利害關係人ニ於テハ

右抗告ノ執行停止ノ效力ヲ有ス

第二項ノ場合ニ於テ競落ヲ求メタル競買人ハ其申出テタル價額ニ付キ拘束ヲ受ケルモノトス

第六百八十一條 競落ヲ許ササル決定ニ對スル抗告ハ此法律ニ據ケル認テノ不許ノ原因ナキコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

競落ヲ許シタル決定ニ對スル抗告ハ此法律ニ據ケル競落ノ許可ニ對スル異議ノ原因ノ一ヲ理由トスルトキ又ハ競落決定力競落期日ノ調査ノ旨趣ニ抵觸シタルコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

取消ノ訴若クハ原狀回復ノ訴ノ要件ヲ理由トスル抗告ハ前二項ノ規定ニ依リ妨ケラレルコト無シ

第六百八十二條 抗告裁判所ハ必要ナル場合ニ於テハ反對陳述ヲ爲サシムル爲メ抗告人ノ相手方ヲ定ム可シ

一ノ決定ニ關スル數箇ノ抗告ハ互ニ之ヲ併合ス可シ

第六百七十三條及ヒ第六百七十四條ノ規定ハ抗告審ニモ亦之ヲ準用ス

第六百八十三條 執行裁判所ノ決定ヲ變更シ又ハ廢止シタル抗告裁判所ノ裁判ハ執行裁判所之ヲ裁判所ノ揭示板ニ揭示シテ公告ス可シ

第六百八十四條 競落ヲ許ササル決定確定シタルトキハ競落人及ヒ競落ヲ求メタル競買人ハ其競買ノ義務ヲ免カル

第六百八十五條 第六百七十八條ノ場合ニ於テ競買取消ノ爲メ競落ヲ許ササルトキハ第六百五十五條乃至第六百五十七條ノ規定ニ準用ス

競落ヲ許スベキヤ、否ヤニ付
テノ決定ニ依リテ、之ガ爲メ
ニ損害ヲ被ルベキ場合ニ於テ
ハ、其ノ決定ニ對シテ、即時
抗告ヲナスコトヲ得ルモノト
定メラレタリ。
競落ヲ許スベキ理由ナキコト
又ハ決定ニ掲ゲタル以外ノ條
件ヲ以テ、許スベキコトヲ主
張スル競落人又ハ競落ヲ求メ
之ヲ許スベキコトヲ主張スル
所ノ賣人亦即時抗告ヲナ
スコトヲ得ベシ。
前項ノ即時抗告ハ、執行停止
ノ効力ヲ有スルモノトス。
本條第二項ノ場合ニ於テハ、
競落ヲ求メタル所ノ競落人ニ
於テ、其ノ申出テタル價額ニ
付キ、之ガ拘束ヲ受クルモノ

第六百八十六條 競落人ハ競落ヲ許スル規定ニ因リテ不動産ノ所有權ヲ取得スルモノトス
第六百八十七條 競落人ハ代金ノ全額ヲ支拂ヒタル後ニ非サレハ不動産ノ引渡ヲ求ムルコトヲ
得ス
競落人若クハ債權者競落ヲ許ス決定アリタル後引渡アルマテ管理人ヲシテ不動産ヲ管理セシ
メントトテ申立テタルトキハ裁判所ハ之ヲ命スベシ
債務者カ引渡ヲ拒ミタルトキハ競落人若クハ債權者ノ申立ニ因リ裁判所ハ執達吏ヲシテ債務
者ノ占有ヲ解キ其不動産ヲ管理人ニ引渡サシム可シ
第六百八十八條 競落人カ代金支拂期日ニ其義務ヲ完全ニ履行セザルトキハ裁判所ハ債權者ヲ以
テ不動産ノ再競賣ヲ命スベシ
最初ノ競賣ノ爲ニ定メタル最低競賣價額其他賣却條件ハ再競賣ノ手續ニモ亦之ヲ適用ス
再競賣期日ハ少ナクとも十四日ノ後タル可シ
競落人カ再競賣期日ノ三日前マテ買人代金及ヒ手續ノ費用ヲ支拂ヒタルトキハ再競賣手續ヲ
取消ス可シ
再競賣ヲ爲ストキハ前ノ競落人ハ競買ニ加ハルコトヲ許サス且再度ノ競落代價カ最初ノ競落
代價ヨリ低キトキハ不足ノ額及ヒ手續ノ費用ヲ負擔シ其高キトキハ剩餘ノ額ヲ請求スルコト
ヲ得ス
第六百八十九條 共有物持分ノ強制競賣ニ付テハ債權者ノ債權ノ爲メ債務者ノ持分ニ付キ強制
競賣ノ申立アリタルコトヲ登記簿ニ記入ス但他ノ共有者ニハ其強制競賣ノ申立ヲ通知ス可シ
最低競賣價額ハ共有物全部ノ評價額ニ基キ債務者ノ持分ニ付キ之ヲ定ム可シ

トス。
六八一 ○落ヲ許サル決定
ニ對スル抗告ハ、此ノ民事訴訟
法ニ掲ケタル競落ヲ許サル原因
ナキコトヲ理由トスルトキニ
限リテ、之ヲ許スコトヲ得ル
ナリ。
競落ヲ許シタル決定ニ對スル
抗告ハ、此ノ法律ニ掲ケタル競
落ノ許可ニ對スル異議ノ原因
ノ一ヲ以テ、其ノ理由トスル
トキ、又ハ、競落決定ガ、競
落ノ期日ノ調査ノ旨趣ニ抵觸
セルモノナルコトヲ以テ、之
ヲ理由トスルトキニ限リテ、
之ヲ許スコトヲ得ルナリ。
取消ノ訴又ハ原狀回復ノ訴ヲ
以テ、要件トスルコトコソノ抗
告ハ、本條ナル前二項ノ規定

第六百九十條 競賣申立カ競落ヲ許スコト無クシテ完結シタルトキハ裁判所ハ第六百五十一條
ノ規定ニ從ヒテ爲シタル差押記入ノ抹消ヲ登記簿ニ囑託ス可シ
第六百九十一條 競落ヲ許ス決定確定スルトキハ賣却代金カ配當ニ與カル各債權者ヲ満足セシ
ムルニ足ラサル場合ニ於テハ民法附法及ヒ特別法ニ從ヒテ之ヲ配當ス可シ
第六百九十二條 各債權者ハ競落期日マテニ其債權ノ元金、利息、費用其他附帶ノ債權ノ計算
書ヲ提出ス可シ
前項ノ規定ニ從ハサル債權者ニ付テハ第六百二十八條第二項ノ規定ヲ準用ス
第六百九十三條 代金ノ支拂及ヒ配當ハ競落ヲ許ス決定ノ確定後ニ裁判所カ職權ヲ以テ定ムル
期日ニ於テ之ヲ爲ス
此期日ニハ利害關係人、執行力アル正本ニ因ラスシテ配當ヲ要求スル債權者及ヒ競落人ヲ呼
出ス可シ
第六百九十四條 期日ニ於テハ先少配當ス可キ不動産ノ賣却代金ノ競許ナルヲ定ム可シ
左ノモノヲ賣却代金トス
第一 代金
第二 不動産カ果實其他金錢ノ見積ルコトヲ得ヘキ利益ヲ生スル場合ニ於テハ競落決定前
代金ニ拂ハ裁判所ニ之ヲ爲ス可シ
最高競賣價額ノ保證ノ爲メ預リタル金額ハ代金ニ之ヲ算入ス
第六百九十五條 裁判所ハ出頭シタル利害關係人及ヒ執行力アル正本ニ因ラスシテ配當ヲ要求

ニヨリテ、妨ケラレコトナ

六九一 競落ヲ許ス所ノ決定
ニシテ確定スルトキハ、賣却
代金ガ、配當ニ與カル各債權
者ヲ満足セシムルニ足ラザル
場合ニ於テハ、民法、商法
ニ特別ナル法律ニ從ヒテ、之
ガ配當ヲナスベシ。

六九三 代金ノ支拂ト其ノ配
當ハ、競落ヲ許ストコロノ決
定ノ確定シタル後、裁判所
職權ヲ以テ、定ムル期日ニ於
テ之ヲナスベキモノトス。
前項ノ期日ハ、利害關係人、
執行方チ有スル正本ニ因ルコ
トナクシテ、其ノ配當ヲ要求
スル債權者及ビ競落人チ呼ビ
出スベキモノトス。

スル債權者ヲ訊問シテ配當表ヲ確定ス可シ
第六百九十六條 配當表ニハ賣却代金各債權者ノ債權ノ元金、利息、費用及ビ配當ノ順位並ニ
配當ノ割合ヲ記載ス可シ

若シ出願シタル債權者ノ利害關係人及ビ執行方チ有スル正本ニ因ラズシテ配當ヲ要求スル債權者一
致シタルトキハ其一致ニ基キ配當表ヲ作ル可シ

第六百九十七條 配當表ニ對スル異議ノ完結及ビ配當表ノ實施ニ付テハ第六百三十條以下ノ規
定ヲ準用ス但以下數條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタルモノハ此限ニ在ラス

第六百九十八條 期日ニ出願シタル債權者ハ各債權者ノ債權ニ對シ又ハ其債權ノ爲メ主張スル
順位ニ對シ異議ヲ申立ツル權利アリ

出願シタル各債權者ハ自己ノ利害ニ關シテハ他ノ債權者ニ對シ前項ト同一ノ權利アリ
執行スルチ得ヘキ債權ニ對スル債務者ノ異議ハ第五百四十五條、第五百四十七條及ビ第五百
四十八條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ完結ス

第六百九十九條 競落人ハ賣却條件ニ因リ不動産ノ負擔ヲ引受ケル外配當表ノ實施ニ際シ買入
代金ノ額ニ滿ラズル限トシ關係債權者ノ承諾ヲ得テ買入代金ノ支拂ニ換ヘ債務ヲ引受ケルコ
トヲ得若シ債權者競落人ナルトキハ其債權ノ配當額ガ買入代金ノ額ニ滿ラズル限リ買入代金
トシテ之ヲ計算スルニ因リテ消滅ス然レトモ引受ケ可キ債務又ハ計算ス可キ競落人ノ債權ニ
對シ適當ナル異議アルトキハ之ニ相當スル代金ヲ支拂ヒ又ハ保證ヲ立ツ可シ

第七百條 配當表ヲ實施シタル後裁判所ハ配當調査及ビ競落決定ノ正本ヲ登記部ニ送付シテ
左ノ諸件ヲ囑託ス可シ

六九五 裁判所ニ於テハ、出

頭シタル利害關係人及ビ執行
力チ有スル正本ニ依ルコトナ
クシテ、之ガ配當ヲ要求スル
債權者ヲ訊問シテ、以テ之ガ
配當表ヲ確定ス。

六九八 期日ニ出願シタル債
務者ハ、各債權者ノ債權ニ對
シ、又ハ、其ノ債權ノ爲メニ
主張スル順位ニ對シテ、異議
ヲ申立ツル所ノ權利チ有スル
モノナリ。

執行スルコトヲ得ベキ債權ニ
對スル債權者ノ異議ニ付テハ
第五百四十五條、第五百四十
七條及ビ第五百四十八條ノ規
定スル所ニ從ヒテ、之ヲ完ク
終結スベシ。

七〇〇 配當表ニ從ヒテ、之

第一 競落人ノ所有權ノ登記

第二 競落人ノ引受ケサル不動産上負擔記入ノ抹消

第三 第六百五十一條ノ規定ニ從ヒ爲シタル記入ノ抹消
右登記及ビ抹消ニ關スル總テノ費用ハ競落人ノ負擔ス可シ

第七百一條 數多ノ差押債權者ノ爲メ同時ニ爲ス可キ不動産ノ競賣手續ニ付テハ前數條ノ規定
ヲ準用ス

第七百二條 裁判所ハ競賣期日ノ公告前利害關係人ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ競賣ニ換ヘテ
入札拂テ命スルコトヲ得但入札拂ニ付テハ以下數條ニ於テ別段ノ規定ナキモノハ前數條ノ規
定ヲ準用ス

第七百三條 入札ハ入札期日ニ於テ執達吏ニテ之ヲ差出ス可シ

入札ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 第一 入札人ノ氏名及ビ住所
- 第二 不動産ノ表示
- 第三 入札價額

第七百四條 執達吏ハ入札人ノ面前ニ於テ入札ヲ開封シ之ヲ朗讀ス可シ

二人以上同價額ノ入札アルトキハ執達吏ハ其者ヲシテ追加ノ入札ヲ爲サシメ最高價入札人ヲ
定ム

一定ノ金額ヲ以テ入札價額ヲ表セシテ他ノ入札價額ニ對スル比例ヲ以テ價額ヲ表シタル入
札ハ之ヲ許サス

ヲ實施シタル後、裁判所ハ、配當調書及ビ競落決定ノ正本ヲ登記判事ニ送りテ、左ノ諸件ヲ囑托スルモノトス。

第一 競落人ガ、所有權ヲ得タルニ由リテ、其ノ登記ヲナスコト。

第二 競落人ノ引キ受ケザル所ノ不動產上ノ負擔ヲ記入セルヲ抹消、即チ取消スルコト。

第三 第六百五十一條ノ規定ニ從ヒテ、爲シタル記入ヲ取消スコト。

第七〇二 裁判所ニ於テハ、競落期日ヲ公告スル前ニ利害關係人ノ申立ニ因リテ、又ハ、職權ヲ以テ、競賣ニ代ヘテ、入札ヲ以テ拂フベキコトヲ命

第七百五條 最高價入札人タル呼上ヲ受ケタル者第六百六十四條ノ規定ニ從ヒ保證ヲ立ツ可キ求テ受ケルモ之ヲ立テサルトキハ其次位ノ入札人ヲ以テ最高價入札人ト定ム但此場合ニ於テハ最初呼上ヲ受ケタル者ハ其入札價額ト次位ノ入札價額トノ差金ヲ負擔スル義務アリ

第三款 強制管理

第七百六條 強制管理ニ付テハ第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十四條第一項第三項及ビ第六百五十一條乃至第六百五十四條ノ規定ヲ準用ス

第七百七條 裁判所ハ強制管理開始ノ決定ニ於テ債務者ガ管理人ノ事務ニ干渉スルコト及ビ不動産ノ收益ニ付キ處分スルコトヲ禁シ又不動産ノ收益ノ給付ヲ爲ス可キ第三者アルトキハ、第三者ニ其後ノ給付ヲ管理人ニ爲ス可キコトヲ命ス可シ

第七百八條 裁判所ハ強制管理開始ノ決定ヲ爲シタル不動産ニ付キ強制管理ノ申立アルモ此開始決定ヲ爲スコトヲ得ス

第七百九條 配當要求ハ執行力アル正本ニ因リ且裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有セザ

ズルヲ得ルナリ。但シ入札拂ニ付テハ、本條以下ノ數條ニ規定スルガ、別段ニ規定セザルモノハ、前ニアル數條ノ規定ヲ準用スルモノトス。

第三款 強制管理トハ、債務者ノ有スル不動産ヲバ、競賣スルコトヲナサズ、又、債務者ニハ、其ノ不動産ヲ處分シ、及ビ之ガ收益ヲナスコトヲ禁止シ、ノレヨリ得ル所ノ收益ヲ以テ、債務者ヲシテ辨濟セシムルコトヲ方法ヲ云フ。若シ債權者ニ於テ、餘クニ債務ノ辨濟ヲ得ルコトヲ厭ハズ、且シ債務者ノ不動産ガ、夥多ノ收益ヲ生ズルモノ

ル者ハ假住所ヲ選定シテ執行裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七百十條 執行裁判所ハ前二條ノ申立及ビ要求アリタルコトヲ債權者債務者、及ビ管理人ニ通知ス可シ

第七百十一條 管理人ハ裁判所之ヲ任命ス但債權者ハ適當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得

第七百十二條 裁判所ハ債權者及ビ債務者ヲ審訊シタル後又適當トスル場合ニ於テハ鑑定人ヲ立會ハシメタル上管理人ニ管理ニ關シ必要ナル指揮ヲ爲シ又管理人ニ與フ可キ報酬ヲ定メ且

第七百十三條 第三者不動産ニ付キ強制管理ヲ許スコトヲ妨クル權利ヲ主張スルトキハ第五百四十九條ノ規定ヲ準用ス

第七百十四條 管理人ハ直チニ不動産ニ付キ得タル收益ヨリ其不動産ノ負擔ニ係ル租稅其他ノ公課ヲ扣除シタル後別段ノ手續ヲ要セスシテ管理ノ費用ヲ辨濟シ其殘額ノ配當ニ付キ債權者間ニ協議調ハサルトキハ其旨ヲ裁判所ニ届出ツ可シ

第七百十五條 管理人ハ毎年及ビ其業務施行ノ終了後各債權者。債務者及ビ裁判所ニ計算書ヲ規定ヲ準用シテ配當表ヲ作り其配當表ニ基キ管理人ヲシテ債權者ニ支拂フ爲サシム可シ

ナルトキハ、債務者ヲ
義務ノ辨濟ニ強制スル
キハ、債權者、債務者
モニ利益スル所多カルベ
シ。

七一一 強制管理ニ付シタル
モノニシテ、其ノ管理人ハ、
裁判所ガ、之ヲ任命スルモノ
ナク、但シ債權者ハ、最も適
當ナル人ヲ推選スルコトヲ得
ベキモノトス。
管理人ハ、管理及ビ収益ヲナ
スガ爲メニ、自カラ不動産ヲ
有スル所ノ權利ヲ有スルモノ
トナル。此ノ場合ニ於テ、抵
抗ヲ受クルトキハ、執達吏ヲ
立會ハシムルコトヲ得ルモノ
ナリ。

管理人ヲ任命スルハ、債務者

差出ス可シ
各債權者及ビ債務者ハ計算書ノ送達アリタルヨリ七日ノ期間内ニ執行裁判所ニ異議ノ申立ヲ
爲スコトヲ得。但シ
右期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ計算ニ付キテ全ク異議ナク且管理人ノ卸任ヲ承諾シタルモ
ノト看做ス。

異議ノ申立アルトキハ裁判所ハ管理人ヲ審訊シタル後之ヲ裁判ス可シ若シ異議ノ申立ナク又
ハ申立テタル異議ヲ完結シタルトキハ裁判所ハ管理人ヲ卸任セシム可シ
第七百十六條 強制管理ノ取消ハ裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス
此取消ハ各債權者ノ不動産ノ収益ヲ以テ辨濟ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス
若シ管理履行ノ爲メ特別ノ費用ヲ要スルトキ債權者カ必要ナル金額ヲ豫納セサルニ於テハ裁
判所ハ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得
裁判所ハ右ノ取消ヲ決定スル際登記簿ニ執行管理ニ關スル記入ノ抹消ヲ囑託ス可シ
第三節 船舶ニ對スル強制執行
第七百十七條 船舶其他ノ海船ニ對スル強制執行ハ不動産ノ強制執行ニ關スル規定ニ從ヒテ之
ヲ爲ス但事物ノ性質ニ因リテ差異ノ顯ハルルトキ又ハ以下數條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル
トキハ此限ニ在ラス
端舟其他債權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ運轉スル舟ニハ本節ノ規定ヲ適用セ
ス
第七百十八條 船舶ノ強制執行ニ付テハ船舶カ差押ノ當時停泊スル港ノ區裁判所ヲ以テ管轄執

二代ハ、第三者ノ給付スベ
キ収益ヲ取り立シレ權利ヲ授
與スルモノトス。

七一一 船舶其他ノ他、專ラ海
上ニ用フル船舶ニ對スル強制
執行ハ、不動産ノ強制執行ニ
關スル規定ニ從ヒテ、之ヲナ
スモノトス。但シ其ノ事物ノ
性質ニ依リテ、差異ノ顯ハル
トキ、又ハ、本條以下數條
ノ規定ニ別段ニ之ヲ定メタル
トキハ、此ノ限ニ在ラス。
船舶其他唯、權、權ノミヲ
以テ、運轉スルカ、又ハ、重
ニ權、權ニ依リテ、運轉ヲナ
ス船ニハ、本節ニ定メラレタ
ル規定ヲ適用セザルモノトス
七一一 船舶ノ強制執行ニ付
テハ、其ノ船舶カ、差押

行裁判所トス

第七百十九條 船舶ハ執行手續中差押ノ港ニ之ヲ停泊セシム可シ然レトモ商港上利益ノ爲メ適
當トスル場合ニ於テハ裁判所ハ總テノ利害關係人ノ申立ニ因リ航行ヲ許スコトヲ得
第七百二十條 強制執行ニ付テノ申立ニハ左ノ證書ヲ添付ス可シ
第一 債權者カ所有者ナル場合ニ於テハ其所有者トシテ船舶ヲ占有スルコト又船長ナル場
合ニ於テハ船長トシテ船舶ヲ指揮スルコトヲ証明スルニ足ル可キ證書
第二 船舶カ登記簿ニ登記アル場合ニ於テハ其船舶ニ關スル有效ナル各登記事項ヲ包
含シタル登記簿ノ抄本
債權者ハ公簿ヲ主管スル官廳カ遺隔ノ地ニ在ルトキハ第二號ノ抄本ノ求アランコトヲ執行裁
判所ニ申立シルコトヲ得
第七百二十一條 裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ船舶ノ監守及ヒ保存ノ爲メ必要ナル處分ヲ爲サ
シム可シ
此處分ヲ爲シタルトキハ開始決定ノ送達前ト雖モ差押ノ效力ヲ生ス
若シ此處分ヲ履行スル爲メ債權者カ必要ナル金額ヲ豫納セサルトキハ裁判所ハ之ヲ取消ス可
トヲ得
第七百二十二條 船長ニ對シテ爲シタル判決ニ基キ船舶債權者ノ爲メ船舶ノ差押ヲ爲ストキハ其
差押ハ所有者ニ對シテモ效力アリ此場合ニ於テハ所有者モ亦利害關係人トス
差押後所有者若クハ船長ノ變更アルモ手續ノ履行ヲ妨ケス
差押後新ニ船長ト爲リタル者ハ之ヲ利害關係人トス此場合ニ於テハ前船長ハ其關係人タル責

ノ當時、碇泊スル所ノ港ノ區
裁判所ヲ以テ、之ガ管轄執行
裁判所トス。

七一九 船舶ハ、強制執行ノ
手續中ニ於テハ、始メ差押チ
ナシタル港ニ碇泊セシムベキ
モノトス。然レドモ、其ノ船
舶ガ、商業上ノ利益ノためニ
適當トスル場合ニ於テハ、裁
判所ハ、總テノ利害關係人ノ
申立ニヨリテ、其ノ船舶ヲシ
テ航行セシムルコトヲ許スベ
シ。

七二二 船長ニ對シテ、爲シ
タル判決ニ基ツキ、船舶債權
者ノ爲メニ、船舶ノ差押チナ
ストキハ、其ノ差押ハ、所有
者ニ對シテモ、其ノ效力チ有
スルモノトス。此ノ場合ニ於

務チ免カレ

第七百二十三條 船舶カ差押ノ當時其裁判所管轄内ニ存セサルコトノ顯ハルトキハ其手續ノ
取消ス可シ

第七百二十四條 賣却期日ノ公告ニハ第六百五十八條第一號ニ掲ケタル旨趣ニ換ヘテ船舶ノ表
示及ヒ其碇泊ノ場所ヲ掲ケ可シ

第七百二十五條 定置港ノ區裁判所管轄外ニ於テ差押チ爲シタルトキハ執行裁判所ハ賣却期日
ノ公告チ定置港ノ區裁判所ニ送付シ其裁判所ノ揭示板ニ揭示ス可キコトヲ囑託ス可シ

第七百二十六條 船舶ノ股分ニ對スル強制執行ハ第六百二十五條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス其執
行ニ付テハ定置港ノ區裁判所之ヲ管轄ス

第七百二十七條 債權者ハ差押命令ノ申請ニ債務者カ船舶ノ股分ニ付キ所有權チ有スルコトヲ
證ス可キ船舶登記簿ノ抄本又ハ信用ス可キ證明書ヲ添附ス可シ

差押命令ハ債務者ノ外船舶管理人ニモ之ヲ送達ス可シ

差押ハ此命令チ船舶管理人ニ送達スルニ因リ債務者ニ送達スルト同一ノ效力チ生ス

第七百二十八條 船舶股分ノ賣却代金ノ配當ニ付テハ第六百二十六條以下ノ規定ヲ準用ス

第七百二十九條 外國ノ船舶チ差押ヘタルトキ又ハ登記簿ニ登記セサル船舶チ差押ヘタルトキ
ハ登記簿ニ記入ス可キ手續ニ關スル規定ヲ適用セス

第三章 金銀ノ支拂チ目的トセサル債權ニ付テノ強制執行

第七百三十條 債務者カ特定ノ動産又ハ代替物ニ一定ノ數量チ引渡ス可キトキハ執達吏ハ之ヲ
債務者ヨリ取上ケテ債權者ニ引渡ス可シ

チハ、其ノ所有者モ亦利害關
係人トス。

差押ノ後、所有者若クハ船長
ノ變更アリトイヘドモ、手續
チ履行スルニ付テハ、何等ノ
差支モナシ。

差押ノ後、新タニ船長トナリ
タルモノハ、又利害關係人ト
ス。此ノ場合ニ於テハ、前ノ
船長ハ、其ノ關係人タル責任
チ免ガレトモトス。

七二五 船舶ノ定置港チ管轄
スル區裁判所ノ管轄以外ノ地
ニ於テ、其ノ船舶チ差押ヘタ
ルトキハ、執行裁判所ハ、就
賣却期日ノ公告チハ、定置港ノ
區裁判所ニ送附シ、其ノ裁判
所ノ揭示板ニ揭示スベキコト
ノ囑托チナスベキモノト定メ

第七百三十一條 債務者カ不動産又ハ人ノ住居スル船舶チ引渡シ又ハ引渡ス可キトキハ執達吏

ハ債務者ノ占有ヲ解キ債權者ニ其占有ヲ得セシム可シ

此強制執行ハ債權者又ハ其代理人カ受取ノ爲メ出頭シタルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

強制執行ノ目的物ニ非サル動産ハ執達吏之ヲ取除キテ債務者ニ引渡ス可シ若シ債務者不在ナ
ルトキハ其代理人又ハ債務者ノ成長シタル家族若クハ雇人ニ之ヲ引渡ス可シ

債務者及ヒ前項ニ掲ケタル者不在ナルトキハ執達吏ハ右ノ動産チ債務者ノ費用ニテ保管ニ付
ス可シ

債務者カ其動産ノ受取チ怠ルトキハ執達吏ハ執行裁判所ノ許可ヲ得テ差押物ノ賣却ニ關スル
規定ニ從ヒテ之ヲ賣却シ其費用チ扣除シタル後其代金チ供託ス可シ

第七百三十二條 引渡ス可キ物カ第三者ノ手中ニ存スルトキハ債權者ノ引渡ノ請求ハ申立ニ因
リ金錢債權ノ差押ニ關スル規定ニ從ヒテ之ヲ債權者ニ轉付ス可シ

第七百三十三條 民法第四百十四條第二項及第三項ノ場合ニ於テハ第一審ノ受訴裁判所ハ申立
ニ依リ民法ノ規定ニ從ヒテ決定ヲ爲ス(民法施行法第五十四條チ以テ改正)

債權者ハ同時ニ其行爲チ爲スニ因リ生ス可キ費用チ豫メ債務者ニ支拂チ爲サシムル決定ノ宣
言アラントコトヲ申立ツルコトヲ得但し其行爲チ爲スニ因リ此ヨリ多額ノ費用チ生スルトキ後日
其請求チ爲ス權利チ妨ケス

第七百三十四條 債務ノ性質カ強制履行チ許ス場合ニ於テ第一審ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ決
定ヲ以テ相當ノ期間チ定メ債務者カ其期間内ニ履行チ爲ササルトキハ其遷延ノ期間ニ應シ一
定ノ賠償チ爲スヘキコト又ハ直ニ損害ノ賠償チ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ要ス(同上)

タリ。

七三一 債務者が、不動産又ハ、人ノ住居スル船舶ヲ引キ渡シ、又ハ、之ヲ明ク渡ストキハ、執達吏ニ於テ、債務者ノ占有スルヲ解キ、其ノ占有ヲ債権者ニ得セシムルコトトスベシ。

此ノ強制執行ハ、債権者又ハ其ノ代理人ニ於テ、之ヲ受取ルガ爲メニ、出願シタルトキニ限りテ、之ヲ爲スコトヲ得ルナリ。

強制執行ノ目的物ニアラザル動産ハ、執達吏ガ、之ヲ取り除キ、債務者ニ引キ渡スベキモノトス。若シ債務者ノ在ラザルトキハ、其ノ代理人又ハ債務者ノ成長ナシタル家族

第七百三十五條 前二條ノ決定ハ口頭辯論ヲ經シテ之ヲ爲スコトヲ得但決定前債務者ヲ審訊ス可シ

第七百三十六條 債務者カ權利關係ノ成立ヲ認諾ス可キコト又ハ其他ノ意思ノ陳述ヲ爲ス可キコトノ判決ヲ受ケタルトキハ其ノ判決ノ確定ヲ以テ認諾又ハ意思ノ陳述ヲ爲シタルモノト看做ス反對給付ノ有リタル後認諾又ハ意思ノ陳述ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ第五百十八條及七百五十二條ノ規定ニ從ヒ執行力アル正本ヲ付與シタルトキ其效力ヲ生ス

第四章 假差押及ヒ假處分

第七百三十七條 假差押ハ金錢ノ債權又ハ金錢ノ債權ニ換フルコトヲ得ヘキ請求ニ付キ動産又ハ不動産ニ對スル強制執行ヲ保全スル爲メ之ヲ爲スコトヲ得

假差押ハ未タ期限ニ至ラサル請求ニ付テモ亦之ヲ爲スコトヲ得

第七百三十八條 假差押ハ之ヲ爲サレハ判決ノ執行ヲ爲スコト能ハス又ハ判決ノ執行ヲ爲スニ著シキ困難ヲ生スル恐アルトキ殊ニ外國ニ於テ判決ノ執行ヲ爲スニ至ル可キトキハ之ヲ爲スコトヲ得

第七百三十九條 假差押ノ命令ハ假ニ差押フ可キ物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ本案ノ管轄裁判所之ヲ管轄ス

第七百四十條 假差押ノ申請ニハ左ノ條件ヲ掲ケ可シ

- 第一 請求ノ表示者シ其請求カ一定ノ金額ニ係ラザルトキハ其價額
- 第二 假差押ノ理由タル事實ノ表示
- 請求及ヒ假差押ノ理由ハ之ヲ説明ス可シ

若クハ個人ニ之ヲ引キ渡スベシ。

若シ債務者及ヒ前項ニ掲ゲタルモノノ在ラザルトキハ、執達吏ニ於テハ、右ノ動産ヲ保管スベシ。之ニ要スル費用ハ、債務者ノ負擔ニ屬スルモノトス。

又債務者ガ、其ノ動産ノ受取ヲ怠ルトキハ、執達吏ハ、執行裁判所ノ許可ヲ得テ、差押物ヲ執賣ニ附スル規定ニ從ヒテ、之ヲ賣却ヲナシ、其ノ費用ヲ差引キシタル後、其ノ代金ノ供託ヲナスベシ。

第四章 假差押トハ、金錢ニ關スル請求者ガ命令ニ關スル請求ニ應ズルコトヲ得ベキ請求ノ爲メニ動産又

申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七百四十一條 假差押ノ申請ニ付テハ裁判所ハ口頭辯論ヲ經シテ之ヲ爲スコトヲ得

請求又ハ假差押ノ理由ヲ説明セザルトキト雖モ假差押ニ因リ債務者ニ生ス可キ損害ノ爲メ債権者カ裁判所ノ自由ナル意見ヲ以テ定ムル保證ヲ立テタルトキハ裁判所ハ假差押ヲ命スルコトヲ得

又請求及ヒ假差押ノ理由ヲ説明シタルトキト雖モ裁判所ハ保證ヲ立テシメ假差押ヲ命スルコトヲ得

保證ヲ立テタルトキハ其保證ヲ立テタルコト及ヒ如何ナル方法ヲ以テ之ヲ立テタルコトヲ假差押ノ命令ニ記載ス可シ

第七百四十二條 假差押ノ申請ニ付テハ裁判所ハ口頭辯論ヲ爲ス場合ニ於テハ終局判決ヲ以テ之ヲ爲シ其他ノ場合ニ於テハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

假差押ノ申請ヲ却下シ又ハ保證ヲ立テシタル裁判所ハ債務者ニ之ヲ通知スルコトヲ要セス

第七百四十三條 假差押ノ命令ニハ假差押ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ル爲メ又ハ執行シタル假差押ヲ取消スコトヲ得ル爲メ債務者ヨリ供託ス可キ金額ヲ記載ス可シ

第七百四十四條 債務者ハ假差押決定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得

此異議ニ付テハ假差押ノ取消又ハ變更ヲ申立ツル理由ヲ開示ス可シ

異議ノ申立ハ假差押ノ執行ヲ停止セス

第七百四十五條 異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ口頭辯論ノ爲メ當事者ヲ呼出ス可シ

裁判所ハ終局判決ヲ以テ假差押ノ全部若クハ一分ノ認可、變更又ハ取消ヲ宣渡シ又自由ナル

ハ不動産ノ將來ニ關スル執
行ヲ確實ナラシムルガ爲メ
ニ行フ所ノ保全處分ヲ云
フ。

假處分トハ、是レ亦假差押
ニ等シク、債權者が、將來
ニ請求シ得ベキ債務ノ執行
ヲ確實ニスルガ爲メニ、行
フ所ノ保全處分ヲ云フ。然
レドモ、假差押トハ異ナリ
テ、金錢ニ代フルコトヲ得
ベキ物品ノ給附ヲナスベキ
義務ノ執行ヲ確實ニスルモ
ノニアラズ、例ヘバ子女ノ
引キ戻シ等ノ如ク、一定ノ
人ニ關スル目的ヲ以テスル
モノナリ。

七四二 假差押ノ申請ニ付テ
ノ裁判ハ、口頭辯論ヲナス協

意見ヲ以テ定ムル保證ヲ立ツ可キコトノ條件ヲ附シテ之ヲ言渡スコトヲ得

第七百四十六條 本案ノ未ダ緊密セサルトキハ假差押裁判所ハ債務者ノ申立ニ因リ口頭辯論ヲ
經スシテ相當ニ定ムル期間内ニ訴ヲ起スコトヲ債權者ニ命ス可シ

此期間ヲ徒過シタル後ハ債務者ノ申立ニ因リ終局判決ヲ以テ假差押ヲ取消ス可シ

第七百四十七條 債務者ハ假差押ノ理由消滅シ其他事情ノ變更ヲタルトキ又ハ裁判所ノ自由ナ
ル意見ヲ以テ定ム可キ保證ヲ立テントノ提供ヲ爲シタルトキハ假差押ノ認可後ト雖モ假差押
ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得

此申立ニ付テハ終局判決ヲ以テ之ヲ裁判ス其裁判ハ假差押ヲ命シタル裁判所又本案カ既ニ緊
密シタルトキハ本案ノ裁判所之ヲ爲ス

第七百四十八條 假差押ノ執行ニ付テハ強制執行ニ關スル規定ヲ準用ス但以下數條ニ於テ差異
ノ生スルトキハ此限ニ在ラス

第七百四十九條 假差押ノ命令ニハ其命令ヲ發シタル後債權者又ハ債務者ニ於テ承繼アル場合
ニ限リ執行文ヲ附記スルコトヲ要ス

假差押命令ノ執行ハ命令ヲ言渡シ又ハ申立人ニ命令ヲ送達シタルヨリ十四日ノ期間ヲ徒過ス
ルトキハ之ヲ爲スコトヲ許サス

右執行ハ債務者ニ差押命令ヲ送達スル前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第七百五十條 動産ニ對スル假差押ノ執行ハ各差押ト同一ノ原則ニ從ヒテ之ヲ爲ス
債權ノ假差押ニ付テハ其命令ヲ發シタル裁判所ヲ以テ管轄執行裁判所トス
債權ノ假差押ニ付テハ第三債務者ニ對シ債權者ニ支拂ヲ爲スコトヲ禁スル命令ノミヲ爲スコ

合ニ於テハ、終局判決ヲ以テ
之ヲナス。其ノ他ノ場合ニ於
テハ、決定ヲ以テ、之ヲナス
モノトス。

假差押ノ申請ヲ却下シ、又ハ
保證ヲ立テシムルトコロノ裁
判ハ、之ヲ債務者ニ通知スル
ヲ要セズ。

七四八 假差押ノ執行ニ付テ
ハ、強制執行ニ關スル規定ヲ
準用スルナリ。然レドモ本條
以下ノ數條ニ規定シタルモノ
ハ、此ノ限ニアラズ。

七四九 假差押ノ命令ニハ、
其ノ命令ヲ發シタル後債權者
又ハ債務者ニ於テ、之ヲ承繼
セル場合ニ限リ、執行文ヲ附
記スルコトヲ要ス。
假差押命令ニ付テ、之ガ履行

シ

假差押ノ金錢ハ之ヲ供託ス可シ其他假差押物ノ競買及ヒ假差押有價證券ノ換價ハ一時之ヲ爲
ナス然レトモ假差押物ニ著シキ價額ノ減少ヲ生スル恐アルトキ又ハ其貯藏ニ付キ不相應ナル
費用ヲ生ス可キトキハ執行裁判所ハ申立ニ因リ其物ヲ競買シ賣得金ヲ供託ス可キ旨ヲ執達吏
ニ命スルコトヲ得

第七百五十一條 不動産ニ對スル假差押ノ執行ハ假差押ノ命令ヲ登記簿ニ記入スルニ因テ之ヲ
爲ス

第七百五十二條 假差押執行ノ爲メ強制管理ヲ爲ス場合ニ於テハ保全ス可キ債權ニ相當スル金
額ヲ取立テ之ヲ供託ス可シ

第七百五十三條 船舶ニ對スル假差押ノ執行ハ假差押ノ當時碇泊スル港ニ碇泊セシムルコトニ
因リテ之ヲ爲ス裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ船舶ノ監守及ヒ保存ノ爲メ必要ナル處分ヲ爲ス
第七百五十四條 假差押命令ニ於テ定メタル金額ヲ供託シタルトキハ執行裁判所ハ執行シタル
假差押ヲ取消ス可シ

假差押ノ履行ニ付キ特別ノ費用ヲ要シ且之方爲メ必要ナル金額ヲ債權者カ豫納セサルトキモ
亦執行裁判所ハ假差押ノ取消ヲ命スルコトヲ得

右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
假差押ヲ取消ス決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第七百五十五條 係争物ニ關スル假處分ハ現狀ノ變更ニ因リ當事者一方ノ權利ノ實行ヲ爲スコ
ト能ハス又ハ之ヲ爲スニ著シキ困難ヲ生スル恐アルトキ之ヲ許ス

チナスハ、命令ヲ有渡シ、又 第七百五十六條 假處分ノ命令其他ノ手續ニ付テハ假差押ノ命令及ヒ手續ニ關スル規定ヲ準用
ハ申立人ニ命令ヲ送達シタル
ス但以下數條ニ於テ差異ノ生スルトキハ此限ニ在ラス
第七百五十七條 假處分ノ命令ハ本案ノ管轄裁判所之ヲ管轄ス
右裁判ハ急迫ナル場合ニ於テハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
第七百五十八條 裁判所ハ其意見ヲ以テ申立ノ目的ヲ達スルニ必要ナル處分ヲ定ム
假處分ハ保管人ヲ置キ又ハ相手方ニ行爲ヲ命シ若クハ之ヲ禁シ又ハ給付ヲ命スルコトヲ以テ
之ヲ爲スコトヲ得
假處分ヲ以テ不動產ヲ讓渡シ又ハ抵當ト爲スコトヲ禁シタルトキハ裁判所ハ第七百五十一條
ノ規定ヲ準用シテ登記簿ニ其禁止ヲ記入セシム可シ
第七百五十九條 特別ノ事情アルトキニ限リ保證ヲ立テシメテ假處分ノ取消 許スコトヲ得
第七百六十條 假處分ハ等アル權利關係ニ付キ假ノ地位ヲ定ムル爲ニモ亦之ヲ爲スコトヲ得但
其處分ハ殊ニ繼續スル權利關係ニ付キ著シキ損害ヲ避ケ若クハ急迫ナル強暴ヲ防ク爲メ又ハ
其他ノ理由ニ因リ之ヲ必要トスルトキニ限ル
第七百六十一條 急迫ナル場合ニ於テハ係争物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ハ假處分ノ當否ニ
付テハ口頭辯論ノ爲メ本案ノ管轄裁判所ニ相手方ヲ呼出ス可キ申立ノ期間ヲ定メ假處分ヲ爲
スコトヲ得
此期間ヲ超過シタル後區裁判所ハ申立ニ因リ其命シタル假處分ヲ取消ス可シ
右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
第七百六十二條 本章ノ規定ニ於ケル本案ノ管轄裁判所ハ第一審裁判所トス但本案カ控訴審ニ

七五三 船舶ニ對シテ假差押
ノ執行チナストキハ、假差押
チナス場合ニ於テ、碇泊スル
港ニ碇泊セシムルコトニヨリ
テ、之ヲ行フモノトス、裁判
所ハ、債權者ノ申立ニヨリテ
船舶ノ監守及ビ之ガ保全ノ爲
メニ、必ズ缺クメカラザル處
分チナス。
七五八 假處分ハ、其ノ命令
ヲ發スルハ、本案ノ管轄裁判
所ハ、之ヲ管轄ス。
右、裁判ハ、急迫ナル場合ニ
於テハ、口頭辯論ヲ經スシテ
之ヲ爲スコトヲ得ルモノナ
リ。
七六一 急迫ナル場合ニ於テ
ハ、争ノ目的物ヲ管轄スル所
ノ區裁判所ハ、假處分ノ相當

案關スルトキニ限リ控訴裁判所トス
第七百六十三條 急迫ナル場合ニ於テハ口頭辯論ヲ要セサルモノニ限リ裁判長ハ本章ノ申立ニ付
キ裁判ヲ爲スコトヲ得
第七編 公示催告手續
第七百六十四條 請求又ハ權利ノ届出ヲ爲サシムル爲メノ裁判上ノ公示催告ハ其届出ヲ爲ササ
ルトキハ失權ヲ生スル效力ヲ以テ法律ニ定メタル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
公示催告手續ハ區裁判所之ヲ管轄ス。
第七百六十五條 公示催告ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
此申立ニ付テ、裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
申立ヲ許ス可キトキハ裁判所ハ公示催告ヲ爲ス可ク其公示催告ニハ殊ニ左ノ諸件ヲ掲グ可シ
第一 申立人ノ表示
第二 請求又ハ權利ヲ公示催告期日マテニ届出シ可キコトノ催告
第三 届出ヲ爲ササルニ因リ生ス可キ失權ノ表示
第四 公示催告期日ノ指定
第七百六十六條 公示催告ニ付テハ公告ハ裁判所ノ揭示板ニ揭示シ及ヒ官報又ハ公報ニ掲載シ
テ之ヲ爲シ其他法律ニ別段ノ規定ヲ設ケサルトキハ第五百七十七條第三項ノ規定ニ從ヒテ之ヲ
爲ス
第七百六十七條 公示催告ヲ官報又ハ公報ニ掲載シタル日ト公示催告期日トノ間ニハ法律ニ別
段ノ規定ヲ設ケサルトキハ少ナクモ二个月ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス

ナリヤ、否ヤニ付テノ口頭辯論ノ爲メニ、本案ノ管轄裁判所ニ相手方呼ビ出スベキ申立ノ期間ヲ定メテ、假處分ヲナスコトヲ得ルナリ。

此ノ期間ヲ経過シタル後、區裁判所ハ、申立ニ因リテ、其ノ命シタル假處分ヲ取り消スベシ。

右ノ裁判ハ、口頭辯論ヲ經ズシテ、之ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ。

第七編 公示催告手續トハ若シ或ル期間内ニ届出ヲナサザルトキハ、失權ヲ來タスベキ條件ヲ以テ、其ノ不定ナル相手方又ハ判然セザル權利關係者ヲシテ、其ノ請求又ハ權利ニ就キテ、之

第七百六十八條 公示催告期日ノ終リタル後、除權判決前ニ届出ヲ爲ストキハ適當ナル時同ニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七百六十九條 除權判決ハ申立ニ因リ之ヲ爲ス右判決前ニ詳細ナル探知ヲ爲スコキ命スルコトヲ得

除權判決ノ申立テ却下スル決定及ヒ除權判決ニ付シタル制限又ハ留保ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第七百七十條 申立人ノ申立ノ理由トシテ主張シタル權利ヲ争フコトノ届出アリタルトキハ其事情ニ從ヒ届出テタル權利ニ付テノ裁判確定スルマテ公示催告手續ヲ中止シ又ハ除權判決ニ於テ届出テタル權利ヲ留保ス可シ

第七百七十一條 申立人カ公示催告期日ニ出頭セザルトキハ其申立ニ因リ新期日ヲ定ム可シ此申立ハ公示催告期日ヨリ六個月ノ期間内ニ限り之ヲ爲スコトヲ許ス

第七百七十二條 公示催告手續ヲ完結スル爲メ新期日ヲ定メタルトキハ其期日ノ公告ヲ爲スコトヲ要セス

第七百七十三條 裁判所ハ除權判決ノ重要ナル旨趣ヲ官報又ハ公報ニ掲載シテ公告ヲ爲スコトヲ得

第七百七十四條 除權判決ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス
除權判決ニ對シテハ左ノ場合ニ於テ申立人ニ對スル訴ヲ以テ催告裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ不服ヲ申立ルコトヲ得
第一 法律ニ於テ公示催告手續ヲ許ス場合ニ非ザルトキ

が届出ヲナサシメンガ爲メニ、申請ニ基ツキテ、公示ノ方法ヲ以テ、裁判所ノ行フ所ノ督促ヲ云フ。

七六八 公示催告期日ノ終リタル後、雖モ、除權判決ノ前ニ於テ、之ガ届出ヲナストキハ、適當ナル時間ニ之ヲナシタルモノト看做ス。

七六九 除權判決ハ、申立ニ因リテ爲スナリ。
右ノ除權判決ヲナス前ニ於テハ、詳細ナル探知ヲナスベキ旨ヲ命ズルコトヲ得ルモノナリ。

除權判決ノ申立テ却下スル決定及ヒ除權判決ニ付シタル制限又ハ其ノ留保ニ對シテハ即時抗告ヲナスコトヲ得ルモノ

第二 公示催告ニ付テノ公告ヲ爲サス又ハ法律ニ定メタル方法ヲ以テ公告ヲ爲サザルトキ
第三 公示催告ノ期間ヲ遵守セザルトキ
第四 判決ヲ爲ス判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラレタルトキ
第五 請求又ハ權利ノ届出アリタルニ拘ハラヌ判決ニ於テ其届出手法律ニ從ヒ顧ミザルトキ

第六 第四百六十九條第一號乃至第五號ノ場合ニ於テ原狀回復ノ訴ヲ許ス條件ノ存スルトキ
第七百七十五條 不服申立ノ訴ハ一個月ノ不變期間内ニ之ヲ起ス可シ此期間ハ原告カ除權判決ヲ知リタル日ヲ以テ始マル然レトモ前條第四號及ヒ第六號ニ掲ケタル不服申立ノ理由ノ一ニ基キ訴ヲ起シ且原告カ右ノ日ニ其理由ヲ知ラザリシ場合ニ於テハ其期間ハ不服ノ理由ノ原告ニ知レル日ヲ以テ始マル

除權判決ノ言渡ノ日ヨリ起算シテ五ヶ年ノ満了後ハ此訴ヲ起スコトヲ得ス
第七百七十六條 裁判所ハ第二百十條ノ條件ノ存セザルトキト雖モ數箇ノ公示催告ノ併合ヲ命スルコトヲ得
第七百七十七條 盜取セラレ又ハ紛失若クハ滅失シタル手形其他商法ニ無效ト爲シ得ヘキコトヲ定メタル證書ノ無效宣言ノ爲メ公示催告手續ニ付テハ以下數條ノ特別規定ヲ適用ス
此規定ハ法律上公示催告手續ヲ許ス他ノ證書ニ付キ其法律中ニ特別規定ヲ設ケザル限りハ之ヲ適用ス

第七百七十八條 無記名證券又ハ裏書ヲ以テ移轉シ得ヘク且略式裏書ヲ付シタル證券ニ付テハ

ナリ、
七七一 申立人が、公示催告
期日に於て、出頭セザルトキ
ハ、其ノ申立ニヨリテ、新期
日ヲ定ムルモノトス。此ノ申
立ハ、公示催告期日ヨリ六ヶ
月ノ期間内ニ限リテ、之ヲナ
スコトヲ得ルナリ。

七七二 公示催告手續日ヲ完
結スルガ爲メニ、新期日ヲ定
メタルトキハ、其ノ期日ノ公
告ヲナスコトヲ要セズ。

七七五 除權判決ニ對シテハ
申立人ハ、不服ヲ申立ツルヲ
得ルモノニシテ、其ノ申立ノ
訴ハ、一ヶ月ノ不變期間内ニ
於テ、之ヲ起スベシ。此ノ期
間ハ、原告ガ、除權判決ヲ知
リタル日ヲ以テ、始マルモノ
ナリ。

トフ。然レドモ前條第四款、
第六款ノ場合ノ一ニ基ツキ、
訴ヲ起シ、且ツ原告ガ、右ノ
日ニ其ノ理由ヲ知ラザリシ場
合ニ於テハ、其ノ期間ハ、不
服ノ理由ノ原告ニ知レタル日
ヲ以テ始マルナリ。

除權判決ノ言渡ノリタル日ヨ
リ起算シテ、五ヶ年ヲ経過シ
タル後ハ、之ガ訴ヲ起スコト
ヲ得ズ。

七七九 公示催告手續ハ、證
書ニ記載シタル履行地ノ裁判
所ガ、之ヲ管轄スルナリ。然
レドモ、若シ其ノ證書ニ此ノ
履行地ノ表示ナカシトキハ、
發行人ガ、申立裁判所ヲ有ス
ル地ノ區裁判所之ヲ管轄シ、
其ノ裁判所ヲトキハ、發行

最勝ノ所持人公示催告手續ヲ申立ツル權アリ
此種ノ證書ニ付テハ、證書ニ因リ權利ヲ主張シ得ヘキ者此申立ヲ爲ス權アリ
第七百七十九條 公示催告手續ハ、證書ニ表示シタル履行地ノ裁判所之ヲ管轄ス。若シ證書ニ其履
行地ヲ表示セザルトキハ、發行人ガ普通裁判所ヲ有スル地ノ裁判所之ヲ管轄シ。裁判所ナキト
キハ、發行人ガ發行ノ當リ普通裁判所ヲ有セシ地ノ裁判所之ヲ管轄ス。
證書ヲ發行スル原由タル請求ヲ登記簿ニ記入シタルトキハ、其物ノ所在地ノ裁判所ノ管轄ニ專
屬ス。

第七百八十一條 申立人ハ申立ノ憑據トシテ左ノ手續ヲ爲スコシ
第一 證書ノ原本ヲ差出シ又ハ證書ノ重要ナル旨趣及ヒ證書ヲ十分ニ認知スルニ必キナル
諸件ヲ開示スルコト
第二 證書ノ盜難紛失滅失及公示催告手續ヲ申立ツルコトヲ得ルノ理由タル事實ヲ説明ス
ルコト
第七百八十二條 公示催告中ニ公示催告期日マテニ權利ヲ裁判所ニ提出シ且ヒ證書ヲ提出ス可
キ旨ヲ證書ノ所持人ニ通告ス可ク又失權トシテ證書ノ無効宣言ヲ爲スコキ旨ヲ成ルコト可シ
第七百八十三條 公示催告ノ公告ハ、裁判所ノ揭示板ニ揭示シ且官報又ハ公報 掲載及ヒ新聞
紙ニ三回掲載シテ之ヲ爲ス
公示催告裁判所ノ所在地ニ取引所アルトキハ取引所ニモ亦此公告ヲ揭示ス可シ
第七百八十四條 公示催告ヲ官報又ハ公報ニ掲載シタル日ト公示催告期日トノ間ニハ少ナクト
モ六ヶ月ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス

第七百八十四條 除權判決ニ於テハ證書ヲ無効ナリト宣言ス可シ
除權判決ノ所要ナル旨趣ハ官報又ハ公報ヲ以テ之ヲ公告ス可シ
不服申立ノ訴ニ因リ判決ヲ以テ無効宣言ヲ取消シタルトキハ其申立ノ確定後官報又ハ公報ヲ
以テ之ヲ公告ス可シ

第七百八十五條 除權判決アリタルトキハ其中立人ハ證書ニ因リ義務ヲ負擔スル者ニ對シテ證
書ニ因リ權利ヲ主張スルコトヲ得

第八編 仲裁手續
第七百八十六條 一名又ハ數名ノ仲裁人ヲシテ等ノ判斷ヲ爲サシムル合意ハ當事者カ保爭物ニ
付キ和解ヲ爲ス權利アル場合ニ限リ其效力ヲ有ス
第七百八十七條 將來ノ争ニ關スル仲裁契約ハ一定ノ權利關係人及ヒ其關係ヨリ生スル争ニ關
シタルトキハ其效力ヲ有セズ
第七百八十八條 仲裁契約ニ仲裁人ノ選定ニ關スル定ナキトキハ當事者ハ各一名ノ仲裁人ヲ選
定ス

第七百八十九條 當事者ノ雙方カ仲裁人ヲ選定スル權利ヲ有スルトキハ先ニ手續ヲ爲ス一方ハ
書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手續ヲ爲スコキ旨
ヲ通告ス可シ
右期間ヲ経過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手續ヲ爲ス一方ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス
第七百九十條 當事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ爲シタル後ハ相手方ニ對シテ其選
定ニ拘束セラル

第七百九十一條 當事者ノ雙方カ仲裁人ヲ選定スル權利ヲ有スルトキハ先ニ手續ヲ爲ス一方ハ
書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手續ヲ爲スコキ旨
ヲ通告ス可シ
右期間ヲ経過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手續ヲ爲ス一方ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス
第七百九十條 當事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ爲シタル後ハ相手方ニ對シテ其選
定ニ拘束セラル

第七百九十二條 當事者ノ雙方カ仲裁人ヲ選定スル權利ヲ有スルトキハ先ニ手續ヲ爲ス一方ハ
書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手續ヲ爲スコキ旨
ヲ通告ス可シ
右期間ヲ経過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手續ヲ爲ス一方ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス
第七百九十條 當事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ爲シタル後ハ相手方ニ對シテ其選
定ニ拘束セラル

第七百九十三條 當事者ノ雙方カ仲裁人ヲ選定スル權利ヲ有スルトキハ先ニ手續ヲ爲ス一方ハ
書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手續ヲ爲スコキ旨
ヲ通告ス可シ
右期間ヲ経過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手續ヲ爲ス一方ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス
第七百九十條 當事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ爲シタル後ハ相手方ニ對シテ其選
定ニ拘束セラル

第七百九十四條 當事者ノ雙方カ仲裁人ヲ選定スル權利ヲ有スルトキハ先ニ手續ヲ爲ス一方ハ
書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手續ヲ爲スコキ旨
ヲ通告ス可シ
右期間ヲ経過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手續ヲ爲ス一方ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス
第七百九十條 當事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ爲シタル後ハ相手方ニ對シテ其選
定ニ拘束セラル

人が、發行ノ當時、普通裁判
權ヲ有セシ地ノ裁判所が、之
ヲ管轄スルモノトス。

七八一 公示催告中ニ於テ、
公示催告日マテニ、權利ヲ
裁判所ニ届出テ、且ツ其ノ証
書ノ提出ヲナスベキ旨ヲ證書
ノ所持人ニ催告スベク、又失
權トシテ證書ノ無効宣言ヲナ
スベキ旨ヲ戒示シ置クコトヲ
要ス。

七八二 仲裁手續トハ、或
ル事ヲバ、一人又ハ數人ノ
仲裁人タル一私人ヲシテ、
之ヲ裁斷セシムル所ノ一種
ノ契約ヲ云フ。

七八八 仲裁契約コトヲ、仲
裁人ノ選定ニ關スル選定ナキト
キハ、當事者ハ、各一名ノ仲

第七百九十一條 仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ死亡シ又ハ其他ノ理由ニ因リテ
缺シ又ハ其職務ノ引受者ヲ施行ナ拒ミタルトキハ其仲裁人ヲ選定シタル當事者ハ相手方ノ
催告ニ因リ七日ノ期間内ニ他ノ仲裁人ヲ選定ス可シ此期間ヲ経過シタルトキハ管轄裁判所ハ
其催告ヲ爲シタル者ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス可シ

第七百九十二條 當事者ハ判事ヲ忌避スル權利アリト同一ノ理由及ヒ條件ヲ以テ仲裁人ヲ忌避
スルコトヲ得
此他仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ其職務ノ履行ヲ不當ニ遲延スルトキハ亦之
ヲ忌避スルコトヲ得
無能力者、廢者及ヒ公權ノ剝奪又ハ停止中ノ者ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

第七百九十三條 仲裁契約ハ當事者ノ合意ヲ以テ左ノ場合ノ爲メ選定ヲ爲サシトキハ其效
力ヲ失フ
第一 契約ニ於テ一定ノ人ヲ仲裁人ニ選定シ其仲裁人中ノ或ル人カ死亡シ其他ノ理由ニ因
リ欠缺シ又ハ其職務ノ引受者拒ミ又ハ仲裁人ノ取替ヒタル契約ヲ解キ又ハ其責務ノ履行
ノ不當ニ遲延シタルトキ

第二 仲裁人カ其意見ノ可否兩難ナル旨ヲ當事者ニ通知シタルトキ
第七百九十四條 仲裁人ハ仲裁契約前ニ當事者ヲ審訊シ且必要トスル限りハ等ノ原因タル事件
關係ヲ探知ス可シ
仲裁手續ニ付キ當事者ノ合意アラサル場合ニ於テハ其手續ハ仲裁人ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム

第七百九十五條 仲裁人ハ其面前ニ任意ニ出頭スル證人及ヒ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得

裁人ヲ選定スルナリ。

七八九 當事者ノ雙方ガ、仲
裁人ヲ選定スル權利ヲ有スル
モノナルトキハ、先キニ之ガ
手續ヲナス一方ガ、相手方ニ
對シ、書面ヲ以テ、選定シタ
ル仲裁人ヲ指示シ、且ツ七日
ノ期間内ニ於テ、之ト同一ノ
手續ヲナスベキコトヲ催告ス
ベシ。

徒ニ右ノ期間ヲ経過シタルト
キハ、管轄裁判所ハ、先キニ
手續ヲナス一方ノ申立ニ因リ
テ、仲裁人ノ選定ヲナスモノ
トス。

七九二 當事者ニ於テハ、判
事ヲ忌避スルト同一ノ理由ヲ
以テ、仲裁人ヲ忌避スルコト
ヲ得ルナリ。

仲裁人ハ證人又ハ鑑定人ヲシテ宣誓ヲ爲サシムル權ナシ

第七百九十六條 仲裁人ノ必要ト認ムル判斷上ノ行為ニシテ仲裁人ノ爲スコトヲ得サルモノハ
當事者ノ申立ニ因リ管轄裁判所之ヲ爲ラ可シ但其中立ヲ相當ト認メタルトキニ限ル
證人又ハ鑑定人ニ供述ヲ命ジタル裁判所ハ證據ヲ述フルコト又ハ鑑定ヲ爲スコトヲ拒ミタル
場合ニ於テ必要ナル裁判ナモ亦爲ス備アリ
第七百九十七條 仲裁人ハ當事者カ仲裁手續ヲ許スカラサルコトヲ主張スルトキ殊ニ法律上
有效ナル仲裁契約ノ成立セサルコト、仲裁契約カ判斷ス可キ等ニ關係セサルコト又ハ仲裁人
カ其職務ヲ履行スル權ナキコトヲ主張スルトキト雖モ仲裁手續ヲ履行シ且仲裁判斷ヲ爲スコ
トヲ得
第七百九十八條 數名ノ仲裁人カ仲裁判斷ヲ爲スコトキハ過半數ヲ以テ其判斷ヲ爲スコシ但
仲裁契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七百九十九條 仲裁判斷ニハ其作リタル年月日ヲ記載シテ仲裁人之ニ署名捺印ス可シ
仲裁人ノ署名捺印シタル判斷ノ正本ハ之ヲ當事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ證書ヲ添ヘテ管轄
裁判所ノ書記課ニ之ヲ預ケ置ク可シ
第八百條 仲裁判斷ハ當事者間ニ於テ確定シタル裁判所ノ判決ト同一ノ效力ヲ有ス

第八百一條 仲裁判斷ノ取消ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ申立ツルコトヲ得
第一 仲裁手續ヲ許スカラサルコトキ
第二 仲裁判斷カ法律上禁止ノ行為ヲ爲スコキ旨ヲ當事者ニ宣渡シタルトキ
第三 當事者カ仲裁手續ニ於テ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレザリシトキ

此ノ他、仲裁契約ヲ以テ、選定ナシタルニアラザル仲裁人ガ、其ノ責務ノ履行ヲバ、不當ニ遲延スルトキハ、亦之ヲ忌避スルコトヲ得ルモノトス。

無能力者、聲者、啞者及ビ公權ノ剝奪又ハ停止中ノモノヲ忌避スルコトヲ得ルナリ。

七九六 仲裁人が、必要ト認ムル所ノ判断上ニ於ケル行為ニシテ、仲裁人ノ爲スコトヲ得ザルモノハ、當事者ノ申立ニヨリテ、管轄裁判所ガ、之ヲナスベキモノトス。但シ是ハ其ノ申立ヲ相當ト認メタルトキニ限レリ。

證人又ハ鑑定人ヲシテ、供述ヲ命ジタル裁判所ハ、證據ヲ

第四 仲裁手續ニ於テ當事者ヲ審訊セザリシトキ

第五 仲裁判断ニ理由ヲ付セザリシトキ

第六 第四百六十九條第一號乃至第五號ノ場合ニ於テ原狀回復ノ訴ヲ許ス條件ノ存スルトキ

仲裁判断ノ取消ハ當事者カ別段ノ合意ヲ爲シタルトキハ本條第四號及ヒ第五號ニ掲ケタル理由ニ因リ之ヲ爲スコトヲ得ス。

第八百二條 仲裁判断ニ依リ爲ス強制執行ハ執行判決ヲ以テ其許ス可キコトヲ言渡シタルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

右執行判決ハ、仲裁判断ノ取消ヲ申立シタルコトヲ得ヘキ理由ヲ存スルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス。

第八百三條 執行判決ハ、爲シタル後ハ仲裁判断ノ取消ハ第八百一條第六號ニ掲ケタル理由ニ因リテノミ之ヲ申立シタルコトヲ得但當事者カ自己ノ過失ニ非ズテ前手續ニ於テ取消ノ理由ヲ主張スル能ハザリシコトヲ證明シタルトキニ限ル

第八百四條 仲裁判断ノ取消ノ訴ハ前條ノ場合ニ於テハ一ヶ月ノ不變期間内ニ之ヲ起ス可シ右期間ハ當事者カ取消ノ理由ヲ知リタル日ヲ以テ始マル然レトモ執行判決ノ確定前ニハ始マラサルモノトス但執行判決ノ確定ト爲リタル日ヨリ起算シテ五ヶ年ノ滿了後ハ此限ハ爲ストナサス

仲裁判断ノ取消スコトキハ執行判決ノ取消ナモ亦言渡ス可シ

第八百五條 仲裁人ヲ選定シ若ケハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコト、仲裁手續ヲ許ス

述アルコト、又ハ、鑑定ナナスコトヲ拒ミタル場合ニ於テ、必要ナル裁判ヲモナス權ヲ有ス。

八〇〇 仲裁人ノ爲シタル判断ハ、當事者ニ於ケル確定セラル裁判所ノ判決ト同一ノ效力ヲ有スルナリ。

八〇二 仲裁判断ニ依ル強制執行ハ、執行判決ヲ以テ、其ノ之ヲ許スベキコトヲ言渡シタルトニ限リ。之ヲナスコトヲ得ルモノトス。

右ノ執行判決ハ、仲裁判断ノ取消ヲ申立シタルコトヲ得ベキ理由ノアルトキハ、之ヲ爲スコトヲ得ザルナリ。

八〇三 執行判決ヲナシタル後ハ、仲裁人ノナシタル判断

可カラサルコト、仲裁判断ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ爲スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ據テシタル區域裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ裁判ノ主トスル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ區域裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄ス

民事訴訟法施行條例 (二十三年法律第五十號)

第一條 民事訴訟法實施前ニ提起シタル訴訟ニ付テノ爾後ノ訴訟手續ハ民事訴訟法ニ依リテ之ヲ完結ス

第二條 民事訴訟法實施前ニ開席ノ傳言渡シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法ニ依リ故障ヲ申立ツルコトナシ

故障ノ期間ハ新法ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊法ノ控訴上告期限ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ

第三條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ニ對スル控訴上告期限ハ新法ノ控訴上告期間ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊法ノ控訴上告期限ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ

第四條 民事訴訟法實施前ニ確定シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法ニ依リ再審ヲ求ムル訴ヲ爲スコトヲ得但民事訴訟法實施前ニ再審ノ條件生シタルトキハ其條件ノ生シタル日ヨリ再審ノ期間ヲ起算ス

第五條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ強制執行ハ民事訴訟法ニ依リテ之ヲ完結ス但シ

ノ取消ハ、第八百一條第六號ニ掲ゲタル理由ニ依リテノミ之ヲ申立ツルコトヲ得ルモノナリ。但シ當事者が、自分ノ過失ニアラスシテ、前ノ手續ニ於テ、取消ノ理由ヲ主張スル能ハザリシコトヲハ説明シタルトキニ限ル。

二〇四 仲裁判斷ヲ取消スルハ、第八百三條ノ場合ニ於テハ、一ヶ月ノ不變期間内ニ之ヲ起スベシ。

此ノ期間ハ、當事者が、取消ヲナス理由ヲ知りタル日ヲ以テ、始マルモノトス。然レドモ執行判決ノ確定前ニ於テハ始マラザルモノトス。但シ執行判決ノ確定トナリタル日ヨリ起算シテ、五年ヲ經過シタ

既ニ自代限ノ指ホナ爲シ又ハ公費ニ着手シタル事件ハ其手續ノ終了マテハ舊法ニ從フ

第六條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ執行命令ヲ得ル場合ニ於テ民事訴訟法第四百九十九條ノ規定ニ從ヒ證明書ヲ要スル者ハ其訴訟記録ノ存在スル裁判所ニ之ヲ求ムルコトヲ得

第七條 民事訴訟法實施前既ニ勸解ヲ出願シ未ダ完結ニ至ラザル事件ハ民事訴訟法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ區裁判所權限シテ之ヲ完結スルコトヲ得

第八條 民事訴訟法ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第九條 民事訴訟法ニ於テ親族ト稱スル者ハ當分ノ内親法ノ親族例ニ依ル

第十條 婚姻離婚及養子ノ縁組縁縁ニ關スル訴訟ニ付テハ特別ノ慣例アルモノハ當分ノ内其慣例ニ從フ

第十一條 明治八年第六號布告ハ當分ノ内其效力有スルモノトス

第十二條 明治十年第十九號布告控訴上告手續第十六條中大審院トアルテ上告裁判所ト改メ該條ハ當分ノ内其效力有スルモノトス

正改 民事訴訟法釋義終

明治四拾壹年六月廿七日印刷
 明治四拾壹年六月拾日發行

不許複製

著作者	林 儀一郎
發行者	東京市神田區表神保町七番地 辻 本 末 吉
發兌	東京市神田區表神保町七番地 修學堂書店 電話本局一七五三番 振替貯金三二二八番
印刷者	東京市本郷區湯島一丁目二番地 羽 田 恭 輔
印刷所	東京市本郷區湯島一丁目二番地 株式會社 篠 光 社

新撰百科全書第三拾四編 改正民事訴訟法釋義

正 價 金 拾 五 錢
 郵 稅 金 六 錢

英和會話獨修 全一冊
三冊十頁 洋裝正價卅五錢 郵費六錢
特製一字入正價五十錢 郵費六錢
英和會話會話 島田東洋

最新日英書翰文全二冊
洋裝大正金文字入 正價七十錢
小正價八錢
研究會館 國語部編

英語學獨修講義 全一冊
洋裝大正金文字入 正價七十錢
小正價八錢
法政研究會編

試驗問題解答 全一冊
文官普通 試驗問題解答 全一冊
郵費六錢
北中學校 總理學士杉谷佐五郎先生

獨修講義錄 全一冊
文官普通 試驗問題解答 全一冊
郵費六錢
北中學校 總理學士杉谷佐五郎先生

官立入學試驗問題 全一冊
官立入學試驗問題 全一冊
郵費六錢
北中學校 總理學士杉谷佐五郎先生

改正日本六法註釋 全一冊
洋裝八百頁 正價一圓八十錢 小包十二錢
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

帝國憲法釋義 全一冊
日本大學 友高橋宮二君著

法律文例 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

府縣制郡制釋義 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

訴訟法註釋大全 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

和英新辭典 全一冊
正價八拾錢 郵費八錢
英文學の泰斗として其名譽はなほ和田博士
が多年の経験に基き其の會話ののり
せいかじめに多大の苦心を以て編せられたる
ものにして一度本を手にしたものは會話に
用文に 玉の名文出ちになり予言語 九番
いて出で来り人非を辨氏の用右に並置する
に當りて博士が心血をそそぎ多岐磨ける此
一類の白玉の彼の累々たる功間に流布する辭
典書類の中にあつて如何に潔々たる光を放つ
かを見たまへ

官立入學試驗問題解答 全一冊
官立入學試驗問題解答 全一冊
郵費六錢
北中學校 總理學士杉谷佐五郎先生

官立入學試驗問題講義 全一冊
官立入學試驗問題講義 全一冊
郵費六錢
北中學校 總理學士杉谷佐五郎先生

日本六法全書 全一冊
日本法律學科内政會編

商法釋義 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

六法講義 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

民法講義 全一冊
大判七百頁 上裝一圓五十錢 小包十錢
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

刑法講義 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

法學通論 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

契約買賣作成案内合卷 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

法規全書 全一冊
北川三友兩先生編
正價三百頁 正價六十錢 小包八錢

民法戶籍法問答講義 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

關稅法規類纂 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

法律顧問 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

警察監獄顧問 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

代數學講義 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

代數學問題詳解 全三冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

平面幾何學問題詳解 全二冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

立體幾何學問題詳解 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

數學公式及原理 全一冊
法政研究會編 法政學院 森德之祐著

東京中學	松本小七郎	▲算術講義	全一冊	八十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
研究學館長	真平漢太郎	▲代數學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲平面幾何學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲立體幾何學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲三角法講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲微分學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲積分學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲解析幾何學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲球面三角法講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲測量術講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲新選大代數講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲鐵物學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲物理學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲化學講義	全一冊	四十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢
同	真平漢太郎	▲最新無機化學講義	全一冊	六十錢	廣中	▲最新有機化學講義	全一冊	六十錢

●以上廿九課目は當代に於て各要項たる博士學士が各自專攻の科目を多年實驗に依り丁寧親切を旨として材料豊富最新行文平易記事正確及び編者をして一顧の煩悶たも無いらめしん事を期す

伴德政先生著	物理計算及問題詳解	全一冊	正價卅五錢	郵稅四錢
伴德政先生著	化學計算及問題詳解	全一冊	正價卅五錢	郵稅四錢
伴德政先生著	平面三角問題詳解	全一冊	正價卅五錢	郵稅四錢
松本小七郎著	算術捷徑	全一冊	正價廿八錢	郵稅四錢
日本醫學協會講師鳴川修治著	通俗傳染病豫防書	全一冊	正價卅五錢	郵稅四錢
醫學研究所長醫學博士北里柴三郎 傳染病研究所長醫學博士柴山五郎 傳染病研究所長醫學博士柴山五郎	結核豫防書	全二冊	正價卅五錢	郵稅四錢
醫學博士丸山秀雄著	男女生殖健全法	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	通俗衛生顧問	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	西國立志編	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	商業百話	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	文章軌範	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	公會演說雄辯討論法	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	文章資料	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	作文錦囊	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	圖畫速寫法	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	用器畫法	全一冊	正價卅五錢	郵稅六錢
醫學博士丸山秀雄著	音樂獨習全書	全四冊	正價卅五錢	郵稅六錢

工-2M-57

東京醫學堂書店新刊目錄 (六)

工學士石浦德治日本編者協會編用修治寫著
理化
應用 製造顧問 全二冊

正價九十錢 小包八錢
上製金文字入正價一圓卅錢 小包八錢
理學士 松井九方
改訂 工業須知 全二冊

首製 文字入版 全二冊 正價五十五錢
並製八十錢 小包卅錢 金文字
國學院講師 佐藤寬作先生歌
官學堂校講師 平岡 先生作曲

宣戰 勳歌 日露軍歌 全二冊
美本正價五錢 五冊迄郵稅金二錢
郵券代用一割増

酒井 男女東京遊學案内 全一冊
正價五十錢 郵稅六錢

言文一教會員吉川鴻禧著
言文一教會員吉川鴻禧著
言文 明治書簡文 新刊
正價三十錢 郵稅四錢

言文一教會員吉川鴻禧著
言文 一致 女子書簡文 新刊
正價三十錢 郵稅四錢

編輯新日記 中島元次郎先生著
紙約五百頁 正價四圓卅錢 郵稅十錢
法 社會學 松本 著

法典 法典 商事業者債權取立案內 全一冊
大津本一冊 正價一圓五十錢 小包十錢

東京控訴院 院事 學士 櫻井 通先生著
刑事訴訟法原論 全一冊
定價金貳圓 小包卅金十二錢

法學博士 高橋 作博士
戰時國際公法 八版
價金壹圓七角五分 小包 金十二錢

法學博士 高橋 作博士
漢學 講義 全一冊
洋裝全一冊 正價一圓六十錢
小包卅十二錢

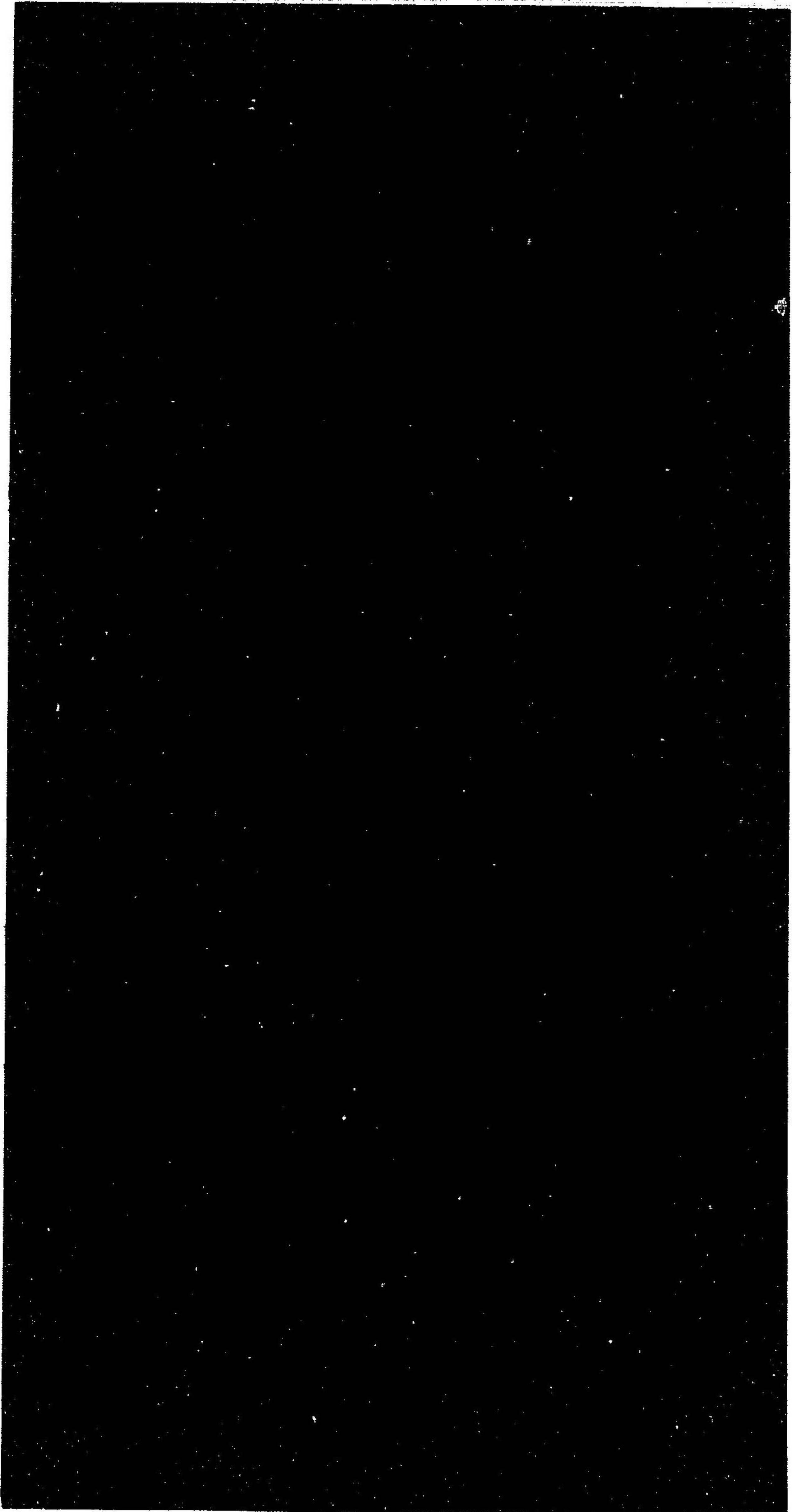
津田南壽君著
改訂 農家事務案内 全一冊
詳說
正價五拾錢 郵稅六錢

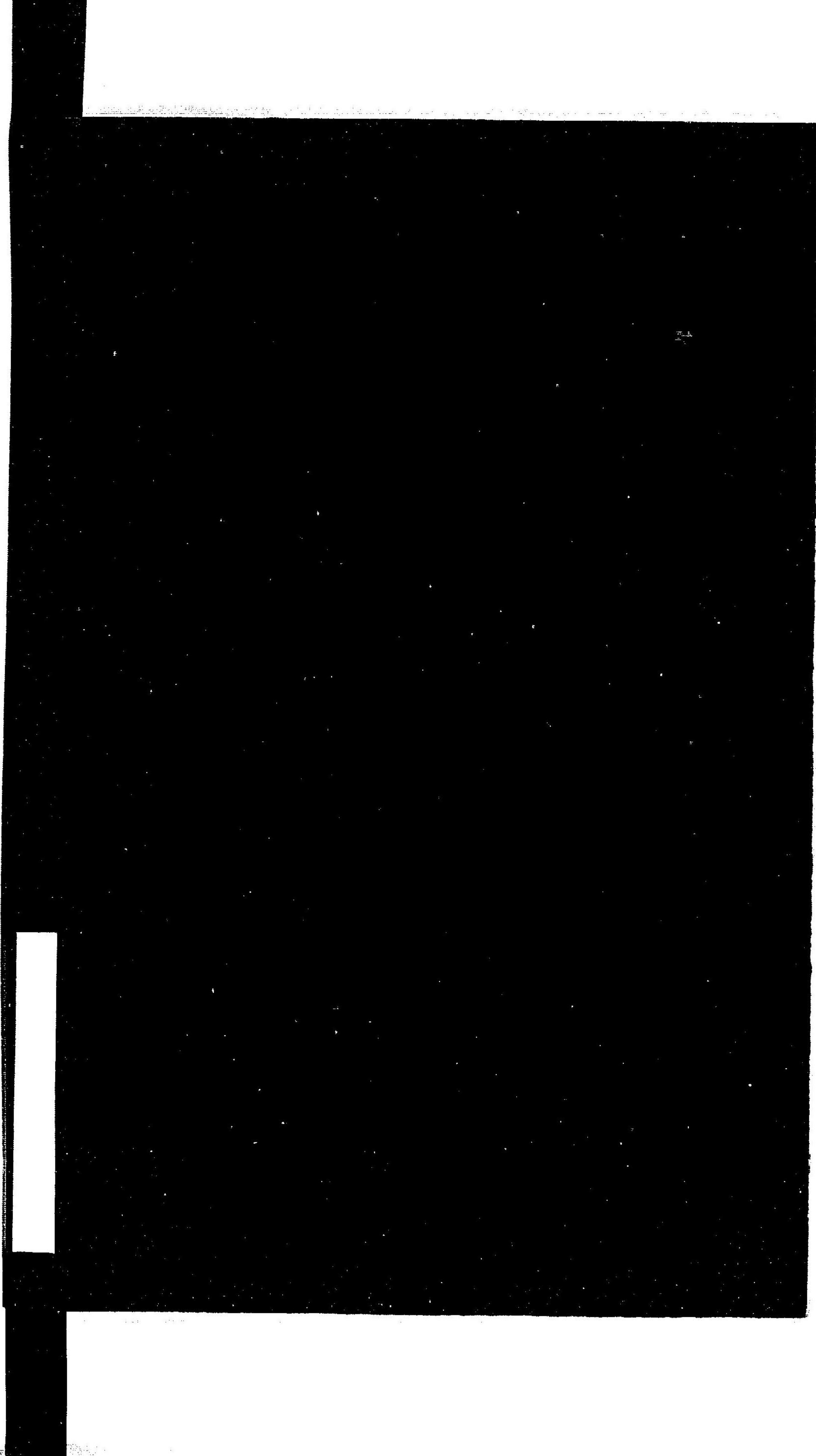
山崎秀房編
戶籍法問答 全
正價五拾錢 郵稅六錢

農學博士 田中 幸介校用
農學士 櫻井 通先生著
農家之母生 井田 十二
農家の副業と其方法 全一冊
洋裝入判價一圓廿錢 小包八錢

陸軍中 尉
陸軍學校講師 松本小七郎先生著
東京中學校教授 藤井 謙
數學獨修 正價各々參拾八錢
郵稅各々四 錢
紙數約二百頁

算術之部
代數之部
幾何之部
三角之部





78
92

036617-000-9

78-92

改正民事訴訟法釈義

林 儀一郎/著

M41

BBS-0035



